

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組  
状況等に関する会計検査の結果について」

令和元年12月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成29年6月5日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月6日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、30年10月4日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、令和2年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和元年12月  
会計検査院

# 目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	30年報告の概要	1
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
(1)	検査の観点及び着眼点	5
ア	大会の開催に向けた取組等の状況	6
イ	各府省等が実施する大会の関連施策等の状況	6
(2)	検査の対象及び方法	7
第2	検査の結果	8
1	大会の開催に向けた取組等の状況	8
(1)	大会の開催に向けた取組体制等の状況	8
ア	大会の開催に向けた取組体制の概要	8
イ	大会の開催に向けた政府等関係機関の連携体制	10
(2)	大会経費の試算等の状況	12
ア	30年報告の検査結果に対する対応等	12
イ	大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況	17
ウ	国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況	24
エ	大会組織委員会の決算等の状況	31
(3)	パラリンピック経費の執行状況	32
ア	パラリンピック経費の概要	32
イ	パラリンピック経費の予算及び決算の状況	34
ウ	パラリンピック経費の確認状況	35
(4)	大会施設の整備状況	40
ア	大会施設の概要等	40
イ	JSCによる新国立競技場の整備	44
ウ	JSCによる国立代々木競技場の整備	48
エ	JRAによる馬事公苑の整備	50

オ	東京都による大会施設の整備	51
カ	都外自治体又は民間団体による大会施設の整備	53
キ	大会組織委員会による大会施設の整備	55
(5)	新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況	58
ア	30年報告の検査結果に対する対応等	58
イ	事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況	59
ウ	整備費用に係る分担決定の状況	62
エ	文部科学省及びJSCによる財源確保の状況	66
オ	大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況	69
2	各府省等が実施する大会の関連施策等の状況	71
(1)	大会の関連施策の全体状況等	71
ア	政府の取組状況報告	71
イ	オリパラ関係予算の執行状況	76
ウ	政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況	76
エ	その他の大会に関する主な支援	81
オ	大会の関連施策の全体状況	87
(2)	大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況	89
ア	「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る連絡会議等の取組状況	89
イ	「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る連絡会議等の取組状況	90
ウ	「被災地の復興・地域活性化」に係る連絡会議等の取組状況	91
エ	「日本文化の魅力の発信」に係る連絡会議等の取組状況	92
(3)	「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況	92
ア	「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況	94
イ	「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の実施状況	99
ウ	「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況	102
エ	「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況	108
オ	「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況	114

カ	「新国立競技場の整備」に係る大会の関連施策の実施状況	116
キ	「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況	116
ク	その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況	117
(4)	「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況	120
ア	「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況	121
イ	「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況	125
ウ	「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況	128
第3	検査の結果に対する所見	133
1	検査の結果の概要	133
2	所見	153
別図表		156

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・ 本文及び図表中の支出額及び交付金額については、平成31年4月30日現在の金額を記載しているため、決算額と一致しないものがある。
- ・ 図表中の金額欄の「0」は単位未満があること、「－」は皆無であることを示す。

# 事例一覧

[オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの]

<事例1> . . . . . 27

[令和元年取組状況報告に記載されていないもの]

<事例2> . . . . . 28

[委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認をするための根拠資料の提出を求めていなかったもの]

<事例3> . . . . . 38

[大会組織委員会においてオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったもの]

<事例4> . . . . . 39

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等

##### (二) 検査の内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項

- ① 大会の開催に向けた取組等の状況
- ② 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

### 2 30年報告の概要

上記の要請により、会計検査院は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に向けた取組状況等に関して、<sup>(注1)</sup> 合規性、<sup>(注2)</sup> 経済性、<sup>(注3)</sup> 効率性、有効性等の観点から、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、9独立行政法人、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）、18都道府県、同都道府県の92市区町村、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（26年以前は一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。以下「大会組織委員会」という。）及び14府省等の国庫補助金等交付先又は委託先である23法人において、①大会の開催に向けた取組等の状況、②各府省等が実施する大会に関連して講ずべき施策（以下、大会に関連して講ずべき施策を「大会の関連施策」という。）等の状況等について検査を実施するなどして、30年10月4日に、会計検査院長から参議院議長に対してその結果を報告した（以下、この報告を「30年報告」という。）。

(注1) 14府省等 内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、

- 環境省、防衛省
- (注2) 9独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人造幣局、同国際協力機構、同国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、同日本芸術文化振興会、同日本貿易振興機構、同国際観光振興機構
- (注3) 18都道府県 東京都、北海道、京都府、宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、静岡、兵庫、福岡、大分各県

30年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

- ① 東京都及び特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会（以下「招致委員会」という。26年3月解散）が国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に提出した立候補ファイルにおける、大会の開催に要する経費（以下「大会経費」という。）の試算は、他の立候補都市と比較可能なようにIOCにより計上対象とする経費が設定されているため、輸送やセキュリティ等の大会の運営に要する経費が一部しか計上されていないなどしており、大会経費の全体を試算したものととはなっていない。

また、大会組織委員会が公表した大会経費V2（バージョン2。以下「V2予算」という。）における試算の対象は、大会組織委員会が負担して実施する全ての業務、東京都及び国（独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）を含む。）が負担する所有施設の新規整備等となっている。一方、国及び都外自治体（東京都外の競技会場が所在する地方公共団体をいう。以下同じ。）が行う所有施設の改修整備や、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」（以下「大枠の合意」という。）に基づき国及び都外自治体が担うこととなっている業務の経費は、行政経費であるとして試算の対象となっておらず、V2予算は大会の開催に関連して行われる全ての業務に係る経費を示すものではない。

そして、国が29年度末時点で大会に関連して行う業務に要する経費の規模を公表しているのは、所定の要件を満たすとして各府省等が整理し、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「オリパラ事務局」という。）へ回答した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算（以下「オリパラ関係予算」という。）のみであり、オリパラ関係予算として整理されていないが、大会組織委員会を対象とするなど大会との関連性が強いと史料される業務に要する経費の規模は公表していない。



- ② 27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容（以下「財源スキーム」という。）に基づき、J S Cが行う新国立競技場の整備に係る分担対象経費（スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する見込額等）1581億円の国、東京都等の分担内容は、国はその2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担することとなっているが、東京都の負担見込額395億円については、29年度末時点で協定書等は締結されておらず、J S Cへの入金時期や入金方法等は未定となっている。
- ③ 新国立競技場について、文部科学省に設置された大会後の運営管理に関する検討ワーキングチームにより29年11月に策定された「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（以下「基本的考え方」という。）によれば、31年年央を目途にコンセッション事業（公共施設等運営事業）等<sup>(注4)</sup>の民間事業化の事業スキームを構築して、公募を経て、大会終了後に改修を行い、34年後半以降の供用開始を目指すことなどとなっているが、29年度末時点で改修に係る財源や期間等は定まっていない。また、新国立競技場の完成後は、施設の維持管理費が必要とされ、民間事業化までの期間は所有者であるJ S Cの負担が生ずることが想定される。
- ④ 大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針として、27年11月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下「オリパラ基本方針」という。）が閣議決定された。オリパラ基本方針は、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、大会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、大会の円滑な準備及び運営の推進に関して政府が講ずべき措置に関する計画等を定めたものである。各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、29年5月に公表された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」（以下「政府の取組状況報告」という。）に記載された取組内容に該当する25年度から29年度までの支出額は、計8011億余円（事業ごとの支出額を算出することが困難な事業等に係る支出額を除く。）となっている。各府省等が29年度までに実施した大会の関連施策の状況をみたところ、各府省等が実

(注5)  
施する様々な施策において、大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するための取組において課題等が見受けられた。

(注4) コンセッション事業（公共施設等運営事業） 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式により運営を行う事業。公共主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供が可能となる。

(注5) レガシー オリンピック憲章により開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励されている大会の有益な遺産。長期にわたる特にポジティブな影響であり、スポーツ、社会、環境、都市及び経済の5分野によるものをいう。

そして、30年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

国は、大会の招致について、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるとして東京都が招請することを了解して、万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、東京都が補填し、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、国が国内の関係法令に従い補填すること、大会組織委員会の費用負担なしに、大会に関係する政府関連業務を提供することなどを内容とした政府保証書をIOCへ提出している。そして、大会の開催決定後は、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援に取り組んできたところである。

会計検査院が検査したところ、各府省等が実施した大会の関連施策に係る25年度から29年度までの支出額は計8011億余円となっており、各府省等が実施する大会の関連施策については、30年度以降も大会の開催に向けて多額の支出が見込まれる。

今後、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会を中心として大会の開催に向けた準備が加速化していくことから、オリパラ事務局、各府省等及びJSCは、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と連携して、32年7月からの開催に向けて、大会の円滑な準備、運営等に資する取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知し、理解を求め  
るために、大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担す

ることとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること

イ J S Cは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと

ウ 早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJ S Cの財政負担を明らかにするために、J S Cは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

エ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること。また、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

### 3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### (1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、30年報告において、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、32（令和2）年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

オリパラ基本方針によれば、大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠とされており、政府の取組状況報告によれば、国は大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するために必要な措置を講ずるために、政府一体とな

って、オリパラ基本方針に基づき施策を総合的に推進しているところであるとしている。

そして、30年報告以降、新国立競技場等の大会に必要な施設（以下「大会施設」という。）の整備が進むなど、大会の開催に向けた準備は佳境を迎えつつあり、また、30年度以降、多数執行される見込みであるパラリンピック競技大会の大会施設及び運営に必要な経費（以下「パラリンピック経費」という。）に対しては、国の負担額として既に東京都に交付されている東京パラリンピック競技大会開催準備交付金（以下「パラリンピック交付金」という。）も充てられることとなる。

そこで、今回の検査では、前記の要請の趣旨を踏まえて、大会の開催準備の進捗状況、パラリンピック経費の執行状況、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した（以下、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況について確認する検査を「フォローアップ検査」という。）。

#### ア 大会の開催に向けた取組等の状況

- (ア) 国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか。
- (イ) 国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会経費の試算等の内容はどのようになっているか。特に、オリパラ事務局は、30年報告を踏まえて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、各府省等から情報を集約して業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか。
- (ウ) 国が東京都に交付したパラリンピック交付金について、大会組織委員会によるパラリンピック経費の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピック経費<sup>(注6)</sup>の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか。
- (エ) 新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどうになっているか。特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等について、30年報告以降の進捗状況はどうになっているか。

#### イ 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

- (ア) 各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどうになっ

ているか。また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっているか。特に、30年報告において課題等が見受けられた大会の関連施策についての実施状況は改善されているか。

- (イ) 各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都（大会施設が所在する  
(注7) (注8) (注9)  
11市区を含む。）、都外自治体である8道県15市町等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているか。

- (注6) 共同実施事業管理委員会 大卒の合意に基づき、大会経費のうち、大会準備のために、大会組織委員会が東京都、国等の役割（経費）分担に応じた負担金を使用して実施する事業である共同実施事業に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、国、東京都及び大会組織委員会の三者間において、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うことなどにより共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場
- (注7) 11市区 調布市、千代田、中央、港、新宿、墨田、江東、品川、世田谷、渋谷、江戸川各区
- (注8) 8道県 北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県
- (注9) 15市町 札幌、福島、鹿嶋、さいたま、川越、狭山、朝霞、新座、千葉、横浜、藤沢、伊豆各市、宮城郡利府、長生郡一宮、駿東郡小山各町

## (2) 検査の対象及び方法

大会の開催に向けた取組等の状況については、25年度から30年度まで（一部については令和元年度まで）に各府省等、J S C及びJ R Aが実施した大会施設の整備状況等について検査するとともに、東京都、大会組織委員会及び都外自治体が国庫補助金等を活用するなどして実施した大会施設の整備状況等について検査した。また、各府省等が実施する大会の関連施策等の状況については、平成25年度から30年度まで（一部については令和元年度まで）に14府省等が実施した大会の関連施策等に係る事業の実施状況等について検査した。

(注10)  
検査に当たっては、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、4独立行政法人、J R A、24都道県、同都道県の70市町村、大会組織委員会及び14府省等の国庫補助金等交付先又は委託先である31法人において、大会施設の整備状況、各府省等の大会の関連施策の実施状況等について、672人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどした。また、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

なお、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）、大会組織委員会、地方公共団体等において国庫補助金等の交付を受けずに実施されているなどの会計検査院の検査権限が及ばない取組等については、協力が得られた範囲で説明

を受けるなどして調査を行った。

(注10) 4独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、同新エネルギー・産業技術総合開発機構、JSC、独立行政法人国立病院機構

(注11) 24都道府県 東京都、北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、岐阜、静岡、三重、兵庫、鳥取、山口、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

## 第2 検査の結果

### 1 大会の開催に向けた取組等の状況

#### (1) 大会の開催に向けた取組体制等の状況

##### ア 大会の開催に向けた取組体制の概要

(注12)  
平成25年9月に、IOC、東京都及び国内オリンピック委員会であるJOCの3者により開催都市契約が締結されて、IOCから東京都及びJOCに大会の計画、組織、資金調達及び運営が委任された。そして、開催都市契約に基づき、26年1月に大会組織委員会が東京都及びJOCの拠出により設立され、同年8月に開催都市契約の当事者に追加された。

国においては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営を支援するために、25年9月に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣（27年6月以降は東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣。以下「オリパラ担当大臣」という。）が任命された。そして、27年6月には、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。）が成立して施行され、オリパラ特措法に基づき、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「オリパラ推進本部」という。）が設置された。また、オリパラ特措法に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針として、同年11月にオリパラ基本方針が閣議決定された。

オリパラ推進本部は、オリパラ基本方針の実施を推進すること、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関することなどを所掌しており、その事務についてはオリパラ事務局が処理することとされた。

各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。

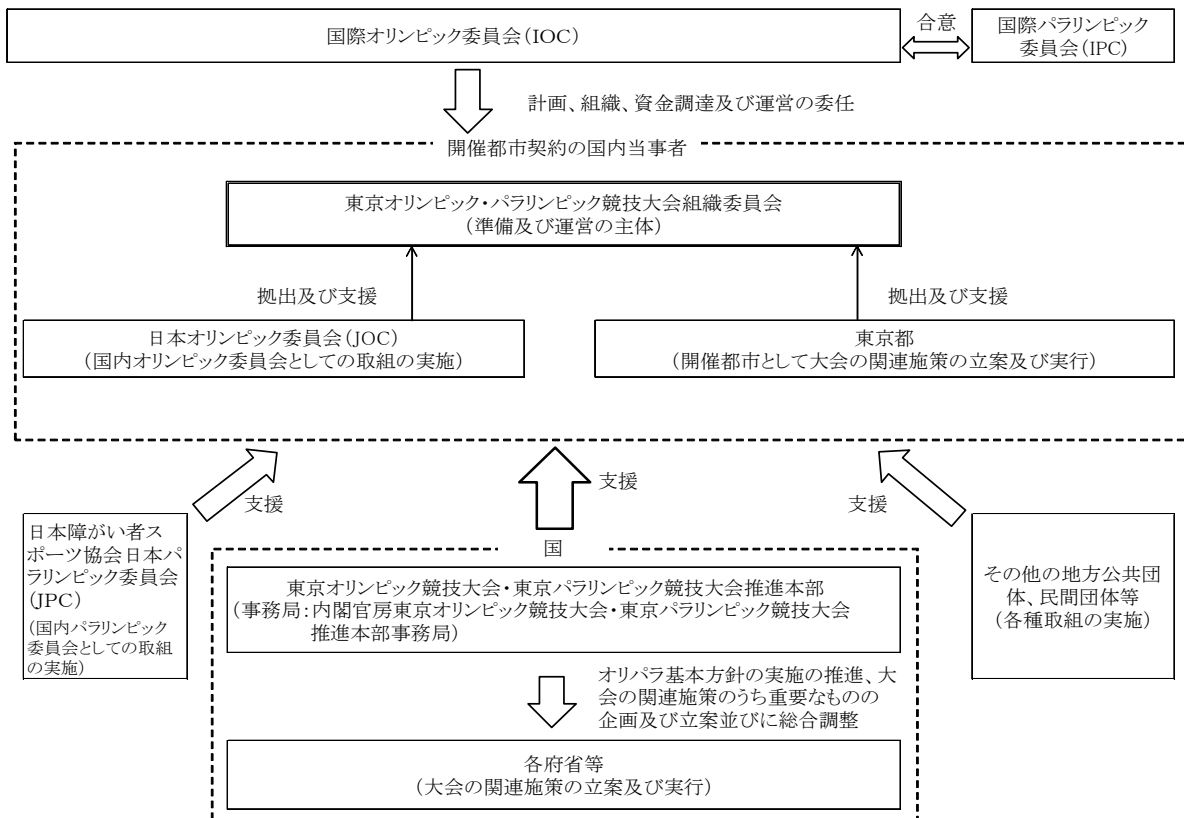
以上の内容を踏まえて、大会の開催に向けた取組体制の概要を示すと図表1-1のと

おりであり、大会組織委員会が主体となって大会の準備及び運営を行い、東京都は開催都市としての大会の関連施策の立案及び実行により、JOCは国内オリンピック委員会としての取組の実施により、それぞれ大会組織委員会の取組を様々な形で支援している。国は、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により、大会組織委員会を主体とする開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で支援している。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）は国内パラリンピック委員会として（注13）の取組の実施により、東京都以外の地方公共団体、民間団体等は各種取組の実施により、それぞれ開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で支援している。

(注12) 国内オリンピック委員会 オリンピック憲章によれば、自国においてオリンピック・ムーブメントを発展させ、推進し、保護することを使命として、自国において、特にスポーツと教育の分野でオリンピズムの根本原則とその価値を向上させることなどの役割を有し、オリンピック競技大会等の総合競技大会において、自国を代表する独占的な権限を持つ組織とされている。

(注13) 国内パラリンピック委員会 国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）が定めるIPCハンドブックによれば、当該国又は領域におけるIPCに対する唯一のパラリンピック・ムーブメントの代表としてIPCが認め、各国の競技評議会又は国内で同様に高い権限を持つ競技機関に認められた国内組織であり、各国又は領域内の調整を行い、IPCとの関係及び連絡に責任を持つとされている。

図表1-1 大会の開催に向けた主な取組体制の概要



注(1) 「抛出」は、基本財産の抛出を示す。

注(2) 「支援」は、財政支援、人的支援、物的支援、業務支援等の様々な形で行われている。

注(3) 検査要請事項の①「大会の開催に向けた取組等の状況」について、取組の中心となるのは、本図表の開催都市契約の国内当事者である大会組織委員会、東京都及びJOCであり、国は大会組織委員会等の取組を支援する立場である。

注(4) 検査要請事項の②「各府省等が実施する大会の関連施策等の状況」について、取組の中心となるのは、本図表の国の枠内に記載しているように、オリパラ推進本部が行う総合調整の下で大会の関連施策を実施する各府省等である。

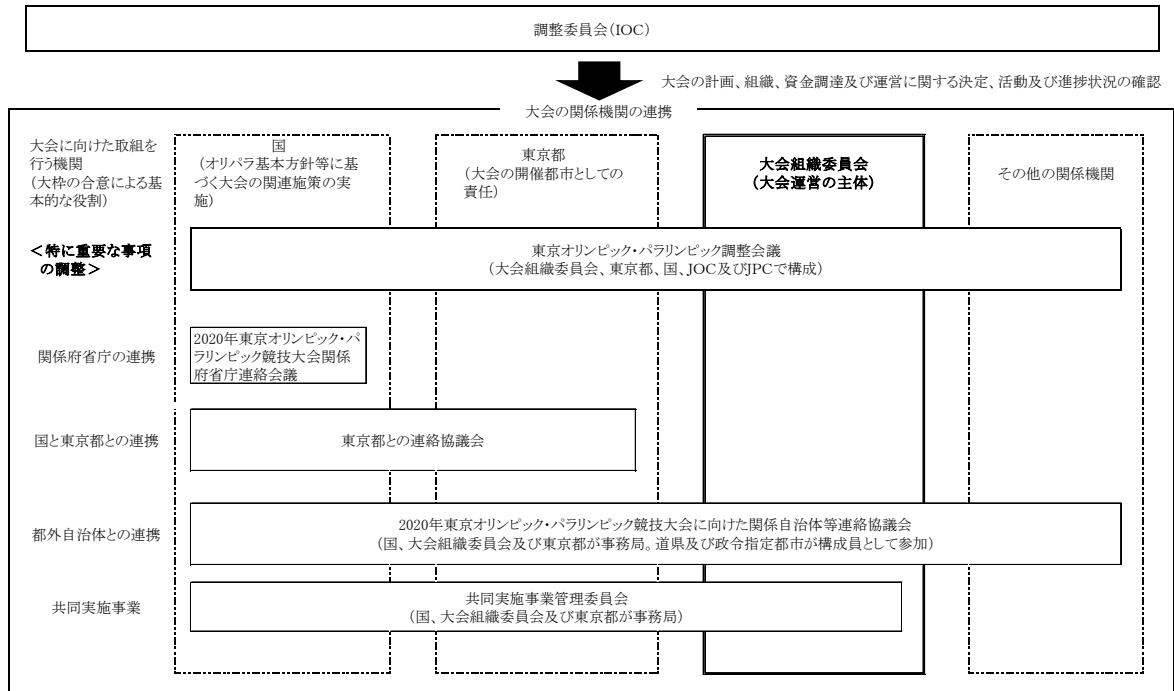
## イ 大会の開催に向けた政府等関係機関の連携体制

大会に向けた取組は幅広い分野に関わることから、関係する各機関は、大会の円滑な準備及び運営に関する取組を行うために、大会組織委員会を中心として相互に連携して、実施すべき内容等について調整を図りながら、それぞれの機関の取組内容を決定し、実施する必要がある。

大会の開催に向けた関係機関の連携体制を示すと図表1-2のとおりであり、IOCは、オリンピック憲章等に基づき、大会組織委員会による開催準備の進展について、関係機関との協力関係を含めて、監視して指導するために、IOCの代表等で構成する調整委員会を設置して、大会の計画、組織、資金調達及び運営に関する決定、活動及び進捗状況の確認を行うこととしている。同委員会は、26年度から開催されており、令和元年10月までの間に計9回開催された。



図表1-2 大会開催に向けた関係機関の連携体制の概念図



大会組織委員会、東京都、国、JOC及びJPCは、平成26年1月に「東京オリンピック・パラリンピック調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置して、大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、オリパラ担当大臣、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしている。調整会議は、定期的を開催することとはされておらず、必要に応じて開催されており、25年度から30年度までの間に計17回開催され、大会組織委員会の組織体制、大会開催基本計画、大会に向けた進捗状況、V2予算を見直した大会経費V3（バージョン3。以下「V3予算」という。）、ボランティア等が議題として取り上げられている。

また、大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するために、27年7月、オリパラ推進本部の下に全府省庁の事務次官等が構成員である

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」（25年10月から27年7月までは2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が設けられており、その決定事項や検討事項が引き継がれている。以下「大会連絡会議」という。）が設置されている。

大会連絡会議の下には、内閣官房を事務局として関係府省等で構成するセキュリティ幹事会が設置されるなどしており、オリパラ推進本部において各府省等が30年

度までに実施する大会の関連施策の取組状況について取りまとめを行い、令和元年6月7日に国会に提出された政府の取組状況報告（以下「令和元年取組状況報告」という。2(1)ア参照）によれば、図表1-3のとおり、複数の連絡会議等が設置されている（主な連絡会議の開催状況等は、2(2)参照）。

図表1-3 主な連絡会議等の概要（令和元年7月末現在）

会議名等	設置目的	本部長、議長等	構成員	開催回数
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため	内閣官房副長官	全府省庁事務次官等	10回
東京都との連絡協議会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため	内閣官房副長官	オリパラ推進本部事務局長、全府省庁事務次官、東京都副知事等	6回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため	オリパラ担当大臣	関係府省庁局長等	9回
東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催される。特に、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人や障害者が訪れることが見込まれる。このため、競技会場等関係施設とその周辺のみならず街づくりの一環として暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備する	オリパラ推進本部事務局長	関係府省庁審議官級、東京都部長、大会組織委員会委員長等	6回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における競技施設、選手村、仮設構造物等における木材利用を推進するため	オリパラ推進本部事務局企画・推進統括官	関係省庁審議官等	5回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等を目的	オリパラ推進本部事務局長	関係府省庁審議官級等	8回
受動喫煙防止対策強化検討チーム	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため	内閣官房副長官	関係省庁局長等	2回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係府省庁等連絡会議	ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を始めとした、日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするために、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があるため	オリパラ担当大臣	関係省庁局長級、東京都局長級、大会組織委員会副事務総長等	5回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係府省庁等連絡会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、政府として、セキュリティの万全と安全安心を確保した上で、アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人の受入れのため円滑な出入国に向けた対策を推進することが必要である。このため、大会に特有の事情を考慮の上、安全安心の確保にも配慮しつつ、出入国に関連する課題への対応やその進捗管理を関係者間で行う	オリパラ推進本部事務局企画・推進統括官	関係省庁、大会組織委員会の担当者	2回
ユニバーサルデザイン2020関係関係会議	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全国展開を見据えつつ、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備するとともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要がある。このため、東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行する	オリパラ担当大臣	担当大臣	3回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議	大会期間中においては関係者や観客の輸送と一般交通が交錯し、市民生活や経済活動が大きな影響を受けるおそれがある。大会輸送と一般交通が適切に共存できるよう、大会期間中の国民や企業等の行動計画を見直す取組を経済界と一体となって全国的視野で検討する体制を立ち上げることが必要である。このため、円滑な大会輸送の実現に向けて、交通行動を見直す取組を、政府、組織委員会、東京都、関係自治体及び経済界が一体となって検討、調整する場を設ける	オリパラ推進本部事務局長	関係省庁局長級、東京都副知事、経済団体等	5回
セキュリティ幹事会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係るセキュリティ対策の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため	内閣危機管理監	関係府省庁局長等	12回

（注） 令和元年取組状況報告等の公表資料等を基に会計検査院が整理した。

## (2) 大会経費の試算等の状況

### ア 30年報告の検査結果に対する対応等

#### (ア) 30年報告の検査結果の概要

30年報告において報告した大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況を経費の負担者別に示すと図表2-1のとおりであり、30年報告においては、大会の関連施策の経費について、大会組織委員会が試算した大会経費であるV2予算のほかにも、行政経費等としてV2予算における試算の対象外となっている業務の経費があり、これらの経費については、東京都及び国においてそれぞれ独自の基準により試算するなどして公表している、このうち国については、平成29年度末時点で公表しているのはオリパラ関係予算のみであることを報告した。

図表2-1 30年報告において報告した大会経費及び大会の関連施策の経費に係る経費の負担者別の試算等の状況 (単位：億円)

業務の区分		負担者	経費の負担者別の想定される業務内容																
			大会組織委員会		東京都		国等(関係府省等、JSC)												
大会経費	会場関係	恒久施設	国・民間所有施設の仮設整備、オーバーレイ整備、民間施設の賃借料等 パラリンピック経費		所有施設の新規整備 新国立競技場の新規整備のうち 東京都負担分	2250	新国立競技場の 新規整備(東京都負担分を除く。)	1200											
		仮設等(仮設インフラ、オーバーレイ、賃借料等)			950	東京都及び都外自治体所有施設の仮設整備、賃借料等 パラリンピック経費	2100	パラリンピック経費	200										
		エネルギー	150	東京都・都外自治体所有施設の電源設備 パラリンピック経費	250														
		テクノロジー	700	東京都・都外自治体所有施設の通信インフラ パラリンピック経費	300														
V2予算	大会運営関係	輸送	250	東京都・都外自治体所有施設周辺の会場周辺駐車場、車両基地、オリンピック・ルート・ネットワーク等の整備 パラリンピック経費	250	パラリンピック経費	100												
		セキュリティ	200	民間ガードマンによる警備、大会施設内の警備資機材 パラリンピック経費	750														
		オペレーション等	3750	開閉会式 パラリンピック経費	100														
		計	6000	6000	1500														
合計				1兆3500															
V2予算以外の大会の関連施策の経費				東京都公表値 約8100億円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">政府公表値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">オリパラ関係予算としての政府公表値 (平成30年1月)</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>329億余円</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>517億余円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>280億余円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1127億余円 注(2)</td> </tr> </tbody> </table>			政府公表値		オリパラ関係予算としての政府公表値 (平成30年1月)		28年度	329億余円	29年度	517億余円	30年度	280億余円	計	1127億余円 注(2)
政府公表値																			
オリパラ関係予算としての政府公表値 (平成30年1月)																			
28年度	329億余円																		
29年度	517億余円																		
30年度	280億余円																		
計	1127億余円 注(2)																		

注(1) 図表中に記載の金額は、各負担者の公表分については集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。

注(2) オリパラ関係予算には、新国立競技場の新規整備に係る経費の予算として125億円及びパラリンピック交付金の予算

として300億円が含まれている。また、平成30年1月に公表されたオリパラ関係予算の30年度分は当初予算のみのため図表2-5及び図表2-8と金額が異なっている。

注(3) オーバーレイ整備は、大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等であるオーバーレイの設置・撤去である（後掲31ページ（注15）参照）。

そして、オリパラ関係予算として整理されていないが、大会組織委員会を対象とするなどの大会との関連性が強いと思料される業務に要する経費があることを報告して、国等が負担する大会の関連施策の経費について29年度までの支出額の集計等を行った。その結果は、図表2-2のとおりであり、①各府省等が実施する大会の関連施策全体の状況について、オリパラ基本方針に基づき29年度に公表された政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業の25年度から29年度までの間の支出額について各府省等に調書の提出を求めて集計したところ計8011億余円（図表2-2の①）となっていること、②J S Cに対する検査の結果、大会施設である国立代々木競技場の整備に対する29年度までの国庫補助金等による支払額が5億1350万余円（図表2-2の②）となっていること、③大会組織委員会に対する支援状況を検査した結果、J S Cによる財政支援として26年度から29年度までの間の助成額が20億3168万余円（図表2-2の③）となっていること、④東京都に対する支援状況を検査した結果、大会施設の整備に対する29年度の国庫補助金等交付額が2234万余円（図表2-2の④）となっていること、⑤東京都以外の地方公共団体に対する支援状況を検査した結果、東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する28、29両年度の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金交付額が4億6118万余円（図表2-2の⑤）となっていること、⑥同支援状況を検査した結果、都外自治体に対する28、29両年度の国庫補助金等又は独立行政法人の助成金交付額が64億4949万余円（図表2-2の⑥）となっていること、⑦J R Aに対する検査の結果、大会施設である馬事公苑の改修整備に対する29会計年度までの支払額が136億5468万余円（図表2-2の⑦）となっていることなどを報告した。

図表2-2 30年報告における国等が負担する大会の関連施策の経費に係る概念図

表(1) 30年報告の対象

予算種別	オリパラ関係予算	行政経費				JRAの 予算
事業種別等  〔上記の事業種別等に対応する 表(2)の報告事項(①～⑦)〕	政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業  ①	JSCの事業 大会施設に対する 支援  ②④⑥	国による支援  ⑤⑥	JSCによる 支援  ③⑤⑥	JSC以外の 独立行政法人 による支援  ⑤	JRAの 事業  ⑦

表(2) 30年報告の報告事項等

国等が負担する大会の関連施策の経費に係る30年報告の報告事項(件名・金額・内訳)			左記の報告事項に対応する 表(1)の事業種別等
① 政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	8011億余円	平成25年度から29年度までの 間の支出額	政府の取組状況報告に記載された 取組内容に該当する事業
② 国立代々木競技場の整備	5億1350万余円	29年度までの支払額	JSCの事業
③ 大会組織委員会に対する支援状況(JSCによる財政支援の状況)	20億3168万余円	26年度から29年度までの間の 助成額	JSCによる支援
④ 東京都に対する支援状況	2234万余円	29年度の国庫補助金等交付額	大会施設に対する支援
⑤ 東京都以外の地方公共団体に対する支援状況(東京都内の大会施設 が所在する市及び特別区に対する財政支援の状況)	4億6118万余円	28、29両年度の国庫補助金等 又は独立行政法人の助成金交付 額	国による支援、 JSCによる支援、 JSC以外の独立行政法人による支援
⑥ 東京都以外の地方公共団体に対する支援状況 (都外自治体に対する支援状況)	64億4949万余円		大会施設に対する支援、 国による支援、 JSCによる支援
⑦ JRAが実施する馬事公苑の改修整備	136億5468万余円	29会計年度までの支払額	JRAの事業

(注) 政府の取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業の平成25年度から29年度までの間の支出額計8011億余円には、新国立競技場の新規整備に係る経費及びパラリンピック経費の支出額が含まれている。また、同額について、オリパラ事務局は、大会との関連性等により、A、B、Cの三つに分類している((イ)参照)。

(イ) 30年報告の検査結果に対する対応等

会計検査院は30年報告の所見において、「オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知し、理解を求めるために、大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること」としている。

そして、オリパラ事務局は上記の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億余円(オリパラ関係予算以外のその他の行政経費を含

む。)について、各府省等に改めてそれぞれの所管する事業に係る政府の取組状況報告との関係、オリパラ関係予算との関係等について記入する事業シートの提出を求めるなどして、これらにより得られた結果を基に各事業を次のとおりA、B、Cの三つに分類する作業を行っていた(以下、この分類を「ABC分類」という。)

A：大会の準備、運営等に特に資する事業

事業シートにおいて、「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」欄の回答が「有」となっており、「オリパラ関係予算に該当するか否か」欄の回答が「該当する」又は「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における「大会の準備、運営等に特に資する支出額に区分可能か。できない場合はその理由」欄の回答が「区分可能」となっていて、支出額が記載されているなどのもの

B：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本

の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業  
事業シートにおいて、「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」欄の回答が「有」となっており、「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における「個別施策に係る政府の取組の進捗状況の記述」欄の回答に個別施策に係る具体的な記述がされているが、支出額が記載されていないもの

C：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業

事業シートにおいて「政府の取組の状況に関する報告における記載の有無」欄の回答が「無」又は「政府の取組の状況に関する報告との関係」欄における「個別施策に係る政府の取組の進捗状況の記述」欄に個別施策に係る具体的な記述がされていないなどのもの

そして、上記の調査結果を、30年10月30日に次のように公表している。

A：大会の準備、運営等に特に資する事業（8府省等、53事業、1725億円）

①新国立競技場の整備に伴う経費及びパラリンピック経費（国負担分）

②オリパラ関係予算に係る事業（①を除く。）

③一般の行政事業のうち、執行の結果、支出の段階で大会組織委員会等が対象となっ

たもの

B：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業（14府省等、208事業、5461億円）

C：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業（8府省等、29事業、826億円）

また、ABC分類のほか、各種補助金等を活用しており、予算で全体像を把握することは困難だが支出の段階で集計することが可能であり、大会の準備、運営等に特に資すると認められる事業として、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等として5施設、総額34億円についても公表した。

今後の対応として、「政府としては、これまで、新国立競技場の整備に伴う経費やパラリンピック経費に加え、大会の運営、成功等に直接資するものであり、新規・追加的に講ずる施策を、28年度以降オリパラ関係予算として公表してきた。今回の調査においては、これらのほか、一般の行政事業のうち、執行の結果、大会組織委員会等が対象となるものについても公表することとした。オリパラ事務局としては、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、今後、オリパラ関係予算の公表に加え、支出の段階でも集計を行い、その結果を、毎年度、公表していくこととする。」とした。

#### イ 大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況

オリパラ事務局が実施したABC分類は、前記のとおり、30年報告の所見を受けて特に実施されたものであり、各府省等が25年度から29年度までに実施した大会の関連施策を対象としている。

そして、ABC分類の公表以降、大会組織委員会、オリパラ事務局及び東京都は、更に30年度以降の大会経費及び大会の関連施策の経費の執行等に伴い、過年度に公表済みの大会経費や大会の関連施策の経費の内容を見直して、公表している。

すなわち、大会組織委員会は大会経費について、V3予算を30年12月21日に公表している。そして、国は、大会の関連施策の経費について、新たに30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月29日に公表するとともに、(1)イのとおり、令和元年6月7日に平成30年度の取組状況を中心に取りまとめた令和

元年取組状況報告を国会に提出して内容を公表した。また、東京都は大会関連の行政経費について見直した結果を31年1月25日に公表している。

上記の公表された試算等の状況は、次のとおりとなっている。

(ア) V3予算の試算等の概要

図表2-3のとおり、V3予算において、大会経費の総額は1兆3500億円と試算されており、大会組織委員会がIOCからの負担金やスポンサーからの協賛金、チケットの売上金等を原資として6000億円を負担し、東京都及び国がそれぞれの役割に応じて計7500億円を負担すると試算している。

上記1兆3500億円の内訳をみると、会場関係の大会施設に係る経費として計8100億円、大会関係の大会の運営に係る経費として計5400億円となっている。このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費1200億円と、パラリンピック経費1200億円のうち300億円の計1500億円となっている。



図表2-3 大会組織委員会が試算したV3予算の概要

(単位：億円)

経費区分	大会経費の主な内容	大会組織委員会	東京都	国	計
会場関係	大会施設に係る経費 (うちパラリンピック経費)	1800 (400)	4900 (200)	1400 (200)	8100 (800)
注(2) 恒久施設	新国立競技場等の整備	—	2250	1200	3450
仮設等	仮設施設整備(仮設インフラ、オーバーレイ)、賃借料等	950	2100	200	4650
エネルギー	エネルギー設備整備費(発電機、電源ケーブル、無停電電源装置(UPS))、エネルギー費用等(電気使用料、ガス使用料)	150	250		
テクノロジー	通信インフラ(放送用映像回線、データ通信、ケーブルテレビ、LAN設備)、音響/映像機器(音響システム、大型映像装置)、IT環境(パソコン、プリンタ、ITセキュリティ、通信機器等)、無線通信、競技計測、各種情報システム(競技計測・得点情報の取得配信、スコアボード、大会管理・事務管理システム)、その他(インターネット、コントラクター採用)	700	300		
大会関係	大会の運営に係る経費 (うちパラリンピック経費)	4200 (200)	1100 (100)	100 (100)	5400 (400)
輸送	輸送用バス、輸送用自動車借上げ、公共交通無料化(大会関係者)、会場周辺駐車場、車両基地等整備、オリンピック・ルート・ネットワーク整備、輸送支援スタッフ雇用、輸送オペレーション等	350	250	100	5400
セキュリティ	民間ガードマンによる警備、スクリーニング及び統合映像監視等(X線検査機、セキュリティゲートシステム、車両検査システム、セキュリティカメラ機器、高度センサー)、警備指揮所、警備資機材、サイバーセキュリティ対策等(サイバー合同訓練、サイバー攻撃に対する情報収集・分析業務)	200	750		
オペレーション	選手村(選手村備品、リネン・ランドリー)、飲食(選手・ボランティア等向け食事、飲料水)、医療、アンチ・ドーピング活動(医師・看護師の配置、医療機器・備品、ドーピング検査の実施)、宿泊(IOC/IPC関係者・IF技術役員等向け宿泊手配)、NOC/NPCサービス(NOC選手団・NPC選手団の旅費補助)、競技(競技運営、競技プレゼンテーション、競技用備品)、セレモニー(聖火リレー、開閉会式、オリンピック・パラリンピックファミリーサービス)、その他(清掃、ロジスティクス(倉庫費用)、アクレディテーション)	1050	100		
管理・広報	管理・広報(人材管理、広報)	650	0		
マーケティング	マーケティング(ロイヤルティ)(IOCへの支払(ロイヤルティ)、チケット販売)	1250	0		
その他	調整費等	700	0		
	計 (うちパラリンピック経費)	6000 (600)	6000 (300)	1500 (300)	1兆3500 (1200)

注(1) V3予算及び東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 恒久施設には、新国立競技場以外に東京都が新規の恒久施設の建設を行う施設等を含む。

注(3) V3予算には、本図表に示した金額以外に予備費が「1000億円～3000億円」計上されている。

V2予算と比較すると、図表2-4のとおり、輸送の経費区分におけるフリート(車両)関係費用、オペレーションの経費区分における食品安全対策の費用等の経費が増加したものの、あらかじめ計画的に計上していた調整費を減ずることなどによって対応したため、総額で増減はしていない。

図表2-4 V2予算における試算額とV3予算における試算額の比較

(単位：億円)

経費区分	経費の内容	V2予算	V3予算	増減	主な増	主な減
会場関係	大会施設に係る経費	8100	8100	-		
恒久施設	新国立競技場等の整備	3450	3450	-		
仮設等	仮設施設整備(仮設インフラ、オーバーレイ)、賃借料等	3150	3150	-		
エネルギー	エネルギー設備整備費(発電機、電源ケーブル、無停電電源装置(UPS))、エネルギー費用等(電気使用料、ガス使用料)	450	450	-		
テクノロジー	通信インフラ(放送用映像回線、データ通信、ケーブルテレビ、LAN設備)、音響/映像機器(音響システム、大型映像装置)、IT環境(パソコン、プリンタ、ITセキュリティ、通信機器等)、無線通信、競技計測、各種情報システム(競技計測・得点情報の取得配信、スコアボード、大会管理・事務管理システム)、その他(インターネット、コントラクター採用)	1050	1050	-		
大会関係	大会の運営に係る経費	5400	5400	-		
輸送	輸送用バス、輸送用自動車借上げ、公共交通無料化(大会関係者)、会場周辺駐車場、車両基地等整備、オリンピック・ルート・ネットワーク整備、輸送支援スタッフ雇用、輸送オペレーション等	500	600	+100	・フリート(車両)関係費用 ・バス関係費用 ・輸送センター費用	68 9 10
セキュリティ	民間ガードマンによる警備、スクリーニング及び統合映像監視等(X線検査機、セキュリティゲートシステム、車両検査システム、セキュリティカメラ機器、高度センサー)、警備指揮所、警備資機材、サイバーセキュリティ対策等(サイバー合同訓練、サイバー攻撃に対する情報収集・分析業務)	1000	1000	-		
オペレーション	選手村(選手村備品、リネン・ランドリー)、飲食(選手・ボランティア等向け食事、飲料水)、医療、アンチ・ドーピング活動(医師・看護師の配置、医療機器・備品、ドーピング検査の実施)、宿泊(IOC/IPC関係者・IT技術役員等向け宿泊手配)、NOC/NPCサービス(NOC選手団・NPC選手団の旅費補助)、競技(競技運営、競技プレゼンテーション、競技用備品)、セレモニー(聖火リレー、開閉会式、オリンピック・パラリンピックファミリーサービス)、その他(清掃、ロジスティクス(倉庫費用)、アクレディテーション)	1150	1200	+50	・食品安全対策の費用 ・馬等の輸送費用 ・関係者の入出国対応の費用	17 8 7 ・選手村の備品の仕様・数量等の見直し
管理・広報	管理・広報(人材管理、広報)	600	650	+50	・交通費・倉庫等のボランティア関係費用 ・ユニフォーム関連費用	8 8
マーケティング	マーケティング(ロイヤルティ)(IOCへの支払(ロイヤルティ)、チケット販売)	1250	1250	-		
その他	調整費等	900	700	△ 200		・V2時にどの経費区分の経費か未整理だったものの整理が進み、V3で共通経費から各「項目」に振り替えたことによるもの ・関係者からの要望の具体化、新たな需要等に対応するために計画的に計上していた調整費の減額
	予備費	1000～ 3000	1000～ 3000			△ 69
	計(予備費を除く。)	1兆3500	1兆3500	-		△ 150

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 「主な増」及び「主な減」については、主な内容を記載しているため、差額が増減額と一致しないものがある。

注(3) 恒久施設には、新国立競技場以外に東京都が新規整備を行う施設等を含む。

(イ) 国が負担する大会の関連施策の経費等

a オリパラ関係予算の状況

オリパラ関係予算は、各府省等が実施する大会の関連施策のうち、特に大会の運営及び準備に関係する内容について、オリパラ基本方針が作成された後の28年度当初予算から、事業の効果や費用の管理等について他の施策と区分することで各府省等においてオリパラ基本方針に基づく施策の実効性を担保して、その進行管理に資するよう、オリパラ事務局が取りまとめているものである。30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算は31年1月29日に公表されており、オリパラ関係予算として整理する際の要件は従来と同様に次の2点となっている。

- ① 大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること
- ② 大会招致を前提に、新たに又は追加的に講ずる施策であること（実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない。）

各府省等はいずれの要件も満たしている大会の関連施策をオリパラ関係予算として整理しており、オリパラ関係予算はA B C分類においていずれも大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務としてA分類に整理されている。

また、オリパラ事務局は、30年報告の所見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、上記2点の要件に該当して新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、図表2-5のとおり、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている。このうち、全体の大部分を占めるのは文部科学省所管分であり、パラリンピック交付金（平成29年度一般会計補正予算300億円）、大会に向けて各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するなどの競技力向上事業（27年度から令和元年度までの予算計448億9700万円）、J S Cが行う新国立競技場の新規整備の財源のうち国の負担分の一部に充てる独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金（平成26、28両年度の予算計295億6200万円）等の計1916億6000万円となっている。

図表2-5 平成25年度から令和元年度までのオリパラ関係予算の状況 (単位：百万円)

府省等名	事業数	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
内閣	1	—	—	—	875	576	825	592	2,868 (1.3%)
内閣府(警察庁)	13	—	—	8	13	—	8,346	11,312	19,679 (8.9%)
総務省	5	—	—	—	—	439	374	2,237	3,050 (1.3%)
外務省	2	—	—	—	—	—	—	105	105 (0.0%)
文部科学省	23	28,270	26,307	13,409	31,708	49,757	24,512	17,697	191,660 (87.2%)
厚生労働省	4	—	88	—	75	85	235	207	690 (0.3%)
農林水産省	1	—	—	—	17	15	11	9	52 (0.0%)
国土交通省	1	—	—	—	162	809	—	—	971 (0.4%)
環境省	6	—	—	385	87	70	42	43	627 (0.2%)
計	56	28,270	26,395	13,802	32,937	51,751	34,345	32,202	219,702 (100.0%)

(注) 事業数はオリパラ関係予算として整理された事業の数を示す。

#### b 令和元年取組状況報告

令和元年取組状況報告は、平成29年5月及び30年5月にそれぞれ国会に提出された政府の取組状況報告に引き続いて報告されたもので、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、30年度の主な取組の内容や今後の主な取組を追記するなどして取りまとめられたものである。政府の取組状況報告の内容は、ABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている（令和元年取組状況報告については2(1)ア参照）。

#### (ウ) 東京都が負担する大会の関連施策の経費の状況

30年報告のとおり、東京都は、30年1月発表の30年度の東京都予算案の概要資料において、大会に関する東京都の負担額について、東京都が所有する大会施設の新規整備及び改修整備等に係る経費でV2予算において試算対象となっている大会経費として6000億円、それ以外で大会への受入環境の充実や都市インフラの整備等の大会に関連する事業の経費として約8100億円が必要との見込みを公表している。

その後、31年1月発表の31年度の東京都予算案の概要資料においては、大会経費及び大会関連経費（30年度の東京都予算案の概要資料における大会に関連する事業の経費。以下同じ。）の額は前年度と同額となっており、新たにその内訳の金額が公表されている。

東京都によると、大会経費は、大会の開催に伴い専ら大会のために行われる大会に直接必要となる業務に係る経費及び大会にも資するが大会後も活用されてレガシーとして残る新規恒久施設の整備等に係る経費であり、V3予算における試算

の対象となっている。その内訳は、図表2-6のとおり、会場関係に係る恒久施設の整備が2250億円と最も多額となっており、仮設等についても2100億円と多額になっている。

図表2-6 大会経費の内訳（令和2年度まで）（単位：億円）

区分	事業費	各年度内訳			
		～平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度
会場関係	4900	700	570	2370	1260
恒久施設の整備 東京アクアティクスセンター、有明アリーナの 整備等	2250	653	291	1211	95
仮設等 都内・都外自治体所有施設における仮設整備 等	2100	44	228	965	863
エネルギー	250	1	26	111	112
テクノロジー	300	2	25	83	190
大会関係	1100	0	40	350	710
輸送	250	0	10	130	110
セキュリティ	750	0	28	203	519
オペレーション等	100	0	2	17	81
合計	6000	700	610	2720	1970

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 平成29年度までは決算額、30年度及び令和元年度は予算額、2年度は見込額である。

また、東京都によると、大会関連経費には、本来の行政目的のために行われるものであるが、大会に密接に関わる事業や大会の成功を支える関連事業の経費等が計上されている。そして、図表2-7のとおり、大会の成功を支える関連事業として実施されている無電柱化の推進等の都市インフラの整備が2710億円と最も多額となっており、これに続いて同じインフラ整備でも大会に密接に関わる事業として実施されている環状第2号線等骨格幹線道路の整備等の円滑な都市運営に資する輸送インフラ及びセキュリティ対策が1870億円となっている。なお、大会関連経費については、大会後もレガシーとして残るものや引き続き展開される業務等に係る経費の全額が計上されている。

図表2-7 大会関連経費の内訳（平成29年度～令和2年度）

（単位：億円）

区分	事業費	各年度内訳			
		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度
大会に密接に関わる事業	4360	820	1150	1490	910
既存体育施設の改修、晴海地区基盤整備等 東京体育館等の改修、選手村整備に伴う晴 海地区の基盤整備事業等	860	180	190	410	90
円滑な都市運営に資する輸送インフラ、セキュリ ティ対策 環状第2号線等骨格幹線道路の整備、競技 会場周辺のセキュリティ対策等	1870	370	530	590	380
都市のバリアフリー対策、多言語対応等 競技会場周辺駅等のエレベーターの設置、 微細ミストの設置等の暑さ対策等	750	140	230	270	110
教育・文化プログラム、都市ボランティアの育成・ 活用等 Tokyo Tokyo FESTIVALの推進、ライブサイ トなど大会の気運醸成等	700	90	130	170	310
競技力向上施策の推進、障害者スポーツの振興 アスリートの発掘、障害者スポーツセンター の改修等	190	50	60	50	30
大会の成功を支える関連事業	3240	620	950	1120	550
都市インフラの整備 無電柱化の推進、遮熱性舗装等路面の高 機能化等	2710	520	830	920	430
安全・安心の確保等	140	20	30	60	40
観光振興、東京・日本の魅力発信	330	70	80	100	80
スポーツの振興	70	10	10	40	10
その他の事業	500	-	-	-	500
合計	8100	1440	2100	2610	1950

注(1) 東京都の公表資料を基に会計検査院が作成した。なお、公表資料は端数処理されて  
いるため合計と一致しないものがある。

注(2) 平成29年度は決算額、30年度及び令和元年度は予算額、2年度は見込額である。

## ウ 国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況

30年報告における検査の結果に基づき大会経費及び大会の関連施策の経費に係る  
試算等の状況を取りまとめた図表2-1について、イの大会経費や大会の関連施策の経  
費の情報に基づき再度取りまとめると、図表2-8のとおりであり、国における大会の  
関連施策の経費については、新たにオリパラ関係予算について25年度から令和元年  
度までの計2197億余円が公表されている。

図表2-8 30年報告以降の大会経費及び大会の関連施策に係る経費の公表状況 (単位：億円)

業務の区分		経費の負担者別の想定される業務内容						
		大会組織委員会	東京都	国等(関係府省等、JSC)				
大会経費	会場関係	恒久施設		所有施設の新規整備 新国立競技場の新規整備のうち 東京都負担分	2250	新国立競技場の 新規整備(東京都負担分を除く。)	1200	
		仮設等(仮設インフラ、オーバーレイ、賃借料等)	国・民間所有施設の仮設整備、オーバーレイ整備、民間施設の賃借料等 パラリンピック経費	950	東京都及び都外自治体所有施設の仮設整備、賃借料等 パラリンピック経費	2100		
		エネルギー	国・民間所有施設の電源設備、電気・ガス使用料 パラリンピック経費	150	東京都・都外自治体所有施設の電源設備 パラリンピック経費	250	パラリンピック経費	200
		テクノロジー	国・民間所有施設の通信インフラ、IT環境(パソコン等)、競技計測、各種情報システム パラリンピック経費	700	東京都・都外自治体所有施設の通信インフラ パラリンピック経費	300		
	大会運営関係	輸送	バス・自動車の借上げ、大会関係者の公共交通無料化 パラリンピック経費	350	東京都・都外自治体所有施設周辺の会場周辺駐車場、車両基地、オリンピック・ルート・ネットワーク等の整備 パラリンピック経費	250		
		セキュリティ	民間ガードマンによる警備、大会施設内の警備資機材 パラリンピック経費	200	東京都・都外自治体所有施設周辺のスクリーニング・映像監視機器、警備指揮所等 パラリンピック経費	750	パラリンピック経費	100
		オペレーション等	選手村、飲食、医療、宿泊、競技、聖火リレー・開閉会式、管理・広報マーケティング(ロイヤルティ) パラリンピック経費	3650	開閉会式 パラリンピック経費	100		
	計		6000	6000	1500			
	合計			1兆3500				
	V3予算以外の大会の関連施策の経費			東京都公表値 約8100億円	<p style="text-align: center;">政府公表値</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>オリパラ関係予算としての政府公表値 (平成31年1月)</p> <p>平成25年度 282億余円 26年度 263億余円 27年度 138億余円 28年度 329億余円 29年度 517億余円 30年度 343億余円 令和元年度 322億余円 計 2197億余円 注(2)</p> <p>オリパラ事務局によるABC分類等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>各府省等が実施する大会の関連施策(30年報告を踏まえたオリパラ事務局による調査結果)</p> <p>286事業 8011億余円(A分類53事業1725億円、B分類208事業5461億円、C分類29事業826億円)(平成30年10月) 注(3)</p> <p>大会施設の整備・改修等に対する国庫補助金等(30年報告を踏まえたオリパラ事務局による調査結果)</p> <p>5施設34億円(平成30年10月)</p> </div> </div>			

注(1) 図表中に記載の金額は、各負担者の公表分については集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。

注(2) オリパラ関係予算には、新国立競技場の新規整備に係る予算として517億余円及びパラリンピック交付金の予算として300億円が含まれている。

注(3) A分類には、新国立競技場の新規整備に係る支出額として744億余円及びパラリンピック交付金の支出額として300億円が含まれている。なお、新国立競技場の新規整備に係る支出額744億余円には、国際的な規模のスポーツの競技会の

我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額である特定金額による支出が含まれている。

注(4) A分類とB分類については、一部重複する事業があるため、ABC分類の事業数の単純合計は全体の事業数(286事業)とは一致しない。

会計検査院は、各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、30年報告に引き続き検査を実施したところであり、令和元年起組状況報告に記載された取組内容に該当する事業及び当該事業に係る平成25年度から30年度までの支出額と共に、令和元年起組状況報告に記載された取組以外の国等による大会の支援状況について、その支援額を取りまとめた検査結果は、2(1)に示したとおりである。

これらの検査の過程において、オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの(ア参照)、令和元年起組状況報告に記載されていないもの(イ参照)及び大会組織委員会に対して国が業務等の支援を行うこととしているもので、その実施内容について公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれるもの(ウ参照)が見受けられた。

(ア) オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの

(2)イ(イ)のとおり、オリパラ事務局は、31年1月29日、オリパラ関係予算について、30年度補正予算案及び31年度当初予算案に加えて、25年度以降の予算額についても整理して公表した。これによると、25年度から31年度当初予算案までのオリパラ関係予算の合計額は9府省等の計56事業に係る計2197億余円となっている。

上記のオリパラ関係予算についてみると、国の25年度から31年度当初予算案において、各年度の歳出予算の中からオリパラ関係予算に該当するものを公表したのものとなっている。一方、国の予算には、各年度の歳入歳出予算のほかに、複数年度にわたる債務を負担する国庫債務負担行為等がある。そして、各府省等は、歳入歳出予算等と共に国会に提出され、その議決を経た国庫債務負担行為に基づいて、公共工事やリース契約等の複数年度契約を締結して業務を実施している。

国庫債務負担行為は、債務負担権限のみを与えるものであって、実際に契約に基づいた支出を行うには各年度の歳出予算に改めて計上して国会の議決を経る必要があり、支出年度の歳出予算額としてはいずれ公表されることになるものである



る。このようなことから、オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち歳出予算として計上された額以外の後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としていない。

オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算には、警察庁、総務省、文部科学省及び海上保安庁において計398億1430万余円がある。これらの国庫債務負担行為について、オリパラ事務局は、それぞれの歳出予算額としての支出年度にオリパラ関係予算として公表してきており、上記の計398億1430万余円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万余円については、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。

この事例を示すと次のとおりである。

<事例1> オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの

オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としていない。

そして、警察庁において、大会時に全国から動員予定の警察官のために大会施設周辺に設置する仮設の待機施設等に要する経費として、令和元年度一般会計歳出予算に国庫債務負担行為として総額133億2993万余円（元年度支出予定額4080万余円、2年度支出予定額132億8912万余円）が計上されている。オリパラ事務局は、このうち元年度支出予定額4080万余円については、平成31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算として公表しているが、令和2年度支出予定額の132億8912万余円については、オリパラ関係予算として公表していなかった。

(イ) 令和元年取組状況報告に記載されていないもの

各府省等は、大会の関連施策について、オリパラ基本方針に基づき、立案と実行に取り組むこととなっている。政府の取組状況報告は、各府省等が実施する大会の関連施策の取組状況について、前年度までの主な内容、今後の主な内容等が示されており、オリパラ特措法によれば、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、国会へ報告するとともに公表することとされている。

また、ABC分類に当たっては、30年5月に国会に提出された政府の取組状況報告の報告内容との関連性等がABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている。

令和元年取組状況報告は、東京都、JOC、JPC等の関係団体からの要望事項を踏まえて、平成26年度に内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室が作成したセキュリティ・安全安心、輸送、外国人旅行者の受入れ、バリアフリー、復興・地域活性化、スポーツ、文化・環境等の各分野に係る国の対応が期待される事項を記載した文書を基にして、27年11月及び28年10月にオリパラ事務局がオリパラ基本方針に基づく分野等に合致するように再構成したものを原案としている。そこで、27年11月及び28年10月に原案を作成した際には想定していなかったものの、新たに大会の関連施策として実施された業務がないかみたとところ、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが見受けられた。

<事例2> 令和元年取組状況報告に記載されていないもの

オリパラ事務局は、各府省等が大会に関連すると判断した施策を政府の取組状況報告として取りまとめるなどしている。そして、総務省は、平成30年度に請負業者との間で「大規模スポーツイベントのボランティア管理等における公的個人認証サービスの利活用実現に向けた調査研究請負」業務契約を契約金額5097万余円で締結して実施しており、同業務の検討結果を基にして大会時における個人番号カード<sup>(注)</sup>の活用について、大会組織委員会と協議している。

このように、同業務は、個人番号カードを大会におけるボランティア管理にも使用することを想定した業務であるが、オリパラ事務局の取りまとめた令和元年取組状況報告には記載されていない。

(注) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他省令で定める事項（カード記録事項）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたカード

また、上記のほか、JSCが大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券（以下「スポーツ振興くじ」という。）の売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が次のように見受けられた。

a JSCによる大会組織委員会に対する支援状況

JSCは、スポーツ振興くじの売上げによる収益を原資として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対してスポーツ振興くじ

助成を行っており、スポーツ振興くじ助成の一つの事業として、大会の開催に係る事業に対して助成を実施している（以下「オリパラ開催助成」という。）。そして、オリパラ開催助成の一つとして、スポーツ団体に該当する大会組織委員会が大会の円滑な開催を図ることを目的として行うガバナンス・コンプライアンス強化及び国際広報活動に要する経費に対して財政支援を行っており、図表2-9のとおり26年度から30年度までに計23億5863万余円を助成している。

図表2-9 J S Cによる大会組織委員会への財政支援の状況（平成26年度～30年度）

（単位：千円）

事業の名称	主な内容	平成26～29年度	30年度	計
ガバナンス・コンプライアンス強化	専門的知見等を有する人材の配置	892,766	183,701	1,076,468
	うち各府省等からの派遣等職員の配置	508,195	157,064	665,259
	税理士法人、法律事務所等による専門的な分野の業務支援等	938,878	143,285	1,082,163
	小計	1,831,645	326,987	2,158,632
国際広報活動	リオ大会開催時におけるTokyo2020JAPANHOUSEを通じた東京大会のPR活動(28年度のみ)	200,000	-	200,000
計		2,031,645	326,987	2,358,632

注(1) ガバナンス・コンプライアンス強化及び国際広報活動については、図表6-8参照

注(2) ガバナンス・コンプライアンス強化に係る「主な内容」別の助成額は、内容ごとに助成額が個別に算定されているものではないため、ガバナンス・コンプライアンス強化に係る事業全体として助成対象となる経費の上限額に対する実際の助成額の割合を基に計算している。

#### b J S Cによる大会組織委員会以外に対する支援状況

J S Cが実施するオリパラ開催助成のうち、ドーピング防止活動推進強化事業、大規模競技場機能補完施設整備事業、競技会場整備事業、キャンプ地施設整備事業及び日本武道館整備事業によって27年度から30年度までに東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対して実施された財政支援の状況（26年度は財政支援は行われていない。）は図表2-10のとおり、計49億1627万余円となっている。

図表2-10 オリパラ開催助成による東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する  
財政支援状況（平成27年度～30年度）  
（単位：千円）

支援の対象	ドーピング防止活動 推進強化事業		大規模競技場機能補完 施設整備事業		競技会場整備事業		キャンプ地施設 整備事業		日本武道館整備事業		計	
	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額	団体数	交付金額
東京都					0	—	0	—			0	—
その他の地方公共団体					6	672,142	5	354,174			11	1,026,316
うち大会施設が所在 する地方公共団体					6	672,142	0	—			6	672,142
上記以外の地方公共 団体							5	354,174			5	354,174
民間団体	1	889,959	1	3,000,000					0	— 注(2)	2	3,889,959
計	1	889,959	1	3,000,000	6	672,142	5	354,174	0	—	13	4,916,275

注(1) ドーピング防止活動推進強化事業、大規模競技場機能補完施設整備事業、競技会場整備事業、キャンプ地施設整備事業及び日本武道館整備事業については、図表6-8参照

注(2) 日本武道館整備事業に係る助成金は、平成30年度に3か年計16億2077万余円の交付決定を行っているが、令和元年度以降に交付する予定となっている。

注(3) 競技会場整備事業の大会施設ごとの交付金額の内訳は、宮城スタジアム2154万余円、福島あづま球場2億5029万円、茨城カシマスタジアム1億5197万余円、幕張メッセAホール及びBホール4696万余円、江の島ヨットハーバー6693万円、横浜国際総合競技場1億3443万余円となっている。

(ウ) 大会組織委員会に対して国が業務等の支援を行うこととしているもので、その実施内容について公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれるもの

大会の関連施策の中には、次のような方法で大会組織委員会に対して国が業務等の支援を行うこととしているものが見受けられた。

V3予算の試算において大会組織委員会が負担して実施することとされている輸送、セキュリティ、オペレーション等の大会運営関係の一部について、大会組織委員会と防衛省との間で各種協力の調整が行われている。このうち、大会組織委員会の警備局は、一層安全・安心で確実な大会運営を実現するためとして、31年1月に防衛省に対して「会場内外の整理を始めとする大会運営に係る各種協力」を依頼している。同省によると、大会組織委員会と調整している大会運営に係る各種協力について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の3の規定等に基づき、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、役務の提供その他必要な協力をを行う予定としている。そして、協力に要する費用は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第124条の規定等に基づき、隊員の給与（旅費を除く。）、隊員の糧食費並びに自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費については同省が負担することとして、残りの費用については大会組織委員会が負担することとなっている。この支援について、同省は、式典協力費等として予算要求をす

る予定としている。上記のような大会組織委員会と調整している各種協力については、その実施に当たって、実施内容を適切に公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれる。

以上のように、大会経費及び大会の関連施策に対する経費については、30年報告後に公表されたオリパラ関係予算や令和元年取組状況報告において、オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないものや、令和元年取組状況報告に記載されていないものなどが見受けられたところである。

これらの状況を踏まえて、オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めめるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていく必要がある。

#### エ 大会組織委員会の決算等の状況

大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書に基づき、平成25年度から30年度までの収益の実績をみると、図表2-11のとおり、経常収益は計2646億余円であり、このうち収益の中心となるスポンサー料等のマーケティング収益が2417億余円となっている。そして、V3予算における大会組織委員会の収入に係る試算額6000億円に占める上記の経常収益の2646億余円の割合は44.1%となっている。また、経常収益には、オリパラ開催助成により、組織体制の強化等を目的としてJSCから交付された助成金計23億余円（科目「受取補助金等」）が含まれている。

大会組織委員会の25年度から30年度までの費用の実績をみると、図表2-11のとおり、経常費用は計1276億余円であり、このうち事業費は1077億余円、管理費は198億余円となっている。そして、V3予算における大会組織委員会の支出に係る試算額6000億円に占める上記経常費用の計1276億余円の割合は21.2%となっている。

大会開催を間近に控えて、今後、大会組織委員会が大会施設を対象に実施している仮設整備及びオーバーレイ整備が本格化するなど、調達業務がピークを迎えて、費用が大幅に増加していくことが見込まれる。

(注14) 仮設整備 大会期間中に一時的にIOCが求める施設水準とするために必要な建物、観客席、電源設備等の仮設施設の設置及び撤去

(注15) オーバーレイ整備 大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等であるオーバーレイの設置及び撤去

図表2-11 大会組織委員会の決算の状況（平成25年度～30年度）

（単位：千円）

科目	一般財団法人 (平成26年12月31日まで)		公益財団法人 (27年1月1日以降)					計	V3予算にお ける試算額 6000億円に占 める割合
	25年度	26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
経常収益	403,564	278,121	3,409,897	40,700,680	65,124,773	67,986,009	86,740,739	264,643,786	(44.1%)
受取寄付金	400,000	-	-	-	5,700,000	475,068	6,873,588	13,448,657	
受取受贈益	3,564	-	-	-	-	-	-	3,564	
基本財産運用益	-	446	175	1,196	47	3	3	1,871	
特定資産運用益	-	-	-	-	-	-	14,323	14,323	
受取負担金	-	-	-	-	-	884,791	6,049,315	6,934,107	
事業収益	-	-	3,297,444	40,124,816	58,752,071	66,163,164	73,429,961	241,767,458	
マーケティング収益	-	-	3,281,244	40,124,816	58,741,271	66,163,164	73,429,088	241,739,585	
その他収益	-	-	16,200	-	10,800	-	873	27,873	
受取補助金等	-	277,675	112,223	570,386	671,400	400,000	326,987	2,358,672	
為替差益	-	-	-	-	-	-	43,544	43,544	
雑収益	-	-	54	4,281	1,254	62,981	3,014	71,586	
経常費用	166,905	931,884	864,665	11,646,339	27,530,042	39,591,758	46,890,984	127,622,580	(21.2%)
事業費	119,139	738,576	777,798	11,279,162	17,948,008	35,505,774	41,356,574	107,725,034	
管理費	47,765	193,307	86,866	367,177	9,582,034	4,085,983	5,534,410	19,897,545	
当期経常増減額	236,659	△ 653,762	2,545,232	29,054,341	37,594,731	28,394,250	39,849,754	137,021,206	
経常外収益	-	-	-	-	-	-	-	-	
経常外費用	-	2,585	6,613	93,780	18,855	-	0	121,835	(0.0%)
当期経常外増減額	-	△ 2,585	△ 6,613	△ 93,780	△ 18,855	-	△ 0	△ 121,835	
当期一般正味財産増減額	236,659	△ 656,348	2,538,619	28,960,560	37,575,875	28,394,250	39,849,754	136,899,371	

注(1) 大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書を基に会計検査院が作成した。

注(2) 平成28年度の経常収益のうち受取寄付金57億円と、経常費用のうち管理費に含まれる57億円は、東京都から出えんされた基本財産57億円の返還に伴い計上されたものである。

注(3) 受取補助金等は、JSCから交付されたオリパラ開催助成の助成額であるが、額の再確定により返還されている金額があるため、実際の助成額とは一致しない。

### (3) パラリンピック経費の執行状況

#### ア パラリンピック経費の概要

国が資金の一部を負担することとなっているパラリンピック経費は、共同実施事業に係る経費の一部として経理されている。共同実施事業は、大会組織委員会が、東京都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業であり、共同実施事業の経費は、大枠の合意に基づき大会組織委員会、東京都及び国が2:1:1の割合で負担することとされているパラリンピック経費と、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会と開催都市である東京都がそれぞれの役割に応じて負担することとされているオリンピック経費で構成されている。

文部科学省は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額を負担するために、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付している。「東京パラリンピック競技大会開催準備交付金交付要綱」（平成30年3月文部科学大臣決定）によれば、パラリンピック交付金が大会組織委員会へ交付されるまでの流れは図表3-1のとおりであり、文部

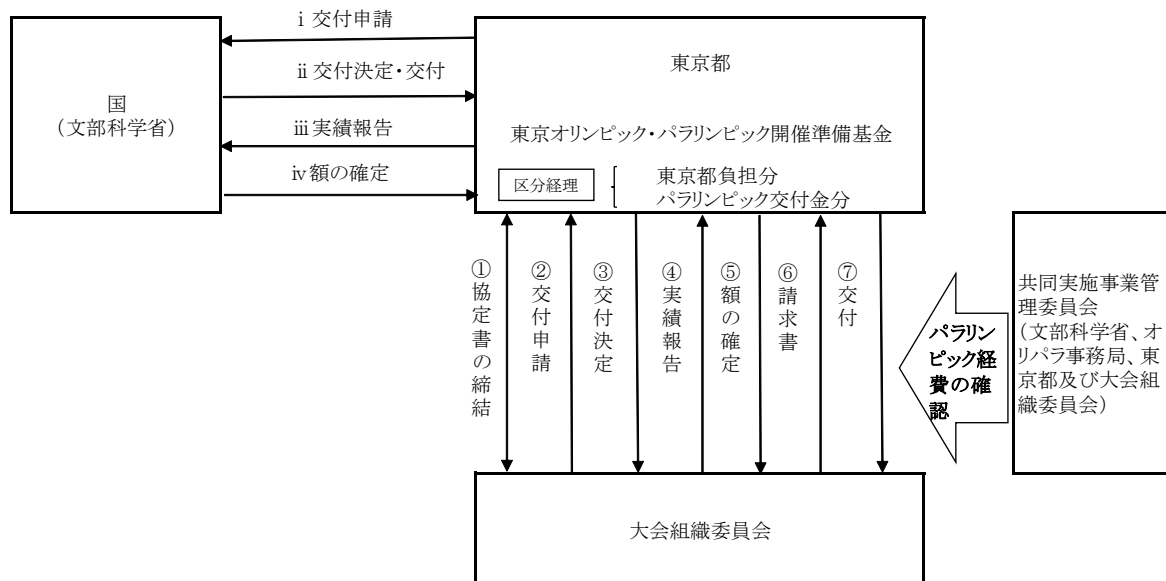
科学省は、東京都からの交付申請書を審査して、交付決定した上で基金の造成に要する経費を交付することとされ、交付を受けた東京都は、既存の基金に積み立てて区分経理するなどした後、速やかに文部科学省に実績報告書を提出することとされている。また、大会の終了後に当該基金の残余がある場合には、国庫に返納することとされている。

東京都は、東京都補助金等交付規則及び大会組織委員会と締結した共同実施事業の経費負担に係る協定書に基づき、大会組織委員会から共同実施事業に係る負担金の交付申請書の提出を受けて交付決定を行った後、各年度の終了後に大会組織委員会から実績報告書の提出を受けて額の確定を行い、大会組織委員会から請求書の提出を受けて負担金を交付することとなっている。額の確定に当たっては、大会組織委員会から提出された実績報告書の審査等により、報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するものであるかを調査することとされている。

そして、東京都から大会組織委員会への共同実施事業負担金の交付に当たっては、負担金の対象となる経費のうち、大会組織委員会がパラリンピック経費として当該年度に履行を完了した経費について、あらかじめ文部科学省、オリパラ事務局、東京都及び大会組織委員会の関係者で構成する共同実施事業管理委員会が、原則として当該年度末に確認することとなっている。

東京都は、30年3月に、文部科学省からパラリンピック交付金300億円の交付を受けて、既に設置造成している東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金に積み立てて自らの資金と区分して経理している。

図表3-1 パラリンピック交付金が共同実施事業に係る負担金の一部として大会組織委員会へ交付されるまでの流れ（パラリンピック経費に係るもの）



#### イ パラリンピック経費の予算及び決算の状況

パラリンピック交付金による国の負担額は、東京都から大会組織委員会へ交付される共同実施事業の負担金に含めて交付されている。東京都は、共同実施事業に係る負担金の交付に先立ち負担金の上限額（予算額）について、毎年度、大会組織委員会と協議して年度協定書を取り交わしている。共同実施事業に係る負担金の上限額と交付額の関係は、図表3-2のとおりとなっていて、東京都は、29年度に上限額87億3424万余円に対して49億3412万余円（87億3424万余円の56.4%）、30年度に上限額744億1347万余円に対して186億6975万余円（744億1347万余円の25.0%）の負担金を大会組織委員会に交付している。なお、東京都及び大会組織委員会によると、負担金上限額は、当該年度に負担する可能性のある経費の全てを計上しており、29、30両年度については、支払年度の翌年度以降への見直しに伴い執行率が低くなったとしている。



図表3-2 共同実施事業に係る負担金の上限額と交付額の関係

(単位：千円)

区分	負担金上限額	負担金交付額	割合
	A	B	(B/A)
平成29年度	8,734,245	4,934,127	56.4%
オリンピック経費	-	4,569,065	-
パラリンピック経費	-	365,061	-
30年度	74,413,476	18,669,751	25.0%
オリンピック経費	64,142,408	16,148,089	25.1%
パラリンピック経費	10,271,068	2,521,662	24.5%

(注) 平成29年度の年度協定書には、オリンピック経費とパラリンピック経費の内訳が定められていない。

パラリンピック経費における東京都と国を合わせた負担額の状況は、図表3-3のとおり、29年度3億6506万余円、30年度25億2166万余円、計28億8672万余円となっており、このうち国の負担額は、29年度1億8253万余円、30年度12億6083万余円と増加傾向にあるものの、30年度までで計14億4336万余円となっていて、国が既に東京都に交付しているパラリンピック交付金300億円に対する執行割合は、4.8%となっている。

大会組織委員会は、30年度末現在の執行割合が低調となっている理由について、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されている（図表4-11参照）ためであるとしている。

図表3-3 パラリンピック経費における東京都及び国の負担額の状況並びにパラリンピック交付金300億円に対する執行割合

(単位：千円)

区分	パラリンピック経費の負担額			パラリンピック交付金300億円に対する執行割合
		都	国 (所管 文部科学省)	
平成29年度	365,061	182,530	182,530	0.6%
30年度	2,521,662	1,260,831	1,260,831	4.2%
計	2,886,723	1,443,361	1,443,361	4.8%

(注) 「パラリンピック交付金300億円に対する執行割合」とは、パラリンピック交付金300億円に占めるパラリンピック経費の国の負担額の割合をいう。

上記のように、平成30年度までの執行割合は4.8%となっており、今後、令和2年に開催される大会に向けて、パラリンピック経費に係る契約件数や金額等が大幅に増加していくことが見込まれる。

#### ウ パラリンピック経費の確認状況

共同実施事業管理委員会設置要綱によれば、共同実施事業管理委員会は、パラリ

ンピック経費を含む共同実施事業に係る経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。

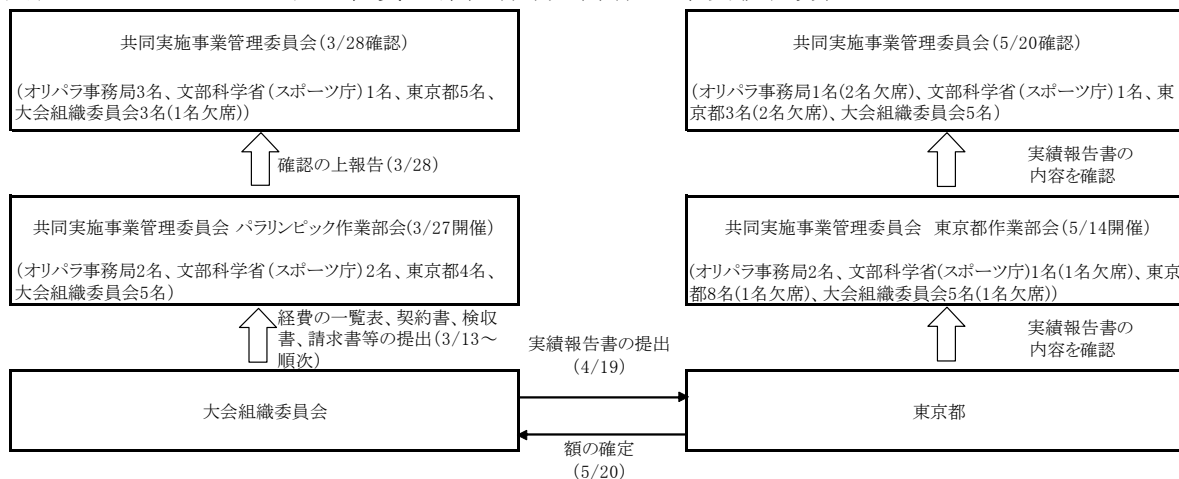
そして、共同実施事業管理委員会は、パラリンピック経費について、大会組織委員会がパラリンピック経費として整理した経費の一覧表、経費ごとの契約内容を整理した表等を確認するとともに、大会組織委員会から経費の内容について聴取することで、東京パラリンピック競技大会開催準備交付金交付要綱等に記載されている次の①から③までのパラリンピック経費の基本的な考え方に沿って適切かどうかを確認している。

- ① 経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること
- ② オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであること
- ③ 経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

平成30年度のパラリンピック経費の確認体制は、図表3-4のとおりとなっており、共同実施事業管理委員会には、同委員会の下部組織として、パラリンピック競技大会に係る共同実施事業について協議するパラリンピック作業部会と、東京都の負担が含まれる共同実施事業について協議する東京都作業部会が設置されている。

このうちパラリンピック作業部会におけるパラリンピック経費の確認状況をみると、30年度執行分は31年1月23日及び3月27日に1回（1日）ずつ、計2回（計2日）行われている。文部科学省によると、31年1月は第2四半期までに執行した経費について、同年3月は同年1月に確認したのものも含めた30年度に執行した全ての経費について、それぞれ確認したとしている。

図表3-4 パラリンピック経費の確認体制（平成30年度執行分）



(注) パラリンピック作業部会は、平成31年1月23日にも確認している。

大会組織委員会の会計処理規程、契約書、前記パラリンピック経費の基本的な考え方等に基づき、29、30両年度に大会組織委員会がパラリンピック経費として執行した29年度44件（契約金額計7億3044万余円（うちパラリンピック交付金相当額計1億8253万余円））、30年度93件（同計50億4438万余円（同計12億6083万余円））、計137件（同計57億7482万余円（同計14億4336万余円））についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) パラリンピック交付金の交付対象とされた契約について適切な会計経理がなされていない事態

図表3-5のとおり、パラリンピック交付金の交付対象とされた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託」等5契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4166万余円（うちパラリンピック交付金相当額計1041万余円）について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。

図表3-5 パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約について、適切な会計経理がなされていないものの概要 (単位：千円)

契約名	負担金 対象 年度	支払額	適切とは認められない パラリンピック経費		業務内容	適切とは認められない事態の概要
				うちパラ リンピック 交付金 相当額		
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託<事例3>	平成29	192,227	11,261	2,815	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリーの運営業務	契約書等において、委託業務の遂行に要した費用を実費に限り支払うとしているにもかかわらず、委託業務に従事した人日数等を確認できる根拠資料の提出について明示しておらず、委託費の精算に当たり、根拠資料に基づき業務に要した実費を確認できるものとなっていなかった。
	30	248,381	11,232	2,808		
	計	440,609	22,494	5,623		
大会関係者輸送用バスの調達及び運用に係る業務委託	29	24,033	3,769	942	大会関係者輸送用バスの調達及び運用業務	仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていない。
業務用無線及び周波数調整に係るコンサルティング契約	29	6,974	1,565	391	無線端末配備計画やスポーツイベントにおける周波数調整等への助言等業務	最終的な成果品である報告書の確認は行っていたものの、契約金額の分割払いの際に、業務の実施状況を確認するために別途提出することとされている業務報告書の提出は受けていなかった。
有明体操競技場屋内仮設電気設備整備工事	30	69,369	3,930	982	オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する有明体操競技場に係る屋内仮設電気設備工事	大会組織委員会が発注して同一の請負者が受注した別工事に係る業務費用を、本件工事契約の対価として支払っていた。
東京2020大会入賞メダル製造等業務委託(銀圧延版加工および金メッキ加工)	30	82,497	9,901	2,475	金メダル、銀メダル製造に使用する銀圧延版や金メッキ液の加工及び納品等	大会組織委員会の会計処理規程等において、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成して、当該契約書の定めに従い物品の納入等に関する検査を行うこととされているにもかかわらず、契約書作成前に納品を受けていた。
29、30両年度合計(5契約)		623,485	41,660	10,415		
29年度 計(3契約)		223,236	16,596	4,149		
30年度 計(3契約)		400,249	25,064	6,266		

(注) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託」は、複数年度契約であるため、年度別の契約数の計の合計が両年度の契約数の合計と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認をするための根拠資料の提出を求めていなかったもの

大会組織委員会は、平成29年4月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託契約を契約金額17億8491万余円で締結している。契約書によれば、大会組織委員会は、受託事業者が委託業務の遂行に要した費用を実費に限り支払うなどとされており、大会組織委員会は、業務の対価として、29年12月から31年3月までの間に、受託事業者に対して計4億4060万余円を支払い、計2541万余円(29年度1109万余円及び30年度1432万余円)のパラリンピック交付金の交付を受けていた。

契約書、仕様書等によれば、受託事業者は、業務の履行後、大会組織委員会の検査に合格したときは、大会組織委員会に対して、当該検査に合格した部分に係る請求書と共に、納品書、領収書等の費用の支出を裏付ける資料を提出することとされている。

しかし、大会組織委員会は、契約書、仕様書等において受託事業者からの委託業務に従事した人日数等を確認できる根拠資料の提出について明示していなかったため、当該契約は、委託費の精算に当たり、根拠資料に基づき業務に要した実費を確認できるものとなっていなかった。

(イ) 大会組織委員会においてオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであった事態

図表3-6のとおり、パラリンピック交付金の交付対象とされた「伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託」等2契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4135万余円（うちパラリンピック交付金相当額計1033万余円）について、前記パラリンピック経費の基本的な考え方における「②オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであること」に照らして、オリンピック、パラリンピック両競技で使用される会場（以下「オリパラ共通会場」という。）等に係るオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

図表3-6 オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる2契約の概要 (単位：千円)

契約名	負担金対象年度	支払額	大会組織委員会精算		会計検査院修正計算		差額		
			パラリンピック経費を算出する際の案分方法	うちパラリンピック経費	パラリンピック経費を算出する際の案分方法	うちパラリンピック経費	うちパラリンピック交付金相当額	うちパラリンピック交付金相当額	
競技馬輸送に係る海外輸送業者との業務委託契約	平成29	11,452	オリンピック・パラリンピックそれぞれの競技馬数の比（オリ：パラ＝200：80）で案分	3,272	予備馬50頭分を加味した競技馬数の比（オリ：パラ＝250：80）で案分	2,776	694	495	123
伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託<事例4>	30	137,903	オリンピック専用会場との共用施設分の工事費概算額の全額をオリパラ共通会場分に加えた額の総工事費概算額に占める比率で案分	38,080	本件業務の対象会場数に占めるオリパラ共通会場数の比率(2分の1)で案分	29,878	7,469	8,201	2,050
29、30両年度 計		149,355		41,352		32,655	8,163	8,697	2,174

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 大会組織委員会においてオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったもの

大会組織委員会は、平成29年9月に、オリパラ共通会場となる伊豆ベロドローム、オリンピック競技専用の会場（以下「オリンピック専用会場」という。）となる伊豆マウンテンバイクコース及び両会場の共用施設に係る実施設計を行う伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務を委託して実施している。そして、本件業務に要した経費（以下「実施設計業務費」という。）1億3790万余円のうちパラリンピック経費を3808万余円と算出して、パラリンピック交付金952万余円の交付を受けていた。

大会組織委員会は、実施設計業務費に係るパラリンピック経費を算出するに当たり、パラリンピック経費の対象となるオリパラ共通会場分の実施設計業務費の内訳がなかったことから、両会場及び共用施設それぞれの経費が明らかであった工事費概算額を用いて、オリパラ共通会場に係る工事費概算額の総工事費概算額に占める比率を基に実施設計業務費の案分を行うこととしていた。そして、共用施設の工事費概算額をオリパラ共通会場分とオリンピック専用会場分とに案分することなく、その全額をオリパラ共通会場の工事費概算額に加算してオリパラ共通会場に係る工事費概算額としていた。

しかし、上記のように、実施設計業務費に係るパラリンピック経費を算出するに当たっては、共用施設の工事費概算額について両会場分に案分した上で、両会場それぞれの工事費概算額に加算することが必要である。

そして、前記のようにオリパラ共通会場とオリンピック専用会場を対象とする業務におい

て、会場別に経費の内訳がない場合については、大会組織委員会が作成して共同実施事業管理委員会において確認を受けた「オリンピック・パラリンピック共通経費における按分の考え方」（以下「案分の考え方」という。）が示されており、これによれば、業務の対象となっている全会場数に占めるオリパラ共通会場の数の比率を基に経費の総額を案分することとされており、上記のような共用施設の経費についてもこの比率により案分されることとなる。そこで、工事費概算額を用いた算出方法ではなく、案分の考え方に基づき、本件業務の対象会場数に占めるオリパラ共通会場数の比率（2分の1）により本件業務の経費を案分するなどしてパラリンピック経費を算出すると2987万余円（パラリンピック交付金相当額746万余円）となり、前記のパラリンピック経費はこれを820万余円（同205万余円）上回っていた。

大会組織委員会は、本件業務のパラリンピック経費を算出するに当たり、適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる。

イのとおり、パラリンピック交付金300億円のうち30年度までに執行されたのは14億余円となっており、パラリンピック経費に係る契約件数や金額等は、今後、令和2年に開催される大会に向けて大幅に増加していくことが見込まれることから、大会組織委員会において、これらに係る会計経理が適切になされる必要がある。

国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がより的確に行われるように働きかけていく必要がある。

#### (4) 大会施設の整備状況

##### ア 大会施設の概要等

主な大会施設は、<sup>(注16)</sup> 図表4-1のとおり、元年7月末現在で9都道府県の26市区町にわたって45か所となっており、このうち43か所の競技会場が9都道府県にわたって所在しているほか、選手村と国際放送センター・メインプレスセンターが東京都内に整備されることになっている。

競技会場を使用する競技大会別にみると、オリパラ共通会場は20か所、オリンピック専用会場は22か所、パラリンピック競技大会のみで使用されるものは1か所となっている。

また、大会施設を整備等の内容別にみると、43か所の競技会場については、図表4-1のとおり、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等

を一時的に使用したりするなどされている。新規に建設する8か所のうち、J S Cが建設する新国立競技場以外の7か所は東京都が建設して所有することとなっている。また、既存の競技施設等を使用するなどの35か所のうち、競技施設の所有者等の行う改修の目的が大会のためだけであるか否かにかかわらず、平成26年度以降に大会に資する内容の整備を行っているものが18か所あり、J S Cが国立代々木競技場を改修し、J R Aが馬事公苑を改修するほか、東京都が4か所、都外自治体が10か所、民間団体が2か所を改修することとなっている。

上記競技会場の新設又は改修に伴う整備のほか、大会組織委員会は、43か所全ての競技会場において、大会期間中に一時的にI O Cが求める施設水準とするために必要な建物、観客席、電源設備等の仮設施設の設置・撤去を内容とする仮設整備や大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等の設置・撤去を内容とするオーバーレイ整備を行うこととなっている。

競技会場以外の2か所のうち、選手村の建物の整備については、東京都において施設建築物の建築等を施行者に代わり民間事業者等を実施させることができる特定建築者制度が採用されており、特定建築者に選定された民間事業者の資金により建築工事が施工されている。また、大会組織委員会により、内装工事等の仮設整備及びオーバーレイ整備が行われている。

国際放送センター・メインプレスセンターについては、大会組織委員会により、東京ビッグサイトにおいて仮設整備及びオーバーレイ整備が行われることとなっている。

上記の仮設整備及びオーバーレイ整備に係る経費のうち、パラリンピック競技等に深く関わる大会施設に係る経費であり、パラリンピック経費として執行されるものの一部については、(3)のとおり、国の負担としてパラリンピック交付金が交付されている。

なお、大枠の合意によれば、大会準備における進行管理の強化として、東京都、大会組織委員会、国及び関係自治体の4者は、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくこととされている。

(注16) 9都道府県 東京都、北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県

(注17) 26市区町 札幌、福島、鹿嶋、さいたま、川越、狭山、朝霞、新座、千葉、調布、横浜、藤沢、伊豆各市、千代田、中央、港、新宿、墨田、江東、品川、世田谷、渋谷、江戸川各区、宮城郡利府、長生郡一宮、駿東郡小山各町

図表4-1 主な大会施設の整備状況等（令和元年7月末現在）

番号	大会施設の名称 ＜主な所在地(所有者)＞	予定競技等		整備主体の 分類	整備主体による整備		大会組織委員会による仮設整備 及びオーバーレイ整備		
		オリンピック競技大会	パラリンピック競技大会		主な 整備	しゅん工予定等	令和元年7月 末現在の進捗 状況	しゅん工予定	
1	国立競技場 (オリンピックスタジアム) ＜東京都新宿区(JSC)＞	開会式／閉会式、陸上競技、サッカー	開会式／閉会式、陸上競技	国が出資した法人	新規	令和元年11月	実施設計	令和2年4月	
2	国立代々木競技場 ＜東京都渋谷区(JSC)＞	ハンドボール	バドミントン、車いすラグビー		改修	2年6月	実施設計	2年6月	
3	馬事公苑 ＜東京都世田谷区(JRA)＞	馬術(馬場馬術、総合馬術(クロスカントリーを除く。)、障害馬術)	馬術		改修	元年12月(大会関係部分のみ)	工事実施中	2年5月	
4	東京体育館 ＜東京都渋谷区(東京都)＞	卓球	卓球	東京都	改修	元年11月	実施設計	2年4月	
5	東京国際フォーラム ＜東京都千代田区(東京都)＞	ウェイトリフティング	パワーリフティング		—	—	工事実施中	2年7月	
6	有明アリーナ ＜東京都江東区(東京都)＞	バレーボール(バレーボール)	車いすバスケットボール		新規	元年12月	実施設計	2年4月	
7	有明テニスの森 ＜東京都江東区(東京都)＞	テニス	車いすテニス		改修	2年3月	実施設計	2年4月	
8	大井ホッケー競技場 ＜東京都品川区(東京都)＞	ホッケー	—		新規	しゅん工(元年6月)	実施設計	2年4月	
9	海の森水上競技場 ＜東京都江東区(東京都)＞	カヌー(スプリント)、ボート	カヌー、ボート		新規	しゅん工(元年5月)	実施設計	2年3月	
10	カヌー・スラロームセンター ＜東京都江戸川区(東京都)＞	カヌー(スラローム)	—		新規	元年12月	実施設計	2年3月	
11	夢の島公園アーチェリー場 ＜東京都江東区(東京都)＞	アーチェリー	アーチェリー		新規	しゅん工(平成31年2月)	実施設計	2年4月	
12	東京アクアティクスセンター ＜東京都江東区(東京都)＞	水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング)	パラ水泳		新規	令和2年2月	実施設計	2年6月	
13	東京辰巳国際水泳場 ＜東京都江東区(東京都)＞	水泳(水球)	—		改修	元年10月	実施設計	2年6月	
14	武蔵野の森総合スポーツプラザ ＜東京都調布市(東京都)＞	バドミントン、近代五種(フェンシング ランキングラウンド(エペ))	車いすバスケットボール		新規	しゅん工(平成29年3月)	実施設計	2年6月	
15	東京スタジアム ＜東京都調布市(東京都)＞	サッカー、ラグビー、近代五種(水泳、フェンシング、ホーナスタウンド(エペ)、馬術、レーザークラウ)	—		改修	令和2年3月	実施設計	2年6月	
16	選手村 ＜東京都中央区(民間団体)＞	選手村			新規(基盤整備)	元年12月(大会時に必要な部分のみ)	工事実施中	2年5月	
17	東京ビッグサイト ＜東京都江東区(東京都)＞	国際放送センター/メインプレスセンター			—	—	工事実施中	2年6月	
18	陸上自衛隊朝霞訓練場 ＜埼玉県朝霞市及び新座市(防衛省)＞	射撃	射撃	大会組織委員会	仮設	/	実施設計	2年1月	
19	釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ ＜千葉県長生郡一宮町(千葉県、一宮町)＞	サーフィン	—		仮設注(7)		元年12月	実施設計	2年7月
20	皇居外苑 ＜東京都千代田区(環境省)＞	陸上競技(競歩)	—		仮設			実施設計	2年6月
21	有明体操競技場 ＜東京都江東区(東京都)＞	体操	ボッチャ		仮設			工事実施中	2年5月
22	有明アーバンスポーツパーク ＜東京都江東区(東京都)＞	自転車競技(BMXフリースタイル、BMXレーシング)、スケートボード	—		仮設			実施設計	2年4月
23	お台場海浜公園 ＜東京都港区(東京都)＞	水泳(マランスイミング)、トライアスロン	トライアスロン		仮設			実施設計	2年4月
24	潮風公園 ＜東京都品川区(東京都)＞	バレーボール(ビーチバレーボール)	—		仮設			実施設計	2年4月
25	海の森クロスカントリーコース ＜東京都江東区(東京都)＞	馬術(総合馬術(クロスカントリー))	—		仮設			工事実施中	2年3月
26	青海アーバンスポーツパーク ＜東京都江東区(東京都)＞	バスケットボール(3×3)、スポーツクライミング	5人制サッカー		仮設			実施設計	2年4月
27	武蔵野の森公園 ＜東京都調布市(東京都)＞	自転車競技(ロード(ロードレース・スタート))	—		仮設			実施設計	2年4月



番号	大会施設の名称 ＜主な所在地(所有者)＞	予定競技等		整備主体の 分類	整備主体による整備		大会組織委員会による仮設整備 及びオーバーレイ整備	
		オリンピック競技大会	パラリンピック競技大会		主な 整備	しゅん工予定等	令和元年7月 末現在の進捗 状況	しゅん工予定
28	日本武道館 ＜東京都千代田区 (民間団体)＞	柔道、空手	柔道	民間団体	改修	令和2年6月	実施設計	令和2年6月
29	富士スピードウェイ ＜静岡県駿東郡小山町 (民間団体)＞	自転車競技(ロード(ロード レース・ゴール、個人タイムト ライアル))	自転車競技(ロード(スター ト・ゴール))	—	—	—	契約手続中	2年6月
30	国技館 ＜東京都墨田区 (民間団体)＞	ボクシング	—	—	—	—	実施設計	2年7月
31	さいたまスーパーアリーナ ＜埼玉県さいたま市 (埼玉県)＞	バスケットボール(バス ケットボール)	—	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
32	霞ヶ関カントリー倶楽部 ＜埼玉県川越市及び狭山市 (民間団体)＞	ゴルフ	—	—	—	—	実施設計	2年5月
33	幕張メッセ Aホール ＜千葉県千葉市(千葉県)＞	テコンドー、レスリング	シッティングバレーボール	都外自治体	改修	2年3月 (大会関係部分の み)	実施設計	2年7月
34	幕張メッセ Bホール ＜千葉県千葉市(千葉県)＞	フェンシング	テコンドー、 車いすフェンシング	都外自治体	改修	—	実施設計	2年7月
35	幕張メッセ Cホール ＜千葉県千葉市(民間団体)＞	—	ゴールボール	—	—	—	実施設計	2年7月
36	横浜スタジアム ＜神奈川県横浜市(横浜市)＞	野球・ソフトボール	—	民間団体	改修	2年2月	実施設計	2年6月
37	江の島ヨットハーバー ＜神奈川県藤沢市 (神奈川県)＞	セーリング	—	都外自治体	改修	2年6月	実施設計	2年5月
38	伊豆ベロドローム ＜静岡県伊豆市(民間団体)＞	自転車競技(トラック)	自転車競技(トラック)	—	—	—	工事実施中	2年3月
39	伊豆MTBコース ＜静岡県伊豆市(民間団体)＞	自転車競技(マウンテンバイク)	—	—	—	—	工事実施中	2年3月
40	福島あづま球場 ＜福島県福島市(福島県)＞	野球・ソフトボール	—	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
41	札幌ドーム ＜北海道札幌市(札幌市)＞	サッカー	—	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
42	宮城スタジアム ＜宮城県宮城郡利府町 (宮城県)＞	サッカー	—	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
43	埼玉スタジアム2002 ＜埼玉県さいたま市 (埼玉県)＞	サッカー	—	都外自治体	改修	2年3月	実施設計	2年6月
44	横浜国際総合競技場 ＜神奈川県横浜市(横浜市)＞	サッカー	—	都外自治体	改修	元年度末	実施設計	2年6月
45	茨城カシマスタジアム ＜茨城県鹿嶋市(茨城県)＞	サッカー	—	都外自治体	改修	元年度末	実施設計	2年6月
9都道県26市区町				国が出資した法人3か所、東京都12か所、大会組織委員会10か所、都外自治体10か所、民間団体2か所 計37か所	新規 9か所、改修 18か所、仮設 10か所 計37か所	実施設計 36か所、工事実施中 8か所、契約手続中 1か所 計45か所		

- 注(1) 東京都の公表資料及び会計実地検査の際に各府省等、都外自治体等から聴取した内容を基に会計検査院が作成した。
- 注(2) 「国立競技場」は新国立競技場のしゅん工後の名称である。
- 注(3) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうちの主な内容を示している。「—」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。
- 注(4) 「主な所在地」は、令和元年7月末現在で大会開催時に使用が見込まれるなどの主な所在地を記載している。また、「所有者」は、敷地の主な所有者を示しており、所有者が民間団体である場合は全て「民間団体」と記載している。
- 注(5) 選手村の宿泊施設等として使用する建物の新規整備は、特定建築者制度により民間事業者が自らの資金で行っているが、東京都が道路等の基盤整備を行っているため、便宜的に「東京都」の欄に記載している。
- 注(6) 「大会組織委員会による仮設整備及びオーバーレイ整備」の「しゅん工予定」は、令和元年7月末現在におけるしゅん工予定である。大会組織委員会によると、実施設計において工事期間の短縮を図っており、各会場のしゅん工予定は変更となる場合がある。
- 注(7) 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチにおける「整備主体による整備」の「しゅん工予定等」は、競技会場内に千葉県長生郡一宮町が整備するトイレ等の施設に係るしゅん工予定であり、当該施設は大会時に活用される予定となっている。

注(8) 富士スピードウェイにおける「令和元年7月末現在の進捗状況」は、実施設計から施工、維持管理、撤去・復旧までを一括して発注する契約の契約手続中のため、「契約手続中」としている。

注(9) オリンピック競技大会における陸上競技のマラソン及び競歩の競技会場については、令和元年10月16日に、I O Cにより開催地を札幌市に変更する計画が公表されている。

## イ J S Cによる新国立競技場の整備

新国立競技場は、大会の開会式、閉会式及び陸上競技並びにオリンピック競技大会のサッカーが行われるメインスタジアムとして整備が進められており、施設の所有及び管理はJ S Cが行っている。

27年8月にオリパラ担当大臣を議長とする新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議により、図表4-2のとおり、新国立競技場の整備計画（以下「新整備計画」という。）が決定された。

図表4-2 新整備計画の概要

基本理念	アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和や日本らしさ	
性能	競技施設	陸上競技、サッカー及び開閉会式の実施に必要な機能を整備する。
	観客席	大会時6万8000席程度を確保する。大会後トラック上部への増設を可能とし、国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)にも対応し得るものとする。
	屋根	観客席の上部のみ設置する。
	諸施設	メディア施設及び防災警備施設を整備する。ホスピタリティー機能及び管理施設・駐車場機能については、大会に必要な機能を確保する。
	面積(フィールド含む。)	約19万4500㎡を目途とする。
工期	平成32年4月末を期限とし、同年1月末を工期短縮の目標とする。JSCは整備期間を極力圧縮するために、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)による公募を行う。	
コストの上限	スタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額は1550億円以下とする。なお貸金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第25条に準ずるものとする。 当該工事に係る設計・監理等の費用は40億円以下とする。	

(注) 公募型プロポーザル方式(設計交渉・施工タイプ)については、後掲60ページ(注21)参照

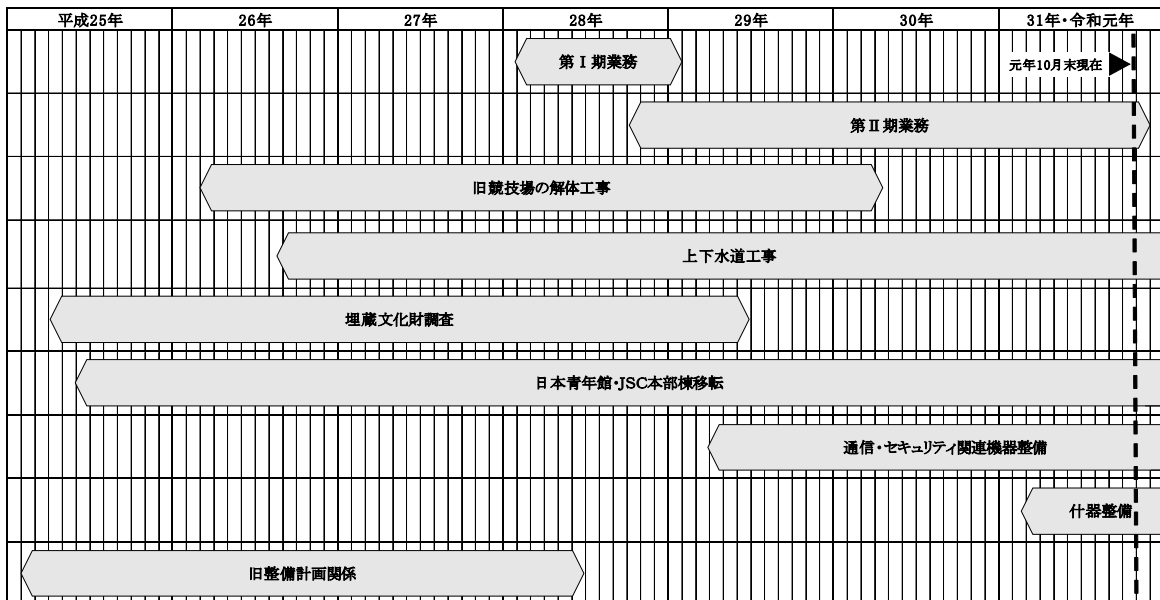
新整備計画においては、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等を実施することとされていて、J S Cは、設計業務(基本設計及び実施設計)及び工事施工等業務(施工技術検討)(以下、これらを「第Ⅰ期業務」という。)と設計業務(設計意図伝達)、工事施工等業務(工事施工)及び工事監理業務(以下、これらを「第Ⅱ期業務」という。)に区分して実施している。また、J S Cが行う新国立競技場の主な整備には、上記のスタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等に加えて、旧競技場の解体工事があり、その他に埋蔵文化財調査、計画用地内に所在する日本

青年館・JSC本部棟移転、通信・セキュリティ関連機器整備、<sup>じゅう</sup> 什器等整備、旧整備計画関係がある。

令和元年10月末現在の主な整備の進捗状況は図表4-3のとおりであり、スタジアム本体等に関連する整備についてみると、第Ⅰ期業務は既に完了しており、第Ⅱ期業務が実施中となっている。また、平成29年から通信・セキュリティ関連機器整備が開始され、令和元年に什器整備も開始されてそれぞれ実施中となっている。

新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、図表4-4のとおり、平成30年度までの業務に係る契約金額計2073億余円に対して支払額は計1362億余円となっている。このうち、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等についてみると、第Ⅰ期業務については、新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体（以下「JV」という。）との間で、28年1月に契約金額24億9127万余円で、また、第Ⅱ期業務については、28年10月に契約金額1504億9449万円でそれぞれ契約を締結している。そして、第Ⅰ期業務は既に28年度に完了して、契約金額24億余円全額の支払を完了しており、第Ⅱ期業務は30年度までの業務に係る契約金額計1519億余円に対して支払額は944億余円となっている。

図表4-3 JSCにおける新国立競技場の主な整備の進捗状況及び令和元年の整備予定（元年10月末現在）



図表4-4 J S Cにおける新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況（平成30年度まで）

（単位：百万円）

費目	契約金額								30年度までの支払額
	平成24年度以前	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
① スタジアム本体及び周辺整備費、設計・監理等費用	—	—	—	2,850	150,569	0	1,440	154,861	97,441
うち第Ⅰ期業務	—	—	—	2,491	—	—	—	2,491	2,491
うち第Ⅱ期業務	—	—	—	—	150,494	—	1,417	151,911	94,492
うちその他業務	—	—	—	358	74	0	23	458	457
② 解体工事費	—	0	4,445	176	956	—	—	5,579	5,592
計	—	0	4,445	3,026	151,525	0	1,440	160,440	103,033
③ 上下水道工事費	—	—	982	2,323	974	15	1,731	6,026	5,738
④ 埋蔵文化財調査費	—	212	789	153	104	—	—	1,259	1,204
⑤ 日本青年館・JSC本部棟移転経費	—	1,440	10,313	5,456	63	△ 51	30	17,252	17,185
⑥ 通信・セキュリティ関連機器、什器等整備費	—	—	—	—	101	2,727	1,215	4,044	144
⑦ 旧整備計画関係費	12	1,587	4,194	6,518	—	—	—	12,313	6,859
⑧ その他関係経費	1,335	△ 98	600	1,034	447	236	2,501	6,056	2,036
計	1,348	3,141	16,879	15,485	1,691	2,926	5,480	46,953	33,168
合計	1,348	3,142	21,325	18,512	153,216	2,927	6,920	207,393	136,201

注(1) 本図表は、J S Cが平成25年度から30年度までに特定業務勘定（後掲49ページ（注19）参照）で行った支払の原因となる契約のうち、新整備計画に基づく各費目に該当する契約の契約金額及び支払額の集計である。「⑧その他関係経費」は、①から⑦までに該当しない契約に係る金額を全て集計している。ただし、本図表の契約金額及び支払額には、工事契約については契約金額50万円未満、その他の契約については契約金額100万円未満の契約に係る金額は含んでいない。また、人件費、通信運搬費等の事務経費は含んでいない。

注(2) 「⑦旧整備計画関係費」及び「⑧その他関係経費」の一部は、平成25年度以降に支払っているが、24年度以前に契約を行っているものがある。

注(3) 「⑦旧整備計画関係費」については、契約金額123億1308万余円のうち、旧整備計画の白紙撤回以前に履行が完了していたものに係る契約金額29億3988万余円以外は契約を解除しており、「30年度までの支払額」は、履行が完了していたものに係る契約金額29億3988万余円に、契約を解除した精算に伴う支払額34億9416万余円、別途契約不成立に伴い発生した契約準備段階の損害に係る支払額4億2526万余円を合わせたものとなっていて、全ての支払を完了している。

注(4) 「⑧その他関係経費」の契約金額には、新国立競技場の整備に係る契約以外を含めてJ S Cが法人として一括契約した契約金額が含まれている。一方で、「30年度までの支払額」には新国立競技場の整備に伴う経費のみが集計されている。

注(5) 複数年度契約のうち変更契約により契約金額が変更となったものについては、増減した契約金額を変更契約を締結した年度に記載している。このため、契約金額の欄には、マイナス（△）と表記しているものがある。

注(6) 第Ⅰ期業務及び第Ⅱ期業務契約には東京都が負担する道路上空連結デッキ整備の契約が含まれており、平成30年度末現在において区分ができないため、契約金額及び支払額は東京都の負担分を含めて計上している。

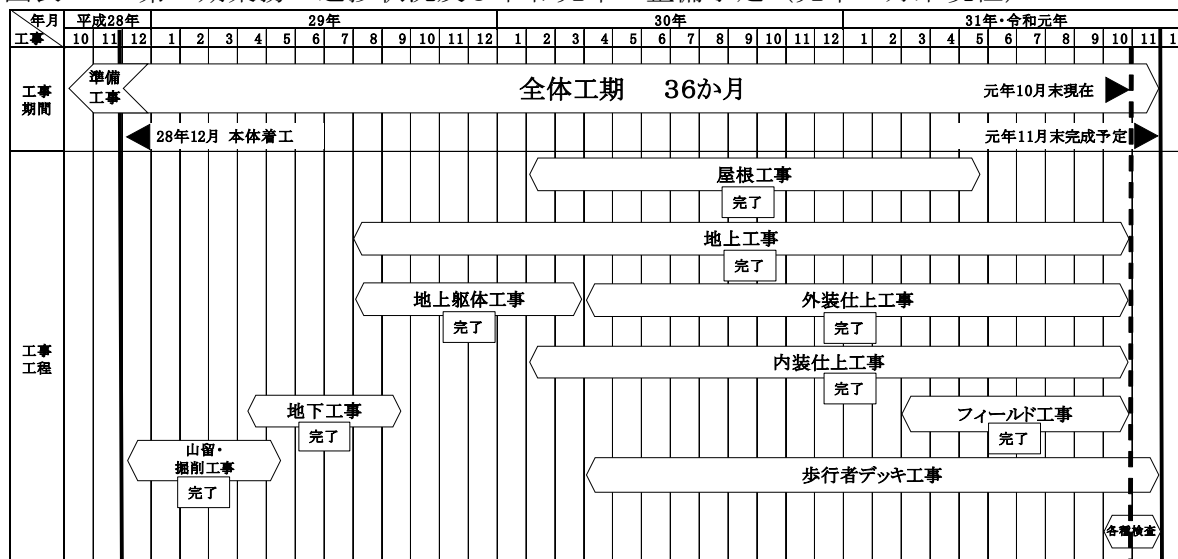
注(7) 「①スタジアム本体及び周辺整備費、設計・監理等費用」のうち、「うちその他業務」は、新国立競技場の整備に伴う明治公園橋等取り壊し工事等の周辺整備に係る費用である。

注(8) 「30年度までの支払額」は平成30年度までの予算から支出している額である。

令和元年10月末現在の第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、J S Cによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしており、図表4-5のとおり、屋根工事は同年5月に、地上工事、外装仕上工事、内装仕上工事及

びフィールド工事は同年10月に完了している。また、歩行者デッキ工事及び各種検査は同年11月に完了する予定としている。

図表4-5 第Ⅱ期業務の進捗状況及び令和元年の整備予定（元年10月末現在）



通信・セキュリティ関連機器、什器等については、大会に向けた整備に係る予算額として、J S Cの第4期中期計画（平成30年4月から令和5年3月まで）において、153億円が計上されている。

それらの整備内容は、Wi-Fi設備、監視カメラ、入場ゲート等の通信・セキュリティ関連機器や什器等の整備を行うものとされていて、平成30年度末現在の状況を確認したところ、図表4-6のとおり、通信・セキュリティ関連機器に係る11の調達区分のうち10の調達区分で既に発注が行われており、契約金額は計38億2642万余円となっている（30年度までの支払実績はない。）。また、什器・備品の調達に係る30年度末現在の契約金額は2241万円となっている（30年度までの支払実績はない。）。

図表4-6 通信・セキュリティ関連機器、什器等の調達状況（平成28年度～30年度）

（単位：千円）

調達の内容		概要	平成30年度末現在の状況及び今後の予定	30年度末現在の契約金額	30年度までの支払額	
通信・セキュリティ関連機器	ネットワーク基盤関連設備	競技場ネットワーク、Wi-Fi、システム等保護用機器、システムセキュリティ対応機器	競技場内において快適なネットワーク環境を構築し、利便性向上に資する基幹ネットワーク等	30年3月契約締結（政府調達）	2,414,880	—
	映像・音響関連設備	デジタルサイネージ	競技映像、フロア案内等の情報提供、広告の配信等に活用するためのディスプレイ等	30年4月契約締結（政府調達）	540,000	—
		館内共聴機器	撮影した競技映像等を大型映像装置やデジタルサイネージ等に配信する設備	30年4月契約締結（政府調達）	4,125	—
		諸室用映像・音響機器	ラウンジ等のエリア、会議室等において、映像・音楽を流し空間演出や会議等を行うための機器	30年5月契約締結（政府調達）	134,352	—
		リボンボード	動画・静止画等のコンテンツを用いて、広告、情報を表示するための帯状のディスプレイ等	30年3月契約締結（政府調達）	419,624	—
	セキュリティ関連設備	監視カメラ	競技場内外に設置し、イベント時の混雑軽減や事故等が生じた場合の事後検証を行うためのカメラ	30年4月契約締結	41,040	—
		防犯・入退室管理機器	関係者用諸室への入退室をICカード等の認証で制限することにより、入退室の管理を行うための設備	30年5月契約締結（政府調達）	13,154	—
		入場ゲート	入場口に設置し、入場時間の短縮や混雑緩和、不正侵入防止を行うためのセキュリティゲート	30年3月契約締結（政府調達）	244,728	—
		駐車場用ゲート	車両の入退場口に設置し、車両の入出庫、駐車、在車台数を管理するためのシステム	30年7月契約締結（政府調達）	3,132	—
	競技場の安心・安全のために必要なシステム等	雷検知システム	雷雲の接近や雷の発生状況等の気象情報から落雷発生等を予測するためのシステム	令和元年度以降調達予定	—	—
		案内等表示用コンテンツ	交通情報、気象情報等をデジタルサイネージ、大型映像装置等に表示し、情報を提供するためのコンテンツ	平成30年11月契約締結	11,391	—
	計				3,826,428	—
	什器・備品		競技用器具、オフィス什器・備品、厨房機器等	令和元年度以降調達予定（平成30年度中に一部契約締結済）	22,410	—
	その他発注者支援業務等		設備・機器等について専門知識を有する者から支援を得るための業務等	29年3月等契約締結	195,284	144,254
合計				4,044,122	144,254	

（注） 「（政府調達）」は、JSCが「政府調達手続に関する運用指針」（平成26年3月関係省庁申合せ）に基づき、契約手続を行ったものである。

#### ウ JSCによる国立代々木競技場の整備

JSCが所有して管理する国立代々木競技場は、昭和39年に開催されたオリンピック東京大会の競技会場として建設されたものであり、令和2年の大会では、オリンピック競技大会のハンドボール並びにパラリンピック競技大会の車いすラグビー及びバドミントンが行われることとなっている。JSCによると、国立代々木競技場については、大会に向けた整備に係る予算額として、第4期中期計画において、116億余円が計上されており、その後、バリアフリー化や老朽化対策等が必要となった

ことから、元年10月末現在で190億余円を見込んでいているとしている。

国立代々木競技場は、第一体育館、第二体育館、付属棟等から成り、図表4-7のとおり、耐震改修工事については、第一体育館及び付属棟等は平成29年12月に、第二体育館は30年7月にそれぞれ着手している。また、機能向上工事及び老朽化対策工事については、第一体育館及び付属棟等は30年11月に、第二体育館は令和元年9月にいずれも第一体育館及び付属棟等の耐震改修工事の契約に追加する契約変更を行って着手している。そして、上記工事のしゅん工予定は、第一体育館及び付属棟等が同年11月、第二体育館が2年6月とされている。

これらの平成30年度までの契約金額は計169億4166万余円、支払額は計31億3926万余円であり、その財源は運営費交付金8424万円、施設整備費補助金4億1061万余円及び特定金額26億4440万余円となっている。(5)ウのとおり、特定業務に国立代々木競技場の耐震改修等に係る業務が追加されたことから、29年度以降は特定業務勘定の特定金額を財源として整備が行われている。

(注18) 特定金額 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額

(注19) 特定業務勘定 特定業務に係る経理について整理するために設けられている特別の勘定

図表4-7 国立代々木競技場の整備の進捗状況（令和元年10月末現在）

（単位：千円）

整備内容	主な整備内容	整備状況(令和元年10月末現在)				契約状況(平成30年度まで)				
		進捗状況	今後の予定	着手年月	しゅん工予定	契約内容	契約年月	契約金額	支払額	財源
耐震改修工事	第一体育館、第二体育館、付属棟等の耐震改修工事			(第一体育館、付属棟等) 平成29年12月 (第二体育館) 30年7月	(第一体育館、付属棟等) 令和元年11月 (第二体育館) 2年6月	基本計画策定	26年10月	84,240	84,240	運営費交付金
						基本設計	27年10月	90,720	90,720	施設整備費補助金
						実施設計	28年4月	319,896	319,896	施設整備費補助金
							29年10月	6,912	6,912	
						監理	29年9月	113,940	3,311	特定金額
						耐震改修工事(第一体育館、付属棟等)	29年12月	14,023,800	2,569,914	
						設計意図伝達		31,104	—	
						耐震改修工事(第二体育館)	30年7月	2,137,320	24,105	
安全安心対策工事(その1) (機能向上工事)	第一体育館、第二体育館、付属棟等のバリアフリー整備等			(第一体育館、付属棟等) 平成30年11月	(第一体育館、付属棟等) 令和元年11月 (第二体育館) 2年6月	設計	29年6月	61,592	18,477	特定金額
						工事(第一体育館、付属棟等)	30年11月	—	—	
						工事(第二体育館)	—	—	—	
						設計意図伝達	30年10月	—	—	
						監理	30年9月	—	—	
安全安心対策工事(その2) (老朽化対策工事)	第一体育館、第二体育館、付属棟等の老朽化対策等			(第二体育館) 令和元年9月	(第一体育館、付属棟等) 平成30年11月	設計	30年3月	72,144	21,688	特定金額
						工事(第一体育館、付属棟等)	30年11月	—	—	
						工事(第二体育館)	—	—	—	
						設計意図伝達	30年10月	—	—	
						監理	30年9月	—	—	
計								16,941,668	3,139,264	

(注) 平成30年度までの支払額は30年度までの予算から支出している額である。

## エ J R Aによる馬事公苑の整備

J R Aが所有して管理する馬事公苑は、オリンピック競技大会の馬場馬術、総合馬術（クロスカントリーを除く。）及び障害馬術並びにパラリンピック競技大会の馬術が行われる会場である。J R Aは、大会開催時に利用が想定される施設を対象とした第1期工事と、他の施設等を対象として大会終了後に行う第2期工事の二段階で整備することとしている。

令和元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、図表4-8のとおり、J R Aは、第1期工事（当初契約金額317億6604万円）について平成28年1月に設計施工契約を締結し、メインアリーナ、練習馬場、<sup>きゅう</sup>厩舎等の建替、改修等を行っている。J R Aによると、令和元年10月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事



における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしている。そして、  
 (注20)  
 特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万余円を支払って  
 いる。

(注20) 特別振興資金 J R A が、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）に基づき、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬（馬術競技を含む。）の健全な発展を図るために必要な業務等に関して設ける資金

図表4-8 馬事公苑の整備の進捗状況（令和元年10月末現在）（単位：千円）

工事の種類	主な整備内容	令和元年10月末現在の進捗状況	今後の予定	しゅん工予定	契約			財源
					契約年月	契約金額	30会計年度までの支払額	
第1期工事(設計施工)	メインアリーナ、練習馬場、厩舎等の建替、改修等	基本設計及び実施設計が終了し、解体工事、土木工事及び建築工事に着手	建築工事	令和元年12月	平成28年1月	31,766,040	17,765,172	特別振興資金

(注) J R A の会計年度は1月から12月までのため、平成30会計年度までの支払額は30年12月末までの支払額である。

#### オ 東京都による大会施設の整備

開催都市である東京都が所有する大会施設は14か所となっており、このうち東京都が大会に向けた新規整備又は改修整備を行うのは11か所となっている。

上記の大会施設14か所の令和元年7月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、バドミントン等の会場となる武蔵野の森総合スポーツプラザは平成29年3月にしゅん工して、同年11月に開業している。海の森水上競技場は、予定していた30年度末から2か月遅れた令和元年5月にしゅん工して、同年6月に供用開始している。夢の島公園アーチェリー場及び大井ホッケー競技場は、それぞれ平成31年2月及び令和元年6月にしゅん工して、平成31年4月及び令和元年7月に供用開始している。このほか、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターは、平成30年10月に国が発表した油圧機器メーカーの検査データ改ざんにより大臣認定等に不適合な製品が出荷されていた免震・制震ダンパーと同型の製品が設置予定となっていたが、東京都によると、令和元年7月末現在において、両施設で使用されるダンパー全てについて、既に設置されていたものは交換又は再設置を行い、今後設置するものは適合した製品であることの確認が完了した製品を使用することとして、それぞれ同年12月及び2年2月に完了させるよう工事を進めて、大会準備への影響は生じない見込みであるとしている。また、カヌー・スラロームセンター及び有明テニスの森については、元年7月末現在において、工事を請け負っていた業者の経営破綻に伴う一部工事の停止により、カヌー・スラロームセンターの管理棟及び有明テニスの森の屋外テニスコート等のしゅん工予定がそれぞれ同年12月及び2年3月に延期されているものの、予定どおり、元年度内にしゅん工する予定となっている（図表4-9参照）。

上記施設の整備費の財源をみると、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターの新規整備に係る費用の財源の一部に国庫補助金等を充てている。有明アリーナについては、平成29年度及び30年度に国土交通省の住宅・建築物環境対策事業費補助金（サステナブル建築物等先導事業（木造先導型））の交付決定を受けて、メインアリーナの壁面及び大屋根の一部と、サブアリーナの床面等の木質化整備を行っており、計9820万余円が交付されている。また、東京アクアティクスセンターについては、28年度及び30年度に文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けて、一般の利用に供する地域スイミングセンターとしてプール及び附属室の整備を行っており、一部繰り越しているものの計3923万円が交付されている。

図表4-9 東京都による大会施設の整備の進捗状況（令和元年7月末現在）（単位：百万円）

番号	大会施設名	主な整備	主な整備内容	令和元年7月末現在の進捗状況	今後の予定	しゅん工予定等	整備費（見込）	財源
1	東京体育館	改修	老朽化対応工事、バリアフリー改修工事等	老朽化対応工事、バリアフリー改修工事等	老朽化対応工事、バリアフリー改修工事等	令和元年11月	5,500	単独
2	東京国際フォーラム	-	-	-	-	-	-	-
3	有明アリーナ	新規	施設新設工事等	本体工事実施中	本体工事等	元年12月	37,000	単独、国土交通省補助金(9820万余円)
4	有明テニスの森	改修	ショーコート、インドアコート、屋外コート、クラブハウス等の新設、改修	本体工事実施中	本体工事等	2年3月	10,200	単独
5	大井ホッケー競技場	新規	メインスタンド、照明灯等の新築、既存スタンドの改修等	しゅん工	-	しゅん工（元年6月）	4,800	単独
6	海の森水上競技場	新規	グランドスタンド棟、艇庫棟、水門、排水施設、消波装置等の新設等	しゅん工	-	しゅん工（元年5月）	30,800	単独
7	カヌー・スラロームセンター	新規	競技コース、フィニッシュプール、ポンプ施設等の新設等	本体しゅん工	一部残工事	元年12月	7,300	単独
8	夢の島公園アーチェリー場	新規	盛土工事、施設新設工事等	しゅん工	-	しゅん工（平成31年2月）	900	単独
9	東京アクアティクスセンター	新規	施設新設工事等	本体工事実施中	本体工事等	令和2年2月	56,700	単独、文部科学省交付金(3923万円)
10	東京辰巳国際水泳場	改修	トイレ改修、手すり設置改修、外壁等の改修等	トイレ改修、手すり設置改修、昇降機の増設、外壁等の改修等	昇降機の増設等	元年10月	870	単独
11	武蔵野の森総合スポーツプラザ	新規	施設工事、バリアフリー対応工事等	しゅん工	-	しゅん工（平成29年3月）	35,100	単独（一部は大会協賛宝くじの配分金を充当）
12	東京スタジアム	改修	バリアフリー対応工事（昇降機の増設、車いす対応トイレの増設等）、競技用照明のLED化、電気設備の更新等	バリアフリー対応工事（昇降機の増設、車いす対応トイレの増設等）、競技用照明のLED化、電気設備の更新等	バリアフリー対応工事（昇降機の増設、車いす対応トイレの増設等）、競技用照明のLED化、電気設備の更新等	令和2年3月	6,200	単独
13	選手村	注(3) 基盤整備	下水道管敷設、街路築造、照明設置等	道路盛土、下水道管敷設、街路築造、照明設置等	下水道管敷設、街路築造、照明設置等	元年12月（大会時に必要な部分のみ）	-	単独
14	東京ビッグサイト	-	-	-	-	-	-	-

注(1) 東京都の公表資料、立候補ファイル等の記載内容及び会計実地検査の際に東京都から聴取した内容等を基に会計検査院が作成した。

注(2) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうち主な内容を示しており、

「－」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。

注(3) 選手村の宿泊施設等として使用する建物の新規整備は、特定建築者制度により民間事業者が自らの資金で行っており、東京都が行うのは基盤整備のみである。

注(4) 「整備費（見込）」は東京都が令和元年7月末現在で事業完了までに必要であると見込んでいる額である。整備を行う予定があるが見込額を算出していないものや整備を行う予定がないものは「－」としている。

注(5) 大会施設ごとの実施予定の競技等については図表4-1参照

## カ 都外自治体又は民間団体による大会施設の整備

都外自治体又は民間団体が所有する大会施設は18か所となっており、このうち大会に資する改修整備を行っているのは、都外自治体によるものが10か所、民間団体によるものが2か所の計12か所となっている。そして、それらのほとんどは大規模修繕の一環として、又は大規模修繕を前倒しするなどして、大会に資する内容の整備を実施している。令和元年7月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、図表4-10のとおり、12か所のいずれも整備を実施中となっている。

図表4-10 都外自治体又は民間団体による大会施設の改修整備の進捗状況（令和元年7月末現在）  
（単位：百万円）

番号	大会施設名	主な整備	所有者	整備主体	主な整備内容	令和元年7月末現在の進捗状況	今後の予定	しゅん工予定	整備費(見込)	平成30年度までの財源
1	日本武道館	改修	民間団体	民間団体	練習道場・関連施設の増築、既存棟のバリアフリー改修等	練習道場・関連施設の増築、既存棟のバリアフリー改修のための一部先行工事等	既存棟のバリアフリー改修等	令和2年6月	—	単独、東京都補助金
2	富士スピードウェイ	—	民間団体	—	—	—	—	—	—	—
3	国技館	—	民間団体	—	—	—	—	—	—	—
4	さいたまスーパーアリーナ	改修	埼玉県	埼玉県	外壁塗装、大型映像装置更新、ミストの拡張更新、トイレ洋式化等	外壁塗装、大型映像装置更新等	ミストの拡張更新工事、トイレ洋式化等	2年3月	—	単独
5	霞ヶ関カンツリー倶楽部	—	民間団体	—	—	—	—	—	—	—
6	幕張メッセ Aホール	改修	千葉県	千葉県	特別高圧受変電設備更新、エレベーター増設、トイレ・エントランス更新等	特別高圧受変電設備、エレベーター増設、トイレ・エントランス更新工事等	特別高圧受変電設備、エレベーター増設工事等	2年3月 (大会関係部分のみ)	5,500	単独、スポーツ振興くじ助成金(4696万余円)
7	幕張メッセ Bホール	改修	千葉県	千葉県						
8	幕張メッセ Cホール	—	民間団体	—	(共通設備については千葉県が行う整備内容を含む。)	—	—	—	—	—
9	横浜スタジアム	改修	横浜市	民間団体	スタンド増築改修	スタンド増築改修	スタンド増築改修	2年2月	—	単独
10	江の島ヨットハーバー	改修	神奈川県	神奈川県	セーリング関係施設整備、給油施設整備、トイレ改修	基本設計、実施設計、施設整備工事	トイレ改修工事	2年6月	—	単独、スポーツ振興くじ助成金(6693万円)
11	伊豆ペドロローム	—	民間団体	—	—	—	—	—	—	—
12	伊豆MTBコース	—	民間団体	—	—	—	—	—	—	—
13	福島あづま球場	改修	福島県	福島県	グラウンド排水設備改修、芝面改修、トイレ改修等	基本設計、実施設計、グラウンド排水設備改修、トイレ改修等	グラウンド排水設備改修、芝面改修等工事	2年3月	1,300	単独、経済産業省交付金(2154万余円)、スポーツ振興くじ助成金(2億5029万円)
14	札幌ドーム	改修	札幌市	札幌市	照明設備、電気設備、バリアフリー改修等	照明設備、電気設備改修、車いす席増設等	エレベーター改修工事等	2年3月	—	単独
15	宮城スタジアム	改修	宮城県	宮城県	芝面改修、大型映像装置更新、トイレ改修等	芝面改修、大型映像装置更新、トイレ改修等	芝面改修、大型映像装置更新、トイレ改修等	2年3月	716	単独、スポーツ振興くじ助成金(2154万余円)
16	埼玉スタジアム2002	改修	埼玉県	埼玉県	外壁塗装、防水塗装、観客席更新等	外壁改修、外壁塗装、防水塗装、観客席更新等	Wi-Fi整備、ドーピング室改修等	2年3月	—	単独
17	横浜国際総合競技場	改修	横浜市	横浜市	照明設備更新、観客席更新、天井工事等	照明設備更新、観客席更新、天井工事、フィールド改修等	観客席更新、電気・機械設備更新等	元年度末	—	単独、文部科学省(19億9400万円)、国土交通省交付金(25億9668万余円)、スポーツ振興くじ助成金(1億3443万余円)
18	茨城カシマスタジアム	改修	茨城県	茨城県	屋根鉄骨修繕工事、大型映像装置改修等	屋根鉄骨修繕工事等	屋根鉄骨修繕工事等	元年度末	—	単独、スポーツ振興くじ助成金(1億5197万余円)

注(1) 東京都の公表資料、立候補ファイル等の記載内容及び会計実地検査の際に都外自治体等から聴取した内容等を基に会計検査院が作成した。

注(2) 「主な整備」は、当該施設について令和元年7月末現在で予定されている整備工事のうち主な内容を示しており、「—」は整備主体による整備予定がない、又は不明であることを示している。

注(3) 「所有者」及び「整備主体」は、民間団体である場合は全て「民間団体」と記載している。

注(4) 「整備費(見込)」は都外自治体等が令和元年7月末現在で事業完了までに必要であると見込んでいる額として公表している場合のみ記載している。

注(5) 「30年度までの財源」のスポーツ振興くじ助成金の交付額については、令和元年5月29日までに交付した額である。

注(6) 大会施設ごとの実施予定の競技等については図表4-1参照

上記施設の整備費の財源をみると、ほとんどの施設が都外自治体又は民間団体の単独費用で行われているが、野球・ソフトボールの競技会場となる福島あづま球場

の改修に向けた設計業務及びサッカーの競技会場となる横浜国際総合競技場の改修等整備に係る費用の財源の一部に国庫補助金等が充てられている。そして、平成30年度からは、福島あづま球場等6か所においてJ S Cが交付するスポーツ振興くじ助成金が改修等整備に係る費用の財源の一部に充てられている。また、日本武道館は、30年度に東京都から交付されたオリンピック・パラリンピックレガシー再整備補助金7億0620万余円の交付を受けて整備が進められているほか、J S Cが交付するスポーツ振興くじ助成金について、30年度に3か年計16億2077万余円の交付決定を受けて、同年度は助成金の交付を受けていないものの令和元年度以降交付を受ける予定となっている。

#### キ 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会は、仮設整備及びオーバーレイ整備を行うこととなっている。仮設施設及びオーバーレイは、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要となるものであり、大会組織委員会は、公園等の敷地等を利用して整備したり、大会施設の新設若しくは改修のしゅん工後又は大会施設と併行して整備したりすることとしている。

大会組織委員会による大会施設の整備のうち元年7月末現在の仮設整備及びオーバーレイ整備の進捗状況について確認したところ、図表4-11のとおり、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。そして、大会施設45か所のうち、国から東京都を通じて大会組織委員会に交付されるパラリンピック交付金の交付対象とされる大会施設は22か所となっている。

図表4-11 大会組織委員会による大会施設の整備の進捗状況（令和元年7月末現在）

番号	大会施設の名称	契約日	大会組織委員会による仮設整備及びオーバーレイ整備		契約金額 (億円)	パラリンピック 交付金の交付 対象
			令和元年7月 末現在の進 捗状況	しゅん工予定		
1	国立競技場 (オリンピックスタジアム) (内)	平成30年11月29日	実施設計	令和2年4月	32.0	○
	国立競技場 (オリンピックスタジアム) (外)	30年12月25日	実施設計	2年4月	30.8	
2	国立代々木競技場	31年3月29日	実施設計	2年6月	21.8	○
3	馬事公苑	30年9月3日	工事実施中	2年5月	114.2	○
4	東京体育館	30年12月25日	実施設計	2年4月	11.7	○
5	東京国際フォーラム	—	工事実施中	2年7月	—	○
6	有明アリーナ	31年3月28日	実施設計	2年4月	23.7	○
7	有明テニスの森	31年3月28日	実施設計	2年4月	49.9	○
8	大井ホッケー競技場	31年3月28日	実施設計	2年4月	44.2	
9	海の森水上競技場	31年3月28日	実施設計	2年3月	42.9	○
10	カヌー・スラロームセン ター	31年3月28日	実施設計	2年3月	25.7	
11	夢の島公園アーチェリー場	31年1月9日	実施設計	2年4月	36.4	○
12	東京アクアティクスセン ター	31年3月25日	実施設計	2年6月	64.5	○
13	東京辰巳国際水泳場	31年3月25日	実施設計	2年6月	27.5	
14	武蔵野の森総合スポーツ プラザ	31年4月25日	実施設計	2年6月	10.4	○
15	東京スタジアム	31年4月25日	実施設計	2年6月	28.7	
16	選手村	30年3月27日 ～31年1月24日	工事実施中	2年5月	568.9	○
17	東京ビッグサイト	30年10月12日	工事実施中	2年6月	283.0	
18	陸上自衛隊朝霞訓練場	31年3月29日	実施設計	2年1月	57.8	○
19	釣ヶ崎海岸サーフィンビー チ	31年1月23日	実施設計	2年7月	26.7	
20	皇居外苑	30年12月25日	実施設計	2年6月	14.3	
21	有明体操競技場	28年11月21日	工事実施中	2年5月	215.2	○
22	有明アーバンスポーツパー ク	31年3月29日	実施設計	2年4月	37.0	
23	お台場海浜公園	31年3月20日	実施設計	2年4月	23.6	○
24	潮風公園	31年3月20日	実施設計	2年4月	40.4	
25	海の森クロスカントリー コース	29年8月10日	工事実施中	2年3月	22.6	
26	青海アーバンスポーツパー ク	31年3月28日	実施設計	2年4月	26.4	○
27	武蔵野の森公園	31年4月25日	実施設計	2年4月	3.5	

番号	大会施設の名称	契約日	大会組織委員会による仮設整備及びオーバーレイ整備		契約金額 (億円)	パラリンピック交付金の交付対象
			令和元年7月末現在の進捗状況	しゅん工予定		
28	日本武道館（内）	平成30年12月25日	実施設計	令和2年6月	18.3	○
	日本武道館（外）	30年12月25日	実施設計	2年6月		
29	富士スピードウェイ	—	契約手続中	2年6月	—	○
30	国技館（館内）	—	実施設計	2年7月	—	
	国技館（館外）	—	実施設計	2年7月		
31	さいたまスーパーアリーナ	30年12月3日	実施設計	2年6月	11.9	
32	霞ヶ関カントリー倶楽部	31年3月29日	実施設計	2年5月	29.9	
33	幕張メッセ Aホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	33.0	○
34	幕張メッセ Bホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	23.7	○
35	幕張メッセ Cホール	31年3月29日	実施設計	2年7月	7.5	○
36	横浜スタジアム	31年3月8日	実施設計	2年6月	21.2	
37	江の島ヨットハーバー	31年3月28日	実施設計	2年5月	19.3	
38	伊豆ベロドローム	令和元年5月31日	工事実施中	2年3月	47.7	○
39	伊豆MTBコース	平成31年1月31日	工事実施中	2年3月	10.9	
40	福島あづま球場	31年3月18日	実施設計	2年6月	18.5	
41	札幌ドーム	31年3月25日	実施設計	2年6月	13.4	
42	宮城スタジアム	31年3月20日	実施設計	2年6月	12.8	
43	埼玉スタジアム2002	30年12月3日	実施設計	2年6月	18.1	
44	横浜国際総合競技場	30年12月3日	実施設計	2年6月	12.5	
45	茨城カシマスタジアム	30年12月3日	実施設計	2年6月	12.9	
			実施設計 36か所、工事実施中 8か所、契約手続中 1か所 計45か所		22か所	

注(1) 東京都の公表資料及び会計実地検査の際に大会組織委員会から聴取した内容等を基に会計検査院が作成した。

注(2) 「国立競技場」は新国立競技場のしゅん工後の名称である。

注(3) 「契約日」は、実施設計から施工、維持管理、撤去・復旧までを一括して発注しているものは、当初契約の日を、その他のものは、当該大会施設に係る施工契約の契約日を記載している。「—」は、契約締結前又は令和元年7月末現在未公表となっているものを示している。

注(4) 「しゅん工予定」は、令和元年7月末現在におけるしゅん工予定である。大会組織委員会によると、実施設計において工事期間の短縮を図っており、各会場のしゅん工予定は変更となる場合がある。

注(5) 「契約金額」は、令和元年7月末現在で公表済みの金額の計であり、当初契約時点における契約金額を示している。「—」は、契約締結前又は元年7月末現在未公表となっているものを示している。

注(6) 富士スピードウェイにおける「令和元年7月末現在の進捗状況」は、実施設計から施工、維持管理及び撤去・復旧までを一括して発注する契約の契約手続中のため、「契約手続中」としている。

注(7) オリンピック競技大会における陸上競技のマラソン及び競歩の競技会場については、令和元年10月16日に、IOCに

より開催地を札幌市に変更する計画が公表されている。

イからキまでのとおり、競技施設の中には既に恒久的に使用する部分の建設工事が完了しているものもあるが、これらの完了したものについても大会の開催に向けて大会組織委員会による仮設整備及びオーバーレイ整備が行われているところである。J S Cが整備している新国立競技場及び国立代々木競技場並びにJ R Aが整備している馬事公苑については、それぞれ自らが行う整備はしゅん工間近ではあるが、引き続き大会の開催に支障のないよう残りの整備を行うとともに、施設の所有者として大会組織委員会と十分な調整を行っていく必要がある。

#### (5) 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

##### ア 30年報告の検査結果に対する対応等

会計検査院は、30年報告の所見において、新国立競技場の整備に係る財源スキーム（図表5-2参照）に基づく東京都の負担見込額395億円について、平成29年度末時点ではJ S Cへの入金時期や入金方法等が未定であったことなどから、「J S Cは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと」と記述している。

令和元年10月末現在の状況について確認したところ、J S Cは、上記の所見も踏まえて東京都と協議を進めて、平成31年1月に、J S Cと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結するなど特定業務勘定への入金時期等を明確にしていた（ウ参照）。

また、会計検査院は、30年報告の所見において、「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJ S Cの財政負担を明らかにするために、J S Cは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること」と記述している。

令和元年10月末現在の状況について確認したところ、J S Cは、上記の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したり、改



修整備に関する技術的検証等を行いどのような設計ができるか検証したりなどしている（オ参照）。

#### イ 事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況

新整備計画によれば、整備コストはスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費、設計・監理等の費用を合わせて1590億円を上限（ただし、賃金又は物価等の変動や、消費税率（地方消費税分を含む。）10%の適用により、上記の総額に不足が生じた場合を除く。）とすることとされている。

J S Cは、新国立競技場の整備について、新整備計画に基づき設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）<sup>(注21)</sup>により公募を行い、その結果、J Vの技術提案（事業費1529億8578万円（建設費1489億9993万余円、設計・監理等費39億8584万余円）、元年11月末完成・引渡し）を選定してJ Vを優先交渉権者として決定している。その後、J S Cは、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議における点検を経て、平成28年1月に第Ⅰ期業務について契約金額24億9127万余円で契約を締結して、第Ⅰ期業務により実施された設計の内容等を基にJ Vと第Ⅱ期業務の価格等の交渉を行い、28年10月に契約金額1504億9449万円（建設費1489億9992万余円、設計・監理等費14億9456万余円）で契約を締結している。

第Ⅰ期業務及び第Ⅱ期業務の契約書の一部である業務要求水準書では、事業期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い事業費の増加のおそれがある場合は、受注者は、コスト縮減の方法を検討して、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調整についてJ S Cと協議することにより、公募の際に技術提案した事業費を遵守することとなっており、受注者であるJ Vは、建設費1489億9993万余円及び設計・監理等費39億8584万余円を遵守することが求められている。J Vは、施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、J S Cは、J Vから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることを日々事業者と行う定例会議において確認するとともに、必要に応じて外部有識者で構成するアドバイザー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結している。

第Ⅱ期業務については、図表5-1のとおり、30年度末現在において計6回の変更契約が締結されている。それぞれの変更契約においては、施工段階の検討等により設計内容が見直されて、使用者の利便性や施設の安全性等の面から必要と判断された設備等の施工内容が増える一方で、要求水準や安全性等に影響を及ぼさないと判断された塗装や仕上材の見直しによる施工費用の縮減により、29年度まではいずれの変更契約も契約金額の変更がないものとなっている。

(注21) 公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ） 発注者が最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式

図表5-1 平成30年度末現在の新国立競技場の第Ⅱ期業務の変更契約の概要 (単位：千円)

変更契約の回数	変更契約年月日	主な増額事項	主な減額事項	差引	変更後の契約金額
	変更前契約金額(当初契約額)				
第1回変更契約	平成29年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>外苑西通り沿いエレベーターの設置位置の追加変更(高齢者、障害者団体、子育てグループ等で構成するユニバーサルデザインワークショップを開催し、その意見を踏まえた見直し)</li> <li>エントランスの天井ルーバーを木製からアルミ製に見直し(避難経路のため、安全性に配慮した見直し)</li> <li>1階北東・南東壁画ショーケース(建具)追加(壁画へのいたずら防止及び展示・保存等に配慮し、JVより提案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エキスパンション・ジョイントの形状等の見直し(車椅子使用者等に配慮した見直し)</li> <li>階段型駐輪場の形状見直し(利用者の安全性・利便性等に配慮した見直し)</li> <li>のきびさし</li> <li>軒庇防鳥ネットの仕様変更(性能及び耐久性に問題なし)</li> </ul>		
	150,494,490	増額の計 74,055,415	減額の計 74,055,415	-	150,494,490
第2回変更契約	29年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>断熱材の一部を不燃仕様に変更(断熱性能に影響なし)</li> <li>VVIPラウンジのミニキッチンを造作カウンターに見直し(詳細な検証による見直し)</li> <li>チーム更衣室等の洗面カウンターを車椅子仕様に見直し(車椅子利用者に配慮した見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>練習室の洗面器を取りやめ(競技団体の意見を踏まえた見直し)</li> <li>諸室の建具等の見直し(詳細な検証による見直し)</li> <li>機械室・電気室のグラスウール吸音板範囲の適正化(周囲の音環境に影響なし)</li> </ul>		
	150,494,490	増額の計 25,662,518	減額の計 25,662,518	-	150,494,490
第3回変更契約	30年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根部メンテナンスゴンドラについて衝突防止装置、非常用昇降装置の設置・追加等(安全性の確保のため見直し)</li> <li>案内・誘導等のサインの数量増(高齢者、障害者団体、子育てグループ等で構成するユニバーサルデザインワークショップを開催し、その意見を踏まえた見直し)</li> <li>歩道に存する電力事業者の地上機器の移設(電力事業者との協議を踏まえた見直し)</li> </ul>	<small>あらわしぼり</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下2階の現し梁の塗装仕上の中止(色の問題だけで耐火性に問題なし)</li> <li>車両進入防止柵の一部を中止(設置予定のシャッターにより機能の代替が可能)</li> <li>各階コンコース等の塗装を不燃仕様かつより安価な塗装に変更(行政の指摘を踏まえた見直し)</li> </ul>		
	150,494,490	増額の計 26,856,981	減額の計 26,856,981	-	150,494,490
第4回変更契約	30年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタンド1層縦通路上部に座席誘導サインを追加(観客の座席誘導改善のため見直し)</li> <li>1階から4階のコンコース等の天井仕上の変更(維持管理に配慮した見直し)</li> <li>防災備蓄倉庫等の床仕上げの変更(維持管理に配慮した見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上トラック舗装を大会組織委員会により実施することとなったため第Ⅱ期業務から切り離れたこと</li> <li>敷地南西部のペDESTリアンデッキの形状を見直したことなど(後述①)</li> </ul>		
	150,494,490	増額の計 26,564,960	減額の計 27,166,952	△ 601,992	149,892,498
第5回変更契約	30年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>急激な労務費等の上昇に対応する措置として、JVから契約に基づく工事請負代金額の増額請求によるもの(後述②)</li> </ul>	なし		
	149,892,498	増額の計 2,019,319	減額の計 -	2,019,319	151,911,817
第6回変更契約	31年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下2階から5階の散水障害部分にスプリンクラーヘッドを増設(行政の指摘を踏まえた見直し)</li> <li>案内・誘導等のサインの数量増(観客の誘導改善のためJVから提案)</li> <li>コンクリートガラなど地中障害物に対する撤去処分等の追加(予期することのできない事象への対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下2階車路等の床材仕様の変更(防滑性等に影響なし)</li> <li>下水熱利用設備について維持管理費を考慮して設置を見送り(維持管理等に配慮し設置の見送り)</li> <li>VIPラウンジの壁意匠を見直し(設計コンセプトをより表現させるためのデザインの見直し)</li> </ul>		
	151,911,817	増額の計 23,806,627	減額の計 23,806,627	-	151,911,817

上記のとおり、29年度までは契約金額の変更はなかったものの、30年度において

は、次の2件の変更契約において、契約金額が変更されている。これらは、いずれもアドバイザー会議に報告して確認を受けるなどしており、30年度末現在における契約金額は、急激な労務費等の上昇に対応する措置として、JVからJSCに対し、契約に基づく工事請負代金額の増額請求があったことなどにより、当初契約金額から14億1732万余円増加して1519億1181万余円となっている。

①第4回変更契約（変更契約年月日 30年9月21日）

新国立競技場における陸上トラック舗装については、IOCから大会組織委員会に対して国際陸上競技連盟の指定する仕様により整備するよう要請があり、これを受けて大会組織委員会が実施することとなったため第Ⅱ期業務の契約から切り離れたこと、また、敷地南西部のペDESTリアンデッキの形状を見直したこと、さらに、ペDESTリアンデッキの形状の見直しにより地表公園として整備する予定地において、大会組織委員会からの要請を踏まえて大会開催中はブロードキャストコンパウンド（放送用大型中継車及び仮設諸室等のスペース）として使用して、大会終了後に地表公園として整備する二段階整備の方針が採られたことなどに伴う契約金額6億0199万余円の減（変更後の契約金額1498億9249万余円）

②第5回変更契約（変更契約年月日 30年12月21日）

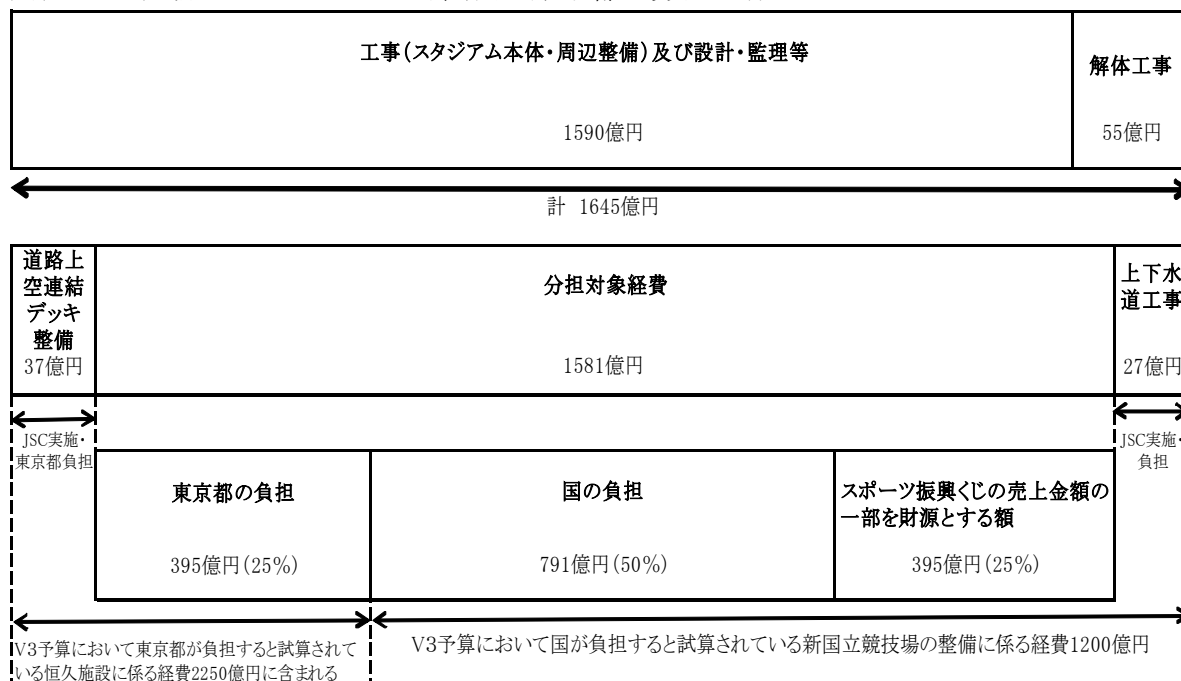
第Ⅱ期業務の契約書においては、国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事請負代金額が不適當になったと認めるときは、請負代金額の変更を請求することができることとされており、30年4月に、急激な労務費等の上昇に対応する措置として、JVからJSCに対して、契約に基づく工事請負代金額の増額請求があったことに伴う契約金額20億1931万余円の増（変更後の契約金額1519億1181万余円）

ウ 整備費用に係る分担決定の状況

財源スキームに基づく国、東京都等の分担内容は、図表5-2のとおり、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、

J S Cが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

図表5-2 財源スキームに基づく国及び東京都の分担内容

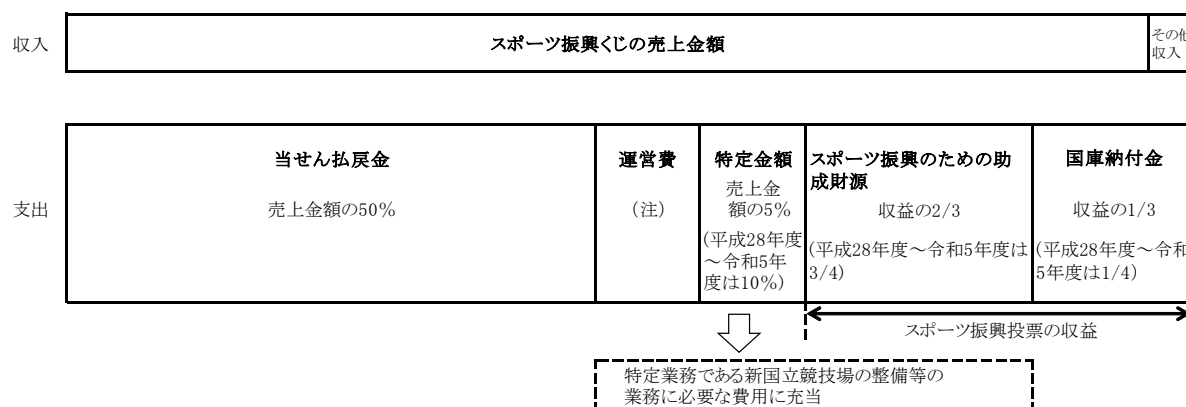


- 注(1) 本図表の金額は、財源スキームにおける見込額である。
- 注(2) 道路上空連結デッキ整備は、工事(スタジアム本体・周辺整備)及び設計・監理等に含まれる。
- 注(3) 上下水道工事は、スタジアム本体及び周辺整備並びに解体工事に含まれる。
- 注(4) 本図表の経費のほかにもJ S Cが負担する経費として埋蔵文化財調査費(見込額14億円)、日本青年館・J S C本部棟移転経費(同174億円)、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用、新整備計画への変更に伴い回収不可能となった旧整備計画の費用その他の関連経費がある。
- 注(5) V3予算において国が負担すると試算されている新国立競技場の整備に係る経費1200億円については、東京都によると、分担対象経費のうち国が負担する791億円、スポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる395億円及びJ S Cが実施して負担する上下水道工事に要する見込額27億円の計1213億円を概数として整理したものとされている。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、J S Cは、30年報告の所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、31年1月に、J S Cと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結しており、基本協定書によれば、東京都は、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、別途、J S Cと締結する各年度の年度協定書に基づき各年度に負担する費用の額等を決定することとされている。そして、平成31年4月にJ S Cが東京都と締結した31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、前記第4回変更契約の際に大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億余円を上限とすることとされ、東京都は、同年4月にJ S Cからの請求に基づき30年度末現在における工事出来高に相当する280億0750万円をJ S Cに支払い、工事しゅん工後に残額をJ S Cに支払う予定となっている。

新国立競技場の整備費用にスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「JSC法」という。）等の改正により25年度に設けられたものである。売上金額の一部は特定金額として、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定業務に必要な費用に充てることとなっている。その金額は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額とされ、スポーツ振興くじの売上金額の5%（平成28年度から令和5年度までは10%）となっている（図表5-3参照）。特定業務は、新国立競技場の整備等に必要な業務等となっていて、平成28年度から、特定業務に国立代々木競技場の耐震改修等工事及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）拡充整備のための用地取得等に必要な業務が追加されている。また、特定業務に係る経理については、特定業務勘定を設けて整理することとなっている。

図表5-3 新国立競技場の整備費用にスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てる制度の概要

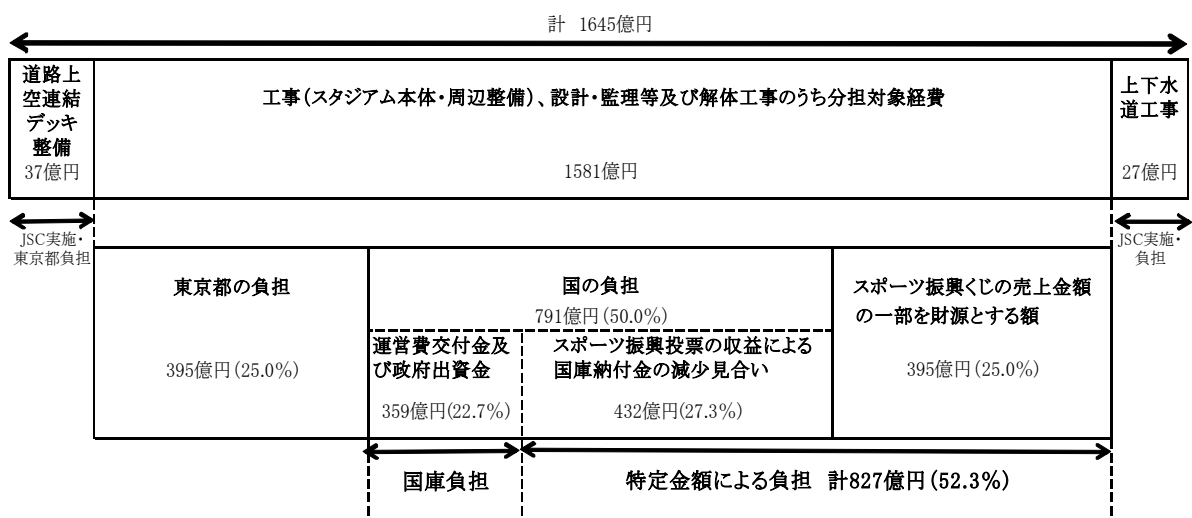


(注) 運営費は、JSC法等に基づき上限金額が定められており、平成28年度から令和5年度までは特定金額の増に伴い上限金額が引き下げられている。

図表5-4のとおり、財源スキームに基づく国の負担額791億円のうち、文部科学省からJSCへ交付された運営費交付金及び政府出資金の計359億円を除く432億円は、特定金額としてスポーツ振興くじの売上金額の一部を特定業務の財源に充てることに伴い、スポーツ振興投票の収益が減少するため、毎事業年度に収益の一部を国庫に納付することとされている国庫納付金の額が減少することから、国庫納付金の額の減少額の見合いとして国の負担額に含めて整理することとされている。この結果、JSCの特定金額による負担は、827億円（分担対象経費1581億円の52.3%）と財源

スキーム上の分担対象経費の半分以上となっている。

図表5-4 分担対象経費に係る財源別の分担内容



(注) 本図表の金額は、財源スキームにおける見込額である。

30年報告においては、財源スキームにおける支出額又は支出見込額の合計1645億円に対する29年度までの契約金額は計1632億余円、支払額は計473億余円となっており、全体の支払額に対する運営費交付金及び政府出資金の負担額は29年度末時点で331億余円（473億余円の69.9%）となっていること、また、財源スキーム上の分担対象外の経費であり、JSCが整備して東京都へ引き渡すこととなっている道路上空連結デッキの整備に要する見込額37億円について、東京都がJSCと締結した協定書に基づき29年度末時点でその一部である5100万余円をJSCへ支払っていることを報告した。

今回、30年度末現在の状況を確認したところ、図表5-5のとおり、財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対して、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億余円となっており、これに対する支払額は計1087億余円となっている。また、支払額に対する運営費交付金及び政府出資金の負担額は331億余円（1087億余円の30.4%）となっている。

東京都は、分担対象外の経費である道路上空連結デッキの整備に要する見込額37億円については、JSCと締結した協定書に基づきその一部である15億5153万余円をJSCへ支払っている。

図表5-5 財源スキーム、分担対象経費等に対する平成30年度末現在の契約金額、支払額の状況

財源スキーム		財源スキームに対する契約額等					
財源スキームにおける経費の内容別	見込額 (億円)	契約の別	平成30年度末現在の契約金額 (百万円)	30年度までの支払額 (百万円)	支払額の負担内訳		
					JSCの負担額		東京都の負担額 (百万円)
					運営費交付金及び政府出資金を財源 (百万円)	特定金額を財源(借入金を含む) (百万円)	
工事(スタジアム本体・周辺整備)及び設計・監理等	1590	工事(スタジアム本体・周辺整備)及び設計・監理等	154,861	97,441	28,652	67,237	1,551
		上下水道工事	1,695	1,695	-	1,695	-
		小計	156,556	99,136	28,652	68,932	1,551
解体工事	55	解体工事	5,579	5,592	4,347	1,244	-
		上下水道工事	4,331	4,043	121	3,921	-
		小計	9,910	9,635	4,469	5,165	-
計	1645	計	166,466	108,771	33,121	74,098	1,551

分担対象経費・分担対象外経費の別		分担対象経費・分担対象外経費に対する契約額等						
分担対象経費・分担対象外経費における経費の内容別	見込額 (億円)	契約の別	平成30年度末現在の契約金額 (百万円)	30年度までの支払額 (百万円)	支払額の負担内訳			
					JSCの負担額		東京都の負担額 (百万円)	
					運営費交付金及び政府出資金を財源 (百万円)	特定金額を財源(借入金を含む) (百万円)		
工事(スタジアム本体・周辺整備)、設計・監理等及び解体工事のうち分担対象経費	1581	工事(スタジアム本体・周辺整備)及び設計・監理等	154,861	97,441	28,652	67,237	1,551	
(分担対象外)	道路上空連結デッキ整備	37	解体工事	5,579	5,592	4,347	1,244	-
	上下水道工事	27	上下水道工事	6,026	5,738	121	5,616	-
計	1645	計	166,466	108,771	33,121	74,098	1,551	

注(1) 道路上空連結デッキ整備の実際の契約は第Ⅰ期業務及び第Ⅱ期業務契約の一部であり、平成30年度末現在において分担対象経費との区分ができないため、契約金額及び支払額は東京都の負担分を含めて計上している。なお、支払額の負担内訳のうち東京都の負担額は、30年度末現在における実績額である。

注(2) 本図表の契約金額及び支払額には、工事契約については契約金額50万円未満、その他の契約については契約金額100万円未満の契約に係る金額は含んでいない。

注(3) 「30年度までの支払額」は平成30年度までの予算から支出している額である。

## エ 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

30年報告においては、25年度から29年度までのJSCの特定業務勘定の決算において、収入は計1174億余円となっていて、このうち運営費交付金及び政府出資金は計517億余円(全額、文部科学省からの交付)であり、特定金額は計383億余円であることを報告した。また、特定金額については、毎年度、スポーツ振興投票等業務に係る経理を区分して設けられた特別の勘定(以下「投票勘定」という。)から特定業務勘定へ繰り入れており、28年度から令和5年度まではスポーツ振興くじの売上金額の5%から10%に増額されていることから、平成27年度は54億余円であったものが、28年度は111億余円、29年度は108億余円となっていることを報告した。そして、



支出は計1174億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計744億余円、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は7296万余円、N T Cの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっていることを報告した。また、国立代々木競技場の耐震改修等工事及びN T Cの拡充整備のための用地取得等については、28年度から特定業務に追加されたことを報告した。

そして、J S Cは、29年度中に支払のための資金が不足したことから、投票勘定から特定業務勘定へ短期貸付けとして50億1000万円の資金を融通しており、29年度の決算に当たり投票勘定へ返済するために民間金融機関から同額を短期借入金として借り入れていること、当該民間金融機関からの短期借入金については30年4月に、再度、同月に投票勘定から資金を融通して返済していることなどを報告した（以下、投票勘定から特定業務勘定への短期貸付けを「勘定間融通」という。）。

今回、30年度末現在の状況を確認したところ、25年度から30年度までのJ S Cの特定業務勘定の決算の状況は、図表5-6のとおり、収入は計2074億余円となっていて、このうち運営費交付金の221億余円及び政府出資金の295億余円の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっており、特定金額は計478億余円となっている。そして、支出は計1971億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計1364億余円（うち運営費交付金209億余円、政府出資金295億余円）、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は27億余円、N T Cの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっている。

上記のうち特定金額については、毎年度、投票勘定から特定業務勘定へ繰り入れて、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるために、特定業務特別準備金として整理することとされている。特定金額は、前記のとおり、28、29両年度は100億円を上回っていたが、スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億余円から30年度は948億余円と減少したことから、30年度の特定金額は94億余円と100億円を下回っている。J S Cによると、くじ市場全体が縮小傾向にあることの影響等により売上げが減少していることから、今後、効果的・効率的な広告宣伝や、新商品開発等により売上げの回復を目指すとしている。

また、J S Cは、29年度に引き続き、30年度も48億5000万円の勘定間融通を行っており、30年度の決算に当たり投票勘定へ返済するために民間金融機関から同額を短期借入金として借り入れている。

J S Cによると、勘定間融通を伴う短期借入金については、後述の長期借入金に対する特定金額の充当による返済が終了する令和12年度まで継続して行い、13年度以降に返済する予定としている。

図表5-6 特定業務勘定の決算の状況（平成25年度～30年度）（単位：百万円）

科目等	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
収入	特定金額	5,402	5,539	5,420	11,179	10,802	9,481	47,827
	運営費交付金	22,142	-	-	-	-	-	22,142
	政府等出資金	-	17,063	-	12,500	-	-	29,563
	特定業務特別準備金戻入	-	958	3,795	4,541	12,092	16,957	38,345
	利息収入	-	30	39	8	4	12	94
	長期借入金等	-	-	-	-	5,010	61,630	66,640
	都道府県整備費負担金	-	-	-	-	51	1,500	1,551
	その他収入	-	0	328	239	273	405	1,246
計		27,545	23,592	9,584	28,469	28,233	89,987	207,412
支出	政府等出資金施設費	-	1,702	747	4,318	22,795	-	29,563
	新国立競技場整備事業費	1,188	6,940	16,551	7,284	12,872	62,012	106,850
	(うち運営費交付金)	1,188	5,656	12,091	850	749	404	20,940
	小計	1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413
	国立代々木競技場耐震改修等工事費	-	-	-	-	72	2,660	2,733
	ナショナルトレーニングセンター拡充整備のための用地取得等事業費	-	-	-	-	4,668	0	4,668
	特定業務特別準備金繰入	5,402	5,539	5,420	11,179	10,802	9,481	47,827
	事業外支出	-	-	-	-	0	5,539	5,539
計		6,591	14,182	22,719	22,782	51,213	79,694	197,183
各年度末時点の運営費交付金の残高		20,954	15,297	3,205	2,355	1,606	1,201	
各年度末時点の政府出資金の残高		-	15,361	14,613	22,795	-	-	
運営費交付金及び政府出資金の残高の計		20,954	30,658	17,819	25,151	1,606	1,201	
各年度末時点の特定業務特別準備金の残高		5,402	9,983	11,609	18,247	16,957	9,481	

注(1) J S Cの決算書類を基に会計検査院が作成した。

注(2) 新国立競技場整備事業費は、政府出資金以外を原資としたスタジアム本体・周辺整備費、設計・監理等費用、解体工事費、日本青年館・J S C本部棟移転経費、通信・セキュリティ関連機器、什器等費用、旧整備計画関係経費のうち実施設計関係費以外の経費その他関係経費である。

注(3) 政府等出資金施設費は、政府出資金を原資としたスタジアム本体・周辺整備費、設計・監理等費用及び旧整備計画関係経費のうち実施設計関係費である。

J S Cが示した元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、J S Cは、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、新たに文部科学大臣の認可を得て平成31年3月に256億8000万円を民間金融機関から長期借入金として借り入れており、また、令和元年12月に184億8000万円、2年7月に27億4000万円、計212億2000万円を長期借入金として借り入れる予定としている（図表5-7参照）。そして、これらの返済期間は、特定金額が6年度以降はスポーツ振興くじの売上金額の5%に戻るなどにより、12年度までと長期にわたるものとなっている。さらに、13年度以降には勘定間融通を伴う短期借入金の返済が必要となる。

また、ウのとおり財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として1

10億円の収入が回復し、かつ、元年度に東京都から分担対象経費の負担額と道路上空連結デッキの整備費用の計431億余円が支払われると仮定したものである。

図表5-7 令和元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通し (単位：億円)

科目等		年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	平成30～令和12年度の計	
借入れを見込まない収支	前年度繰越		42.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42.3	
	収入		108.4	526.0	100.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	1504.5	
	特定金額		108.0	94.8	100.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	1072.8	
	東京都からの入金		-	394.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	394.7	
	道路上空連結デッキの整備費用		-	36.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.4	
	その他収入		0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	
	支出		629.6	792.2	29.6	6.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1457.6	
	新国立競技場整備(第Ⅱ期業務、通信・セキュリティ関連機器整備等)		603.0	655.9	2.1	6.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1267.1	
	国立代々木競技場耐震改修等工事		26.6	136.2	27.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	190.4	
	収支		△478.9	△266.1	70.3	103.8	110.0	110.0	110.0	110.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	
長期借入金を見込んだ収支	借入額		311.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	311.0	
	平成30年4月借入	借入金		-	-	90.0	90.0	90.0	41.0	-	-	-	-	-	-	-	311.0
		借入に伴う支出		1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7
		支払利息		0.5	0.8	0.7	0.4	0.2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	2.8
		計		2.2	0.8	90.7	90.4	90.2	41.0	-	-	-	-	-	-	-	315.6
	31年3月借入	借入額		256.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256.8
		借入金		-	-	-	-	-	49.0	90.0	55.0	55.0	7.8	-	-	-	256.8
		借入に伴う支出		2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	2.8
		支払利息		-	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.3	0.1	0.0	-	-	-	5.0
	計		2.7	0.6	0.8	0.8	0.8	49.8	90.5	55.3	55.1	7.8	-	-	-	264.7	
	令和元年12月及び2年7月借入予定	借入見込額		-	184.8	27.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	212.2
		借入金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	47.2	55.0	55.0	55.0	212.2
		借入に伴う支出		-	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
		支払利息見込		-	-	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.1	0.6	0.2	15.2
		計		-	3.5	1.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	48.7	56.1	55.6	55.2	231.0
収支		83.8	△86.3	4.5	10.8	17.1	17.4	17.7	△2.0	△1.8	△1.5	△1.1	△0.6	△0.2			

- 注(1) J S Cが作成した資金計画を基に会計検査院が整理した。主に令和元年10月末現在の見込みによる計数である。  
注(2) 資金計画上の長期借入金を見込んだ収支において、マイナスとなる年度があるが、J S Cは、勘定間融通による充当や資金残を繰り越すことにより資金不足は発生しない見込みであるとしている。  
注(3) 短期借入金は決算に当たり投票勘定へ返済するために一時的に民間金融機関から借り入れるものであることから収支の見通しには含まれていない。  
注(4) 特定金額に係る収入の減少が令和7年度からとなっているのは、投票勘定から特定業務勘定への資金の入金が翌事業年度に実施されるためである。

オ 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

文部科学省に設置されたワーキングチームが策定した基本的考え方(第1の2参照)によれば、新国立競技場は、大会終了後に国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)及びワールドラグビー競技規則に対応し得る臨場感ある球技専用スタジアムに改修すること、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用してボックス席の設置等のホスピタリティ機能を充実する改修を行うことなどを運営管理の方向性として、元年年央を目途に民間事業化の事業スキームを構築して、公募を経て2年秋頃を

目途に優先交渉権者を選定すること、大会終了後に改修を行い、4年後半以降の供用開始を目指すことなどとされている（図表5-8参照）。

図表5-8 基本的考え方の主な内容

主な項目	主な内容
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー(日本代表戦、国内最高クラスの大会の会場、Jリーグ・リーグ戦等)</li> <li>・ラグビー(日本代表戦、国内最高クラスの大会の会場、トップリーグ・大学リーグ等)</li> <li>・アメリカンフットボール等</li> <li>・イベント、コンサート、子供向けスポーツ教室、市民スポーツ大会等</li> </ul>
大会後の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際サッカー連盟ワールドカップ規定(8万席)及びワールドラグビー競技規則に対応し得る臨場感ある球技専用スタジアムに改修する。</li> <li>・民間事業者のノウハウと創意工夫を活用してボックス席の設置等のホスピタリティ機能を充実する改修を行う。</li> </ul>
民間事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JSCにおいて専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査・マーケットサウンディング等を行い、これを基にワーキングチームとして、令和元年年央を目途に民間事業化の事業スキーム(事業の方式、業務の範囲・期間、運営権等の対価等)を構築する。</li> <li>・公募を経て2年秋頃を目途に優先交渉権者を選定する。契約期間は10～30年の長期を想定している。</li> <li>・4年後半以降の供用開始を目指す。</li> </ul>

(注) 文部科学省の公表資料を基に会計検査院が整理した。

会計検査院は、30年報告の所見において、「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること」と記述している。

基本的考え方に沿った新国立競技場の民間事業化等に向けた検討について、JSCは、図表5-9のとおり、平成29年度以降、各種検討業務を委託により実施しており、30年報告の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したりするアドバイザー業務を30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務（令和元年10月末現在において業務期間は同月末までとされている。）を実施している。

図表5-9 新国立競技場の民間事業化等に向けて実施している業務

番号	事業名	事業内容	契約年月日	契約金額 (千円)	財源
1	新国立競技場の運営管理に係る民間事業化に向けた検討業務の委託	大会後、運営・管理事業に民間活力を導入する方針が示されており、民間事業化に向けた事業スキーム(事業期間、事業範囲、リスク分担等)案の整理・検討、民間意向調査、財務シミュレーション等を行う。	平成29年9月	13,500	運営費交付金
2	新国立競技場の運営管理に係る民間事業化に向けたアドバイザー業務の委託	過年度に行った検討成果や民間事業者からのヒアリングを踏まえて、民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の実施方針素案等を作成したりする。	30年6月	74,844	運営費交付金
3	新国立競技場の整備計画を踏まえた大会後の整備に係る技術的検証等業務	大会終了後、球技専用スタジアムへの改修、ホスピタリティ機能が充実したスタジアムへの改修を行うとする方針が示されており、これらの改修に向けて、改修整備に関する技術面、法令面での検証やコスト試算を行いながら、どのような設計ができるかを検証する。	30年9月	97,200	運営費交付金

新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費（点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト）が毎年度必要となる。J S Cによると、元年10月末現在において、基本的考え方に基づき民間事業化が行われた場合、維持管理費については新国立競技場完成から民間事業化までの間はJ S Cが負担することが決まっており、その財源には新国立競技場の運営による収入（利用料金の徴収等）や運営費交付金等を充てるとしている。しかし、同月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJ S Cが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。これらのことから、J S Cは引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJ S Cの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりする必要がある。そして、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進める必要がある。

## 2 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

### (1) 大会の関連施策の全体状況等

#### ア 政府の取組状況報告

政府の取組状況報告については、オリパラ特措法によれば、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、国会へ報告するとともに公表することとされており、オリパラ推進本部は、平成29年5月、30年5月及び令和元年6月に国会へ報告し、公表している。政府の取組状況報告には、各府省等が実施する大会の関連施策の取組状況について、前年度までの主な内容、当該年度の主な内容、今後の主な内容等が記載されている。記載に当たっては、大会の関連施策の具体的な定義を策定することが困難であることから、各府省等が自ら実施する施策の内容について大会に関連する

と判断したものについて記載することとなっている。

令和元年起組状況報告によれば、図表6-1のとおり、大会の関連施策は、その取組内容により15分野の71施策に整理されており、「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策と「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策とされている。

図表6-1 各府省等が実施する大会の関連施策の概要

「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策		「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策									
分野	施策の名称	分野	施策の名称								
①セキュリティの万全と安全安心の確保	1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備	大会を通じた日本の再生	⑨被災地の復興・地域活性化	46.被災地と連携した取組の検討							
	2.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化			47.ホストタウンの推進							
	3.大会運営に係るセキュリティの確保			48.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信							
	4.警戒監視、被害拡大防止対策等		⑩日本の技術力の発信	49.東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大							
	5.NBC(核・生物・化学物質)テロ対策の強化			50.社会全体のICT化の推進							
	6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進			51.大会における最新の科学技術活用の具体化							
	7.首都直下地震対策の強化			52.自動走行技術を活用した次世代都市交通システム							
	8.避難誘導対策の強化			53.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現							
	9.感染症対策の推進			54.高精度衛星測位技術を活用した新サービス							
	10.食中毒予防対策の推進			55.義肢装具等の先端技術の発信							
②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策	11.出入国審査の円滑化	⑪外国人旅行者の訪日促進	56.都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進								
	12.CIQ体制の強化等		57.「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興								
	13.首都圏空港の機能強化	⑫日本文化の魅力の発信	58.水辺環境の改善								
	14.空港アクセス等の改善		59.文化を通じた機運醸成								
	15.道路輸送インフラの整備		60.文化プログラムの推進								
	16.大会開催時の輸送		61.クールジャパンの効果的なPRの実施								
	17.多言語対応の強化		62.和食・和の文化の発信強化								
	18.無料公衆無線LAN		63.スポーツ基本計画の策定								
	19.宿泊施設の供給確保に向けた対策		64.スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、障害者スポーツの普及促進								
	20.医療機関における外国人患者受入れ環境整備		⑬スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現	65.健康面等でのレガシーの創出							
21.外国人来訪者等への救急・防災対応	66.受動喫煙対策の推進										
③暑さ対策・環境問題への配慮	22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進	健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現	⑭大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止	67.大会に向けたアクセシビリティの実現							
	23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備			68.大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進							
④メダル獲得へ向けた競技力の強化	24.環境配慮の推進	⑮ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	⑯ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	69.バリアフリー対策の強化							
	25.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決			70.ICT化を活用した行動支援の普及・活用							
	26.アスリート・観客の暑さ対策の推進			71.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進							
⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	27.競技力の向上	健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現	⑮ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	⑯ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー							
	28.強化・研究拠点の在り方				⑰アンチ・ドーピング対策の体制整備	⑱新国立競技場の整備					
29.自衛官アスリートの育成及び競技力向上	⑲国内アンチ・ドーピング活動体制の整備						⑳国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及				
30.射撃競技における競技技術の向上								㉑スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	㉒Specialプロジェクト2020の実施		
⑥新国立競技場の整備										31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備	㉓記念貨幣の発行検討
										32.新国立競技場の整備等	
⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成		33.Sport for Tomorrowプログラムの実施	⑳その他	⑳その他						㉕記念自動車ナンバープレートの発行	
		34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及			㉖知的財産保護の在り方検討						
	35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	㉗式典等大会運営への協力検討									
	36.Specialプロジェクト2020の実施					㉘建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置					
⑧その他	37.記念貨幣の発行検討						㉙大会に向けた各種建設工事における安全確保				
	38.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等							㉚大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現			
	39.記念自動車ナンバープレートの発行		㉛東京パラリンピック競技大会開催準備								
	40.知的財産保護の在り方検討										
	41.式典等大会運営への協力検討										
	42.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置										
43.大会に向けた各種建設工事における安全確保											
44.大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現											
45.東京パラリンピック競技大会開催準備											

(注) 令和元年取組状況報告の記載内容を基に会計検査院が整理したものである。

30年報告において、29年度に公表された政府の取組状況報告に記載された取組内

容に該当する事業の25年度から29年度までの間の支出額について各府省等に調書の提出を求めて集計したところ計8011億余円となっていることを報告した。これに対して、令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、会計検査院が各府省等に調書の提出を求めて、15分野の71施策の別に区分して集計したところ、図表6-2のとおり、14府省等（14府省等が大会の関連施策として整理した事業を運営費交付金、政府出資金及び自己収入を財源として実施する10独立行政法人を含む。<sup>(注22)</sup>）において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されている。そして、それらに係る支出額は計1兆0600億余円（事業ごとの支出額を算出することが困難な事業又は公表できないとされている事業に係る支出額を除く。以下同じ。）となっている（施策及び事業ごとの概要並びに支出額については別図表1参照）。

(注22) 10独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、同国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、同科学技術振興機構、J S C、独立行政法人日本芸術文化振興会、同高齢・障害・求職者雇用支援機構、同日本貿易振興機構、同国際観光振興機構



図表6-2 各府省等が実施する大会の関連施策の支出額（平成25年度～30年度）

（単位：百万円）

府省等名	「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策(8分野45施策)		「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策(7分野26施策)		事業数	支出額	(合計に占める割合)
	事業数	支出額	事業数	支出額			
内閣	9	3,295	7	1,154	16	4,450	(0.4%)
内閣府	24	5,623	9	13,799	33	19,422	(1.8%)
復興庁	0	-	2	0	2	0	(0.0%)
総務省	15	6,055	17	30,331	32	36,387	(3.4%)
法務省	10	9,260	1	40	11	9,300	(0.8%)
外務省	9	3,434	9	61,189	18	64,623	(6.0%)
財務省	3	(※)-	0	-	3	(※)-	-
文部科学省	27	255,964	25	16,392	52	272,356	(25.6%)
厚生労働省	11	8,692	14	40,344	25	49,037	(4.6%)
農林水産省	2	17	26	10,604	28	10,621	(1.0%)
経済産業省	14	223,138	18	18,714	32	241,853	(22.8%)
国土交通省	30	249,457	28	76,956	58	326,414	(30.7%)
環境省	19	20,993	3	10	22	21,003	(1.9%)
防衛省	6	4,097	0	-	6	4,097	(0.3%)
計	179	790,031	159	269,538	338	1,059,570	(99.9%)
両方にまたがる取組(内閣)	2			437	2	437	(0.0%)
合計					340	1,060,008	(100.0%)

注(1) 「事業数」及び「支出額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が集計したものである。

注(2) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

注(3) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。

注(4) 「支出額」には、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として実施する場合における支出額を含む。なお、文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金(300億円)については、全額を計上している。

注(5) 施策の区分は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の施策に該当する内容を含むものもある。

イ オリパラ関係予算の執行状況

オリパラ関係予算の25年度から30年度までの執行状況について、会計検査院が各府省等に対して調書の提出を求めて、その内容を集計した結果を示すと、図表6-3のとおり、25年度から30年度までにオリパラ関係予算として整理された48事業に係るオリパラ事務局への登録額1875億円に対して、支出額は1756億余円となっている（事業ごとの登録額及び支出額については別図表2参照）。

図表6-3 オリパラ関係予算の執行状況（平成25年度～30年度）

（単位：百万円）

区分 府省等名	平成25年度					26年度					27年度							
	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額
内閣	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
内閣府(警察庁)	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	1	8	-	2	-	-	6
総務省	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
文部科学省	7	28,270	-	27,553	-	719	10	26,307	-	24,897	-	1,415	11	13,409	-	12,728	61	623
厚生労働省	0	-	-	-	-	1	88	-	88	-	-	0	-	-	-	-	-	-
農林水産省	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
国土交通省	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
環境省	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	4	385	-	318	-	-	67
計	7	28,270	-	27,553	-	719	11	26,395	-	24,985	-	1,415	16	13,802	-	13,049	61	696

区分 府省等名	28年度					29年度					30年度					計						
	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	事業	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	事業	登録額	支出額	差額
内閣	1	875	-	533	-	341	1	576	-	495	-	80	1	825	-	563	249	13	1	2,276	1,592	434
内閣府(警察庁)	3	13	-	25	-	△ 11	0	-	-	-	-	-	6	8,346	-	5,450	831	2,064	10	8,367	5,477	2,058
総務省	0	-	-	-	-	-	2	439	-	193	199	46	3	374	199	559	-	13	3	813	753	60
文部科学省	13	31,708	61	29,865	1,044	860	14	49,757	1,044	46,108	4,330	364	12	24,512	4,330	24,873	297	22	173,963	166,026	4,280	
厚生労働省	2	75	-	49	-	24	2	85	-	55	-	29	3	235	-	206	-	28	4	483	399	82
農林水産省	1	17	-	8	-	8	1	15	-	5	-	10	1	11	-	4	-	6	1	43	17	25
国土交通省	1	162	-	160	-	1	1	809	-	725	-	83	0	-	-	-	-	-	1	971	886	84
環境省	4	87	-	63	-	23	4	70	-	55	-	14	3	42	-	48	-	△ 6	6	584	486	98
計	25	32,937	61	30,705	1,044	1,248	25	51,751	1,044	47,639	4,529	628	29	34,345	4,529	31,706	4,754	2,416	48	187,500	175,640	7,125

注(1) 「支出額」「翌年度繰越額」「前年度繰越額」及び「差額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が円単位で集計したものである。また、「登録額」は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」から転記（同一年度で当初、補正予算共に計上がある場合は百万円単位の計）したものである。

注(2) 「事業数」はオリパラ関係予算として登録された数であるが、翌年度へ繰り越して執行された事業も一部含まれている。そのため、大会の関連施策としての事業数とは一致しないものがある。

注(3) 「登録額」は予算決定時点のものであるため、執行段階で追加の支出の必要が生じ流用等によって対応したことなどにより、「登録額」を「支出額」が上回っているものがある。

注(4) 「差額」には、平成25年度は「登録額」から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額、26年度から30年度は「登録額」と「前年度繰越額」を合算した額から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額を計上しており、決算上の不用額とは異なる。

注(5) 「事業数」の計は純計である。

ウ 政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況

国及びJ S C等の独立行政法人は、政府の取組状況報告に記載された事業以外にも、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営や、地方公共団体が自ら取り組むべき事業を設定して実施している大会の関連施策等に対して支援を行っている。各地方公共団体が実施する大会の関連施策は、地方公共団体により、設定した事業の内容や、各府省等の国庫補助金等、独立行政法人の助成金等の活用状況が異なっている。

る。

オリパラ事務局は、これらの支援については、政府が行う大会の関連施策とは異なる行政経費であるなどとして政府の取組状況報告においては記載していない。そこで、会計検査院は、政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援の状況を把握するために、会計実地検査等で確認した内容について分析を行ったほか、各地方公共団体に調書の提出を求めるなどしてその内容を分析した。東京都を除く各地方公共団体において実施される大会の関連施策については、多くの地方公共団体で実施することが想定される主な分野を「競技会場の整備」「競技会場周辺施設の整備」「競技会場周辺の道路整備」「大会に向けた機運醸成」「広報・観光振興」「心のバリアフリー」及び「地域スポーツ・障害者スポーツ振興」の七つに分類して、各地方公共団体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について集計した。また、東京都については、東京都が公表している大会関連経費（1）（2）イ（ウ）参照）の区分に分類して集計した。

これらの集計を行った結果については、次の（ア）及び（イ）のとおりである。

（ア）国による東京都、その他の地方公共団体に対する支援状況

a 国による東京都に対する支援状況

東京都が大会関連経費（29年度から令和2年度まで）として整理した8100億円のうち、平成29、30両年度に実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状況をみると、その支援額は計93億7083万余円となっている（図表6-4参照）。

図表6-4 東京都が実施する大会の関連施策に対する支援状況（平成29、30両年度）

（単位：千円）

府省等名	大会に密接に関わる事業					大会の成功を支える関連事業				その他の事業	計
	既存体育施設の改修、晴海地区基盤整備等	円滑な都市運営に資する輸送インフラ、セキュリティ対策	都市のバリアフリー対策、多言語対応等	教育・文化プログラム、都市ボランティアの育成・活用等	競技力向上施策の推進、障害者スポーツの振興	都市インフラの整備	安全・安心の確保等	観光振興、東京・日本の魅力発信	スポーツの振興		
内閣府(警察庁)	-	228,618	-	-	-	23,399	5,331	-	-	-	257,350
国土交通省	-	5,199,307	-	-	-	3,914,174	-	-	-	-	9,113,481
計	-	5,427,925	-	-	-	3,937,574	5,331	-	-	-	9,370,831

（注） 表中の計数は国庫補助金等相当額である。

b 国による大会施設が所在する8道県及び9都道県の26市区町に対する支援状況

(a) 国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援状況

東京都内の大会施設が所在する11市区の中には、東京都とは別に自ら取り組むべき大会の関連施策を設定している市区もある。これらの市区が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状況(注23)をみると、財政支援を受けているのは8市区であり、その支援額は計14億8411万余円となっている(図表6-5参照)。

(注23) 8市区 調布市、中央、港、墨田、江東、品川、世田谷、江戸川各区

図表6-5 市及び特別区が実施する大会の関連施策に対する支援状況  
(平成28年度～30年度)

(単位：千円)

府省等名	競技会場周辺施設の整備		大会に向けた機運醸成 (イベント開催、文化プログラム、教育等)		地域スポーツ・障害者スポーツ振興		計	
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
文部科学省	0	-	1	274	1	192,744	1	193,018
国土交通省	8	1,291,100	0	-	0	-	8	1,291,100
計	8	1,291,100	1	274	1	192,744	8	1,484,118

(注) 「地方公共団体数」の計は純計である。

(b) 国による都外自治体に対する支援状況

都外自治体である8道県及び15市町の中には、自ら取り組むべき大会の関連施策を設定している都外自治体もある。これらの都外自治体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による財政支援の状況をみ(注24)ると、財政支援を受けているのは8道県7市であり、その支援額は計107億0587万余円となっている(図表6-6参照)。競技会場の整備については、横浜国際総合競技場及び福島あづま球場の整備の財源に国庫補助金が充てられている(1(4)カ参照)。

(注24) 8道県7市 北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県、福島、さいたま、川越、朝霞、千葉、横浜、伊豆各市

図表6-6 都外自治体を実施する大会の関連施策に対する支援状況  
(平成28年度～30年度)

(単位：千円)

府省等名	競技会場の整備		競技会場周辺施設の整備		競技会場周辺の道路整備		大会に向けた機運醸成 (イベント開催、文化プログラム、教育等)		広報・観光振興		心のバリアフリー		地域スポーツ・障害者スポーツ振興		計	
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
内閣府	0	-	1	25,611	0	-	2	38,665	4	409,461	1	21,600	1	5,113	7	500,451
文部科学省	1	1,994,000	0	-	0	-	6	855,771	0	-	1	4,319	1	15,232	6	2,869,324
厚生労働省	0	-	0	-	0	-	2	3,883	0	-	1	7,511	6	531,799	6	543,194
経済産業省	1	21,546	0	-	0	-	0	-	2	362,162	0	-	1	468,759	2	852,467
農林水産省	0	-	0	-	0	-	0	-	1	587,753	0	-	0	-	1	587,753
国土交通省	1	2,596,689	0	-	4	1,297,509	0	-	3	1,456,572	0	-	0	-	8	5,350,770
環境省	0	-	0	-	0	-	1	1,911	0	-	0	-	0	-	1	1,911
計	2	4,612,235	1	25,611	4	1,297,509	8	900,232	6	2,815,949	3	33,431	7	1,020,905	15	10,705,874

注(1) 「地方公共団体数」の計は純計である。

注(2) 競技会場の整備事業の大会施設ごとの交付金額の内訳は、福島あづま球場2154万余円、横浜国際総合競技場45億9068万余円となっている。

c 国による自転車競技（ロードレース）コース上に所在する1県及び4都県の15市町村に対する支援状況

大会の競技が実施される地方公共団体には、前記の大会施設が所在する都道府県及び市区町のほか、オリンピック競技大会の自転車競技（ロードレース）において、コースとなる公道が所在する地方公共団体もある（以下「通過地方公共団体」という。）。ロードレースのコースは、東京都に所在する武蔵野の森公園（注25）（注26）をスタートし、4都県の15市町村内の公道を通り、静岡県に所在する富士スピードウェイをゴールとしており、通過地方公共団体の中には、自ら取り組むべき大会の関連施策を設定している地方公共団体もある。これらの通過地方公共団体が28年度から30年度までに実施した大会の関連施策について、各府省等が実施した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国庫補助金等による（注27）財政支援の状況をみると、財政支援を受けているのは1県2市（大会施設も所在する調布市は除く。）であり、その支援額は計3364万余円となっている（図表6-7参照）。

(注25) 4都県 東京都、神奈川、山梨、静岡各県

(注26) 15市町村 八王子、三鷹、府中、調布、町田、小金井、多摩、稲城、相模原、御殿場、裾野各市、足柄上郡山北、駿東郡小山両町、南都留郡道志、同郡山中湖両村

(注27) 1県2市 山梨県、府中、相模原両市

図表6-7 通過地方公共団体が実施する大会の関連施策に対する支援状況  
(平成28年度～30年度)

(単位：千円)

府省等名	大会に向けた機運醸成 (イベント開催、文化プログラム、教育等)		広報・観光振興		地域スポーツ・障害者スポーツ振興		計	
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
内閣府	1	3,643	2	9,860	0	-	2	13,504
文部科学省	1	10,355	0	-	0	-	1	10,355
厚生労働省	1	1,719	0	-	2	4,993	2	6,712
農林水産省	0	-	1	3,076	0	-	1	3,076
計	1	15,718	2	12,936	2	4,993	3	33,648

(注) 「地方公共団体数」の計は純計である。

(イ) J S C等の独立行政法人による大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する支援状況

J S Cは、1(2)ウ(イ) a 及び同 b のとおり、スポーツ振興くじ助成の一つの事業として、オリパラ開催助成を行っている。そして、図表6-8のとおり、オリパラ開催助成の事業として、「ガバナンス・コンプライアンス強化」「ドーピング防止活動推進強化」「競技会場整備」等の各事業により、それぞれ助成金を交付している。さらに、30年度からは、オリパラ開催助成の事業細目に大会に向けて日本武道館を整備する事業に要する経費を対象とした「日本武道館整備事業」を追加している。また、大会の開催に係る事業以外にも、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対して、毎年度、スポーツ振興くじ助成金を交付している。

図表6-8 スポーツ振興くじ助成金による助成事業

	助成事業名	目的	事業細目	事業の名称	対象事業
大会の開催に係る事業(オリパラ開催助成)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成	大会の円滑な開催を図るなど	組織体制強化事業	ガバナンス・コンプライアンス強化	大会の開催準備のため、外部から専門的な知識や実務的な経験などを有する者を配置することにより、組織体制の強化を図る事業
			国際広報活動事業	国際広報活動等	国内外で行われる国際競技大会等において、大会のプロモーション活動を行う事業
			ドーピング防止活動推進強化事業	ドーピング防止活動推進強化 東京2020大会ラボラトリー分析機器等整備	大会に向けたドーピング防止活動の推進強化(ドーピング検査に用いる分析機器等の整備を含む。)を図る事業
大会の開催に係る事業(オリパラ開催助成)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成	大会等の円滑な開催及びそのレガシーを継承するなど	大規模競技場機能補完施設整備事業		大会の主会場となることが決定している大規模競技場の機能を補完するスポーツ施設を新設する事業
			競技会場整備事業		大会の競技会場に係る新設事業、改修又は改造事業
	日本武道館整備助成	大会の円滑な開催、レガシーの継承及び持続可能性の実現に資するなど	日本武道館整備事業	大会に向けて日本武道館を整備する事業	大会のキャンプ地において利用されるスポーツ競技施設の改修又は改造事業
大会の開催に係る事業以外	総合型地域スポーツクラブ活動助成等8助成	地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図るなど	総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化等		総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ教室の開催等の事業等

そして、大会組織委員会、東京都以外の地方公共団体又は民間団体は、それぞれが行う大会の準備、運営等の取組に当たって、J S Cが交付する大会の開催に

係る事業に交付するオリパラ開催助成を活用している。また、大会施設が所在する9都道県26市区町が自ら取り組むべきとして実施した大会の関連施策には、J S Cによるオリパラ開催助成のような大会の開催に係る事業に交付する助成金以外の独立行政法人が交付する助成金等を活用しているものもある。

大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体が30年度までに実施した大会の準備、運営等の取組に対してJ S C等の独立行政法人が行った主な支援の状況をみると、1(2)ウ(イ) a に記述した大会組織委員会に対する財政支援(26年度～30年度計23億5863万余円)及び1(2)ウ(イ) b に記述した大会組織委員会以外に対する財政支援(27年度～30年度計49億1627万余円)のほか、財政支援を(注28)受けているのは、3道県2市区であり、その助成金等の額は28年度から30年度までで計15億7077万円となっている(図表6-9参照)。

(注28) 3道県2市区 北海道、福島、神奈川両県、調布市、中央区

図表6-9 独立行政法人による大会施設が所在する地方公共団体に対する支援状況(J S Cによるオリパラ開催助成を除く。)(平成28年度～30年度)  
(単位:千円)

独立行政法人名	大会に向けた機運醸成 (イベント開催、文化プログラム、教育等)		地域スポーツ・障害者スポーツ振興		計	
	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額	地方公共団体数	交付金額
J S C	1	1,500,000	3	68,375	4	1,568,375
独立行政法人 日本芸術文化振興会	1	2,395	0	-	1	2,395
計	2	1,502,395	3	68,375	5	1,570,770

#### エ その他の大会に関する主な支援

大会に関しては、以上のアからウまでのように国等による関連施策の実施や財政支援が行われているもの以外にも、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会に対して国による職員の派遣等が行われている。また、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火リレー(以下、これらを合わせて「聖火リレー」という。)等の大会の主な行事の中には、国等からの財政的な支援以外の方法により捻出した資金の活用や地方公共団体による協力等の様々な形の支援が行われているものがある。これらの支援状況について例示すると、次のとおりである。

#### (ア) 国による大会組織委員会に対する職員の派遣等の支援状況

オリパラ特措法に基づき、大会組織委員会による大会の準備及び運営に関する

業務のうち、大会の会場その他の施設の警備計画の作成等の国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要がある業務の円滑かつ効果的な遂行のために、各府省等から大会組織委員会に対して国の職員が派遣されている。また、派遣する職員には国から給与を支給しないこととされているが、特に必要があると認められるときは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができることとなっている。

上記職員の派遣等の実績は図表6-10のとおりであり、オリパラ特措法が施行された27年6月以前の大会組織委員会への出向等も含めて、25年度から30年度までに11府省等から計86人が大会組織委員会へ派遣等されている。大会組織委員会が実施する業務量の増加や組織規模の拡大に伴い、派遣等される職員の人数は増加傾向にある。

派遣等された職員に係る給与の国の負担状況をみると、27年度のオリパラ特措法成立後、86人のうち44人に係る前記俸給等の大部分を各府省等が負担しており、27年度から30年度までの負担額は計4億2301万余円となっている。



図表6-10 大会組織委員会への国の職員の派遣等の状況（平成25年度～30年度）

（単位：人、千円）

府省等名	平成25～29年度の計			30年度			計		
	人数	うち国費負担		人数	うち国費負担		人数	うち国費負担	
		人数	負担額		人数	負担額		人数	負担額
内閣府 (警察庁)	8	6	51,589	8	6	33,588	11	8	85,178
総務省	6	4	46,062	6	5	26,167	10	7	72,230
法務省	2	1	2,840	3	2	4,889	4	2	7,730
外務省	4	2	18,066	4	3	15,624	5	3	33,690
財務省	5	4	53,242	8	7	30,337	8	7	83,580
文部科学省	17	0	-	13	0	-	21	0	-
厚生労働省	1	0	-	1	0	-	1	0	-
農林水産省	2	0	-	2	0	-	2	0	-
国土交通省	10	7	73,806	10	8	42,616	16	12	116,423
環境省	1	0	-	1	0	-	2	0	-
防衛省	0	0	-	6	5	24,180	6	5	24,180
計	56	24	245,608	62	36	177,404	86	44	423,013

注(1) 各年度の人数は、派遣等の期間にかかわらず同年度内に派遣等した人数を計上している。

注(2) 計欄の人数は純計である。

注(3) オリパラ特措法が施行された平成27年6月以前は、国の職員は大会組織委員会への出向等により大会組織委員会の業務に従事しており、国は給与を支給していない。

また、オリパラ特措法に基づきオリパラ推進本部が設置された27年以降、オリパラ事務局に所属して内閣官房から給与等の支給を受けている職員の人数は27年から30年までの間で延べ142人となっており、給与等支給総額は計8億0420万余円となっている。そのほか、他省庁に所属したまま併任等によりオリパラ事務局の職務に従事している職員の人数は27年度から30年度までの間で延べ76人となっており、当該職員に対する所属省庁からの給与等支給総額は計6億0166万余円となっている（図表6-11参照）。

図表6-11 オリパラ事務局における職員数等

(単位：人、千円)

給与等 支給区分	平成27年		28年		29年		30年		計	
	人数	給与等 支給総額	人数	給与等 支給総額	人数	給与等 支給総額	人数	給与等 支給総額	人数	給与等 支給総額
内閣官房	25 (3)	143,627	31 (3)	215,645	40 (5)	207,244	46 (8)	237,688	142 (19)	804,205
	平成27年度		28年度		29年度		30年度		計	
各省庁	10	73,931	21	157,319	22	186,226	23	184,184	76	601,661

注(1) 各年、各年度の人数は、従事期間にかかわらず、同年、同年度内にオリパラ事務局において事務に従事した人数を計上している。

注(2) 内閣官房の平成27年の給与等支給総額には、オリパラ事務局発足前の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」に在籍中に支払われた給与等を含む。

注(3) 内閣官房の各年の人数の括弧書きの数字は、オリパラ事務局において事務に従事した職員のうち、国が給与等を負担していない者の人数で、外数である。

注(4) 計欄の人数は延べ人数である。

### (イ) 聖火リレーに対する支援状況

オリンピック聖火リレーは、福島県からスタートし、移動日を含めて121日間にわたって全国47都道府県で実施することとなっており、パラリンピック聖火リレーは、東京都及びパラリンピック競技開催県である埼玉、千葉、静岡各県において実施することとなっている。また、復興オリンピック・パラリンピックの観点から、オリンピック聖火リレーの開催に先立ち、ギリシャで採火した火を東日本大震災被災3県（岩手、宮城、福島各県）で順次展示する「復興の火」を実施することとなっている。

聖火リレー及び「復興の火」の実施に向けて、大会組織委員会は各都道府県を始めとする関係者と連携しながら準備を進めることとしている。また、各都道府県は、聖火リレー実施に向けた実行委員会を設立して、聖火リレーのルートを選定、聖火ランナーの選考、聖火リレー実施時の警備や交通整理、セレブレーション等の各種プログラムの提供や運営及びこれらの準備等を行うこととされており、これらに要する費用は、各都道府県も負担することとされている。そして、この負担部分を支援するために、大会協賛宝くじの収益金40億円が配分される予定となっている。

各都道府県の聖火リレー及び「復興の火」に係る予算額及び決算額についてみると、図表6-12のとおり、30年度及び令和元年度の47都道府県の予算額は計29億7819万余円（平成30年度は39都道府県に係る2億3195万余円、令和元年度は47都道府県に係る27億4623万余円）となっている。また、平成30年度に予算額を計上している39都道府県のうち、同年度中に支出がなされた37都道府県における決算額

は計8717万余円となっている。

図表6-12 各都道府県の聖火リレー及び「復興の火」に係る予算額及び決算額

(単位：千円)

	予算額						決算額			
	平成30年度		令和元年度		計		平成30年度			
	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る決算額	うち、国庫補助金等が含まれている地方公共団体数	左の地方公共団体に係る国庫補助金等交付額
47都道府県の計	39	231,952	47	2,746,238	47	2,978,190	37	87,175	1	0
うちオリンピック聖火リレーのみを実施する40道府県	32	88,873	40	1,420,913	40	1,509,786	31	63,443	1	0
うちオリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレーを実施する4都県	4	119,818	4	661,318	4	781,136	4	14,008	0	—
うちオリンピック聖火リレー及び「復興の火」を実施する3県	3	23,261	3	664,007	3	687,268	2	9,723	0	—

(注) 平成30年度の決算額に係る地方公共団体数は、予算額に係る地方公共団体数のうち同年度中に支出がなされたものである。

(ウ) 東京2020大会選手村ビレッジプラザに対する支援状況

東京2020大会選手村ビレッジプラザ（以下「ビレッジプラザ」という。）は、選手村地区内に配置される大会期間中の選手の生活を支える施設であるとともに、チーム歓迎式典、花屋・雑貨店等の店舗、カフェ、メディアセンター等が配置され、関係者等が訪れる施設であり、メディアを通して多くの人の目に触れる選手村の代表的な施設である。そして、東京都及び招致委員会が25年1月にI O Cに提出した立候補ファイルによれば、日本の文化を感じてもらうために、ビレッジプラザの設計は日本の伝統的な建築様式を取り入れ、木材を使用することとされている。

大会組織委員会は、東京都と協同して、日本全体で大会を盛り上げ、大会後に各地にレガシーを残すことを目的に、全国の木材を活用し、レガシーとして後利用を図る「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」(以下「木材活用リレー」という。)を実施している。そして、ビレッジプラザの建築に必要な木材を提供する地方公共団体(以下「事業協力者」という。)を全国から公募するために、29年7月に事業協力者公募要項(以下「公募要項」という。)を定めるなどして、木材活用リレーを推進している。

公募要項によれば、事業協力者は木材の調達、加工及び運搬を行い、事業協力者の負担で大会組織委員会に木材を提供することとされており、大会組織委員会は事業協力者から提供された木材（以下「提供木材」という。）を活用して施設の建築を行い、大会後は施設を解体した上で提供木材を事業協力者に返却することとされている。

大会組織委員会は、29年9月から事業協力者の公募を開始し、同年11月までに63地方公共団体（23都県、25市、9町及び6村）から成る42者を事業協力者として決定している。

この63地方公共団体の木材活用リレーに係る予算額及び決算額についてみると、図表6-13のとおり、61地方公共団体（23都県、25市、8町及び5村）が30年度又は令和元年度に予算額を計上しており、その額は、計4億7539万余円となっている。また、平成30年度に予算額を計上している51地方公共団体（20都県、21市、6町及び4村）のうち、同年度中に支出がなされた37地方公共団体（15都県、14市、4町及び4村）における決算額は、計1億2588万余円となっており、そのうち11地方公共団体（3県、6市、1町及び1村）においては、地方創生推進交付金、森林環境保全整備事業費補助金等の国庫補助金等相当額計699万余円の支援を受けていた。

図表6-13 各地方公共団体の木材活用リレーに係る予算額及び決算額

(単位：千円)

	予算額						決算額		
	平成30年度		令和元年度		計		平成30年度		
	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る予算額	地方公共団体数	左の地方公共団体に係る決算額	うち国庫補助金等相当額
平成30年度又は令和元年度に予算額を計上している地方公共団体の計	51	277,721	48	197,670	61	475,392	37	125,888	6,993
うち国庫補助金等の支援あり	12	53,645	10	29,116	13	82,762	11	18,885	6,993
補助金の交付元									
（内閣府）	7	27,517	8	23,000	8	50,517	7	15,274	5,706
（農林水産省）	5	26,127	2	6,116	5	32,244	4	3,611	1,286
うち国庫補助金等の支援なし	39	224,076	38	168,554	50	392,630	26	107,002	

注(1) 平成30年度及び令和元年度に予算額を計上していない地方公共団体があるため、予算額に係る計欄の地方公共団体数は、42事業協力者に決定している63地方公共団体数と一致しない。

注(2) 予算額の計欄について、単年度のみ国庫補助金等の支援がある地方公共団体があるため、「うち国庫補助金等の支援あり」の地方公共団体数と「うち国庫補助金等の支援なし」の地方公共団体数の計は、「平成30年度又は令和元年度に予算額を計上している地方公共団体の計」の地方公共団体数と一致しない。

注(3) 平成30年度の決算額に係る地方公共団体数は、予算額に係る地方公共団体数のうち同年度中に支出がなされたものである。

## オ 大会の関連施策の全体状況

以上の各府省等が実施する大会の関連施策等の状況等のうち、国等による関連施策の実施や財政支援として実施されたアからウについて、本報告における報告事項との関係等について整理すると、図表6-14のとおりであり、既に公表されている事業である令和元年起組状況報告に記載された取組内容に該当する事業のほかに、ウで示した政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援があり、これらの支援状況については、30年報告を踏まえたオリパラ事務局の調査結果（1(2)ア(イ)参照）において、オリパラ事務局は、これらの行政経費のうち大会施設の整備、改修等に対する国庫補助等（図表6-14の表(1)政府の公表値の「大会施設」に相当）について、大会の準備、運営等に特に資する事業と認められるとして、その金額を公表しているところである。一方、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、1(2)ウ(ア)、同(イ)等において、「オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの」や「令和元年起組状況報告に記載されていないもの」


（図表6-14の表(2)本報告の対象の「国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの」における①オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの並びに「令和元年起組状況報告に記載されていないものうち、大会組織委員会と協議して実施している業務及び大会の開催に係る事業に対する助成」における②令和元年起組状況報告に記載されていないもの、⑩JSCによる大会組織委員会に対する支援状況及び⑫JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況に相当）が見受けられたことを報告している。

図表6-14 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況と本報告における報告事項との関係に係る概念図

表(1) 政府の公表値

予算種別
ABC分類
事業種別等

オリパラ関係予算	行政経費	
A分類	B分類、C分類	大会施設
令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業		大会施設

(注)  は、大会の準備、運営等に特に資するとされた事業を示している。

表(2) 本報告の対象

予算種別
事業種別等
(上記の事業種別等に対応する表(3)の報告事項(①~⑬))

オリパラ関係予算、国庫債務負担行為	オリパラ関係予算	行政経費							JRAの予算
国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの	既に公表されている事業							令和元年取組状況報告に記載されていないものうち、大会組織委員会と協議して実施している業務及び大会の開催に係る事業に対する助成	JRAの事業
国庫債務負担行為による事業	令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	JSCの事業	国による大会施設に対する支援	JSCによる大会施設に対する支援	JSCによる支援	国による支援	国による支援	独立行政法人による支援(⑩⑬を除く。)	
①	⑥	④	③⑩	⑫	⑪⑬	②	⑦⑧⑨⑩	⑬	⑤

表(3) 本報告における報告事項等

国等が負担する大会の関連施策の経費に係る本報告における報告事項(件名・金額・内訳)	左記の報告事項に対応する表(2)の事業種別等	今回の報告における掲載箇所		
① オリパラ関係予算において、国庫債務負担行為により後年度に執行が予定されている経費を公表していないもの	134億0982万余円 オリパラ関係予算として公表していない国庫債務負担行為	国庫債務負担行為による事業	26ページ 第2の1(2)ウ(7)	
② 令和元年取組状況報告に記載されていないもの	5097万余円 平成30年度の契約金額	国の事業	27ページ 第2の1(2)ウ(1)	
③ 大会施設のうち有明アリーナの整備・改修等に対する国庫補助金等	9820万余円	30年度までの国庫補助金等交付額	国による大会施設に対する支援	51ページ 第2の1(4)オ
大会施設のうち東京アクアティクスセンターの整備・改修等に対する国庫補助金等	3923万円			
④ JSCによる国立代々木競技場の整備	31億3926万余円	30年度までの支払額	JSCの事業	48ページ 第2の1(4)ウ
⑤ JRAによる馬事公苑の整備	177億6517万余円	30会計年度までの支払額	JRAの事業	50ページ 第2の1(4)エ
⑥ 令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	1兆0600億余円	25年度から30年度までの間の支出額	令和元年取組状況報告に記載された取組内容に該当する事業	71ページ 第2の1(1)ア
⑦ 国による東京都に対する支援状況	93億7083万余円	29、30両年度の国庫補助金等相当額	国による支援	77ページ 第2の2(1)ウ(7)a
⑧ 国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援状況	14億8411万余円	28年度から30年度までの間の国庫補助金等交付額	国による大会施設に対する支援	78ページ 第2の2(1)ウ(7)b(a)
⑨ 国による自転車競技(ロードレース)コース上に所在する1県及び4都県の15市町村に対する支援状況	3364万余円			79ページ 第2の2(1)ウ(7)c
⑩ 国による都外自治体に対する支援状況	107億0587万余円			78ページ 第2の2(1)ウ(7)b(b)
うち大会施設(福島あづま球場)	(2154万余円)			
うち大会施設(横浜国際総合競技場)	(45億9068万余円)			
うち大会施設の計	(46億1223万余円)			
⑪ JSCによる大会組織委員会に対する支援状況	23億5863万余円	26年度から30年度までの間の助成額	JSCによる支援	28ページ 第2の1(2)ウ(1)a
⑫ JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況	49億1627万余円	27年度から30年度までの間の助成額	JSCによる支援	29ページ 第2の1(2)ウ(1)b
うち大会施設(宮城スタジアム)	(2154万余円)	30年度の助成額	JSCによる大会施設に対する支援	
うち大会施設(福島あづま球場)	(2億5029万円)			
うち大会施設(茨城カシマスタジアム)	(1億5197万余円)			
うち大会施設(幕張メッセAホール及びBホール)	(4696万余円)			
うち大会施設(江の島ヨットハーバー)	(6693万円)			
うち大会施設(横浜国際総合競技場)	(1億3443万余円)			
うち大会施設の計	(6億7214万余円)			
⑬ 独立行政法人による大会施設が所在する地方公共団体に対する支援状況(JSCによるオリパラ開催助成を除く。)	15億7077万円	28年度から30年度までの間の助成額	独立行政法人による支援(⑩⑬を除く。)	80ページ 第2の2(1)ウ(1)

注(1) 図表中に記載の金額は、集計する経費の定義がそれぞれ異なっており、また、集計の対象年度等が同一ではないため、各金額の集計額が大会経費の試算等の全容を示すものではない。

注(2) 「令和元年起組状況報告に記載された取組内容に該当する事業」の平成25年度から30年度までの支出額1兆0600億余円には、新国立競技場の新規整備に係る経費及びパラリンピック交付金の支出額が含まれている。

注(3) 政府の公表値における大会施設は、国立代々木競技場、有明アリーナ、東京アクアティクスセンター、福島あづま球場及び横浜国際総合競技場である。そして、今回の報告においては、国立代々木競技場は「④JSCによる国立代々木競技場の整備」、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンターはそれぞれ「③大会施設のうち有明アリーナの整備・改修等に対する国庫補助金等」及び「③大会施設のうち東京アクアティクスセンターの整備・改修等に対する国庫補助金等」、福島あづま球場及び横浜国際総合競技場は「⑩国による都外自治体に対する支援状況」及び「⑩JSCによる大会組織委員会以外に対する支援状況」に記載されている。

## (2) 大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況

(1) アのとおり、令和元年起組状況報告に記載された取組内容に該当する事業及び平成25年度から30年度までの支出額については、「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり区分が困難な2事業の計340事業が実施されており、これらに係る支出額は計1兆0600億余円となっている。

それぞれの大会の関連施策の実施に当たっては、1(1)イのとおり、必要に応じて分野別の連絡会議等を設置して取組の内容についての連絡調整等を行っている。連絡会議等の取組状況等について分野別にみると、次のとおりである。

### ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る連絡会議等の取組状況

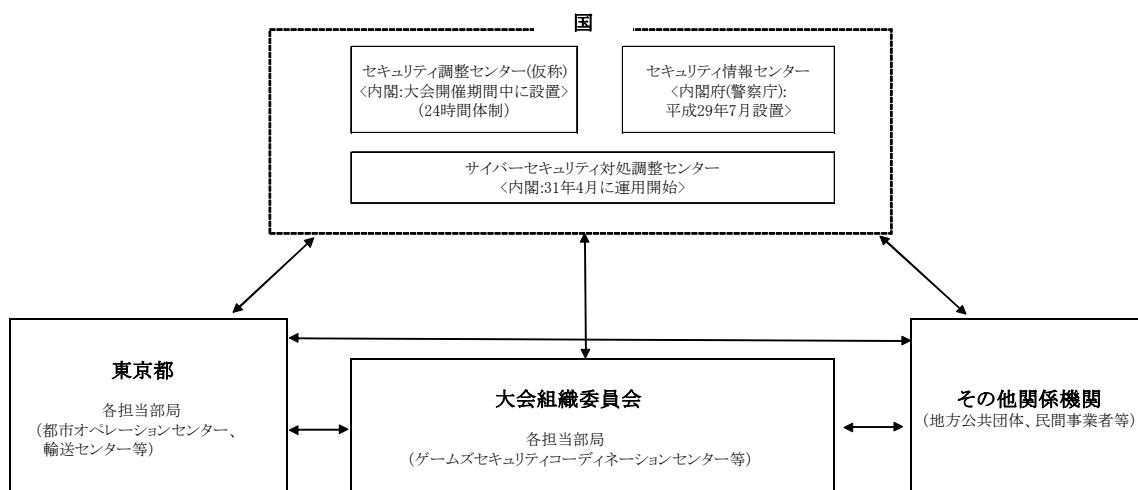
セキュリティ幹事会は、26年10月に設置され、内閣官房を事務局として関係府省等で構成され、関係府省等が所管する事務の調整を行っており、さらに、同幹事会の下に「テロ等警備対策ワーキングチーム」（28年11月まではテロ対策ワーキングチーム）及び「サイバーセキュリティワーキングチーム」を設置し、この体制に基づいてセキュリティ対策を推進している。

また、セキュリティ幹事会は、大会のセキュリティに関わる高度な大綱方針・戦略として、29年3月に「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」（以下「セキュリティ基本戦略」という。）を策定（令和元年7月一部改定）して、国として担うセキュリティ対策の方向性を定めている。また、セキュリティ基本戦略では、大会組織委員会、東京都及び都外自治体とも緊密に連携を図りつつ、①大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性を確保するとともに、アスリート、観客等の安全を確保する、②我が国におけるテロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す、との考え方にのっとりた対策

を推進するとしている。各府省等は、セキュリティ基本戦略に基づき、セキュリティ分野の様々な大会の関連施策を実施することとしている。また、図表7-1のとおり、大会期間中における関係機関との24時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することとしているほか、同年7月には、大会の安全に関する情報を集約して、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置している。

さらに、サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略（平成27年9月閣議決定）を着実に実施するほか、28年度に、関係府省庁が情報共有・対処体制に関する基本的な方針を大会組織委員会、東京都等と協議した上で、決定し、これを踏まえてサイバーセキュリティ対処調整センターを構築して、31年4月から運用を開始している。サイバーセキュリティ対処調整センターにおいては、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報を収集し、これらの情報を大会組織委員会を始めとした関係機関等に提供して、必要があるときには関係機関等のインシデント対処に対する対処支援調整を実施することとしている。

図表7-1 大会開催時のセキュリティ分野の連携体制



(注) 東京都及び内閣の公表資料を基に会計検査院が作成した。

イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る連絡会議等の取組状況

大会の競技会場等の多くは通勤、物流等に係る交通需要が集中している地域に立地しており、大会期間中においては関係者や観客の輸送と一般交通が交錯して、市



民生活や経済活動が大きな影響を受けるおそれがある。このため、大会輸送による影響が最小限になるよう対応を行いつつ、大会輸送と一般交通が適切に共存できるよう、大会期間中の国民や企業等の行動計画を見直す取組を経済界と一体となって全国的な視野で検討する体制を立ち上げることが必要であるとして、政府、大会組織委員会、東京都、関係自治体及び経済界が一体となって検討して調整するために、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」（以下「輸送会議」という。）が設置されている。また、大会期間中の円滑な出入国に関しては、平成28年12月に設置された「出入国に関する関係省庁等連絡会議」において、大会の一時的な需要の精査や処理能力の検証及びその結果を踏まえた体制強化の必要性について検討が行われている。さらに、開会式や閉会式の前後には、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するなど、大会特有の事情を考慮しつつ、空港における関係者の動線を分離するなどの対応を行う必要があり、出入国審査、税関及び検疫の関係職員を増員するなど体制強化に向けた取組も進められている。29年10月には、羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」を先行導入して、日本人の帰国手続において運用を開始し、30年度には成田、羽田、中部、関西、福岡各空港の上陸・出国審査場に本格導入して、日本人の出帰国手続における運用が開始された（(3)イ参照）。

#### ウ 「被災地の復興・地域活性化」に係る連絡会議等の取組状況

大会の開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるために、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」（第1回及び第2回は「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」）が設置され、令和元年7月末現在、平成26年7月の第1回から令和元年6月の第9回まで会議が開催されている。平成29年9月に、オリパラ事務局は被災3県（岩手、宮城、福島各県）の地方公共団体に対して、震災時に支援を行った海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、その国や地域の人々と住民との交流を行うホストタウンを「復興『ありがとう』ホストタウン」として新設して、令和2年の大会の開催に向けた交流を全面的に支援す

ることとしている。

エ 「日本文化の魅力の発信」に係る連絡会議等の取組状況

大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有、連携等を目的として「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（以下「機運醸成会議」という。）が設置され、元年7月末現在、平成27年11月の第1回から30年12月の第8回まで会議が開催されている。機運醸成会議においては、文化を通じた機運醸成策に関する意見交換、関係府省庁、東京都、大会組織委員会等の取組状況の報告等が行われている。そして、28年3月には、令和2年は文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会であることから、この機会に、同年以降を見据えて、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化をいかして、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」（以下「beyond2020」という。）として認証して、日本全国に展開することが提案され、政府全体で推進していくこととされている（(4)ウ(ア)参照）。

(3) 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

30年報告では、大会の関連施策の実施状況についての所見として「大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること。また、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること」と報告している。

今回の検査においては、図表8-1のとおり大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査を実施するとともに、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置いて、大会の関連施策の実施状況を検査した。

図表8-1 大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査の状況

分野	施策	府省等名	事業	30年報告における検査結果の概要及び掲載箇所	フォローアップの状況
暑さ対策・環境問題への配慮	分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決	経済産業省	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	補助金を活用して運用されている商用の水素ステーションの設備のうち、事業主体が策定する事業計画において年間水素充填量を計画値として設定している設備(平成28年度は67設備、29年度は70設備)について、当該計画充填量と充填量の実績を比較すると、計画充填量を達成しているのは28年度において2設備、29年度において3設備のみであり、両年度共に6割を超える設備において計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっている(30年報告81ページ(2)ウ(ア)a)。	ウ(イ)a
暑さ対策・環境問題への配慮	分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決	環境省	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業(一部経済産業省、一部国土交通省連携事業)のうち地域再エネ水素ステーション導入事業及び水素ステーション保守点検支援事業	補助金を活用するなどして稼働している再生可能エネルギー由来の水素ステーションは22か所であり、平成32年度までの目標設置箇所数100か所に対する達成率は22.0%となっている。本補助事業で導入された水素ステーションによる二酸化炭素排出量の削減状況をみると、28、29両年度において二酸化炭素排出削減量の目標値を達成しているのは、それぞれ1設備、2設備となっており、目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていた(30年報告82ページ(2)ウ(ア)b)。	ウ(イ)b
メダル獲得へ向けた競技力の強化	競技力の向上	文部科学省	ハイパフォーマンセンターの基盤整備	文部科学省が委託契約により実施する25年度から29年度までの競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発の実施状況についてみると、開発途中で中止となっていたものは、25年度2件(中止までの累積開発費計2602万余円)、26年度2件(同計1632万余円)、27年度4件(同計4422万余円)、28年度4件(同計6124万余円)、29年度1件(同1379万余円)であり、同省等は、中止の理由について、研究開発対象競技等の見直しにより開発途中で研究開発の対象外となったこと、市販品が販売されて開発の必要がなくなったことなどによるとしている。リオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会(以下「リオ大会」という。)に向けた夏季競技用の研究開発課題81件のうち、リオ大会前に活用されなかったものは、オリンピック競技で計15件(累積開発費計6億2288万余円)、パラリンピック競技で計2件(同計2037万余円)となっていた。同省及び受託者における評価の状況を見ると、25年度から28年度までに終了した研究開発課題の終了時の外部評価等については、リオ大会等に向けた各種のアスリートサポートの効果等を総括した報告書の中で、研究開発についての概括的な評価が行われているものの、個々の研究開発課題についての評価は行われていなかった(30年報告88ページ(2)エ(ア))。	エ(ア)b
メダル獲得へ向けた競技力の強化	強化・研究拠点の在り方	文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	文部科学省が委託して実施している同事業の受託者が所要の手続を行った場合には、同事業の実施により設備備品費で取得した機器等は、事業完了後の年度においても国から無償で借り受けて、競技団体が行う強化活動に活用することができることとなっている。そこで、10施設後の事業完了後の年度における活用状況についてみたところ、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられた(30年報告91ページ(2)エ(イ))。	エ(イ)
アンチ・ドーピング対策の体制整備	国内アンチ・ドーピング活動体制の整備	文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	文部科学省が毎年度公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等と委託契約を締結して実施している競技者等への研修、ドーピング検査員の人材育成、ドーピング検査技術の研究開発等のうち、ドーピング検査員の人材育成について、25年度から29年度までのドーピング検査員の認定を受けている者の人数の推移をみると、29年度は269名となっており、毎年度減少している。大会に向けて、29年度末時点では大幅に不足している状況である(30年報告97ページ(2)オ)。	オ
教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成	国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及	文部科学省	オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業)	各自治体が独自に推進するオリンピック・パラリンピックに関する歴史、競技種目、精神、意義等の知識等を学ぶオリンピック・パラリンピック教育(以下「オリパラ教育」という。)について、東京都を除く46道府県及び20政令指定都市(計66自治体)の公立学校における29年度の実施状況を見ると、47自治体(66自治体の71.2%)。うち都外自治体は12自治体)が実施しており、このうち22自治体は文部科学省の事業によりオリパラ教育を実施している。一方、19自治体(同28.7%)。都外自治体はなし)はオリパラ教育を全く実施していない。このように、都外自治体では29年度までにオリパラ教育が実施されているものの、全国でみると実施していない地方自治体が一定程度ある状況となっている(30年報告100ページ(2)キ)。	キ

「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策は、図表8-2のとおり、復興庁を除く13府省等において、平成25年度から30年度までに8分野の45施策に係る計17

9事業が実施されており、その支出額は計7900億余円となっている。オリパラ基本方針における8分野ごとにその支出額をみると、「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の2779億余円が最も多く、次に多いのが「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の2081億余円となっている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

図表8-2 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の支出額（平成25年度～30年度）  
（単位：百万円）

府省等名	分野(施策数)														計				
	セキュリティの万全と安全安心の確保(10施策)		アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策(13施策)		暑さ対策・環境問題への配慮(3施策)		メダル獲得へ向けた競技力の強化(4施策)		アンチ・ドーピング対策の体制整備(1施策)		新国立競技場の整備(1施策)		教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ホランティア等の機運醸成(4施策)		その他(9施策)		事業数	支出額	
	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額			(計に占める割合)
内閣	9	3,295	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	9	3,295	(0.4%)
内閣府	23	5,619	1	3	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	24	5,623	(0.7%)
復興庁	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-
総務省	7	894	6	3,110	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	2	2,050	15	6,055	(0.7%)
法務省	3	1,062	7	8,198	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	10	9,260	(1.1%)
外務省	1	968	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	8	2,466	0	-	9	3,434	(0.4%)
財務省	1	(※)-	1	(※)-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	(※)-	3	(※)-	-
文部科学省	0	-	0	-	0	-	15	82,149	2	1,336	1	136,413	8	6,064	1	30,000	27	255,964	(32.3%)
厚生労働省	7	7,938	3	609	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	144	11	8,692	(1.1%)
農林水産省	0	-	2	17	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	2	17	(0.0%)
経済産業省	1	6,063	2	1,427	11	215,646	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	14	223,138	(28.2%)
国土交通省	13	13,053	13	194,771	3	41,327	0	-	0	-	0	-	0	-	1	305	30	249,457	(31.5%)
環境省	3	19	0	-	16	20,974	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	19	20,993	(2.6%)
防衛省	0	-	0	-	0	-	3	3,758	0	-	0	-	0	-	3	339	6	4,097	(0.5%)
計	68	38,916	35	208,139	30	277,948	18	85,907	2	1,336	1	136,413	16	8,530	9	32,839	179	790,031	(100.0%)

注(1) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

注(2) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として実施する場合における支出額を含む。なお、文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金(300億円)については、全額を計上している。

注(3) 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の分野に該当する内容を含むものもある。

そして、8分野ごとに大会の関連施策の実施状況等をみると、次のとおりである。

ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策は、内閣等の10府省等が実施した「サイバーセキュリティ確保のための取組の推進」「感染症対策の推進」等の10施策に係る計68事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計389億余円となっている。このうち、国土交通省が130億余円(389億余円の33.5%)、厚生労働省が79億余円(同20.4%)とな

っていて、その多くを占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の10府省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは、次の2事業（別図表1の事業No.（以下、本報告書本文においては「番号」という。）43及び67）であり、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

(ア) サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
内閣	43	リスク評価に基づく対策の促進及び対処体制（オリンピック・パラリンピックCSIRT）の整備	－（注）	B

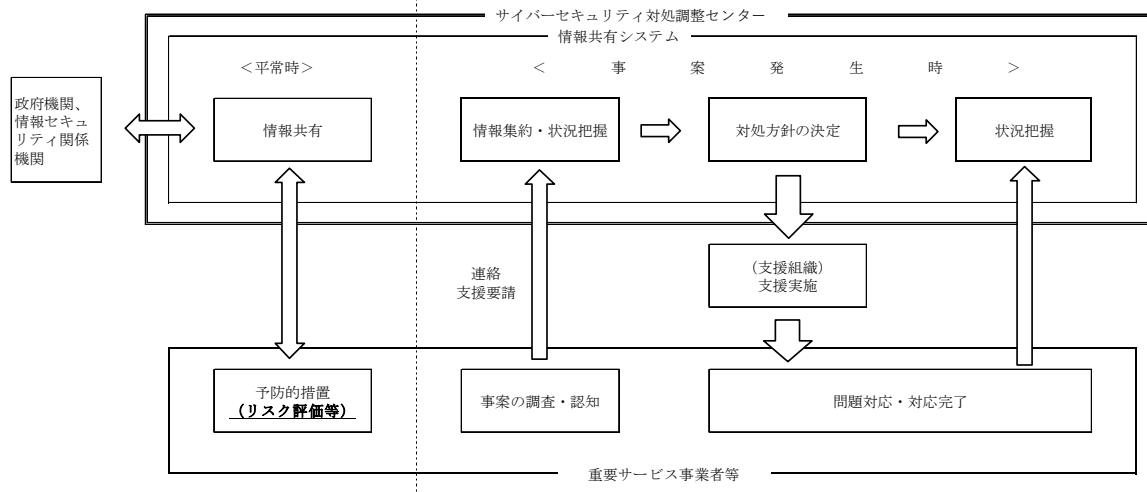
（注） 「オリパラ関係予算への計上」の「－」は、オリパラ関係予算としての計上がない事業であることを示す（以下同じ。）。

内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）は、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としてサイバーセキュリティ対処調整センターを構築して31年4月から運用している。また、サイバーセキュリティ対処調整センターにおける関係する組織間の情報共有の手段として情報共有システムを構築して、サイバーセキュリティ対処調整センターの運用と合わせて同月から運用を開始している。NISCは、サイバーセキュリティ対処調整センターについて大会の開催2週間前から大会の終了まで24時間体制で運用する予定としており、大会の終了後も活用する方向で検討を進めている。

サイバーセキュリティ対処調整センターに係るシステム整備及び人員等の組織の構築は30年度に実施され、その支出額は計9228万余円となっており、情報共有システムの構築も同年度に実施され、その支出額は計1億1544万余円となっている。サイバーセキュリティ対処調整センターは、図表8-3のとおり、情報共有システムを通じて、平常時は、政府機関、情報セキュリティ関係機関等との間で大会の運営に支障を来す可能性がある情報等を共有して、この情報に基づき大会組織委員会、大会の円滑な準備、運営及び継続性の確保に不可欠なサービスを提供する各府省等、地方公共団体、民間事業者等（以下「重要サービス事業者等」という。）へ予防的措置等を促すこととするとともに、情報共有システムにおいて、同システムに登録した重要サービス事業者等を対象にした訓練を行うこととして

いる。そして、サイバー攻撃等の事案発生時には、インシデント等が発生した重要サービス事業者等からの連絡及び支援要請を受けて、対処方針の決定、支援可能な機関への支援要請等を行い、共有可能な範囲のインシデント情報や対処内容について、他の重要サービス事業者等との共有等を行うことを想定している。

図表8-3 サイバーセキュリティ対処調整センターを中心としたサイバーセキュリティ体制



また、NISCは、サイバーセキュリティ戦略等に基づき、平常時の予防的措置として、重要サービス事業者等を対象としてリスク評価の取組を実施している。

リスク評価の取組に当たって、NISCは、空港、道路・海上・航空交通管制、出入国管理、金融、電力、物流、行政サービス等の分野ごとに所管府省等の協力を得て選定した重要サービス事業者等に対して、リスク評価手順書を提供して自主的な実施を依頼している。NISCは、依頼先の各重要サービス事業者等に対して、大会の準備等に不可欠なサービスを確実に提供する上で想定されるサイバーセキュリティに係るリスクの特定、分析及び評価を自ら行うことを求めている。リスク評価の取組は、28年度から実施されており、令和2年度までの間に実施対象とする事業者の範囲を拡大の上、6回実施される予定である（リスク評価の取組に係る平成30年度までの支出額計5313万余円）。

30年度までのリスク評価の実施状況についてみると、図表8-4のとおり、第1回から第3回までの各回における実施依頼事業者数に対する回答事業者数の割合である回答率は、72.6%から86.7%までとなっている。そして、リスク対応には時間を要するものがあるものの、第2回のリスク評価結果の取りまとめ時点（29年11月）において、第1回で対応が必要なリスクを特定した19事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまり、第3回のリスク評価結果の取りまとめ時点

(30年11月)において、第2回で対応が必要なリスクを特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっていた。また、NISCは、同年度に重要サービス事業者等のうち大会への影響度等の観点から特に選定した25事業者に対して、5事業者には実地で、20事業者には書面でそれぞれリスク評価を行い、その結果の検証を行って、検証の結果不備が発見された14事業者に対して改善提案を行い、その改善状況についてフォローアップを行うこととしている。

また、NISCは、重要サービス事業者等が行うリスク評価結果の報告を受けて、それにより明確となる各種リスクへの対応を促進していくこととしている。

図表8-4 リスク評価の実施状況

年度	平成28年度		29年度	30年度	
実施主体	重要サービス事業者等		重要サービス事業者等	重要サービス事業者等	NISC
回数	第1回		第2回	第3回	第1回
実施依頼事業者数	97事業者		151事業者	263事業者	25事業者
回答事業者数	75事業者		131事業者	191事業者	—
回答率	77.3%		86.7%	72.6%	—
回答事業者のうち対応が必要なリスクを特定した事業者数	19事業者		25事業者	—(注)	14事業者
前年度にリスクを特定した事業者のうち、当該年度の結果取りまとめ時点において、リスク対応を完了した事業者数	/		2事業者	2事業者	/

(注) 重要サービス事業者等が実施主体となった第3回のリスク評価の結果は、平成30年度末現在取りまとめ中のため、「—」と記載している。

NISCは、サイバーセキュリティに係る脅威等に対する予防的措置として実施したリスク評価の結果を踏まえて、各重要サービス事業者等においてリスク対応が実施されるようより一層促していく必要がある。

#### (イ) 感染症対策の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	ABC分類
厚生労働省	67	感染症発生動向調査事業	—	B

厚生労働省は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の発生情報の正確な把握と分析及びその結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することなどを目的として、感染症発生動向調査事業を実施（30年度までの支出額は計35億4524万余円）しており、その実施主体は国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む。）としている。

一方、厚生労働省は、令和2年に開催される大会に合わせて様々な国からの訪日客の増加が見込まれ、感染症発生リスクが増加することが懸念されることから、地域の実情に合わせて、地方公共団体ごとに適切に感染症のリスク評価を実施し、<sup>(注29)</sup>その結果に基づき、事前にサーベイランス体制の整備等の必要な準備を行うよう「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価～自治体向けの手順書～」(以下「手順書」という。)を策定している。

(注29) サーベイランス 継続的、統計的なデータの収集・分析・評価と対策部門・国民への情報提供を行う活動

手順書においては、外国選手団の事前キャンプ地等が所在するなどの関係する地方公共団体において、感染症担当部局が、地域住民、訪日客等における感染症のリスクを事前に評価するための手法として、①基本的な情報の収集と整理(ステップ1)、②リスク評価(ステップ2)、③強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定(ステップ3)の三つのステップが示されている。

平成30年5月末現在におけるホストタウンの事前キャンプ地としての外国選手団の受入れが決定している59地方公共団体について、30年度末現在における感染症のリスク評価の実施状況を確認したところ、感染症のリスク評価を実施していない地方公共団体が24地方公共団体(59地方公共団体の40.6%)見受けられた。また、感染症のリスク評価を実施した35地方公共団体のうち21地方公共団体がステップ2のリスク評価を実施した結果、リスクが増加すると判断していたものの、このうち7地方公共団体(同11.8%)が当該増加するリスクに対する対策の策定であるステップ3の強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定を実施していなかった。

このように、感染症のリスク評価を実施していない24地方公共団体及びリスク評価を実施したものの、増加するリスクに対する対策の策定を実施していない7地方公共団体の計31地方公共団体において、必ずしも適切に感染症のリスク評価の実施又はその結果に基づく事前サーベイランス体制の整備が実施されていない状況となっていた(図表8-5参照)。



図表8-5 リスク評価の実施状況（平成30年度末現在）

（単位：地方公共団体）

地方公共団体	事前キャンプ地としての外国選手団の受入決定地方公共団体数 (a)	リスク評価未実施地方公共団体数		リスク評価実施地方公共団体数					対応が必要な地方公共団体数		
		(b)	割合 (b)/(a) (c)	割合 (c)/(a) (d)	リスク評価の結果、リスクが増加するとして地方公共団体数	割合 (d)/(a) (e)	ステップ3を実施していない地方公共団体数	割合 (e)/(a) (f)	(f)=(b)+(e)	割合 (f)/(a)	
地方公共団体数	59	24	(40.6%)	35	(59.3%)	21	(35.5%)	7	(11.8%)	31	(52.5%)
うち都道府県数	36	16	(44.4%)	20	(55.5%)	11	(30.5%)	4	(11.1%)	20	(55.5%)
うち保健所設置市数	23	8	(34.7%)	15	(65.2%)	10	(43.4%)	3	(13.0%)	11	(47.8%)

厚生労働省は、感染症の予防等に係る対策を図るなどのために実施している感染症発生動向調査事業の目的をより確実に達成するために、感染症のリスクを適切に評価して、事前にサーベイランス体制の整備等を行うなど必要な準備に一層努めるよう関係する地方公共団体に促す必要がある。

イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策は、内閣府等の8府省が実施した「道路輸送インフラの整備」等の13施策に係る計35事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計2081億余円となっている。このうち、国土交通省が1947億余円（2081億余円の93.5%）となっていて、その大部分を占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の8府省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは、次の2事業（番号69及び70）であり、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
法務省	69	自動化ゲートの更新・増配備	—	B
法務省	70	顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入	—	B

法務省は、19年度に、日本人及び日本に在留している外国人（以下「在留外国人」という。）で再入国許可を受けた者等（以下、これらを合わせて「日本人等」という。）の出入（帰）国手続について、あらかじめ入国管理局（31年4月1日以降

は、出入国在留管理庁)に個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供し、登録して、登録されている情報と出入(帰)国の際に機械的に読み取らせた情報とを照合することで入国審査官による対面審査を行わずに本人確認を行う自動化ゲート(以下「指紋認証ゲート」という。)を40台導入している。

その後、25年5月に第6次出入国管理懇談会により取りまとめられた「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」によれば、今後の自動化ゲートの在り方として、日本人等の出入(帰)国手続に自動化ゲートの導入を図ることで、増加が予想される訪日外国人の出入国審査により多くの入国審査官を充てることが可能となり、審査の円滑化に繋がることが期待できるなどとされている。また、導入する自動化ゲートについては、実証実験の結果から、指紋の認証が必要なく、旅券を取得する際の顔写真を活用することで事前登録手続を不要とすることができる顔認証ゲートを直ちに導入することは困難であるとし、顔認証ゲートの導入が可能となるまでの間、指紋認証ゲートを複数台設置して利便性の向上を図ることとされている。法務省は、この報告を踏まえて、円滑な出入国管理を実現するなどのために、26年度に、指紋認証ゲートをそれまでの40台に加えて30台増設しており、図表8-6のとおり、令和元年7月末現在で、成田、羽田、中部、関西各空港において計70台を設置・運用している。また、法務省は、指紋認証ゲートの設置・運用のために、毎年度、当該機器等を賃借するなどしており、平成26年度から30年度までの賃借料等の経費は計11億4332万余円となっている。

図表8-6 指紋認証ゲートの設置・運用状況(令和元年7月末現在) (単位:台)

空港名	成田空港					羽田空港			中部空港		関西空港			合計	
	第1ターミナル		第2ターミナル		第3ターミナル	国際線ターミナル		計	国際線ターミナル	計	第1ターミナル		第2ターミナル		計
	北ウイング	南ウイング	B(北側)	A(南側)		中央審査場	北審査場				北	南			
審査場等	4	4	4	4	0	4		10	4	8	4	4	2	20	
上陸	4	4	4	4	0	4		10	4	8	4	4	2	20	
出国	4	4	4	4	0	4		10	4	8	4	4	2	20	

その後、法務省は、顔認証技術の確立に伴い、29年度から順次、顔認証ゲートを設置・運用している。事前登録手続が必要となる指紋認証ゲートよりも利便性が高い顔認証ゲートは、同年10月に羽田空港で3台が導入されて以降増設しており、図表8-7のとおり、令和元年7月末現在で、成田、羽田、中部、関西、福岡各空港において計137台が設置され、日本人の出帰国審査に利用されている。なお、法務省は、同年7月24日から、羽田空港において、顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始しており、成田空港等6空港においても、順次、運用を開始することとしている。

図表8-7 顔認証ゲートの設置・運用状況（令和元年7月末現在）

（単位：台）

空港名	成田空港					羽田空港			中部空港		関西空港				福岡空港		合計
	ターミナル		第2ターミナル		第3ターミナル	国際線ターミナル		計	国際線ターミナル	計	第1ターミナル		第2ターミナル	計	国際線ターミナル	計	
	北ウィング	南ウィング	B（北側）	A（南側）		中央審査場	北審査場				北	南					
審査場等	6	10	6	6	3	10		23	6	15	6	6	0	27	5	11	137
上陸	6	10	6	6	2	10		23	6	15	6	6	0	27	5	11	
出国	6	10	6	6	2	10		23	9	15	8	7	0	27	6	11	137

そして、顔認証ゲートの設置が開始された平成29年から令和元年5月までの顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、図表8-8のとおり、顔認証ゲートについては、増設に伴い18.5%から76.0%に増加している一方、指紋認証ゲートについては、8.6%から3.7%に低下している。また、会計検査院において、平成31年及び令和元年中における両ゲートの日本人出帰国者数及び利用者数に基づき1台当たりの月間利用人数を算出したところ、顔認証ゲートが16,890人／台となるのに対して、指紋認証ゲートは1,521人／台となっていた。

図表8-8 日本人の出帰国審査における指紋認証ゲートと顔認証ゲートの利用状況（令和元年5月末現在）

（単位：人）

区分	指紋認証ゲート(4空港設置)			顔認証ゲート(5空港設置)		
	日本人出帰国者数 A	利用者数 B	割合 C=B/A	日本人出帰国者数 D	利用者数 E	割合 F=E/D
平成25年	31,333,715	1,224,301	3.9%	/		
26年	30,499,260	1,570,323	5.1%			
27年	29,508,511	2,048,942	6.9%			
28年	30,934,774	2,500,413	8.0%			
29年	32,290,140	2,804,354	8.6%			
30年	33,847,662	2,657,751	7.8%	16,292,270	9,615,602	59.0%
31年、令和元年	14,333,913	532,420	3.7%	15,206,076	11,570,189	76.0%
(参考) 1台当たりの月間利用人数	532,420人 ÷ 70台 ÷ 5か月 = 1,521人/台			11,570,189人 ÷ 137台 ÷ 5か月 = 16,890人/台		

- 注(1) 令和元年の日本人出帰国者数並びに指紋認証ゲート及び顔認証ゲート利用者数は7月末時点の速報値である。また、両ゲートの設置空港数の内訳については、図表8-6及び図表8-7参照
- 注(2) 顔認証ゲートに係る日本人出帰国者数及び利用者数は、ゲートが導入された月からの計数を集計しており、羽田空港上陸審査場が平成29年10月、出国審査場が30年10月、成田空港上陸審査場が同年6月、出国審査場が同年10月、中部空港上陸審査場が同年7月、出国審査場が同年11月、関西空港上陸審査場が同年7月、出国審査場が同年11月、福岡空港上陸審査場が同年8月、出国審査場が同年11月からの計数を集計したものとなっている。ただし、羽田空港上陸審査場については、同年7月から顔認証ゲートが本格運用されており、29年10月から30年6月までの間は、開発プロセスの一環として設置された3台のみの利用者数を集計している。
- 注(3) 「(参考)1台当たりの月間利用人数」は、平成31年及び令和元年の利用人数を設置台数と月数で除した参考値である。

大会の開催に伴う出入国管理については、開会式や閉会式の前後に、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するな

どの大会特有の事情が生ずることが見込まれるため、審査における厳格さを維持しつつ円滑に行う必要がある。

指紋認証ゲートについては、利用が低調となっている一方で、在留外国人に係る唯一の自動化ゲートとして運用されている側面もある。法務省は、顔認証技術の確立に伴い利便性が高く利用者数の割合が増加している顔認証ゲートの導入が進んでいることから、より効率的な出入国審査を追求するために、指紋認証ゲートの需要等に見合った設置台数の見直しを行うなど、限られた審査場のスペースを最大限活用する方策を検討する必要がある。

#### ウ 「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策は、環境省等の3省が実施した「環境配慮の推進」「分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決」等の3施策に係る計30事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計2779億余円となっている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の3省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは1事業（番号112）であり、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは2事業（番号123及び128）である。これら3事業の検査結果を施策ごとに整理して示すと次のとおりであり、このうち1事業（番号128）については特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

#### (ア) 環境配慮の推進

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
環境省	112	容器包装における環境負荷低減効果等モデル実証事業の実施等業務のうち2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける3R推進の調査・検討	△（注）	B

（注） 「オリパラ関係予算への計上」の「△」は、オリパラ関係予算として一部計上されているなどの事業であることを示す（以下同じ。）。

環境省は、26年8月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」を取りまとめて、リデュース・リユース・リサイクル（以下「3R」という。）の推進等の各種の取組を当面の取組として整理しており、容器包装廃棄物の3Rを推進する国民の意識向上等により、循環型社会

の構築を一層推進することを目的として、容器包装廃棄物に係る3Rを促進する業務を実施している（以下「3R促進業務」という。）。

また、環境省は、容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るために、19年から環境大臣により3R推進マイスターと呼ばれる推進員の委嘱を行ってきた。

環境省は、3R促進業務の一環として、若手の3R推進マイスターを育成するために、大会にボランティアとして参加する中高生に、体験も含めた研修を行うための課題整理等を行う「2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける3R推進の調査検討等業務」（以下「3R推進業務」という。）を28年度387万余円、29年度267万余円、30年度89万余円、計744万余円で実施している。

東京都及び大会組織委員会は、28年12月に「東京2020大会に向けたボランティア戦略」を策定しており、大会ボランティア・都市ボランティアには、全員に必要な基礎知識を共通の研修を通じて習得してもらうこととしている。共通研修の内容としては、「持続可能性」等が例示されており、具体的な研修内容等については、国や関係機関と連携を取りながら検討していくこととしている。

また、大会組織委員会が30年6月に公表した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画（第二版）」によれば、大会組織委員会は、大会を契機として若手の3R推進マイスターの育成等を行う環境省と連携し、環境教育の一環として持続可能性についての研修を行い、当該研修を通じて、持続可能性への理解を深めた青少年の大会参加を促進することなどとされている。

環境省は、30年7月に3R推進業務により調査・検討等を行って、中高生を対象とした「持続可能性活動サポートボランティア」を若手の3R推進マイスターとして育成するために取りまとめた「2020年大会を契機とした3R人材育成プログラム（研修プログラム）案」を大会組織委員会に提出している。しかし、大会組織委員会から、同年12月に、「持続可能性活動サポートボランティア」を大会へ参加させることについて、夏の暑さを理由に困難になったとの連絡があった。そのため、上記のプログラム案は、当初予定していた「持続可能性活動サポートボランティア」の若手の3R推進マイスターとしての育成には使用されないことなどから、環境省は、同年度にオリパラ関係予算500万円を計上して3R促進業務の

中で発注する予定であった3R人材育成プログラムの運用状況を評価する業務等の実施を取りやめている。

上記のプログラム案等については、今後の他の機会等で活用が図られるようにすることが望まれる。

(イ) 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

前記の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画（第二版）」によれば、大会車両に燃料電池自動車（以下「FCV」という。）等を導入するほか、大会に水素エネルギーを積極的に活用していくこととされている。

国は、29年12月に、将来の水素社会実現に向けて官民が共有すべき方向性・ビジョン及び行動計画である「水素基本戦略」を策定しており、その中で、大会を、水素社会実現に向けた我が国の先進的な取組を多くの国民や訪日する外国人に発信する絶好の機会と位置付けている。また、30年7月に策定された「第五次エネルギー基本計画」においても、大会の開催時に、水素・燃料電池技術を世界にアピールすることなどとされている。

a 商用の水素ステーションの整備・運用

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
経済産業省	123	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	—	B

水素基本戦略によれば、商用の水素ステーション（以下「商用ステーション」という。）を令和2年度までに160か所整備するとされている。経済産業省は、平成25年度から、FCVの普及により早期に自立的な市場を確立して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図ることを目的として、「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」により、事業主体に対して商用ステーション等の導入に要する経費等の一部を補助している。本補助事業に係る25年度から30年度までの支出額は計256億5529万余円となっており、このうち、上記の6か年度における商用ステーションの設置事業に係る同補助金の交付件数及び交付額は、計93件、計196億3011万余円となっている。

30年報告においては、29年度末までに上記の補助金を活用するなどして運用されている商用ステーションは98か所であることを報告した。そして、①補助金を活用して運用されている商用ステーションの設備のうち、事業主体が策定する事業計画において年間水素充填量を計画値として設定している設備（28年度は67設備、29年度は70設備）について、当該計画充填量と充填量の実績を比較すると、計画充填量を達成しているのは28年度において2設備、29年度において3設備のみであり、両年度共に6割を超える設備において計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっていること、②このように設備の稼働が低調なのは、各地域におけるFCVの普及台数が計画時に想定した普及台数に満たないことなどによること及び③利用者から土日祝日が休業日となっているなどの利便性の面での課題が指摘されている商用ステーションもあり、利便性を向上させるためには商用ステーションにおける運営方法等に係る課題を改善する必要があることを報告した。

そして、30年報告後の商用ステーションの整備状況について確認したところ、30年度末現在、図表8-9のとおり、商用ステーションは103か所で運用されており、令和2年度までの目標設置箇所数160か所に対する達成率は64.3%となっていた。

図表8-9 商用ステーションの整備状況

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	令和2年度までの目標(160か所)に対する達成率
運用開始箇所数	16	58	16	8	5	103	64.3%

(注) 商用ステーションの設備が移動式の場合は複数の箇所で開催されることがあるため、本図表における箇所数は、補助金により整備された設備数とは一致しない。

また、平成30年度末現在で運用されている商用ステーションの設備のうち、年間水素充填量を計画値として設定している75設備について、同年度の充填量の実績をみると、図表8-10のとおり、計画充填量を達成しているのは1設備のみであり、30年報告における状況を上回る8割を超える設備において、計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっていた。一方、商用ステーションにおける運営方法等に係る課題については、経済産業省は、商用ステーションの利便性の向上を図るために、令和元年度から商用ステーションの運営に係る補助金について、平日よりも土日の営業に係る金額を割り増すように変更を

行うことにより、利用者からの要望が多かった土日営業を事業主体に促すなどしている。

図表8-10 計画充填量を設定している商用ステーションの設備の稼働状況

計画充填量に対する 充填量の実績の割合		0%以上 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上	計
設備数 (計に対する 割合)	平成 28年度	44 (65.6%)	16 (23.8%)	2 (2.9%)	3 (4.4%)	2 (2.9%)	67 (100.0%)
	29年度	51 (72.8%)	11 (15.7%)	1 (1.4%)	4 (5.7%)	3 (4.2%)	70 (100.0%)
	30年度	63 (84.0%)	7 (9.3%)	1 (1.3%)	3 (4.0%)	1 (1.3%)	75 (100.0%)

(注) 設置初年度の設備については、年度途中から稼働することになるため、計画充填量に対する充填量の実績の割合を算出する際に、充填量の実績を商用ステーションの稼働月数で割り戻した値に12を乗じたものを1年間の充填量として計算している。

上記のほか、商用ステーションの整備に関連して、東京都交通局の経営計画では、大会までに最大70台の燃料電池バス（以下「FCバス」という。）を都営バスとして導入する予定としている。

平成30年度末現在における東京都によるFCバスの導入台数は計15台となっている。このうち、29年度に導入された3台については、国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金（地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業）計1億円が活用されており、30年度に導入された12台については、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業）計4億2000万円が活用されている。

同年度末現在、FCバスに対して安定的に水素を供給することができる商用ステーションは都内に2か所であることから、東京都は、大会までに導入を予定している残りの車両（最大55台）については、FCバスに対応した商用ステーションの今後の整備状況を踏まえて段階的に導入するとしている。

b 再生可能エネルギー由来の水素ステーションの整備・運用

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算 への計上	A B C 分類
環境省	128	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（一部経済産業省、一部国土交通省連携事業）のうち地域再エネ水素ステーション導入事業及び水素ステーション保守点検支援事業	—	B

水素基本戦略によれば、再生可能エネルギー由来の水素ステーション（以下



「再エネ水素ステーション」という。)を令和2年度までに100か所程度設置することを目指して、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上を図るとされている。

環境省は、平成27年度から、FCVの普及を促進し、もってエネルギー起源(注30)二酸化炭素の排出抑制に資することを目的として、地方公共団体や民間団体等が再エネ水素ステーションを設置する事業に要する経費に充てるために、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業。29年度は再エネ等を活用した水素社会推進事業、30年度は再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業)を交付しており、27年度から30年度までの4か年度における交付件数及び交付額は、計28件、計30億1019万余円となっている。

(注30) エネルギー起源二酸化炭素 燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素

30年報告においては、29年度末時点で環境省の補助金を活用するなどして稼働している再エネ水素ステーションは22か所であること、また、事業主体等が別途調達するFCVが本補助事業で導入された再エネ水素ステーションから水素の充填を受けて走行した距離等に基づいて算出される二酸化炭素排出量の削減状況をみると、二酸化炭素排出削減量の目標値を達成しているのは、28年度において1か所、29年度において2か所となっており、両年度共に目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていることを報告した。そして、環境省において、今後、再エネ水素ステーションが十分に利用されることにより本補助事業の目的である二酸化炭素排出抑制が達成されるよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があることを報告した。

30年報告後の再エネ水素ステーションの設置状況について確認したところ、運用開始箇所数は、30年度末現在、図表8-11のとおり27か所であり、令和2年度までの目標設置箇所数100か所に対する達成率は27.0%にとどまっていた。

図表8-11 再エネ水素ステーションの目標設置箇所数と実績の対比

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	計	令和2年度までの目標(100か所)に対する達成率
運用開始箇所数	3	7	12	5	27	27.0%

(注) 運用開始箇所数には、本補助事業の補助金の交付を受けずに設置された再エネ水素ステーション4か所(平成27年度1か所、28年度1か所、29年度1か所及び30年度1か所)が含まれている。本補助事業で設置されて、30年度末時点で稼働している再エネ水素ステーションは計23か所である。

また、二酸化炭素削減量の実績については、平成30年度において二酸化炭素削減量の目標値を達成しているのは図表8-12のとおり10か所であり、半数以上の再エネ水素ステーションにおいて目標値を達成していない状況となっていた。

図表8-12 本補助事業で導入された再エネ水素ステーションによる二酸化炭素排出量の削減状況

二酸化炭素排出削減量の目標値に対する実績の割合		0%以上 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上	計
箇所数 (計に対する割合)	平成28年度	3 (37.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	0 -	1 (12.5%)	8 (100.0%)
	29年度	6 (31.5%)	8 (42.1%)	1 (5.2%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	19 (100.0%)
	30年度	4 (17.3%)	4 (17.3%)	3 (13.0%)	2 (8.6%)	10 (43.4%)	23 (100.0%)

(注) 設置初年度の設備については、年度途中から稼働することになるため、二酸化炭素排出削減量の目標値に対する実績の割合を算出する際に、削減量の実績を再エネ水素ステーションの稼働月数で割り戻した値に12を乗じたものを1年間の削減量として計算している。

30年報告を踏まえて、環境省は、30年12月に、毎月の事業実施状況の報告を行うよう各事業主体に対して指示している。そして、各事業主体が行っている目標の設定及び目標達成状況の評価の方法について再確認した上で、再エネ水素ステーションの利用実績が著しく低い事業主体に対しては、当該事業主体による利用率向上に向けた取組内容を提出するよう指示している。

環境省は、上記の各事業主体から提出された報告等を基に、各事業主体の事業実施状況を的確に把握して、再エネ水素ステーションの更なる利用を促進することにより、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上に資するよう、事業主体等に対して指導等を行う必要がある。

#### エ 「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策は、文部科学省及び防衛省が実施した「競技力の向上」「強化・研究拠点の在り方」「自衛官アスリートの育成及び競技力向上」等の4施策に係る計18事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計859億余円となっている。このうち、文部科学省が821億余円（859億余円の95.6%）となっていて、その大部分を占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の2省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたものは1事業（番号134）であり、

30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは3事業（番号139及び145並びに142）である。これらの4事業の検査結果を施策ごとに整理して示すと次のとおりである。

(ア) 競技力の向上

文部科学省は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、24年度から10年間程度を見通した上でのおおむね5年間の期間に係る計画としてスポーツ基本計画（平成24年3月30日文部科学省策定。以下「第1期スポーツ基本計画」という。）を策定している。そして、第1期スポーツ基本計画に続き、大会開催期間前後を含む29年度から令和3年度までの5年間におけるスポーツ立国を目指す上での指針として、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学省策定。以下、第1期スポーツ基本計画と合わせて「スポーツ基本計画」という。）を策定している。

スポーツ基本計画においては、国際競技力の向上に向けた人材育成や環境整備について、国際競技大会において優れた成績を上げる競技数が増加するよう、各競技団体が行う競技力の強化を支援することとなっていることから、文部科学省は、競技力向上事業、ハイパフォーマンスセンターの基盤整備等の事業を実施している。

a 競技力向上事業

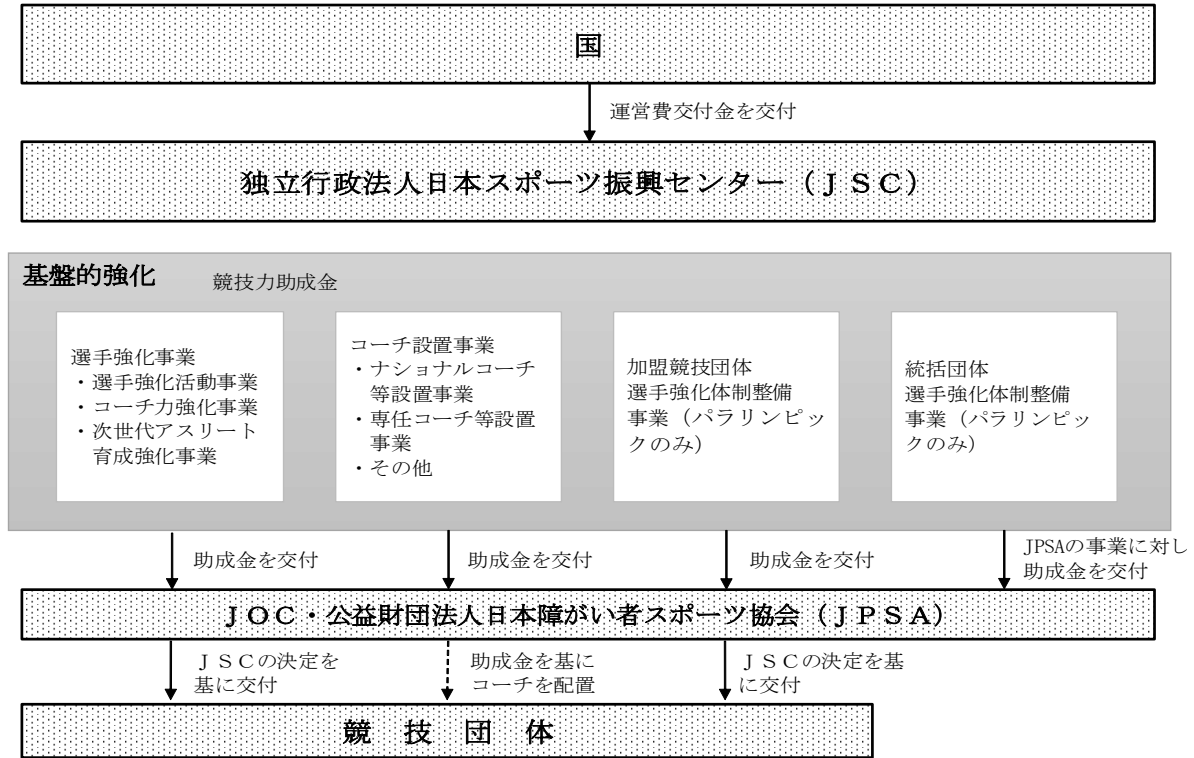
府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省【JSC】	134	競技力向上事業	△	A

競技力向上事業は、文部科学省がJSCに交付した運営費交付金を原資としてJSCが一元的に実施しており、①競技団体が行う国際競技力の向上を目指して計画的かつ継続的に実施する選手強化活動に対する支援として競技力向上事業助成金（以下「競技力助成金」という。）を交付する「基盤的強化」（平成30年度交付額計76億2568万余円）と、②オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う「戦略的強化」（30年度契約金額等計11億6335万余円）に区分されて実施されている。

このうち基盤的強化は、図表8-13のとおり、JSCが、JOC又はJPCに

加盟している競技団体に対して、JOC又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会を經由して競技力助成金を交付している。

図表8-13 競技力向上事業（基盤的強化）における競技力助成金の交付の流れ



(注) 本図表中の助成事業の内容は、平成30年度のものである。

27年度から30年度までの競技力助成金の交付額は、図表8-14のとおりである。

図表8-14 競技力助成金の交付額（平成27年度～30年度）

(単位：千円)

年度	助成区分	選手強化事業						コーチ設置事業						選手発掘事業		加盟競技団体選手強化体制整備事業		統括団体選手強化体制整備事業		計	オリンピック・パラリンピック合計
		選手強化活動事業		コーチ力強化事業		次世代アスリート育成強化事業(注)		ナショナルコーチ等設置事業		専任コーチ等設置事業		その他		金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数		
平成27	オリンピック	2,123,844	49	42,466	19	1,117,115	27	416,202	22	921,034	32	6,595	1							4,627,256	5,656,891
	パラリンピック	798,527	47	1,578	2					66,720	11	-	0	8,486	1	96,394	40	57,930	1	1,029,635	
28	オリンピック	2,342,567	53	45,450	22	1,232,104	29	429,312	23	1,089,813	34	5,834	1							5,145,080	6,425,384
	パラリンピック	848,371	47	2,533	4					195,970	14	276	1	10,021	1	171,899	47	51,234	1	1,280,304	
29	オリンピック	3,307,558	53	121,231	22	1,479,884	40	523,100	25	1,228,419	36	12,963	1							6,673,155	8,344,604
	パラリンピック	1,105,653	47	4,738	3	28,623	13	9,600	1	274,500	20	2,063	1			171,988	46	74,284	1	1,671,449	
30	オリンピック	2,796,286	54	112,343	18	1,291,355	39	504,624	25	1,310,873	38	7,485	1							6,022,966	7,625,681
	パラリンピック	1,023,697	48	3,296	1	36,937	13	16,800	2	327,220	24	2,000	1			133,899	43	58,866	1	1,602,715	
計	オリンピック	10,570,255		321,490		5,120,458		1,873,238		4,550,139		32,877								22,468,457	28,052,560
	パラリンピック	3,776,248		12,145		65,560		26,400		864,410		4,339		18,507		574,180		242,314		5,584,103	

(注) 次世代アスリート育成強化事業は平成29年度以降の事業名称であり、27、28両年度の事業名はターゲットエイジ育成強化事業である。

JOCを經由する各競技団体への競技力助成金の配分については、スポーツ庁が示す競技力向上事業の実施に関する基本方針を踏まえて、JSCが競技力向上事業に関する実施基準を定めている。実施基準では、JOCから提出され

る計画を基に、各競技団体の主要国際競技大会の成績、強化活動の事業計画やコーチ等の資質向上等の取組及び組織体制（ガバナンス等）、強化戦略プランの達成度等の観点から評価して競技力助成金の配分を決定することとしている。このうち、組織体制の評価については、J S Cが実施する各競技団体に対するガバナンス調査を実施しており、調査項目は、会議体の権限分配、公正な会計原則の実施、財務計画、アンチドーピング活動の取組、コンプライアンスの徹底に向けた対策等となっている。また、強化戦略プランの達成度の評価については、J S C内に設置されたJ O C及びJ P Cとの協働チームによる強化戦略プランの計画性・実効性の検証等を経て、J S Cが設置した第三者で構成する評価委員会において評価した結果によることとしている。

このように、J S Cから各競技団体への競技力助成金の配分に当たっては、各競技団体の強化活動の取組についての評価を反映するなどして行ってきた。一方、近年、競技団体における不適切な経理処理や反社会的勢力との関わり、アスリートによる違法賭博、選手・指導者間又は選手間における暴力行為やハラスメント等のコンプライアンス違反事案が相次いでおり、競技団体自らの積極的な組織改善を図る取組、個人のコンプライアンス意識の醸成、モラル啓発等の取組及び計画的な選手育成を行うことが必要となっている。これに対して、スポーツ庁は、30年12月にスポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプランを策定して、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めて各団体の適合性審査を行うなどの取組を行うこととしている。また、J O Cは、大会に向けた選手強化本部のテーマとして、「人間力なくして競技力向上なし」を掲げ、選手強化、強化スタッフの育成及びこれらの支援に加えて、人間力を高める教育プログラムに力を入れていて、暴力、ハラスメント、薬物、危険ドラッグ、反社会的勢力、違法賭博、ギャンブル、八百長、差別表現、飲酒トラブル、ソーシャルメディア・SNS等をテーマとするコンプライアンス教育を含むインテグリティ教育事業を拡充している。このようにコンプライアンス違反事案の防止や競技団体のガバナンス強化のための取組を行うことは、各競技団体が選手を育成し強化する組織体制を構築する上で重要であり、J S Cが行う競技力助成金の配分を決定する際の評価に取り入れられるべき要素に該当すると考えられる。

(注31) インテグリティ 誠実性・健全性・高潔性

そこで、会計検査院が各競技団体のオリンピック強化指定選手に対するインテグリティ教育の実施状況や、各競技団体が明確な責任者を設置して計画的な選手・指導者等の育成の取組を実施しているかなどのガバナンス体制について、JOCが各競技団体を調査等している内容を分析するなどして、各競技団体の取組状況についてみたところ、図表8-15のとおり、オリンピック強化指定選手の中でインテグリティ教育プログラムを受講した選手の割合が50%未満となっている団体が見受けられたり、選手の教育・育成が計画的に行われていなかったり、選手の教育・育成の責任者が明確になっていなかったりしているなどのガバナンスに課題がある団体が見受けられた。

図表8-15 インテグリティ教育、選手・指導者等の計画的な育成の状況等 (単位：団体)

調査項目		JOCインテグリティ教育プログラムの競技団体ごとの活用状況						
		強化指定選手の中でインテグリティ教育プログラムを受講した選手の割合が以下の範囲の競技団体		講師派遣プログラムを一度も活用していない競技種別がある競技団体	ナショナルコーチ、専任コーチ等の中でインテグリティ教育プログラムを受講したコーチの割合が以下の範囲の競技団体		代表者会議・合宿への団体としての出席率が75%未満の競技団体	
		50%未満 (割合)	50%以上 80%未満 (割合)		50%未満 (割合)	50%以上 80%未満 (割合)		
競技団体区分	競技団体数			(割合)				(割合)
オリンピック競技 夏季	35	6	7	20	1	6	12	22.2 %
冬季	6	4	0	4	2	0	4	7.4 %
その他競技	13	0	13	13	0	13	13	24.0 %
計	54	10	20	37	3	19	29	53.7 %

調査項目		競技団体における取組状況			
		選手の教育・育成の責任者が明確になっていない競技団体	指導者の教育・育成の責任者が明確になっていない競技団体	選手の教育・育成が計画的に行われていない競技団体	指導者の教育・育成が計画的に行われていない競技団体
		(割合)	(割合)	(割合)	(割合)
競技団体区分	競技団体数				
オリンピック競技 夏季	35	2	5	7	10
冬季	6	1	2	3	3
その他競技	13	2	1	9	6
計	54	5	8	19	19

(注) 表中の「(割合)」は、全競技団体数(54団体)に対する割合である。

なお、JSCは、令和元年度から、競技力向上事業の実施に当たり、新たなインテグリティ教育プログラムの活用状況、競技団体における選手・指導者の教育・育成計画の策定・実行状況及び責任者の明確化についての評価を新たに行うなどの見直しを実施している。

b ハイパフォーマンスサポート事業等

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省	139	ハイパフォーマンス・サポート事業	○ (注)	A
文部科学省	145	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	○	A

(注) 「オリパラ関係予算への計上」の「○」は、オリパラ関係予算として全額計上されている事業であることを示す(以下同じ。)

文部科学省は、スポーツ基本計画等に基づき、我が国の国際競技力を強化していくために、競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発等を「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備」(平成28年度までは「ハイパフォーマンスサポート事業」等)によりJSC等に委託して実施している。

30年報告においては、同省及び受託者が、25年度から28年度までに終了した研究開発課題の終了時の外部評価等については、28年にリオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会等に向けた各種のアスリートサポートの効果等を総括した報告書の中で、研究開発についての概括的な評価が行われているものの、個々の研究開発課題についての評価は行われていなかったことを報告した。そして、同省は、研究開発の評価結果を研究開発の計画等に適切に反映するという循環過程を構築するために、本委託事業の評価において、終了時の外部評価等の導入を検討する必要があることを報告した。

30年報告後の研究開発の状況について確認したところ、受託者であるJSCにおいて、外部の専門家から構成される評価委員会による事後評価を行うこととして、30年に平昌で開催された第23回オリンピック冬季競技大会及び第12回パラリンピック冬季競技大会に向けた研究開発については、同年12月に開催した評価委員会において事後評価を実施していた。

(イ) 強化・研究拠点の在り方

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省	142	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	○	A

文部科学省は、NTC(中核拠点)のみでは対応できない冬季競技や、屋外系競技等について、既存のトレーニング施設をナショナルトレーニングセンター競

技別強化拠点施設（以下「競技別NTC」という。）に指定して、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業を競技別NTCの設置者や、指定管理者等に委託して実施している。

30年報告においては、同事業の受託者が所要の手続を行った場合には、同事業の実施により設備備品費で取得した機器等を事業完了後の年度においても国から無償で借り受けて、競技団体が行う強化活動に活用することができることとなっているが、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられたことを報告した。

30年報告後の機器の活用状況について確認したところ、同機器が同施設に保有されている事実が競技団体に対して周知され、同機器は30年度中に行われた競技団体の強化合宿において活用されていた。

オ 「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策は、図表8-2のとおり、文部科学省が実施する2事業であり、25年度から30年度までの支出額は計13億余円となっている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の文部科学省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の1事業（番号152）である。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省	152	ドーピング防止活動推進事業	△	A

文部科学省は、国内のアンチ・ドーピング活動を行う機関として公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）を指定して、JADAが行うアンチ・ドーピング活動に対して必要な支援を行うこととしている。また、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講じている。そして、文部科学省は、ドーピング防止活動推進事業として、毎年度、JADA等と委託契約を締結して、競技者等への研修、ドーピング検査員（以下「DCO」という。）の人材育成、ドーピング検査技術の



研究開発等を実施している（30年度までの委託契約に係る支払額計11億7953万余円）。

大会におけるドーピングコントロールに当たっては、大会組織委員会が検査対象となったアスリートから尿等の検体を採取するドーピング検査を行い、世界ドーピング防止機構により認定された分析機関が採取した検体中の禁止物質等の含有を検証する検体分析を行い、I O C及びI P Cが分析の結果に基づき措置を講ずる結果管理を行うこととなっている。そして、大会開催時は短期間に多数の検体を検査するなどの必要があり、通常J A D Aが行っているドーピングコントロールの人員、分析機器等の体制では対応できないことが想定されるため、D C O等の必要な人材の確保や分析機関の追加整備等について、大会組織委員会とJ A D Aが相互に連携して運営準備を進めていくこととしている。

文部科学省が設置した「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」の試算によれば、大会期間中の大会における検査及び抜き打ち検査等の大会外の検査にはドーピング検査室責任者を含むD C Oが約500名程度必要であるとされている。

30年報告においては、D C Oについては、本業の合間にD C Oとして検査活動を行っている者が本業等の都合でD C Oの認定の更新を行わないことなどにより既認定者が年々減少しており、一方で、J A D Aによると年間を通じて安定的に検査活動に従事できるD C Oが確保できるようになってきているとはしているものの、29年度末においてD C Oの既認定者数は269人であることから、大会に必要なD C Oの人数を確保して、大会の円滑な準備及び運営に資するよう、引き続きD C Oの養成に取り組んでいく必要があることを報告した。

そして、30年報告後のD C Oの状況について確認したところ、D C Oの認定を受けている者の人数について、25年度から30年度までの推移をみると図表8-16のとおりであり、30年度においては、大会での活動を想定した一定の語学力を有することなどを要件としたD C Oを養成することとして募集したところ、約360名が応募し、104名が新規に認定を受けており、D C Oの認定者数は361名に増加している。そして、J A D Aによると、大会に必要なD C Oの人数については、これまで養成した国内のD C Oに加えて、海外から受け入れるD C O等により確保することとしており、令和元年度は、D C Oの新規の養成は行わず、D C Oの質の向上を図る研修の

継続やDCOの業務範囲の一部を補完する人材の育成等により、ドーピング検査体制の強化を図ることとしている。

図表8-16 DCOの認定を受けている人数の推移（平成25年度～30年度）

(単位：人)

項目	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
DCOの既認定者数	328	322	299	276	269	361
うち新規認定者数	9	11	9	11	16	104

(注) DCOの既認定者数には、DCOへ指導監督を行うシニアDCOを含む。

カ 「新国立競技場の整備」に係る大会の関連施策の実施状況

(新国立競技場の整備については、1(4)イ、1(5)及び別図表1参照)

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省【JSC】	154	新国立競技場の整備	△	A

キ 「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策は、外務省及び文部科学省が実施した「国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及」等の4施策に係る計16事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計85億余円となっている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の2省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の1事業（番号166）である。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
文部科学省	166	オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業）	○	A

全国へのオリンピック・パラリンピック教育（以下「オリパラ教育」という。）の推進については、文部科学省と大会組織委員会が取り組んでいる。文部科学省は、各道府県や政令指定都市等と委託契約を締結してオリパラ教育を実施する推進校を

選定して、全国の学校でオリパラ教育を実施することにより、全国的な大会の機運醸成を図るオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（27年度はオリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業。以下「オリパラ全国展開事業」という。27年度から30年度までの支出額計8億5947万余円）を27年度から実施している。

30年報告においては、東京都を除く46道府県及び20政令指定都市（計66地方公共団体）の公立学校におけるオリパラ全国展開事業及び各地方公共団体が独自にオリパラ教育を推進する事業の実施状況について、都外自治体ではオリパラ教育が実施されているものの、都外自治体以外の19地方公共団体ではオリパラ教育を全く実施しておらず、全国で見ると実施していない地方公共団体が一定程度ある状況となっていることを報告した。

30年報告後の19地方公共団体におけるオリパラ教育の実施状況について確認したところ、19地方公共団体全てが30年度中にオリパラ教育を実施しており、このうちオリパラ全国展開事業によりオリパラ教育を実施しているのは9地方公共団体となっていた。

#### ク その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況

アからキまでのほか、30年度までに実施されたその他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策は、文部科学省等の6省が実施した「大会に向けた各種建設工事における安全確保」「東京パラリンピック競技大会開催準備」等の9施策に係る計9事業であり、図表8-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計328億余円となっている。このうち、平成29年度一般会計補正予算により文部科学省が東京都へ交付したパラリンピック交付金300億円が全体の91.3%となっていて、その大部分を占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照。パラリンピック交付金については、1(3)参照）。

上記の6省が実施した大会の関連施策について検査した結果、大会の円滑な準備及び運営に資するための課題等が新たに見受けられたのは次の1事業（番号176）であり、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要であると認められた。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
厚生労働省	176	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	○	A

大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するために、26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられ、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることとされた。そして、27年4月から同措置の対象となる外国人材の受入れが開始されている。

厚生労働省は、大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラの整備、再開発等が集中して行われ、人手不足により現場の作業に習熟した労働者等の不足も懸念される状況にあるとして、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等の安全衛生教育や施工業者への技術指導等を行うことなどを目的として、28年度から30年度までの間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」（以下「労働災害防止対策事業」という。）を建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）に委託して実施している（28年度から30年度までの契約金額計1億4444万余円）。

労働災害防止対策事業の委託要綱及び仕様書によれば、受託者である建災防は、新規入職者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育、外国人建設就労者を雇用する事業者（以下「外国人雇用事業者」という。）に対する安全衛生教育等及び工事現場に対する助言指導等の業務を行うこととされている。このうち新規入職者等に対する安全衛生教育及び工事現場に対する助言指導等については、首都圏で実施することとされている。一方、外国人建設就労者に対する安全衛生教育及び外国人雇用事業者に対する安全衛生教育（以下、これらを合わせて「外国人安全衛生教育」という。）については、大会を契機として受入れが開始された外国人建設就労者の労働災害が増加することは、大会の開催機運醸成を損なうおそれがあるなどとして、全国で実施することとされている。労働災害防止対策事業のうち、外国人安全衛生教育については、28年度に東京都、大阪府、愛知、広島両県の4か所、29年度に東京都、京都府、富山、岐阜、岡山、広島各県の6か所、30年度に東京都、大阪府、茨城、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、長野、愛知、岡山、香川各県の12か所で研修会が実施されている。また、28年度から30年度までに外国人安全衛生教育に要した経費は計2302万余円となっている。

外国人安全衛生教育の実施状況は図表8-17のとおりであり、仕様書に示された回数及び外国人安全衛生教育の対象者数（以下「対象者数」という。）に対する委託

契約の実績の回数及び人数の状況をみると、29年度における外国人建設就労者に対する安全衛生教育については、仕様書の18回に対して6回（33.3%）、同720人に対して97人（13.4%）、外国人雇用事業者に対する安全衛生教育については、同6回に対して5回（83.3%）、同240人に対して47人（19.5%）となっており、対象者数に対する実績の人数は低調となっている。

図表8-17 外国人安全衛生教育の実施状況（平成28年度～30年度）

	平成28年度			29年度				30年度			
	仕様	実績		仕様		実績		仕様		実績	
	回数	回数	人数	回数	対象者数	回数	人数	回数	対象者数	回数	人数
外国人建設就労者に対する安全衛生教育	14回	9回	48人	18回	720人	6回	97人	12回	120人	14回	147人
外国人雇用事業者に対する安全衛生教育	5回	4回	44人	6回	240人	5回	47人	6回	60人	12回	126人
外国人建設就労者受入人数	1,480人			2,983人				4,796人			

注(1) 平成28年度の対象者数は、仕様書に示されていない。

注(2) 外国人建設就労者受入人数は、平成31年4月に国土交通省が公表した「建設分野における外国人材の受入れ」を基に各年度の年度末時点の人数を記載している。

厚生労働省は、28、29両年度の外国人安全衛生教育の実績等を踏まえて、30年度の委託契約における回数及び対象者数を見直し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育については回数12回、対象者数120人、外国人雇用事業者に対する安全衛生教育については回数6回、対象者数60人としており、実績についてはそれぞれ仕様書に示された回数及び対象者数を上回る14回、147人及び12回、126人となっている。実績の人数については、外国人建設就労者に対する安全衛生教育及び外国人雇用事業者に対する安全衛生教育共に28年度と比較してそれぞれ3倍程度に増加しており、また、外国人建設就労者受入人数についても28年度から30年度にかけて1,480人から4,796人と2年間で3倍程度に増加している。

そして、厚生労働省は、外国人建設就労者等に対する研修会の実施による外国人安全衛生教育を30年度に終了して、各外国人雇用事業者が外国人建設就労者に対して安全衛生教育を実施する際に活用できるよう、新たに外国人建設就労者に対する安全衛生教育用視聴覚教材（以下「視聴覚教材」という。）を同年度に建災防に855万余円で委託して作成している。

厚生労働省は、新たに作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育が効果的に行われるよう、関係機関と連携を図るなどして、外国人雇用事業者に対して十分に周知を行うとともに、その活用状況等の把握に努めていく必要がある。

(4) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

(3)のとおり、今回の検査においては、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置くこととし、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況については、フォローアップ検査を実施した（図表9-1参照）。

図表9-1 大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査の状況

分野	施策	府省等名	事業	30年報告における検査結果の概要及び掲載箇所	フォローアップの状況
被災地の復興・地域活性化	ホストタウンの推進	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち③ホストタウン 東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち④オリパラ基本方針推進調査(ホストタウン)	事前合宿の誘致等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体であるホストタウン等として、オリパラ事務局によって第1次から第5次までに登録されている団体のうち、平成28年度分の年度事業調に記載されている111団体の386事業、29年度分の年度事業調に記載されている220団体の692事業について、事業の実施状況を見ると、28年度については43団体の80事業(事業費4503万余円)、29年度については56団体の88事業(事業費8289万余円)が全く実施されていない状況となっていた(30年報告105ページ(3)ア)。	ア
外国人旅行者の訪日促進	「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等	事業の交付要綱等において、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。しかし、28年度の3補助金による補助事業に係る事業評価についてみたところ、29年度末時点で、東北運輸局において、二次評価案の作成以降の事業評価プロセスが実施されていなかったり、6地方運輸局において、事業評価の結果が期限までに本省等に提出されていなかったりして、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができず、PDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況となっていた(30年報告117ページ(3)ウ(7))。	イ(7)
外国人旅行者の訪日促進	「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興	独立行政法人国際観光振興機構	訪日プロモーション事業	事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業の評価を実施していなかったり、事業実施前目標値を設定したのか確認できなかったりしたのが見受けられた(30年報告121ページ(3)ウ(イ))。	イ(イ)
日本文化の魅力の発信	「文化を通じた機運醸成」及び「文化プログラムの推進」	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち⑦オリパラ基本方針推進調査(文化を通じた機運醸成) 東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち⑥文化プログラム経費	東京都を除く46道府県及び20政令指定都市における29年度までのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況を見ると、各地方自治体が実施する事業について文化オリンピック・アード又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは58自治体(66自治体の87.8%)に上り、実績がないのは8自治体(同12.1%)となっている。特に都外自治体は12自治体の全てで認証を受けた実績があり、レガシーの創出に資する文化プログラムの実施に積極的に取り組んでいる状況となっている。また、認証を受けた実績の有無にかかわらず、大会の開催を契機として独自にレガシーの創出に資する文化プログラムを実施しているのは36自治体(同54.5%)、beyond2020の認証組織となって民間事業者等への周知及び認証を行っているのは37自治体(同56.0%)となっている。29年度までに大会の開催を契機として、文化オリンピック・アード又はbeyond2020の認証を受けるなどのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組実績がないのは都外自治体以外の4自治体であり、特に都外自治体以外の地方自治体間で取組内容に差がある状況となっている(30年報告123ページ(3)エ(7))。	ウ(7)
日本文化の魅力の発信	和食・和の文化の発信強化	農林水産省	農山漁村振興推進交付金 農山漁村振興整備交付金	農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行(以下「農泊」という。)をビジネスとして実施できる体制を持った地域(以下「農泊地域」という。)を32年までに500地域創出する政策目標を達成するために、29年度から農山漁村振興交付金の交付対象事業として「農泊推進対策」及び「農泊推進関連対策」を創設している。同省によると、農泊地域の創出に当たっては、地域ぐるみで農泊をビジネスとして実施できる体制を整備する必要があるとしており、両事業において、これに資するよう、それぞれの事業目標を設定させているが、各取組の事業目標値の達成が農泊地域の創出に結び付くものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められる。また、同省によると、両事業は、29年度末時点では、目標年度が到来していないため、事業目標の達成状況を踏まえるなどした上で農泊地域の創出見込みを把握することができないとしている。しかし、農泊の推進に当たっては、地域ぐるみの取組が必要であるとされているのに、農泊推進関連対策については、農泊を地域ぐるみで推進することを事業採択の要件としていなかったため、地域ぐるみの推進組織である地域協議会等が存在していない事態も見受けられた(30年報告128ページ(3)エ(イ))。	ウ(イ)

「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策は、大会開催を契機に、大会終了後に残すべきレガシーの創出を意識して国として取り組む施策であり、図表9-2のとおり、12府省等において平成25年度から30年度までに7分野の26施策に係る計159事業が実施されており、この支出額は計2695億余円となっている。オリパラ基本方針における7分野ごとにその支出額をみると、「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の829億余円が最も多く、次いで「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー」に係る大会の関連施策の780億余円となっている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

図表9-2 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の支出額（平成25年度～30年度）  
（単位：百万円）

府省等名	分野(施策数)														計		
	被災地の復興・地域活性化(4施策)		日本の技術力の発信(7施策)		外国人旅行者の訪日促進(2施策)		日本文化の魅力の発信(4施策)		スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現(2施策)		大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止(2施策)		ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー(5施策)		事業数	支出額	(計に占める割合)
	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額	事業数	支出額			
内閣	2	188	0	-	0	-	2	899	0	-	0	-	3	66	7	1,154	(0.4%)
内閣府	0	-	4	12,733	1	9	1	118	0	-	0	-	3	938	9	13,799	(5.1%)
復興庁	2	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	2	0	(0.0%)
総務省	0	-	16	30,318	0	-	0	-	0	-	0	-	1	12	17	30,331	(11.2%)
法務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	40	1	40	(0.0%)
外務省	0	-	0	-	0	-	9	61,189	0	-	0	-	0	-	9	61,189	(22.7%)
財務省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-
文部科学省	0	-	0	-	0	-	4	9,632	20	6,602	0	-	1	158	25	16,392	(6.0%)
厚生労働省	0	-	2	671	0	-	2	571	0	-	0	-	10	39,101	14	40,344	(14.9%)
農林水産省	0	-	1	(※)-	0	-	21	9,081	0	-	0	-	4	1,522	26	10,604	(3.9%)
経済産業省	4	799	4	16,751	0	-	10	1,164	0	-	0	-	0	-	18	18,714	(6.9%)
国土交通省	0	-	0	-	5	40,451	1	324	0	-	0	-	22	36,180	28	76,956	(28.5%)
環境省	0	-	2	10	0	-	1	(※)-	0	-	0	-	0	-	3	10	(0.0%)
防衛省	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-
計	8	988	29	60,484	6	40,460	51	82,981	20	6,602	0	-	45	78,021	159	269,538	(100.0%)

注(1) 「事業数」は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業を含む。

注(2) 「支出額」には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業に係る額は含んでいない。当該事業しかない場合、支出額の欄には(※)を付している。また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を独立行政法人が運営費交付金等を財源として実施する場合における支出額を含む。

注(3) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策は主な取組内容等により区分したものであり、事業によってはその取組内容に他の分野に該当する内容を含むものもある。

そして、7分野に対するフォローアップ検査を実施した結果は、次のとおりである。

#### ア 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

30年度までに実施された「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策は内閣等の3省等が実施した「ホストタウンの推進」等の4施策に係る計8事業であり、

図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計9億余円となっている。このうち、経済産業省が7億余円（9億余円の80.8%）となっていて、その大部分を占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の3省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは次の2事業（番号182及び183）であり、同事業については引き続き事業を実施していく上での課題等が見受けられた。

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
内閣	182	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち③ホストタウン	○	A
内閣	183	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち④オリパラ基本方針推進調査（ホストタウン）	○	A

オリパラ基本方針によれば、大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機として、地域の活性化等を推進するために、事前合宿の誘致等を通じて大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体をホストタウンとして、被災地を含む全国各地に広げることとされている。

上記を踏まえて、オリパラ事務局は、ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日策定）に基づき、住民等と大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者及び日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流を行うものであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を28年1月から行っている。ホストタウンの推進に係る前記2事業の30年度までの支出額は計1億8813万余円となっている。

ホストタウンとしての登録に当たっては、地方公共団体から提出された交流計画に基づきオリパラ事務局が審査を行うこととなっている。そして、審査の結果、ホストタウンとして登録された地方公共団体（以下「登録団体」という。）は、毎年度、交流計画の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている。また、登録団体は、交流計画提出後の相手国との折衝状況、交流計画及びその後新規に実施することとした施策のうち当該年度に実施予定の事業とその所要経費等を記載した「年度事業調」を作成してオリパラ事務局に報告することとなっており、所要経費の内



訳には、特別交付税の対象とする事業（以下「交流事業」という。）と特別交付税の対象としない事業とを分けて記載することとなっている。

30年度末までに、ホストタウンの登録は計12回、前記の復興「ありがとう」ホストタウン（(2)ウ参照）の登録は計8回行われていて、計381団体が登録されている。

今回、これらの登録団体における交流事業の実施状況等をみたところ、次のような状況となっていた。

#### (ア) 交流事業の実施状況

30年報告においては、29年度末までに登録されている第1次から第5次までの登録団体のうち、28年度分の年度事業調に記載されている111団体の386事業、29年度分の年度事業調に記載されている220団体の692事業の実施状況をみたところ、28年度については43団体の80事業（事業費計4503万余円）、29年度については56団体の88事業（事業費計8289万余円）が全く実施されていない状況となっていることを報告した。

そこで、30年報告後の交流事業の実施状況について確認したところ、30年度の年度事業調を提出している300団体の1,111事業に係る30年度末現在の事業の実施状況については、図表9-3のとおり、91団体の135事業（事業費計1億2996万余円）が全く実施されていない状況となっていた（以下、全く実施されていない交流事業を「未実施事業」という。）。

図表9-3 交流事業の実施状況（平成30年度）

登録団体		交流事業		事業費（千円）	
団体数	300	事業数	1,111	事業費	1,952,678
うち未実施事業がある団体数	91 (30.3%)	うち未実施事業の事業数	135 (12.1%)	うち未実施事業に係る事業費	129,964 (6.6%)

(注) 団体数、事業数、事業費については、特別交付税が交付されていない登録団体に係る計数も含めて集計している。

交流事業を実施できなかった理由についてみると、図表9-4のとおり、相手方との日程調整ができなかったとするものが、およそ5割を占めている。

図表9-4 交流事業を実施できなかった理由（平成30年度末現在）

交流事業を実施できなかった理由	事業数	割合
相手方との日程調整ができなかったこと	74	54.8%
相手国側の突発的事情	18	13.3%
登録団体内部で日程が検討できなかったこと	17	12.5%
その他	26	19.2%
計	135	100.0%

なお、前記の各年度における未実施事業については、翌年度以降に再度年度事業調に記載するなどして実施している場合もあり、各地方公共団体がホストタウンとして登録するなどの際に計画した交流計画に沿った大会関係者等との交流等が行われたか否かについての最終的な評価が可能となるのは大会の終了後となる。

(イ) 未実施事業等に係る特別交付税に関する省令に基づく控除措置

特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）第2条第2項の規定によれば、前年度以前の特別交付税の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあることなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除することとされている（以下、同規定に基づく控除を「控除措置」という。）。しかし、総務省は、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回った場合に控除措置を行うことができるよう、特別交付税の交付を受けた登録団体に対して実際に要した経費について報告を求めている。

30年報告においては、未実施事業がある28年度の43団体及び29年度の56団体のうち、翌年度以降に控除措置を受けた、又は控除措置に必要な資料を総務省に提出する予定としているのは、28、29両年度共に17団体（43団体の39.5%、56団体の30.3%）となっていることを報告した。

上記の未実施事業がある28年度の43団体及び29年度の56団体のうち、実際に未実施事業に係る特別交付税の交付を受けた28年度39団体、29年度47団体について、30年度末現在における控除措置の状況について確認したところ、28年度は32団体（39団体の82.0%）、29年度は42団体（47団体の89.3%）について、控除措置が行われていない状況となっていた。

また、30年度については、前記の未実施事業135事業（当該135事業に係る特別

交付税算定額計5825万余円)のほかに、特別交付税の算定に用いる資料の提出後に他の団体が経費を負担したなどのため登録団体において交流事業に要する経費の負担がなくなった事業47事業(当該47事業に係る特別交付税算定額計1191万余円)があり、これらの未実施事業等がある計116団体のうち、当該未実施事業等に係る特別交付税相当額について次年度以降に控除措置に係る資料を提出する予定としていたのは54団体(116団体の46.5%)となっていた。

したがって、適切に控除措置を行うことができるよう、総務省は、特別交付税の交付を受けた団体に対して実際に要した経費の報告を求める必要があると認められた。

上記会計検査院の検査の結果を踏まえて、総務省は、令和元年10月に地方公共団体に対して、ホストタウン交流事業に係る経費について、見込額等に基づく報告額と決算額との差額等について報告を求める事務連絡を発出して、同報告の内容を基に、元年度の特別交付税の算定において控除措置を行うこととしている。

#### イ 「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策は内閣府及び国土交通省が実施した「「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興」等の2施策に係る計6事業であり、図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計404億余円となっている。このうち、国土交通省が404億余円(404億余円の99.9%)となっていて、その大部分を占めている(施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照)。

上記の2府省が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは8事業(番号85、88、93、96、328、329、338及び218)であり、そのうち引き続き大会終了後のレガシーの創出に資するための課題等が見受けられたものは7事業(番号85、88、93、96、328、329及び338)である。

これらを事業の内容により整理して示すと、次のとおりである。

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
国土交通省	85、93、328、329	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	－	B
国土交通省	86、94、330、331、332	訪日外国人旅行者受入基盤整備事業	－	B
国土交通省	87、95、330、331、332	訪日外国人旅行者受入加速化事業	－	B
国土交通省	88、96	旅行環境整備事業	－	－
国土交通省	338	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	－	－

注(1) A B C 分類の「－」は平成30年度からの新規事業であるため、分類されていないことを示す。

注(2) 訪日外国人旅行者受入基盤整備事業及び訪日外国人旅行者受入加速化事業については、いずれも平成29年度に事業が終了していたことから、両事業に係る7事業（番号86、87、94、95、330～332）については、フォローアップ検査を実施していない。

国土交通省は、28年度から、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人、2030年までに6000万人とする目標の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るために、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」（28年度から30年度までの支出額計218億9163万余円）、「訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金」（28、29両年度の支出額計58億0087万余円）及び「訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金」（28、29両年度の支出額計34億4936万余円）（以下、これらを合わせて「3補助金」という。）を交付している。

そして、3補助金により実施する補助事業メニューについては、1事業メニューを除き、交付要綱等において、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。交付要綱等においては、事業評価の手順は、補助対象事業者が自ら一次評価を実施し、地方運輸局等が一次評価結果を基に二次評価を実施して、二次評価結果を3補助金の交付の翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出することとなっている。同省によると、本省等の担当部局が、各地方運輸局等から提出を受けた事業評価の結果（二次評価結果）を分析することにより、事業の具体的な効果を把握して、3補助金の対象とする事業内容等のより効果的な改善策の検討が可能になるとともに、交付翌年度の事業実施計画の見直しを行ったり、翌々年度の概算要求に反映させたりすることができるP D C Aサイクルの仕組みが構築されているとしている。

30年報告においては、28年度に実施した3補助金による補助事業に係る事業評価

について、29年度末現在、東北運輸局において、二次評価案の作成以降の事業評価プロセスが実施されていなかったり、6地方運輸局において、事業評価の結果が交付翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出されておらず、2か月から10か月程度提出が遅れていたりしていたこと、このため、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができず、P D C Aサイクルを適切に機能させることができていない状況となっていたことを報告した。

そこで、30年報告後の3補助金の状況について確認したところ、30年度に実施した訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金及び30年度から事業を開始し同補助金と同一の事業評価プロセスによることとされている旅行環境整備事業費補助金による補助事業に係る事業評価結果の国土交通本省等への提出について、交付要綱の期限である31年4月末までに完了していたのは、10地方運輸局等のうち3地方運輸局にとどまっていた、7地方運輸局等において、2か月から3か月程度提出が遅れていた。

国土交通省は、交付要綱を改正して、令和元年度の補助事業から、事業評価結果の提出期限を1か月延長した交付翌年度の5月末としているが、P D C Aサイクルを適切に機能させることができるよう、適時適切に事業評価を実施する必要がある。

(イ) 訪日プロモーション事業

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
国土交通省【JNTO】	218	訪日プロモーション事業	—	B

独立行政法人国際観光振興機構（以下「J N T O」という。）は、平成26年度一般会計補正予算から、運営費交付金を財源として、海外メディアの訪日取材・番組制作を支援して日本の魅力を紹介する記事の掲載等により現地における訪日意欲増進等を行う訪日プロモーション事業（28年度から30年度までの支出額計35億9090万余円（27年度は海外観光宣伝事業費72億9264万余円の内数））を実施している。

30年報告において、J N T Oは、本事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業

の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できなかったりしたものが見受けられたことを報告した。

そこで、30年報告後の訪日プロモーション事業の状況について確認したところ、JNTOは、31年3月に事業担当者を対象とした部内研修会を実施して、事業実施前に目標値を設定した上で事業の評価を実施する旨を周知しており、令和元年度に契約した事業においては、仕様書において目標値を設定していた。

#### ウ 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

平成30年度までに実施された「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策は内閣等の9府省等が実施した「文化を通じた機運醸成」「文化プログラムの推進」等の4施策に係る計51事業であり、図表9-2のとおり、25年度から30年度までの支出額は計829億余円となっている。このうち、外務省が611億余円（829億余円の73.7%）となっていて、その大部分を占めている（施策及び事業ごとの概要並びに年度別の支出額については別図表1参照）。

上記の9府省等が実施した大会の関連施策について検査した結果、30年報告において課題等を報告したものについてのフォローアップ検査を実施したものは4事業（番号223、225、256及び257）であり、その全ての事業で引き続き大会終了後のレガシーの創出に資するための課題等が見受けられた。

これらを施策ごとに整理して示すと、次のとおりである。

#### (ア) 「文化を通じた機運醸成」及び「文化プログラムの推進」

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
内閣	223	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち ⑦オリパラ基本方針推進調査（文化を通じた機運醸成）	○	A
内閣	225	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち ⑥文化プログラム経費	○	A

オリパラ基本方針では、文化プログラムの推進も含めて、多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成して、日本文化の魅力を世界に発信するなどとされている。28年度から30年度までにオリパラ事務局が実施した上記の2事業における支出額は計8億9974万余円となっている。

大会組織委員会は、日本文化の再認識と継承・発展等のレガシーに係るコンセプトに合致する事業を「東京2020文化オリンピック」(以下「文化オリンピック」という。)として認証する取組を28年10月から行っている。

一方、オリパラ事務局は、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人に参加できる社会に向けたレガシーの創出に寄与することを目的として、①日本文化の魅力を発信する事業・活動であること、②成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出のため、障害者にとってのバリア又は外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含むこと、という二つの要件を満たす事業をbeyond2020として認証する取組を29年1月から行っている。認証された事業は、beyond2020のロゴマーク（図表9-5参照）を使用することができることとされており、認証に係る事務については、オリパラ事務局だけでなく、beyond2020の趣旨に賛同した関係府省、独立行政法人、都道府県等も実施しており、自らが実施する事業又は所管している分野の関連事業等を認証するなどしている。

図表9-5 beyond2020 ロゴマーク



30年報告においては、東京都を除く46道府県及び20政令指定都市における29年度までのレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況を調査して、各地方公共団体の事業について文化オリンピックアド又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは58地方公共団体（66地方公共団体の87.8%）であること、認証を受けた実績の有無にかかわらず、大会の開催を契機として独自の文化プログラムを実施しているのは36地方公共団体（同54.5%）であること、beyond2020の認証組織となっているのは37地方公共団体（同56.0%）であることを報告した。

そこで、30年報告後の東京都を除く46道府県及び20政令指定都市におけるレガシーの創出に資する文化プログラムへの取組状況について確認したところ、図表9-6のとおり、30年度末現在において、各地方公共団体が実施する事業のうち文化オリンピックアド又はbeyond2020の認証を受けた実績があるのは、62地方公共団体（66地方公共団体の93.9%）となっており、29年度末時点から4団体（6.1ポイント）増加している。また、認証を受けた実績の有無にかかわらず、独自の文化プ

プログラムを実施している地方公共団体は41団体（66地方公共団体の62.1%）、beyond2020の認証組織となっているのは60団体（文化プログラムのための実行委員会が認証組織となっていて、自身は構成員となっている2団体を含む。同90.9%）となっていて、29年度末時点と比較して、それぞれ5団体、23団体増加している。

図表9-6 46道府県及び20政令指定都市における文化オリンピックアード又はbeyond2020の認証を受けた文化プログラムへの取組状況（平成30年度末現在）

（単位：地方公共団体）

	文化オリンピックアード又はbeyond2020の認証を受けた実績がある					認証を受けた実績はない					計				
	その他取り組んでいる内容					その他取り組んでいる内容					その他取り組んでいる内容				
	独自の文化プログラムを実施	beyond2020の認証組織となっている	特になし			独自の文化プログラムを実施	beyond2020の認証組織となっている	特になし			独自の文化プログラムを実施	beyond2020の認証組織となっている	特になし		
	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】	【計に対する割合】
46道府県及び20政令指定都市	62 (93.9%) (58) (87.8%)	39 (34)	56 (35)	2 (11)	41 (6.0%) (8) (12.1%)	2 (2)	4 (2)	0 (4)	66 (66)	41 (62.1%) (36) (54.5%)	60 (90.9%) (37) (56.0%)	2 (3.0%) (15) (22.7%)			
うち都外自治体	12 (100.0%) (12) (100.0%)	9 (9)	10 (10)	1 (3)	0 (-) (0) (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	9 (75.0%) (8) (66.6%)	10 (83.3%) (5) (41.6%)	1 (8.3%) (3) (25.0%)			
うち都外自治体以外	50 (92.5%) (46) (85.1%)	30 (26)	46 (30)	1 (8)	4 (7.4%) (8) (14.8%)	2 (2)	4 (2)	0 (4)	54 (54)	32 (59.2%) (28) (51.8%)	50 (92.5%) (32) (59.2%)	1 (1.8%) (12) (22.2%)			

（注） 各項目の下段にある括弧書きは、平成29年度末時点の計数を示している。

上記のとおり、文化プログラムに取り組んでいる団体数が増加している一方で、beyond2020及びロゴマークの認知度についてみると、オリパラ事務局が一般国民を対象に実施した認知度調査において、「beyond2020という文化プログラムを知っている」及び「beyond2020のロゴマークを見たことがある」と回答した回答者の割合は、図表9-7のとおり、28、29、30各年度のいずれの調査結果においても10%前後にとどまっており、beyond2020及びロゴマークの認知度が向上しているとは言い難い状況となっている。

図表9-7 beyond2020及びロゴマークの認知度

	平成28年度	29年度	30年度
サンプル数(人)	300	1,000	350
beyond2020の認知度(%)	10.3	8.4	- 注(1)
ロゴマークの認知度(%) 注(2)	9.7	14.3	11.4

注(1) 平成30年度の調査には、beyond2020の認知度に係る設問が含まれていない。

注(2) 平成29、30両年度の調査における認知度は、ロゴマークについて、「見たことがある」とする回答及び「見たことがあるような気がする」とする回答の合計数の割合となっている。



beyond2020及びロゴマークの認知度向上に関して、オリパラ事務局は、30年度から、beyond2020の認証イベントにおけるロゴマークの掲示の促進、beyond2020に係る認証事例集や紹介動画の作成、シンポジウムの開催等の取組を行っている。

オリパラ事務局及び関係機関は、引き続き、beyond2020の推進等により、大会のレガシーの創出に資する文化プログラムを全国に浸透させる取組を進める必要がある。

(イ) 和食・和の文化の発信強化

府省等名	番号	事業名	オリパラ関係予算への計上	A B C 分類
農林水産省	256	農山漁村振興推進交付金	—	B
農林水産省	257	農山漁村振興整備交付金	—	B

農林水産省は、地方の特性をいかした魅力ある観光地域の形成に係る取組として、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊をビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域を令和2年までに500地域創出することを政策目標としている。この政策目標を達成するために、平成29年度に農山漁村振興交付金の対象事業として農泊推進対策及び農泊推進関連対策を創設している。農泊推進対策では、地域ぐるみの農泊推進組織である地域協議会等を事業主体として、自立的に活動できる体制の構築、地域の観光資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援しており、農泊推進関連対策では、市町村等を事業主体として、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進して、農泊に取り組む地域への集客力等を高める取組等を支援している。30年度末までの農泊推進対策及び農泊推進関連対策の交付件数はそれぞれ694件、53件となっており、交付額はそれぞれ計56億7445万余円、計20億0706万余円となっている。

同省によると、農泊地域の創出に当たっては、地域ぐるみで農泊をビジネスとして実施できる体制を整備する必要があるとしており、これに資するよう、農泊推進対策においては「体験プログラムの販売や宿泊料等の売上げ」等を事業目標として、農泊推進関連対策においては「定住人口の増加、交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加」等を事業目標として事業主体に設定させている。そし

て、政策目標の達成見込みを把握するためには、事業目標の達成状況を確認する必要があるとしている。

30年報告においては、各取組で設定した事業目標の達成が農泊地域の創出に結びつくものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められること、同省によると、29年度末時点では、目標年度が到来していないため、農泊地域の創出見込みを把握することができないとしていること、及び農泊の推進に当たっては、地域ぐるみの取組が必要とされているのに、農泊推進関連対策については、農泊を地域ぐるみで推進することを事業採択の要件としていなかったため、地域協議会等が存在していない事態も見受けられたことを報告した。そして、農林水産省において、各事業主体の取組の進捗状況を把握するとともに、目標年度等の到来に先立ち、異なる地域で行われている各取組を横断的に検証するなどして、農泊地域の創出の見込みを適切に把握して、目標年度等の到来を待つことなく必要な指導等を行う必要があることを報告した。

そこで、30年度における農林水産省による指導等の状況を確認したところ、同省は、農泊推進対策で採択した地域の実態を把握して、地域と連携して各地域に応じた今後の農泊をビジネスとして実施できる体制の確立に向けて、地域協議会等の体制整備や宿泊、食事、体験メニューの充実等について指導を行っているとしている。また、農泊推進関連対策で採択した地区についても、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策を実施するように指導を行っている。しかし、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した28団体について農泊推進対策を実施できたか確認したところ、30年度末現在において、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策が採択されたのは15団体（28団体の53.5%）となっていて、残り13団体（28団体の46.4%）は農泊推進対策が採択されていなかった。採択されなかった13団体のうち、農泊推進関連対策の計画を取り下げた1団体を除く12団体について、農泊推進対策を実施できなかった理由をみると、地域の合意形成に時間を要したことなどから、地域協議会が設立できなかったためとしている。なお、上記12団体のうち5団体については、令和元年8月末現在、元年度の農泊推進対策に採択されている。

農林水産省は、政策目標の達成に向けて、更に各地域における農泊地域の創出

の見込みの適切な把握に努めて必要な指導等を行う必要がある。

### 第3 検査の結果に対する所見

#### 1 検査の結果の概要

会計検査院は、大会の開催準備の進捗状況、パラリンピック経費の執行状況、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①大会の開催に向けた取組等の状況について、国は、大会の準備及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか、国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会経費の試算等の内容はどのようになっているか、特に、オリパラ事務局は、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか、大会組織委員会によるパラリンピック経費の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピック経費の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか、新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか、特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等についての進捗状況はどのようになっているか、②各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について、各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか、また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっているか、各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都、都外自治体等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

##### (1) 大会の開催に向けた取組等の状況

###### ア 大会の開催に向けた取組体制等の状況

大会の開催に向けた取組体制をみると、大会組織委員会が主体となって大会の準備及び運営を行い、東京都は開催都市としての大会の関連施策の立案及び実行により、JOCは国内オリンピック委員会としての取組の実施により、それぞれ大会組織委員会の取組を様々な形で支援している。国は、オリパラ推進本部が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により、また、JPCは国内パラリンピック委員会としての取組の実施により、東京都以外の地方公共団体等は各種取組の実施により、それぞれ開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で

支援している（8～10ページ参照）。

大会の開催に向けては、大会組織委員会、東京都、国、JOC及びJPCにおいて、平成26年1月に調整会議を設置して、大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、オリパラ担当大臣、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしており、また、27年7月、オリパラ推進本部の下に全府省庁の事務次官等が構成員である大会連絡会議が設置されて、大会の開催に向けて関係機関の連携体制が執られている（10～12ページ参照）。

#### イ 大会経費の試算等の状況

##### (ア) 30年報告の検査結果に対する対応等

オリパラ事務局は、30年報告の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億余円について、各府省等に改めてそれぞれの所管する事業に係る政府の取組状況報告との関係、オリパラ関係予算との関係等について記入する事業シートの提出を求めるなどして、これらにより得られた結果を基にA：大会の準備、運営等に特に資する事業（8府省等、53事業、1725億円）、B：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業（14府省等、208事業、5461億円）、C：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業（8府省等、29事業、826億円）に分類して公表している（15～17ページ参照）。

##### (イ) 大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況

A B C分類の公表以降、大会組織委員会が大会経費について30年12月21日に公表しているV3予算において、大会経費の総額は1兆3500億円と試算されており、その内訳をみると、会場関係の大会施設に係る経費として計8100億円、大会関係の大会の運営に係る経費として計5400億円となっていて、このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費1200億円と、パラリンピック経費1200億円のうち300億円の計1500億円となっている。V2予算と比較すると、総額で増減はしていない（17～20ページ参照）。

また、オリパラ事務局は、大会の関連施策の経費について、30年度補正予算案

及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月29日に公表している。オリパラ関係予算として整理する際の要件は従来と同様に①大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること、②大会招致を前提に、新たに又は追加的に講ずる施策であること（実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない。）であるが、オリパラ事務局は、30年報告の所見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている（21、22ページ参照）。

令和元年取組状況報告は、29年5月及び30年5月にそれぞれ国会に提出された政府の取組状況報告に引き続いて、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、30年度の主な取組の内容や今後の主な取組を追記するなどして取りまとめられたものである。政府の取組状況報告の内容は、ABC分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている（22ページ参照）。

また、東京都が31年1月に発表した31年度の東京都予算案の概要資料においては、大会経費及び大会関連経費の額は、それぞれ6000億円、約8100億円と前年度と同額となっており、新たにその内訳の金額が公表されている（22～24ページ参照）。

#### (ウ) 国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況

オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ事務局は、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち歳出予算として計上された額以外の後年度に執行が予定されているものについては、オリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としておらず、オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算計398億1430万余円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万余円については、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。また、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが1業務、

事業費5097万余円見受けられた（24～28ページ参照）。

さらに、J S Cが大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興くじの売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年起組状況報告に記載していないとしている事業が見受けられた（大会組織委員会に対する財政支援（26年度～30年度計23億5863万余円）、大会組織委員会以外に対する財政支援（27年度～30年度計49億1627万余円））（28～30ページ参照）。

上記のほか、大会組織委員会が負担して実施することとされている大会運営関係の一部について、大会組織委員会と防衛省との間で各種協力の調整が行われていて、このような大会組織委員会と調整している各種協力については、その実施に当たって、実施内容を適切に公表して、国民に周知し、理解を求めていくことが望まれる（30、31ページ参照）。

#### (エ) 大会組織委員会の決算等の状況

大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書に基づくと、25年度から30年度までの経常収益は計2646億余円であり、V3予算における大会組織委員会の収入に係る試算額6000億円に占める割合は44.1%となっていて、経常費用は計1276億余円であり、V3予算における大会組織委員会の支出に係る試算額6000億円に占める割合は21.2%となっている（31、32ページ参照）。

#### ウ パラリンピック経費の執行状況

##### (ア) パラリンピック経費の予算及び決算の状況

文部科学省は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額を負担するために、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付していて、東京都は、既存の基金に積み立てて自らの資金と区分経理している。パラリンピック経費における国の負担額の状況は、29年度1億8253万余円、30年度12億6083万余円と増加傾向にあるものの、30年度までで計14億4336万余円となっていて、国が既に東京都に交付しているパラリンピック交付金300億円に対する執行割合は、4.8%となっている。30年度末現在の執行割合が低調となっている理由について、大会組織委員会は、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されているためであるとしている（32～35ページ参

照)。

#### (イ) パラリンピック経費の確認状況

共同実施事業管理委員会は、共同実施事業に係る経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであることなどについてパラリンピック経費の基本的な考え方に沿って確認している(35～37ページ参照)。

検査したところ、パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約に係る平成29、30両年度のパラリンピック経費計4166万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1041万余円)について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていないか、仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていないか、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。また、パラリンピック交付金の交付対象とされた2契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4135万余円(うちパラリンピック交付金相当額計1033万余円)について、パラリンピック経費の基本的な考え方に照らして、オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。パラリンピック経費に係る契約件数や金額等は、今後、令和2年に開催される大会に向けて大幅に増加していくことが見込まれることから、大会組織委員会において、これらに係る会計経理が適切になされる必要がある。国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がよりの確に行われるように働きかけていく必要がある(37～40ページ参照)。

#### エ 大会施設の整備状況

##### (ア) 大会施設の概要等

主な大会施設は、元年7月末現在で9都道府県の26市区町にわたって45か所となっ

ており、このうち43か所の競技会場が9都道府県にわたって所在しているほか、選手村と国際放送センター・メインプレスセンターが東京都内に整備されることになっている。競技会場を使用する競技大会別にみると、オリパラ共通会場は20か所、オリンピック専用会場は22か所、パラリンピック競技大会のみで使用されるものは1か所となっている。また、大会施設を整備等の内容別にみると、43か所の競技会場については、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等を一時的に使用したりするなどとされている。なお、大卒の合意によれば、大会準備における進行管理の強化として、東京都、大会組織委員会、国及び関係自治体の4者は、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくこととされている（40～44ページ参照）。

(イ) J S Cによる新国立競技場の整備

J S Cが行う新国立競技場の主な整備には、スタジアム本体及び周辺整備、設計・監理等に加えて、旧競技場の解体工事があり、その他に埋蔵文化財調査、計画用地内に所在する日本青年館・J S C本部棟移転、通信・セキュリティ関連機器整備、什器等整備、旧整備計画関係がある。新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、平成30年度までの契約金額計2073億余円に対して支払額は計1362億余円となっている。令和元年10月末現在のスタジアム本体等の工事を行う第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、J S Cによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしており、屋根工事は同年5月に、地上工事、外装仕上工事、内装仕上工事及びフィールド工事は同年10月に完了している。また、歩行者デッキ工事及び各種検査は同年11月に完了する予定としている（44～48ページ参照）。

(ウ) J S Cによる国立代々木競技場の整備

国立代々木競技場は、第一体育館、第二体育館、付属棟等から成り、耐震改修工事については、第一体育館及び付属棟等は平成29年12月に、第二体育館は30年7月にそれぞれ着手している。また、機能向上工事及び老朽化対策工事については、第一体育館及び付属棟等は30年11月に、第二体育館は令和元年9月にいずれも第一体育館及び付属棟等の耐震改修工事の契約に追加する契約変更を行って着手して



いる。そして、上記工事のしゅん工予定は、第一体育館及び付属棟等が同年11月、第二体育館が2年6月とされている。

これらの平成30年度までの契約金額は計169億4166万余円、支払額は計31億3926万余円であり、その財源は運営費交付金8424万円、施設整備費補助金4億1061万余円及び特定金額26億4440万余円となっている（48～50ページ参照）。

(エ) J R Aによる馬事公苑の整備

令和元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、J R Aによると、第1期工事について同月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしていて、特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万余円を支払っている（50、51ページ参照）。

(オ) 東京都による大会施設の整備

開催都市である東京都が所有する大会施設は14か所となっており、このうち東京都が大会に向けた新規整備又は改修整備を行うのは11か所となっている。令和元年7月末現在、武蔵野の森総合スポーツプラザ等4施設がしゅん工している。整備費の財源をみると、その一部として国庫補助金等が充てられており、有明アリーナについては、平成29年度及び30年度に国土交通省から計9820万余円が、また、東京アクアティクスセンターについては、28年度及び30年度に文部科学省から計3923万円がそれぞれ交付されている（51～53ページ参照）。

(カ) 都外自治体又は民間団体による大会施設の整備

都外自治体又は民間団体が所有する大会施設は18か所となっており、このうち大会に資する改修整備を行っているのは、都外自治体によるものが10か所、民間団体によるものが2か所の計12か所となっている。整備費の財源をみると、ほとんどの施設が都外自治体又は民間団体の単独費用で行われているが、一部に国庫補助金等が充てられていて、30年度からは、福島あづま球場等6か所においてJ S Cが交付するスポーツ振興くじ助成金が改修等整備に係る費用の財源の一部に充てられている（53～55ページ参照）。

(キ) 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会が整備を行うこととなっている仮設施設及びオーバーレイは、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要とな

るものであり、令和元年7月末現在において、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。そして、大会施設45か所のうち、国から東京都を通じて大会組織委員会に交付されるパラリンピック交付金の交付対象とされる大会施設は22か所となっている（55～58ページ参照）。

#### オ 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

##### (ア) 事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況

新整備計画によれば、整備コストはスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費、設計・監理等の費用を合わせて1590億円を上限（賃金又は物価等の変動等による場合を除く。）とすることとされている。受注者であるJVは、公募の際に技術提案した事業費（建設費1489億9993万余円及び設計・監理等費39億8584万余円）を遵守することが求められていて、施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、JSCは、JVから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることを日々事業者と行う定例会議において確認するとともに、必要に応じて外部有識者で構成するアドバイザリー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結している（59ページ参照）。

第Ⅱ期業務については、平成30年度末現在において計6回の変更契約が締結されている。それぞれの変更契約においては、施工段階の検討等により設計内容が見直されて、使用者の利便性や施設の安全性等の面から必要と判断された設備等の施工内容が増える一方で、要求水準や安全性等に影響を及ぼさないと判断された塗装や仕上材の見直しによる施工費用の縮減により、29年度まではいずれの変更契約も契約金額の変更がないものとなっている。30年度末現在における契約金額は、急激な労務費等の上昇に対応するなどの変更契約により、当初契約金額から14億1732万余円増加して1519億1181万余円となっている（60～62ページ参照）。

##### (イ) 整備費用に係る分担決定の状況

財源スキームに基づく国、東京都等の分担内容は、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して

負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJ S Cが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、J S Cが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている（62、63ページ参照）。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、J S Cは、30年報告の「J S Cは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定への入金時期等を明確にするなどしていくこと」との所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、31年1月に、J S Cと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結して、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、別途、平成31年4月にJ S Cが東京都と締結した31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億余円を上限とすることとされた（63ページ参照）。

財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対する30年度末現在の契約金額、支払額の状況を確認したところ、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億余円となっており、これに対する支払額は計1087億余円となっている（65、66ページ参照）。

(ウ) 文部科学省及びJ S Cによる財源確保の状況

25年度から30年度までのJ S Cの特定業務勘定の決算の状況を確認したところ、収入は計2074億余円となっていて、このうち運営費交付金の221億余円及び政府出資金の295億余円の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっており、特定金額は計478億余円となっている。そして、支出は計1971億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計1364億余円（うち運営費交付金209億余円、政府出資金295億余円）、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は27億余円、N T Cの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっている（66、67ページ参照）。

上記のうち特定金額については、28、29両年度は100億円を上回っていたが、ス

スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億余円から30年度は948億余円と減少したことから、30年度の特定金額は94億余円と100億円を下回っている。J S Cが示した元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、平成31年3月に借り入れた256億8000万円、また、令和元年12月及び2年7月に借り入れる予定としている計212億2000万円の長期借入金の返済期間は12年度までと長期にわたるものとなっている。財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として110億円の収入が回復すると仮定したものである（67～69ページ参照）。

(エ) 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

基本的考え方に沿った新国立競技場の民間事業化等に向けた検討について、J S Cは、平成29年度以降、各種検討業務を委託により実施している。J S Cは、30年報告の「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJ S Cの財政負担を明らかにするために、J S Cは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること」との所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したりするアドバイザー業務を30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務（令和元年10月末現在において業務期間は同月末までとされている。）を実施している。新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費（点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト）が毎年度必要となる。しかし、同月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJ S Cが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。これらのことから、J S Cは引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了

後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJ S Cの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりする必要がある。そして、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進める必要がある（69～71ページ参照）。

## (2) 大会の関連施策の全体状況等

### ア 政府の取組状況報告

令和元年起組状況報告に記載された15分野71施策の取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、各府省等に調書の提出を求めて集計したところ、14府省等において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されていて、それらに係る支出額は計1兆0600億余円となっている（71～75ページ参照）。

### イ オリパラ関係予算の執行状況

オリパラ関係予算の25年度から30年度までの執行状況について、各府省等に対して調書の提出を求めて集計したところ、25年度から30年度までにオリパラ関係予算として整理された48事業に係るオリパラ事務局への登録額1875億円に対して、支出額は1756億余円となっている（76ページ参照）。

### ウ 政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況

国及びJ S C等の独立行政法人は、政府の取組状況報告に記載された事業以外にも、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営や、地方公共団体が自ら取り組むべき事業を設定して実施している大会の関連施策等に対して支援を行っている。

そこで、会計実地検査等で確認した内容について分析を行ったほか、各地方公共団体に調書の提出を求めるなどしてその内容を分析した。その結果、①国による東京都に対する支援として、29、30両年度に国庫補助金等による財政支援が計93億7083万余円、②国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計14億8411万余円、③国による都外自治体に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計107億0587万余円、④国による自転車競技（ロードレース）コー

ス上に所在する1県及び4都県の15市町村に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計3364万余円、⑤ J S C等の独立行政法人による大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する支援として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対して J S C が助成する前記のスポーツ振興くじ助成の一つの事業であるオリパラ開催助成による大会組織委員会に対する財政支援（26年度～30年度計23億5863万余円）及び大会組織委員会以外に対する財政支援（27年度～30年度計49億1627万余円）のほか、28年度から30年度までに助成金等が計15億7077万円となっている（76～81ページ参照）。

#### エ その他の大会に関する主な支援

大会に関しては、国等による関連施策の実施や財政支援が行われているもの以外にも、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会に対して国による職員の派遣が行われている。また、聖火リレーの実施やビレッジプラザの建築に必要な木材の提供のように国等からの財政的な支援以外の方法により捻出した資金の活用や地方公共団体による協力等の様々な形の支援が行われているものがある（81～86ページ参照）。

#### (3) 大会の関連施策等に係る省庁間等の連携による取組の状況

大会の関連施策の実施に当たっては、「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係るものにおいては「セキュリティ幹事会」、「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係るものにおいては「輸送会議」等、必要に応じて分野別の連絡会議等を設置して取組の内容についての連絡調整等を行っている（89～92ページ参照）。

#### (4) 「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

##### ア 「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況

N I S Cが、サイバーセキュリティ戦略等に基づき、平常時の予防的措置として、重要サービス事業者等を対象として実施しているリスク評価の30年度までの実施状況についてみると、第1回（28年度）から第3回（30年度）までの各回における実施依頼事業者数に対する回答事業者数の割合である回答率は、72.6%から86.7%までとなっている。そして、リスク対応には時間を要するものがあるものの、第3回のリスク評価結果の取りまとめ時点（30年11月）において、第2回で対応が必要なリスク

を特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっているなど、各重要サービス事業者等においてリスク対応が実施されるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた（95～97ページ参照）。

厚生労働省は、大会に合わせて感染症発生リスクが増加することが懸念されることから、地方公共団体ごとに適切に感染症のリスク評価を実施し、その結果に基づき必要な準備を行うよう手順書を策定している。30年5月末現在におけるホストタウンの事前キャンプ地としての外国選手団の受入れが決定している59地方公共団体について、30年度末現在における感染症のリスク評価の実施状況を確認したところ、感染症のリスク評価を実施していない地方公共団体が24地方公共団体（59地方公共団体の40.6%）見受けられた。また、感染症のリスク評価を実施した35地方公共団体のうち21地方公共団体がステップ2のリスク評価を実施した結果、リスクが増加すると判断していたものの、このうち7地方公共団体（同11.8%）が当該増加するリスクに対する対策の策定であるステップ3の強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定を実施しておらず、感染症のリスクを適切に評価して、事前にサーベイランス体制の整備等を行うなど必要な準備に一層努めるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた（97～99ページ参照）。

#### イ 「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の実施状況

法務省は、19年度に、日本人等の出入（帰）国手続について、指紋認証ゲートを40台導入して、26年度に30台増設している。その後、法務省は、顔認証技術の確立に伴い、指紋の認証が必要なく、旅券を取得する際の顔写真を活用することで事前登録手続を不要とすることができる顔認証ゲートを、29年度から順次設置・運用しており、令和元年7月末現在で計137台が設置されている。顔認証ゲートの設置が開始された平成29年から令和元年7月までの顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、顔認証ゲートについては、増設に伴い18.5%から76.0%に増加している一方、指紋認証ゲートについては、8.6%から3.7%に低下していて、平成31年及び令和元年中における両ゲートの日本人出帰国者数及び利用者数に基づき1台当たりの月間利用人数を算出したところ、顔認証ゲートが16,890人／台となるのに対して、指紋認証ゲートは1,521人／台となっていた。大会の開催に伴う出入国管理については、審査における厳格さ

を維持しつつ円滑に行う必要があることから、より効率的な出入国審査を追求するために、指紋認証ゲートの需要等に見合った設置台数の見直しを行うなど大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた（99～102ページ参照）。

ウ 「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

環境省は、平成30年7月に3 R推進業務により調査・検討等を行って、中高生を対象とした「持続可能性活動サポートボランティア」を若手の3 R推進マイスターとして育成する「2020年大会を契機とした3 R人材育成プログラム（研修プログラム）案」を取りまとめて大会組織委員会に提出している。しかし、大会組織委員会から、同年12月に、「持続可能性活動サポートボランティア」を大会へ参加させることについて、夏の暑さを理由に困難になったとの連絡があったため、上記のプログラム案は、当初予定していた「持続可能性活動サポートボランティア」の若手の3 R推進マイスターとしての育成には使用されないことなどから、環境省は、同年度にオリパラ関係予算500万円を計上して3 R促進業務の中で発注する予定であった3 R人材育成プログラムの運用状況を評価する業務等の実施を取りやめている（102～104ページ参照）。

経済産業省は、25年度から、「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」により、事業主体に対して商用ステーション等の導入に要する経費等の一部を補助している。30年報告においては、商用ステーションについて、28、29両年度共に6割を超える設備において計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっていて、このように設備の稼働が低調なのは、各地域におけるFCVの普及台数が計画時に想定した普及台数に満たないことなどによること、及び利用者から土日祝日が休業日となっているなどの利便性の面での課題が指摘されている商用ステーションもあり、利便性を向上させるためには商用ステーションにおける運営方法等に係る課題を改善する必要があることを報告した。30年報告後の商用ステーションの整備状況について確認したところ、30年度末現在における年間水素充填量を計画値として設定している75設備の同年度の充填量の実績をみると、8割を超える設備において計画充填量に対する充填量の実績の割合が25%未満となっていた一方、商用ステーションにおける運営方法等に係る課題については、経済産業省は、商用ステーションの利便性の向上を図るために、令和元年度から商用ステーションの運営に係る補助金について、平日よりも土日の営業に係る金額を割り増



すように変更を行うことにより、利用者からの要望が多かった土日営業を事業主体に促すなどしている（104～106ページ参照）。

環境省は、平成27年度から、再エネ水素ステーションを設置する事業に要する経費に充てるために、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付しており、30年報告においては、28、29両年度共に二酸化炭素排出削減量の目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていて、環境省において、今後、再エネ水素ステーションが十分に利用されることにより本補助事業の目的である二酸化炭素排出抑制が達成されるよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があることを報告した。30年報告後の再エネ水素ステーションの設置状況について確認したところ、運用開始箇所数は、30年度末現在において27か所であり、二酸化炭素削減量の実績についてみると、半数以上の再エネ水素ステーションにおいて目標値を達成していない状況となっていて、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上に資するよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた（106～108ページ参照）。

#### エ 「メダル獲得へ向けた競技力の強化」に係る大会の関連施策の実施状況

J S Cが、競技団体が行う国際競技力の向上を目指して計画的かつ継続的に実施する選手強化活動に対する支援等として実施している競技力向上事業のうち、J S Cから各競技団体への競技力助成金の配分に当たっては、各競技団体の強化活動の取組についての評価を反映するなどして行ってきた。一方、近年、競技団体におけるコンプライアンス違反事案が相次いでおり、競技団体自らの積極的な組織改善を図る取組、個人のコンプライアンス意識の醸成、モラル啓発等の取組及び計画的な選手育成を行うことが必要となっている。そこで、各競技団体のオリンピック強化指定選手に対するインテグリティ教育の実施状況や、各競技団体が明確な責任者を設置して計画的な選手・指導者等の育成の取組を実施しているかなどのガバナンス体制について、J O Cが各競技団体を調査等している内容を分析するなどして、各競技団体の取組状況についてみたところ、オリンピック強化指定選手の中でインテグリティ教育プログラムを受講した選手の割合が50%未満となっている団体が見受けられたり、選手の教育・育成が計画的に行われていなかったりしているなどのガバナンスに課題がある団体が見受けられた。なお、J S Cは、令和元年度から、競技力向上事業の実施に当たり、新たなインテグリティ教育プログラムの活用状況、

競技団体における選手・指導者の教育・育成計画の策定・実行状況及び責任者の明確化についての評価を新たに行うなどの見直しを実施している（109～112ページ参照）。

文部科学省は、我が国の国際競技力を強化していくために、競技用具の機能を向上させる技術等の研究開発等をJSC等に委託して実施している。30年報告においては、同省は、研究開発の評価結果を研究開発の計画等に適切に反映するという循環過程を構築するために、本委託事業の評価において、終了時の外部評価等の導入を検討する必要があることを報告した。30年報告後の研究開発の状況について確認したところ、受託者であるJSCにおいて、外部の専門家から構成される評価委員会による事後評価を実施していた（113ページ参照）。

文部科学省は、NTC（中核拠点）のみでは対応できない冬季競技や、屋外系競技等について、既存のトレーニング施設を競技別NTCに指定して、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業を施設の設置者等に委託している。30年報告においては、1施設において、委託事業完了後に国から無償貸付を受けた機器が活用されていない事態が見受けられたことを報告した。30年報告後の機器の活用状況について確認したところ、同機器が同施設に保有されている事実が競技団体に対して周知され、同機器は平成30年度中に行われた競技団体の強化合宿において活用されていた（113、114ページ参照）。

オ 「アンチ・ドーピング対策の体制整備」に係る大会の関連施策の実施状況

文部科学省は、ドーピング防止活動推進事業として、毎年度、JADA等と委託契約を締結して、競技者等への研修、DCOの人材育成、ドーピング検査技術の研究開発等を実施している。30年報告においては、大会に必要なDCOの人数を確保して、大会の円滑な準備及び運営に資するよう、引き続きDCOの養成に取り組んでいく必要があることを報告した。30年報告後のDCOの状況について確認したところ、DCOの認定を受けている者の人数について、25年度から30年度までの推移をみると、30年度においては、約360名が応募し、104名が新規に認定を受けており、DCOの認定者数は361名に増加している。そして、JADAによると、大会に必要なDCOの人数については、これまで養成した国内のDCOに加えて、海外から受け入れるDCO等により確保することとしており、令和元年度は、DCOの新規の養成は行わず、DCOの質の向上を図る研修の継続やDCOの業務範囲の一部を補

完する人材の育成等により、ドーピング検査体制の強化を図ることとしている（114～116ページ参照）。

カ 「教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成」に係る大会の関連施策の実施状況

文部科学省は、各道府県や政令指定都市等と委託契約を締結してオリパラ教育を実施する推進校を選定して、全国の学校でオリパラ教育を実施することにより、全国的な大会の機運醸成を図るオリパラ全国展開事業を平成27年度から実施している。30年報告においては、都外自治体ではオリパラ教育が実施されているものの、都外自治体以外の19地方公共団体ではオリパラ教育を全く実施しておらず、全国でみると実施していない地方公共団体が一定程度ある状況となっていることを報告した。30年報告後の19地方公共団体におけるオリパラ教育の実施状況について確認したところ、19地方公共団体全てが30年度中にオリパラ教育を実施しており、このうちオリパラ全国展開事業によりオリパラ教育を実施しているのは9地方公共団体となっていた（116、117ページ参照）。

キ その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況

厚生労働省は、大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラの整備等による人手不足により現場の作業に習熟した労働者等の不足も懸念される状況にあるとして、28年度から30年度までの間、労働災害防止対策事業を建災防に委託して実施している（28年度から30年度までの契約金額計1億4444万余円）。このうち外国人安全衛生教育の対象者数に対する委託契約の実績の回数及び人数の状況をみると、29年度における外国人建設就労者に対する安全衛生教育については、仕様書の18回に対して6回（33.3%）、同720人に対して97人（13.4%）となっている。厚生労働省は、28、29両年度の外国人安全衛生教育の実績等を踏まえて、30年度の委託契約における回数及び対象者数を見直し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育については回数12回、対象者数120人としており、実績については仕様書に示された回数及び対象者数を上回る14回、147人となっている。実績の人数については、28年度と比較して3倍程度に増加しており、また、外国人建設就労者受入人数についても28年度から30年度にかけて1,480人から4,796人と2年間で3倍程度に増加している。そして、厚生労働省は、外国人建設就労者等に対する研修会の実施による外国人安全衛生教育を30年度に終了して、新たに視聴覚教材を同年度に建災防に委託して作成しており、

新たに作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育が効果的に行われるよう、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた（117～119ページ参照）。

(5) 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

今回の検査においては、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置くこととし、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況については、フォローアップ検査を実施した（120、121ページ参照）。

ア 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、住民等と大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者及び日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流を行うものであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を平成28年1月から行っている。登録団体は、交流計画の実施に要する経費のうち登録団体が負担する額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている。30年報告においては、年度事業調に記載されている登録団体の事業のうち、28年度については43団体の80事業、29年度については56団体の88事業が全く実施されていない状況となっていることを報告した。30年報告後の交流事業の実施状況について確認したところ、30年度の年度事業調を提出している300団体の1,111事業に係る30年度末現在の事業の実施状況については、91団体の135事業（事業費計1億2996万余円）が全く実施されていない状況となっていた。

特別交付税については、総務省は、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回った場合に、特別交付税について控除措置を行うことができるよう、特別交付税の交付を受けた登録団体に対して実際に要した経費について報告を求めている。また、30年度については、未実施事業等がある計116団体のうち、当該未実施事業等に係る特別交付税相当額について次年度以降に控除措置に係る資料を提出する予定としていたのは54団体（116団体の46.5%）となっていた。上記会計検査院の検査の結果を踏まえて、総務省は、令和元年10月に地方公共団体に対して、ホストタウン交流事業に係る経費について、見込額等に基づく報告額と決算額との差額等について報告を求める事務連絡を発出して、同報告の内容を基に、

元年度の特別交付税の算定において控除措置を行うこととしている（122～125ページ参照）。

#### イ 「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

国土交通省が、平成28年度から、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人、2030年までに6000万人とする目標の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るために交付している3補助金により実施する補助事業メニューについては、1事業メニューを除き、事業評価を実施することとなっている。30年報告においては、28年度の3補助金に係る事業評価について、29年度末現在、事業評価の結果が交付翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出されておらず、2か月から10か月程度提出が遅れているなどして、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができていない状況となっていたことを報告した。30年報告後の3補助金の状況について確認したところ、30年度に実施した補助事業に係る事業評価結果の国土交通本省等への提出について、交付要綱の期限である31年4月末までに完了していたのは、10地方運輸局等のうち3地方運輸局にとどまっていて、7地方運輸局等において、2か月から3か月程度提出が遅れていた（126、127ページ参照）。

J N T Oは、海外メディアの訪日取材・番組制作を支援して日本の魅力を紹介する記事の掲載等により現地における訪日意欲増進等を行う訪日プロモーション事業を実施している。30年報告において、J N T Oは、本事業の成果の管理に当たり、観光庁の「Visit Japan成果確認システム」に接続して評価を実施することとしているが、事業の評価を実施していなかったり、事業実施前に目標値を設定したのか確認できなかったりしたものが見受けられたことを報告した。30年報告後の訪日プロモーション事業の状況について確認したところ、J N T Oは、31年3月に事業担当者を対象とした部内研修会を実施して、事業実施前に目標値を設定した上で事業の評価を実施する旨を周知しており、令和元年度に契約した事業においては、仕様書において目標値を設定していた（127、128ページ参照）。

#### ウ 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向けたレガシーの創出に寄与することを目的として、日本文化の魅力を発信する事業・活動であることなどの要件を満たす事業をbeyond2020として認証する取

組を平成29年1月から行っている。30年報告においては、各地方公共団体の事業についてbeyond2020等の認証を受けた実績があるのは58地方公共団体であることなどを報告した。30年報告後の文化プログラムへの取組状況について確認したところ、30年度末現在において、認証を受けた実績があるのは62地方公共団体となっており、文化プログラムに取り組んでいる団体数が増加している状況となっている。一方、beyond2020及びロゴマークの認知度についてみると、オリパラ事務局が一般国民を対象に実施した認知度調査において、「beyond2020という文化プログラムを知っている」及び「beyond2020のロゴマークを見たことがある」と回答した回答者の割合は、28、29、30各年度のいずれの調査結果においても10%前後にとどまっており、beyond2020及びロゴマークの認知度が向上しているとは言い難い状況となっている（128～131ページ参照）。

農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊をビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域を令和2年までに500地域創出することを政策目標としていて、平成29年度に農山漁村振興交付金の対象事業として農泊推進対策及び農泊推進関連対策を創設している。農泊地域の創出に当たっては、両事業において、それぞれの事業目標を事業主体に設定させていて、政策目標の達成見込みを把握するためには、事業目標の達成状況を確認する必要があるとしている。30年報告においては、農林水産省において、各事業主体の取組の進捗状況を把握するとともに、異なる地域で行われている各取組を横断的に検証するなどして、農泊地域の創出の見込みを適切に把握して、目標年度等の到来を待つことなく必要な指導等を行う必要があることを報告した。30年度における農林水産省による指導等の状況を確認したところ、同省は、農泊推進対策で採択した地域の実態を把握して、地域協議会等の体制整備等について指導を行っているとしている。また、農泊推進関連対策で採択した地区についても、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策を実施するように指導を行っている。しかし、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した28団体について農泊推進対策を実施できたか確認したところ、30年度末現在において、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策が採択されたのは15団体（28団体の53.5%）となっていて、残り13団体（28団体の46.4%）は農泊推進対策が採択されていなかった。なお、上記13団体から農泊推進関連対策の計画を取り下げた1団体を除く12団体のう

ち5団体については、令和元年8月末現在、元年度の農泊推進対策に採択されている（131～133ページ参照）。

## 2 所見

国は、平成25年9月に大会の開催都市を東京都とすることが決定されて以降、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援を行っているところである。

大枠の合意においては、国は、東京都、大会組織委員会、関係自治体と共に、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくとしており、これまで、関係者間の連携を図るために様々な連絡会議等が実施され、大会の準備に関する進行管理等を行ってきたところであるが、大会の開催も間近に迫り、準備も大詰めを迎えようとしている。そのうち、大会施設については、J S C及びJ R Aが整備等を行っている新国立競技場を始めとした競技会場のように既に整備がほぼ完了しているものもあるが、大会を支障なく実施するためには、さらに、大会組織委員会がその一部の経費にパラリンピック交付金を充てて実施する仮設整備及びオーバーレイ整備を適切に実施する必要がある。また、大会施設の維持管理や運営、レガシーの創出等の大会終了後も見据えた準備等も着実に実施していく必要がある。

については、オリパラ事務局、各府省等、J S C及びJ R Aは、大会の成功に向けて、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と相互に緊密な連携を図って大会の準備、運営等に係る取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めめるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと

イ 国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がよりの確に行われるように働きかけていくこと

ウ J S C及びJ R Aは、引き続き、大会の開催に支障のないよう、所有する大会施設の

仮設整備及びオーバーレイ整備を実施する大会組織委員会と十分な調整を行っていくこと

エ J S Cは、引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJ S Cの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりすること、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

オ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業については、個々の施策の目的に沿って課題等の解消に向けて取り組むこと、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

会計検査院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技大会であることなどに鑑み、30年報告に続き、今回、30年報告の検査結果に対する改善状況、大会の開催に向けた取組等について分析して報告することとした。そして、令和2年には大会の開催を迎えて、国も大会組織委員会、東京都等と共に、大会の準備や運営に注力していくことになることから、引き続き、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策の状況について総括的な検査を実施して、その結果については、大会の終了後に取りまとめが出来次第報告することとする。



# 別 図 表 目 次

別図表1	各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧（平成25年度～30年度）	156
別図表2	オリパラ関係予算に係る事業別の執行状況一覧（平成25年度～30年度）	174

別図表1 各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧(平成25年度～30年度)

(単位:百万円)

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
各府省等が実施する大会の関連施策 合計			(340事業)			87,250	109,824	169,325	176,990	262,752	253,865	1,060,008	
【A】大会の円滑な準備及び運営			(179事業)			63,306	81,143	129,987	119,715	199,302	196,576	790,031	
①セキュリティの万全と安全安心の確保			(68事業)			1,651	3,497	4,683	7,081	7,146	14,855	38,916	
1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備			(2事業)			-	102	118	249	120	170	763	
1	内閣	国土強靱化基本計画に基づく対策の推進	自然災害が発生しても安全・安心な大会の実現や災害時に弱者となる外国人観光客等に必要となる対策を計画的かつ総合的に進めるなど見直し後の基本計画に盛り込んでいる。		-	-	102	118	249	120	151	743	
2	環境省	放射線対策委託費(特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム事業)	放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)の円滑な施行を目指し、特定放射性同位元素防護管理者等の候補者に教育及び訓練を実施		-	-	-	-	-	-	19	19	
2. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化			(13事業)			5	8	287	1,673	2,387	5,577	9,939	
3	内閣	国際テロ情報収集・集約体制の強化	大会の確実な成功等に寄与するために、「国際テロ情報収集ユニット」の新設(27年12月)、「国際テロ情報収集ユニット」の体制強化(28年9月)等を通じ、邦人関連事案に関する国際テロ情報収集・集約の体制・能力を抜本的に強化		B	-	-	43	429	158	962	1,593	
4	内閣	国際テロ対策等に資する情報共有の迅速化のための体制整備	「国際テロ情報集約室」に30年8月に設置した「国際テロ対策等情報共有センター」におけるテロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化		-	-	-	-	-	-	134	134	
5	法務省	乗客予約記録(PNR)情報の取得に係る機器の取得等	乗客予約記録(PNR)情報の電子的取得等に必要となる機器の取得等		B	-	-	131	192(内数)	200(内数)	199(内数)	131	
6	法務省	バイオメトリクスシステム顔画像照合機能の活用強化のための機器の取得等	テロリスト等の発見をより確実に行うために、入国審査等における顔画像照合機能の活用強化のための機器の取得等		B	-	-	-	629	-	-	629	
7	法務省	破壊的団体等調査	テロを含めた危険動向等の未然防止を始め、不審者・不穏動向の早期把握及び実態解明に向け、段階的に取組を実施		B	-	8	66	77	49	93	301	
8	外務省	情報収集機能の強化	大会の確実な成功等に寄与するために、「国際テロ情報収集ユニット」の新設(27年12月)、「国際テロ情報収集ユニット」の体制強化(28年9月)等を通じ、邦人関連事案に関する国際テロ情報収集の体制・能力を抜本的に強化		B	-	-	46	245	343	332	968	
9	財務省	リスク分析に必要な事前情報の取得・活用(輸出入・通関情報処理システム等経費)	事前旅客情報(API)に加え、入国旅客に係る乗客予約記録(PNR)も輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)による電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得		B	9,345(内数)	10,084(内数)	11,754(内数)	11,428(内数)	11,392(内数)	12,101(内数)	-	
10	国土交通省	保安検査の高度化	航空保安対策の強化に向けて、空港における先進的な保安検査機器の導入により保安検査を高度化		C	-	-	-	291	1,810	3,036	5,138	
11	国土交通省	旅客自動車運送事業等におけるアロ対策の強化	バスターミナル内の巡回に加え、先進的警備システム実証実験を実施し、追加措置を検討		-	-	-	-	-	-	2	2	
12	国土交通省	出入管理情報システムの導入	国際空港施設のゲートにおける本人・所属・立入目的の確認を電子的に行うことにより、制限区域への出入を確実かつ円滑に管理する出入管理情報システムについて、システムが導入されていない国際空港施設への導入を推進		-	-	-	-	342(内数)	300(内数)	416(内数)	-	
13	国土交通省	クルーズ船ターミナルへの先進的カメラシステムの導入	港湾のクルーズ船ターミナルの保安対策を強化するため、不審者や不審物を識別するための先進的なカメラシステムを港湾管理者が導入する際の参考資料を取りまとめ		-	-	-	-	-	-	9(内数)	-	
14	国土交通省	空港内監視の強化	ソフトターゲットに対するテロへの対策として、空港ターミナルビル一般区域の警戒強化を目指して、不審行動者を自動検知するなどの先進的警備システム及び爆発物等検知システムの導入に向けた取組を推進		-	-	-	-	-	24	19	44	
15	国土交通省	保安検査の高度化	航空保安対策の強化に向けて、空港における施設改修補助により先進的な保安検査機器の導入を推進		-	-	-	-	-	-	995	995	
3. 大会運営に係るセキュリティの確保			(19事業)			11	1,857	2,879	4,050	2,920	6,085	17,805	
16	内閣(警察庁)	海外における情報収集要員の配置	大会を標的とした国際テロ関連情報を含む各種情報収集体制の強化、海外治安情報機関との連携を図るために、事案対処を中心とするテロ関連情報等の収集を行う要員の配置を実施		O	A	-	-	19	-	-	19	「No.3」
17	内閣(警察庁)	海外治安情報機関関係者の招へい	大会に際して予定している各国治安情報機関を対象とした情報センターの設置に向けて、英国等のオリンピック開催経路の治安情報機関関係者の招へいを行い、セキュリティに関する情報交換等を実施		O	A	-	-	1	-	-	1	「No.4」
18	内閣(警察庁)	インターネット・オンセンターの設置	インターネット上のテロ関連情報の収集等、技術的手段による情報収集・分析強化のために、インターネット・オンセンターを設置		B	-	-	-	215	1	68	284	
19	内閣(警察庁)	警察職員の増員等の人的基盤の強化	我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るとともに、大会の成功に向けて、警察の事態対処能力を強化		C	-	-	-	130(内数)	116(内数)	-	-	
20	内閣(警察庁)	東京オリンピック・パラリンピック対策に係る新たな警備手法に関する調査研究	2012年ロンドン大会等における警備手法をまとめた報告書の作成に向けて、調査研究を実施		O	A	-	2	-	-	-	2	「No.2」
21	内閣(警察庁)	情報の収集・分析に要する経費	大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化		O	-	-	-	-	-	843	843	「No.6」
22	内閣(警察庁)	警察庁における指揮機能の強化に要する経費	大会期間中は、長期にわたり、複数の競技会場等の警備対策に当たる必要があることから、警察庁における指揮調整機能を強化		O	-	-	-	-	-	1,152	1,152	「No.9」
23	内閣(警察庁)	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事態対処能力の向上を図る		O	-	-	-	-	-	1,798	1,798	「No.7」
24	内閣(警察庁)	警備実施及び要人警護に要する経費	大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備		O	-	-	-	-	-	760	760	「No.8」

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考			
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計		
	25	内閣府(警察庁)	携帯電話用110番サ イテムの整備	スマートフォン等を使用した音声以外で緊急通報が行える全国一律の携帯電話用110番サ イテムの整備を検討	○	A	-	-	-	-	-	6	6		
	26	経済産業省	サイバーセキュリティ 経済基盤構築事業 (サイバー攻撃等国際 連携対応調整事 業)	一般社団法人JPCERTコーディネーション センターを通じ、各国の攻撃情報の集約・ 対応を行う機関(窓口CSIRT)との連携に より、国際的なサイバー攻撃基盤を共同 駆除する活動の支援	○	A	-	1,179	1,152	1,200	1,236	1,295	6,063		
	27	国土交通省	小型測量船の代替 整備	大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するために、東京港等の詳細な海 洋調査を実施し、海上警備体制構築に必 要な最新の情報を含んだ警備用参考図 等の整備を行うための小型測量船の代替 整備を実施	○	A	-	-	-	138	725	-	-	864	
	28	国土交通省	警備実施体制構築 のための調査	大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するために、関係機関からの情報 収集や研修の受講を実施	○	A	-	-	-	5	-	-	-	5	〔No.42〕
	29	国土交通省	特殊警備隊の能力 維持に係る武器更新	大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するため、特殊警備隊の能力を維 持するために、資機材の代替整備を実施	○	A	-	-	-	10	-	-	-	10	
	30	国土交通省	けん銃の代替整備	大会におけるテロの未然防止、デモ活動 に対応するために、けん銃の代替整備を 実施	○	A	-	-	-	6	-	-	-	6	
	31	国土交通省	災害対応体制の強 化	大規模災害発生時において、海難発生 の極小化、海上輸送機能の確保及びサブ ライチェーンの寸断の防止を図るため に、海上交通センターと各港内交通管 制室を統合の上、一元的な海上交通管 制を実施する体制を構築し、船舶への 警報の伝達や避難海域の情報提供等を 迅速確実に実施	○	B	11	678	1,724	2,453	956	47	5,872		
	32	国土交通省	テロの未然防止等 のための資機材等の 整備	テロ事案を始め、国民の安全・安心を 阻害するおそれのある活動や海上犯 罪等への対応に万全を期すための資機 材等を整備	○	A	-	-	-	-	-	-	112	112	
	33	環境省	試験研究炉等の核 セキュリティ対策	核原料物質、核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律(昭和32年法律第 166号)に基づき、試験研究用等原子 炉施設及び核燃料物質等の使用施設 の核物質防護規定に係る審査、検査 等を実施するとともに、核物質防護 規制の高度化等に資するため新核物 質防護システム確立調査を実施	○	A	-	54 (内数)	29 (内数)	17 (内数)	14 (内数)	29 (内数)	29 (内数)	-	
	34	環境省	原子力発電施設等 核物質防護対策事 業	原子力発電所等におけるサイバー攻撃 等の新たな脅威や輸送時の核セキュリ ティ、最新の防護設備等について試 験等による技術データ収集、分析に より有効性を評価するとともに、技 術動向の調査等を実施	○	A	-	144 (内数)	105 (内数)	111 (内数)	110 (内数)	120 (内数)	100 (内数)	-	
	4.		警戒監視、被害拡大防止対策等	(1事業)			-	-	-	-	10	10	21		
	35	厚生労働省	外傷外科医養成研 修事業	大会に向けた救急医療提供体制の整備 を図るために、爆発物や銃器、刃物等 の外的要因による創傷(切創、銃創、 爆創等)により生じた外傷治療を担 う外科医を育成し、負傷者への医療 提供体制を整備	○	A	-	-	-	-	10	10	21	〔No.39〕	
	5.		NBC(核・生物・化学物質)テロ対策の強化	(7事業)			508	601	555	137	563	826	3,192		
	36	総務省	特殊災害対応車両 の整備	NBCテロ災害への対応強化のために、 特殊災害対応車両のうち、大型除染シ ステム搭載車を消防組織法(昭和22 年法律第226号)第50条の無償使用 制度に基づき配備	○	B	-	-	32	28	32	-	94		
	37	総務省	国民保護訓練費負 担金	NBCテロ災害への対応能力向上のため に、国と地方公共団体とが共同で行 う訓練に係る費用で、地方公共団体 が支弁したものを国が負担	○	B	57	57	71	81	75	94	438		
	38	総務省	NBC災害専門部隊 教育の実施	NBC災害の専門救助部隊養成のため に、消防大学校におけるNBC災害 の教育内容を充実	○	C	0	0	0	0	0	0	2		
	39	総務省	テロ災害等対応資 機材の整備(化学剤 遠隔検知装置)	化学剤遠隔検知装置の整備	○	A	-	-	-	-	-	138	138		
	40	総務省	2020年東京オリン ピック・パラリンピ ック大会等の開催 に向けた消防・救急 体制の構築	ラグビーワールドカップ2019及び大 会の開催に当たり、競技会場等を管 轄する消防本部等を委員とした消防 対策協議会を各競技大会において設 置し、全ての会場において万全な消 防・救急体制を構築	○	A	-	-	-	-	-	4	4	〔No.14〕	
	41	厚生労働省	化学災害・テロ対応 医薬品の備蓄	「化学テロリズム対策についての提言」 (厚生科学審議会健康危機管理部会、 26年7月)において、東京大会等大 規模国際イベントに備えて解毒剤 の備蓄など化学テロについての対 応強化の必要性が指摘されたこと 等を踏まえ、26年度に備蓄を開始	○	A	-	88	-	-	-	131	219	〔No.40〕	
	42	厚生労働省	ワクチン対策事業	天然短ワクチンの備蓄を実施	○	B	450	455	450	27	455	455	2,293		
	6.		サイバーセキュリティ確保のための取組の推進	(7事業)			-	-	5	46	47	1,118	1,217		
	43	内閣府	リスク評価に基づく 対策の促進及び対 処体制(オリンピック ・パラリンピックCS IRT)の整備	大会の運営に大きな影響を及ぼし得 る重要システム・サービスを対象とし たリスク評価に基づく対策の促進 や、大会組織委員会を含めた関係 組織との情報共有の中核的組織とし ての対処体制(オリンピック・パ ラリンピックCSIRT)の整備に向けた 検討の実施	○	B	-	-	5	-	20	32	58		
	44	内閣府	政府機関における 高度なサイバーセ キュリティ人材育 成のための研修 の実施	政府機関における高度なサイバーセ キュリティ人材育成のための研修 の実施	○	B	-	-	-	31	-	-	31		
	45	内閣府	サイバーセキュリティ に係るリスクアセ メント支援業務	サイバーセキュリティに係るリスクア セスメント支援	○	B	-	-	-	11	27	113	152		
	46	内閣府	リオデジャネイロ大 会等への連携要員 の派遣	海外のサイバーセキュリティ機関と の連携を図るなどのために、リオ 大会等へ連携要員の派遣を実施	○	B	-	-	-	3	-	-	3		
	47	内閣府	サイバーセキュリティ 対処調整センター 及び情報共有シ ステムの構築	サイバーセキュリティに関する情報 収集と情報共有が24時間体制で 運用可能となるサイバーセキュリ ティ対処調整センター及び関係機 関と重要インフラ事業者等相互 の情報共有やインシデント対処 支援に資する情報共有システムを 構築	○	A	-	-	-	-	-	248	248		
	48	内閣府	重要インフラ事業者 等における情報シ ステムに係る緊急 点検	重要インフラ事業者等が自ら所有 する情報システムの脆弱性(リス ク)を評価し、その対策実施を促 進させるほか、第三者の視点から の評価を促進し、適切な評価の 実施が難しい事業者等に対して は、評価の支援を実施	○	A	-	-	-	-	-	329	329		

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計
	内閣府(警察庁)	サイバー攻撃の未然防止対策等に要する経費	大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、サイバー攻撃の未然防止対策等を実施	○	-	-	-	-	-	-	393	393	[No.11]
		7. 首都直下地震対策の強化	(12事業)			97	69	34	48	63	42	355	
	内閣府	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に係る人的・物的被害軽減対策等検討業務			B	63	-	-	-	-	-	63	
	内閣府	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に係る経済被害軽減対策等検討業務			B	34	-	-	-	-	-	34	
	内閣府	都心南部直下地震等発災時の市街地延焼火災の発生抑制に向けた方策及び情報集約・提供等に関する検討業務			B	-	18	-	-	-	-	18	
	内閣府	大規模地震における災害応急対策の具体的な活動内容に係る計画(仮称)作成に関する調査・検討業務			B	-	10	-	-	-	-	10	
	内閣府	首都直下地震及び中部圏・近畿圏直下地震に係る防災減災対策の検討業務			B	-	39	-	-	-	-	39	
	内閣府	木造住宅密集市街地を中心とした大規模地震時の火災延焼リスクと効率的な避難方策の検討及び感震ブレーカー等の効果的な普及促進方策に関する検討業務	大規模地震対策、津波対策、火山対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえて、被害想定や具体的な対策の検討、調査研究等を実施		B	-	-	24	-	-	-	24	
	内閣府	大規模地震における具体的な応急対策活動に関する計画策定等支援業務			B	-	-	9	-	-	-	9	
	内閣府	大規模地震時に延焼のおそれのある密集市街地の把握及び感震ブレーカーの普及や適切な避難誘導等に関する調査検討業務			B	-	-	-	21	12	-	34	
	内閣府	大規模地震における具体的な応急対策活動に関する計画改訂等支援業務			B	-	-	-	12	13	11	36	
	内閣府	大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策に関する調査検討業務			B	-	-	-	-	26	16	42	
	内閣府	緊急災害現地対策本部運営訓練における支援業務			B	-	-	-	5	-	-	5	
	内閣府	政府図上訓練等における支援業務	防災訓練大綱に定める「政府における総合防災訓練等」を実施		B	-	-	-	8	11	14	34	
		8. 避難誘導対策の強化	(3事業)			-	-	-	-	117	98	216	
	総務省	地域防災等のためのG空間情報の利活用推進	災害情報の視覚化が可能なシステム等のLアラート高度化システムの実現に寄与する取組として、Lアラートを介して提供される情報(文字情報)に地理空間情報を付与した避難指示等を情報発信するための標準仕様の策定に関する調査研究等を実施		-	-	-	-	-	116	98	215	
	総務省	外国人が必要とする防災・気象情報等へのアクセスの簡易化	避難勧告等について、多言語辞書を作成		-	-	-	-	-	0	-	0	
	国土交通省	民間事業者による多言語情報配信のための環境整備	気象情報等に用いられる文言を多言語化するための資料を作成・公開し、民間事業者による外国人への防災気象情報の提供を支援		-	-	-	-	-	0	-	0	
		9. 感染症対策の推進	(3事業)			1,028	857	802	874	915	925	5,403	
	厚生労働省	風しん抗体検査事業	風しんの予防接種が必要である者を検出するために、地方自治体が行う抗体検査に対する国庫補助		B	-	557 (内数)	167 (内数)	318 (内数)	306 (内数)	1,343 (内数)	-	
	厚生労働省	結核対策特別促進事業	2020年までに低まん延国になることを目指し、健康診断、公費負担医療、予防接種、直接服薬確認療法(Directly Observed Treatment, Short-course:DOTS)による対策等、総合的な結核対策を推進		B	521	318	254	257	255	250	1,858	
	厚生労働省	感染症発生動向調査事業	感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止		B	506	539	548	616	659	674	3,545	
		10. 食中毒予防対策の推進	(1事業)			-	-	-	-	-	-	-	
	厚生労働省	HACCP導入推進事業	食品の安全管理の国際標準であるHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)による工程管理の導入を推進		B	-	127 (内数)	1,133 (内数)	128 (内数)	143 (内数)	152 (内数)	-	
		②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策	(35事業)			34,271	10,511	28,385	39,332	50,241	45,396	208,139	
		11. 出入国審査の円滑化	(6事業)			-	299	767	3,434	744	2,951	8,198	
	法務省	自動化ゲートの更新・増配備	あらかじめ入国管理局(平成31年4月1日以後は出入国在留管理庁)に個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利用登録を行った者が、出入国時に自動的に出入国手続を行うことができる自動化ゲートの更新・増配備		B	-	71	213	213	213	213	923	
	法務省	顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入	日本人帰国審査を合理化し、外国人出入国審査の迅速化を図るために、顔認証技術を活用した自動化ゲートを導入		B	-	-	-	199	169	2,169	2,538	

分野、施策の区分	府省等名注(1)	事業名	事業概要	オリパラ関係予算注(2)	ABC分類注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
	法務省	外国人の出国手続における自動化ゲート利用の検討	入国審査時に取得した個人識別情報又はICチップ内の個人識別情報と出国時の個人識別情報を照合することにより、事前登録することなく出国時の自動化ゲートの利用が可能		B						19	482	502	
	法務省	トラスティド・トラベラー・プログラム(TTP)に係るシステム開発	TTPの開始に向けて、「信頼できる渡航者」に係る申請の受理・管理、審査結果等の管理及び特定登録者カードの発行・管理等の機能を有する特定登録者システムの開発を実施		B			313	490	86		86	976	
	法務省	縦型審査ブース改修・設置	横型の審査カウンターを改修して縦型の審査カウンターを詰めて配置することで、急増する訪日外国人旅行者を円滑に誘導・審査できるようにし、もって、空港での最長審査待ち時間の縮減・解消を図る		B		228	241	10	255			736	
	法務省	バイオカードの導入	上陸審査場での最長待ち時間を短縮することを目的として、上陸審査待ち時間を活用した個人識別情報を事前に取得する「バイオカード」の導入		B				2,521				2,521	
		12. CIQ体制の強化等	(5事業)							8	5	4	17	
	法務省	入国審査官の増員	入国審査官の増員		B			24,089(内数)	25,726(内数)	26,930(内数)	28,520(内数)			
	財務省	税関職員の増員	税関職員の増員		B			61,706(内数)	62,890(内数)	64,137(内数)	65,180(内数)			本図表には、出入国審査・税関・検疫(CIQ)に係る人的体制の充実強化を図るために措置された27年度からの増員を計上
	厚生労働省	検疫所職員の増員	検疫所職員の増員		B			5,855(内数)	6,173(内数)	6,370(内数)	6,698(内数)			
	農林水産省	動植物検疫官の増員	動植物検疫官の増員		B			9,886(内数)	10,062(内数)	10,230(内数)	10,408(内数)			
	農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	大会における馬術競技において、馬びろプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して円滑な大会実施に資するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの生息調査を実施し、生息分布状況を踏まえた駆除及び駆除効果を測定し、清浄性を確認		○ A				8	5		4	17	「No.41」
		13. 首都圏空港の機能強化	(1事業)											
	国土交通省	首都圏空港整備事業	羽田空港の飛行経路の見直し等により2020年までに羽田・成田両空港の空港処理能力を約8万回拡大		B				59,362(内数)	61,074(内数)	72,484(内数)			
		14. 空港アクセス等の改善	(1事業)					21					21	
	国土交通省	羽田空港の深夜早朝時間帯における利用促進調査	深夜早朝時間帯におけるアクセスバスの運行		B			21					21	
		15. 道路輸送インフラの整備	(1事業)			31,832	7,241	22,570	31,134	46,188	38,233	177,202		
	国土交通省	首都圏高速中央環状品川線・晴海線、一般国道357号・14号、臨港道路南北線の整備 (直轄) (交付金)	首都圏高速中央環状品川線(27年3月7日開通)・晴海線、一般国道357号(立体化等)・14号、臨港道路南北線について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援		B	16,124	1,813	19,512	29,422	42,553	32,017	141,443		
		16. 大会開催時の輸送	(1事業)							3			3	
	内閣府(警察庁)	オリンピック開催時における交通対策の視察	大会で実施する交通対策の検討に当たり、2016年開催のリオ大会における交通状況の把握及びオリンピック・レーン等各種交通対策の視察		○ A					3			3	「No.5」
		17. 多言語対応の強化	(5事業)					23	20	3	285	333		
	国土交通省	道路案内標識の英語表記改善 (直轄) (交付金)	・東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定 ・案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取組を推進		B			72,323(内数)	89,152(内数)	95,646(内数)	77,167(内数)			69
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性向上を支援		B				4,913(内数)	4,147(内数)	1,358(内数)			
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入基盤整備事業	ハード面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最高水準の観光拠点の整備を加速化		B				218(内数)	5,228(内数)				
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入加速化事業	ソフト面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最高水準の観光拠点の整備を加速化		B				265(内数)	2,904(内数)				
	国土交通省	旅行環境整備事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性向上を支援		—						264		264	
		18. 無料公衆無線LAN	(8事業)					648	412	637	1,302	3,001		
	総務省	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるために、観光拠点及び防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体・第三セクターに対して、その費用の一部を補助		B			620	322				942	
	総務省	携帯電話等エリア整備事業のうち公衆無線LAN環境整備支援事業	防災拠点等における住民の情報収集等の利便性を高めるために、防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体・第三セクターに対して、その費用の一部を補助		B				90				90	
	総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対して、その費用の一部を補助		B					637	1,246	1,884		
	総務省	無料公衆無線LANの利用開始手続等の簡素化・一元化に係る実証実験	無料公衆無線LANの利用開始手続等の簡素化・一元化に係る調査研究を実施		B			27					27	

分野、施策の区分	府省等名注(1)	事業名	事業概要	オリパラ関係予算注(2)	ABC分類注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
	93	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性向上を支援		B	-	-	-	1,132 (内数)	252 (内数)	1,131 (内数)	-	
	94	国土交通省	訪日外国人旅行者受入基盤整備事業	ハード面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最高水準の観光拠点の整備を加速化		B	-	-	-	12 (内数)	262 (内数)	-	-	
	95	国土交通省	訪日外国人旅行者受入加速化事業	ソフト面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図り、世界最高水準の観光拠点の整備を加速化		B	-	-	-	10 (内数)	265 (内数)	-	-	
	96	国土交通省	旅行環境整備事業	観光案内所等の機能向上や、鉄道駅・バスターミナル等における情報発信・利便性向上を支援		-	-	-	-	-	-	56	56	
	19.		宿泊施設の供給確保に向けた対策	(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
	20.		医療機関における外国人患者受入環境整備	(2事業)			63	68	130	117	129	101	609	
	97	厚生労働省	医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業	医療通訳・医療コーディネーターの配置支援や院内資料の多言語化等の支援を実施		B	53	58	123	110	121	96	561	
	98	厚生労働省	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業	日本国内の医療機関に対し、多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応等、外国人患者の受入に資する体制を第三者的に評価することを通じて、国内の医療機関を受診する全ての外国人に、安心・安全な医療サービスを提供できる体制づくりを支援		B	10	10	7	7	8	4	47	
	21.		外国人来訪者等への救急・防災対応	(2事業)			-	-	76	89	-	-	165	
	99	総務省	119番緊急通報多様化に向けた検討	音声による意思疎通が困難な感覚・言語障害者が、いつでも全国どこでも最寄りの消防本部へ通報できる仕組みを作るべく、技術条件仕様を策定		B	-	-	73	74	-	-	147	
	100	総務省	多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討	(27年度)防災アプリに関する調査及び有識者会合を開催し、全国で利用できる避難誘導に関する防災アプリに求められる機能・条件について意見交換を行った。また、試験用アプリ作成及び実地による機能確認試験を実施し、報告書を作成(28年度)27年度の事業を踏まえて、自然災害のうち津波被害を対象として、全国各自治体の地域特性に応じた避難支援方法の検討と、避難支援アプリの開発推進に関する検討を実施し、「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を作成		B	-	-	3	14	-	-	18	
	22.		国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進	(1事業)			2,375	2,879	4,146	3,614	1,922	2,218	17,157	
	101	国土交通省	無電柱化の推進(直轄)(交付金)	大会を控えて、美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から無電柱化を推進		B	1,581 (内数) 2,375	846 2,032	1,020 3,126	1,379 2,234	1,346 576	1,587 631	6,180 10,976	
	23.		外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備	(2事業)			-	-	22	496	609	299	1,427	
	102	経済産業省	IoTを活用した新ビジネス創出推進事業(IoT活用おもてなし実証事業)	2020年に向けて、利用者に緊張感を感じさせることなく、各種サービスを超えてデータが共有できる基盤(おもてなしプラットフォーム)を整備し、社会実装を目指す。訪日外国人が国内滞在にシームレスな"おもてなし"を受けることを可能にする。		B	-	-	-	496	609	299	1,405	
	103	経済産業省	我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(国内における消費活動を促進するプラットフォーム構築に係る調査)	訪日外国人のストレスフリーを実現する「消費活動促進(おもてなし)プラットフォーム」の構築に向けて、既存事業者の競争領域を踏まえた課題の洗い出し、実現に必要なビジネスモデルやルールに関する検討及び参考となる事例の収集、実現に向けたロードマップの検討		B	-	22	-	-	-	-	22	
	③		暑さ対策・環境問題への配慮	(30事業)			20,569	49,804	66,635	44,112	50,910	45,916	277,948	
	24.		環境配慮の推進	(12事業)			438	834	1,289	1,436	2,120	1,104	7,223	
	104	環境省	ヒートアイランド現象に対する適応策検討調査業務	街路空間等におけるヒートアイランド現象に対する適応策の調査・検討を実施		C	51	42	22	5	9	9	142	
	105	環境省	微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策事業	微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの削減に向けて、PM2.5等の機構解明のための解析の高度化、発生源の把握・生成機構の解明、シミュレーションモデルの高度化及び対策の検討・実施		C	234	394	435	585	488	488	2,626	
	106	環境省	大気環境システム整備事業	全国の都道府県等とオンラインで接続した大気汚染物質広域監視システム(通称:そらまめ君)により、大気汚染の状況をホームページ上でリアルタイムに公開するためのシステムを運用・管理		C	152	138	170	153	175	163	954	
	107	環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	大会では、外国人を含む多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物の排出が予想されるため、分かりやすく、実効性の高い分別ラベルについて検討を行い、分別ラベル等の運用に関するガイドラインを策定し、認知度向上と普及を図る。		○ A	-	-	21	15	-	-	36	〔No.45〕
	108	環境省	熱中症対策推進事業	大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法等開発や観客、特に日本の夏に慣れていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策の検討		○ A	-	-	13	40	24	18	97	〔No.44〕
	109	環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	オリパラ主要競技会場周辺等の14地区程度を対象に気温、湿度等を実測調査するとともに、暑さ指数の推計手法を確立		○ A	-	-	-	-	28	29	58	〔No.47〕
	110	環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	・大会におけるグリーン購入の実施に関する技術的支援を視野に、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握 ・さらに、国内外イベントにおける環境配慮の取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用した各種イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを策定し、大会での活用を検討		○ A	-	-	7	4	1	-	14	〔No.46〕

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計
	111	環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	○	A	-	-	276	2	-	-	279	[No.43]
	112	環境省	容器包装における環境負荷低減効果等モデル実証事業のうち2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける3R推進の調査・検討	△	B	-	-	-	3	2	0	7	[No.48] オリパラ関係予算は30年度のみ
	113	環境省	皇居外苑水環境改善事業		B	-	39	64	69	193	234	602	
	114	環境省	国民公園における競技会場周辺の環境整備事業		B	-	449 (内数)	229	527	1,143	119	2,021	
	115	環境省	国立公園等における外国人旅行者向けの魅力発信の強化		B	-	219	47	25	50	38	383	
25.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決 (14事業)						9,781	41,441	58,443	35,168	43,542	41,074	229,452	
	116	経済産業省	グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金		B	-	15,169	21,059	7,819	12,816	12,659	69,525	
	117	経済産業省	需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金		B	-	-	-	1,602	2,112	2,448	6,163	
	118	経済産業省 【NEDO】	水素利用技術研究開発事業		B	1,734	3,593	4,649	4,308	3,730	-	18,016	
	119	経済産業省 【NEDO】	水素社会構築技術開発事業		B	-	7	1,809	2,344	6,485	7,510	18,158	
	120	経済産業省 【NEDO】	固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業		B	-	-	3,165	3,093	2,309	2,058	10,626	
	121	経済産業省 【NEDO】	固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発		B	328	816	1,133	1,951	633	700	5,564	
	122	経済産業省	革新的エネルギーマネジメントの確立		B	5,593	3,827	-	-	-	-	9,420	
	123	経済産業省	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金		B	69	3,749	11,789	3,744	2,890	3,411	25,655	
	124	経済産業省	燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金		B	2,055	14,264	13,774	7,966	6,748	5,004	49,815	
	125	経済産業省	福島県における再生可能エネルギー由来水素製造実証のための発電設備の整備支援事業費補助金		-	-	-	-	-	-	2,699	2,699	
	126	国土交通省	地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業		B	-	14	33	105	101	-	253	
	127	環境省	再エネ等を活用した水素社会推進事業(一部経済産業省連携事業)のうち地域連携・低炭素水素技術実証事業		C	-	-	798	1,571	4,287	2,743	9,400	
	128	環境省	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業(一部経済産業省・一部国土交通省連携事業)のうち地域再エネ水素ステーション導入事業及び水素ステーション保守点検支援事業		B	-	-	228	659	1,241	1,014	3,144	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
						No.								
	129	環境省	再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業(一部経済産業省、一部国土交通省連携事業)のうち水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業		C						184	822	1,007	
	26. アスリート・観客の暑さ対策の推進 (4事業)					10,349	7,528	6,902	7,507	5,247	3,737	41,272		
	130	経済産業省	製造基盤技術実態等調査(都市部における暑熱対策・技術と化学産業の貢献可能性に関する調査)		B						4 (内数)			
	131	国土交通省	路面温度上昇抑制機能を有する舗装の整備等 (直轄・調査) (直轄・工事) (交付金)		B			17	17	19			55	
	132	国土交通省	気象情報に係る予測精度の向上及び充実		C	10,331	7,518	6,770	7,390	5,179		3,725	40,915	
	133	環境省	余剰地下水等を利用した低炭素型都市創出のための調査・検証事業		C			99	99				198	
	④メダル獲得へ向けた競技力の強化 (18事業)					5,413	7,245	10,965	14,839	22,590	24,854	85,907		
	27. 競技力の向上 (8事業)					4,891	6,295	9,886	11,201	13,085	11,174	56,534		
	134	文部科学省 【JSC】	競技力向上事業		△ A			6,437	7,707	10,894	9,409	34,449	「No.27」本図表ではJSCにおける支出額、別図表2では国からJSCへの運営費交付金支出額を記載しているため、計数は一致しない。	
	135	文部科学省	日本オリンピック委員会補助		○ A	2,356	2,376	77	84	112	112	5,119	「No.15」	
	136	文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助(競技力向上推進事業等)		△ A		1,012 (内数)	61	51	51	52	215	「No.30」オリパラ関係予算としての登録は27年度以降	
	137	文部科学省	次世代アスリート特別強化推進事業		○ A	377	383					761	「No.19」	
	138	文部科学省	2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト		○ A		1,024					1,024	「No.23」	
	139	文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業		○ A	2,084	2,267	2,934	2,974	1,588	1,293	13,143	「No.16」	
	140	文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト		○ A	71	243	314	310	350	205	1,497	「No.18」	
	141	文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業(28年度当初予算・国際情報戦略強化事業)		○ A			61	73	88	100	323	「No.31」	
	28. 強化・研究拠点の在り方 (7事業)					519	592	720	3,512	8,128	12,141	25,614		
	142	文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業		○ A	518	578	606	764	853	783	4,104	「No.17」	
	143	文部科学省 【JSC】	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備		△ A			1	2,648	5,376	10,330	18,356	「No.29」本図表は、JSCにおける自己収入を財源として実施した額を含む支出額であるため、別図表2の計数と一致しない。	
	144	文部科学省	ハイパフォーマンスセンター情報システムの基盤整備		○ A				9	998		1,008	「No.33」	
	145	文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備		○ A					814	945	1,760	「No.34」	
	146	文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト		○ A			95	89	85	81	352	「No.28」	



分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考		
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計	
	147	文部 科学 省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	○	-	0	2	16	-	-	-	19	「No.20」	
	148	文部 科学 省	パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究	○	-	-	11	-	-	-	-	11	「No.24」	
	29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上 (3事業)					2	356	358	126	1,376	1,537	3,758		
	149	防衛 省	自衛官アスリート育成基盤の整備		B	-	-	-	39	3	48	91		
	150	防衛 省	体育教官等の部外委託(アスリート関連)		B	2	7	12	-	23	16	61		
	151	防衛 省	後方支援施設整備(防災拠点)		B	-	349	346	86	1,349	1,473	3,606		
	30. 射撃競技における競技技術の向上 (0事業)					-	-	-	-	-	-	-		
	⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備 (2事業)					188	212	180	191	235	328	1,336		
	31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備 (2事業)					188	212	180	191	235	328	1,336		
	152	文部 科学 省	ドーピング防止活動推進事業		△	A	187	202	160	153	196	279	1,179	「No.35」 オリパラ関係予算としての登録は29年度以降
	153	文部 科学 省 【JSC】	ドーピング防止活動の推進		B	1	10	20	37	38	48	156		
	⑥新国立競技場の整備 (1事業)					1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413		
	32. 新国立競技場の整備等 (1事業)					1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413		
	154	文部 科学 省 【JSC】	新国立競技場の整備		△	A	1,188	8,643	17,298	11,602	35,668	62,012	136,413	「No.21」, 「No.25」 オリパラ関係予算としての登録は25年度の運営費交付金並びに26年度及び28年度の政府出資金。本図表ではJSCにおける支出額、別図表2では国からJSCへの運営費交付金及び出資額全額を記載しているため、計数は一致しない。
	⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成 (16事業)					24	1,226	1,676	2,254	1,521	1,827	8,530		
	33. Sport for Tomorrow プログラムの実施 (11事業)					24	1,226	1,550	1,507	1,202	1,501	7,013		
	155	外務 省	スポーツ外交推進事業		B	-	-	59	98	59	59	277		
	156	外務 省	無償資金協力(文化無償資金協力)		B	106 (内数)	154 (内数)	219 (内数)	98 (内数)	60 (内数)	1,418 (内数)	-		
	157	外務 省	無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)		B	2,068 (内数)	3,167 (内数)	2,897 (内数)	3,229 (内数)	3,140 (内数)	2,263 (内数)	-	Sport for Tomorrow プログラムの認定を受けた範囲で支出額の切り分けができない事業については、事業全体の内数表記としている。	
	158	外務 省 【JICA】	国民参加型協力関係( JICAボランティア)		B	11,136 (内数)	11,896 (内数)	12,510 (内数)	12,027 (内数)	12,044 (内数)	11,025 (内数)	-		
	159	外務 省 【JICA】	JICA技術協力		B	24	281	457	486	308	630	2,188		
	160	外務 省	対日理解促進交流プログラムJENESYS		B	-	-	1,700 (内数)	2,064 (内数)	1,713 (内数)	1,625 (内数)	-		
	161	外務 省	日露青年交流事業		B	-	-	-	2,972 (内数)	-	-	-		
	162	外務 省	日露草の根交流事業		B	0 (内数)	0 (内数)	0 (内数)	0	0	0	0		
	163	文部 科学 省	スポーツ・アカデミー形成支援事業		○	A	-	553	554	457	399	378	2,343	26年度 「No.22」, 27年度以降 「No.26」
	164	文部 科学 省	戦略的国際スポーツ国際貢献事業		○	A	-	196	300	281	250	249	1,277	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
	165	文部 科学 省	国際アンチ・ドーピング強化支援事業	・アンチ・ドーピング活動が遅れている国へのドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンポジウム開催等を通じ、世界のスポーツにおけるドーピング撲滅に貢献 ・アジアのアンチ・ドーピング防止活動等の発展を促進するために、アジア・ドーピング防止基金及び世界ドーピング防止機構(新研究基金)に対して、資金を提出	○	A		194	179	184	184	183	926	26年度 [No.22]、 27年度以降 [No.26]
	34.		国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及 (3事業)						125	273	286	296	981	
	166	文部 科学 省	オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業(オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業)	オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、大会の成功に資するために、オリンピック・パラリンピック教育を全国に展開	○	A			92	214	276	276	860	[No.26]
	167	文部 科学 省	学校でのオリンピック・パラリンピック理解促進事業	全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割等の教育を促進するための指導参考資料を作成し、オリンピック・パラリンピック教育を促進	○	A			32	49			81	
	168	文部 科学 省	デジタルアーカイブ調査研究事業	主要なスポーツ系資料の保存・利用状況等に関する調査研究の実施、スポーツ・アーカイブの利活用に関する有識者会議の実施		B				9	9	19	38	
	35.		スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催 (1事業)							473			473	
	169	文部 科学 省	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	観光とも運動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信する国際フォーラムを官民協働で開催することで、国際的な機運の向上に資するとともに、最先端科学技術分野を始めとする様々な分野において、対日直接投資の拡大等に寄与する情報を発信	○	A				473			473	[No.32]
	36.		Special プロジェクト2020の実施 (1事業)								32	30	62	
	170	文部 科学 省	Specialプロジェクト2020	大会のレガシーとして共生社会を実現するために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施		B					32	30	62	
	⑤その他		(9事業)				0	2	162	300	30,987	1,385	32,839	
	37.		記念貨幣の発行検討 (1事業)											
	171	財務 省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣の製造	大会記念貨幣の製造		B								貨幣別の製造原価については、通貨の信認に関わるため従来より公表していない。
	38.		大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等 (0事業)											
	39.		記念自動車ナンバープレートの発行 (0事業)											
	40.		知的財産保護の在り方検討 (0事業)											
	41.		式典等大会運営への協力検討 (3事業)				0	2	5	192	50	87	339	
	172	防衛 省	カラー・スモークに関する調査研究	ブルー・インパルスにおけるカラー・スモークの再開に関する調査の実施		B	0	1		109	45	73	231	
	173	防衛 省	常装等改正検討のための試作品作成	特別儀じょう演奏服装の試作品作成		B			5	25			31	
	174	防衛 省	特別儀じょう服装等の整備	特別儀じょう演奏服装の作成		B		1		56	4	13	77	
	42.		建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置 (1事業)						157	72	75		305	
	175	国土 交通 省	建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置	復興事業の更なる加速を図りつつ、大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するために、緊急かつ時限的措置(2020年度で新規受入終了)として、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用を促進		B			157	72	75	75 (内数)	305	
	43.		大会に向けた各種建設工事における安全確保 (1事業)							35	44	64	144	
	176	厚生 労働 省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	大会における大会施設の整備やインフラ整備、再開等の各種建設工事において、労働災害の増加を招かないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し、安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を実施	○	A				35	44	64	144	[No.37]
	44.		大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現 (2事業)								816	1,233	2,050	
	177	総務 省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	大会では、海外持込みの無線機を含む多種多様な無線局の運用及びそれに伴う通信需要の激増が予想されることから、東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるために、異なる無線システム間の効率的な周波数共同利用の実現に向けた技術的検討を実施	○	A					193	366	559	[No.12]
	178	総務 省	電波の監視等に必要経費	競技会場内において電波監視のためのアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除							623	867	1,490	
	45.		東京パラリンピック競技大会開催準備 (1事業)								30,000		30,000	
	179	文部 科学 省	東京パラリンピック競技大会開催準備	大会開催経費のうち、関係者(東京都、大会組織委員会、国、会場所在自治体)間の29年5月の合意を踏まえて、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担	○	A					30,000		30,000	[No.36] 支出額は、国から東京都への交付額全額を記載

分野、施策の区分	府省等名注(1)	事業名	事業概要	オリパラ関係予算注(2)	ABC分類注(3)	支出額							備考
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
<b>【B 大会を通じた新しい日本の創造】</b>			(159事業)			23,943	28,680	39,337	57,140	63,325	57,110	269,538	
<b>(1) 大会を通じた日本の再生</b>			(43事業)			4,033	7,232	13,311	25,748	30,584	21,022	101,933	
<b>①被災地の復興・地域活性化</b>			(8事業)			-	-	-	817	49	121	988	
46. 被災地と連携した取組の検討			(2事業)			-	-	-	0	-	-	0	
復興	復興	「復興ポータルサイト」の開設	復興庁HPに「復興ポータルサイト」を開設し、復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報を発信		B	-	-	-	0	17 (内数)	17 (内数)	0	
復興	復興	東日本大震災からの被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進事業	IOC調整委員会等公式夕食会等において、東北3県の復興についてPRを実施		B	-	-	-	-	200 (内数)	178 (内数)	-	
47. ホスタウンの推進			(2事業)			-	-	-	16	49	121	188	
内閣	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち③ホスタウン	ホスタウンについて、質の高い取組を全国に広げていくための調査を実施		○ A	-	-	-	16	27	-	44	
内閣	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち④オリパラ基本方針推進調査(ホスタウン)	オリハラ基本方針に盛り込まれた施策の推進にあたり、大会成功に向けた重点分野として、質の高いホスタウンの取組を全国に広げていくための調査を実施		○ A	-	-	-	-	22	121	144	[No.1]
48. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信			(4事業)			-	-	-	799	-	-	799	
経済	経済	グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業	令和2年に大規模なグローバルベンチャーサミットを開催		B	-	-	335 (内数)	396 (内数)	341 (内数)	580 (内数)	-	
経済	経済	対日投資促進事業【JETRO】	外部専門家を活用や自治体との連携を図り、有望な外国企業の発掘・誘致や海外での政府首脳によるトップセールス等を通じて、日本の魅力に関する情報発信を強化		B	31,698 (内数)	35,816 (内数)	3,486 (内数)	3,026 (内数)	2,966 (内数)	2,834 (内数)	-	
経済	経済	ジャパン・キャンペーン事業	海外における案件発掘型対日投資セミナーの開催や対日直接投資促進に関する広報手法の調査の実施等		B	-	-	-	256	-	-	256	
経済	経済	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金(グローバルイノベーション拠点設立等支援事業)	外国企業によるイノベーション拠点の設立や我が国企業等と連携して行う実証研究等に要する経費を補助		B	-	-	-	542	-	-	542	
49. 東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大			(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
<b>②日本の技術力の発信</b>			(29事業)			3,977	7,186	12,717	14,310	12,752	9,539	60,484	
<b>50. 社会全体のICT化の推進</b>			(14事業)			1,031	449	5,715	8,655	7,658	6,499	30,009	
総務	総務	グローバルコミュニケーション計画の推進 一多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証一	世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を推進するとともに、訪日外国人への対応の充実による観光産業の活性化等、地方創生に資するために、 ①多言語音声翻訳技術の対応領域及び対応言語の拡大に向けた研究開発、②病院・商業施設・観光地等における社会実証を実施しており、大会に向けてこれらの取組を加速		B	-	-	1,362	1,262	1,396	698	4,719	
総務	総務	IoTおもてなしクラウド事業 (27年度事業名: デジタルサイネージ相互運用性検証事業)	IoT時代の技術進歩の成果を踏まえて、訪日外国人等のスムーズな移動、観光、買物等の実現に向けて、スマートフォン、交通系ICカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするために、複数地域で実証を実施		B	-	-	37	639	244	-	921	
総務	総務	4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援	4K・8Kの着実な推進のために、国、放送事業者、受信機メーカー、通信事業者等の関係者が連携して、4K・8Kサービスの実現に必要な技術の実証を実施		B	-	-	396	381	-	-	778	
総務	総務	第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発	2020年の第5世代移動通信システム(5G)実現に向けて、大容量化、超高速化等に関する技術の研究開発を実施し、周波数の有効利用を促進		B	-	-	1,826	2,326	2,186	2,154	8,493	
総務	総務	多数デバイスを収容する携帯電話網に関する高効率通信方式の研究開発	多数接続・低遅延の実現に向けて、携帯電話網へ多数のデバイスを収容可能とする高効率通信方式の研究開発を実施		B	-	-	-	219	295	248	763	
総務	総務	第5世代移動通信システム無線アクセス技術の相互接続機能に関する研究開発	複数の通信事業者が提供する無線アクセス技術の中から最適なものを選択し、利用可能とする技術等の研究開発を実施		B	-	-	-	80	99	108	288	
総務	総務	オープンデータ等利活用推進事業	オープンデータ等を活用したモデル実証等に取り組みことにより、データを活用した新事業・新サービスの創出、住民サービスの向上等を促進		B	-	-	44	21	18	-	85	
総務	総務	放送コンテンツの海外展開の促進	日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援		B	-	-	1,648	1,406	1,576	1,610	6,242	
総務	総務	サイバー攻撃複合防衛モデル・実践演習	巧妙化・複合化する標的型攻撃について、攻撃の解析・防御モデルの検討及び実践的な防御演習を実施し、我が国における標的型攻撃に対する対処能力を向上		A/B	1,031	449	398	689	-	-	2,568	
総務	総務	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築	IoTの普及や、大会を控えて、サイバーセキュリティの確保を担う人材の育成に早急に取り組むため、NICTに組織した「ナショナルサイバートレーニングセンター」において、①国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ等に対するサイバー攻撃について、実践的な演習、②大会の適切な運営に向けたセキュリティ人材の育成、③若手セキュリティスペシャリストの育成、を実施		A/B	-	-	-	-	1,375	1,490	2,865	

分野、施策の区分	府省等名注(1)	事業名	事業概要	オリパラ関係予算注(2)	ABC分類注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
	198	総務省【NIC T】サイバーセキュリティの強化	・28年度は、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえて、サイバー攻撃を再現し、その対処方法を研究・実証するために、複雑なネットワーク環境を模擬した設備を、情報通信研究機構に整備するとともに、当該設備については実践的なサイバー防御演習にも活用し、不足するサイバーセキュリティ人材の育成を抜本的に強化 ・29年度は、高度なセキュリティ人材育成を目的としたシステム基盤の構築等を実施		B				1,233	87		1,320		
	199	総務省ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応方策の推進事業	我が国における情報セキュリティ対策基盤を強化するため、関係事業者間におけるサイバー攻撃等の情報共有を実施		B				394	378		772		
	200	総務省競技会場におけるICT活用促進事業	競技会場において、訪日外国人や障害者などが防災情報や災害時における避難誘導等の情報を容易に入手できるよう高速無線LANやデジタルサイネージ等のICTを活用したモデル事業を実施		○						189	189	〔No.13〕	
	201	総務省オープンデータ・テストベッド整備等事業	地方公共団体等におけるオープンデータの取組を支援し、データを活用した新事業・新サービスの創出等を促進									250 (内数)		
	51.	大会における最新の科学技術活用の具体化 (10事業)					1,252	4,570	4,759	3,679	3,374	2,710	20,346	
	202	内閣府【JST】ゲリラ豪雨・竜巻事前予測	ゲリラ豪雨等の極端気象に係る災害情報を正確かつ時間的な余裕をもって提供することで、安全な大会運営の実現と来訪者の安全な滞在を確保		B			358	470	345	338	524	2,037	
	203	内閣府【JST】水素エネルギーシステム	水素社会実現への貢献を目指したエネルギーキャリア技術の開発を通じ、環境負荷の低い水素社会に向けた日本の可能性を世界へ発信		B			1,712	1,699	2,370	2,209	1,482	9,475	
	204	総務省自律型モビリティシステム(自動走行技術、自動制御技術等)の開発・実証	自動走行技術を実装した自律型モビリティシステムについて、自動走行に必要な高度地図データベースの更新・配信のための通信技術の開発や、自動走行技術、自動制御技術等を活用した安全・安心な自律型モビリティシステムの開発及び実証を推進		B				103				103	
	205	総務省膨大な数の自律型モビリティシステムを支える多様な状況に応じた周波数有効利用技術の研究開発	多様な分野への展開が期待されている自律型モビリティシステムを支える通信技術を確立するために、高度地図データベース等の多様な大容量な情報について、膨大な数の移動体との間でリアルタイムな取り取りを可能とする技術を確立するとともに、限られた電波資源を最大限に有効利用するための技術を確立		B						110	95	206	
	206	厚生労働省障害者対策総合研究開発事業(該当課題)	筋萎縮性側索硬化症等によりコミュニケーションが困難な方々の意思伝達を可能とするブレイン・コンピュータ・インターフェイスを用いた生活環境制御・コミュニケーション支援機器の開発と、体温調節が困難で、うつ熱、熱中症が問題になる頸髄損傷者の患者等に対して活用できる体温調節システムの実現のための取組を実施		B		50	42	49	11	28	22	204	
	207	厚生労働省感染症サーベイランス強化	世界各国から多くの人が流入することで懸念される感染症流行を迅速に探知するための感染症サーベイランスの強化		B		86	86	86	72	71	64	466	
	208	農林水産省生産現場強化のための研究開発	「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」として、 ①栽培コスト削減技術 ②日持ちの良い花き品種 ③採花後の日持ち延伸技術等を開発		B				105 (内数)	92 (内数)	88 (内数)	70 (内数)		
	209	経済産業省【NEDO】革新的低消費電力型インタラクティブシートディスプレイ技術開発	高精細で操作性や寿命等の基本性能は維持しつつ、樹脂等のシート基板と自発光型の有機ELを用いた中小型有機ELの革新的低消費電力型インタラクティブシートディスプレイの開発		B		156	952	1,355				2,465	
	210	経済産業省【NEDO】プリンテッドエレクトロニクス技術の研究開発	省エネ・大面積・軽量・薄型・フレキシブル性を実現可能なプリンテッドエレクトロニクスの技術開発を行い、産業競争力の強化と新規市場の創出に貢献		B		932	1,328	991	699	526	448	4,927	
	211	経済産業省【NEDO】福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)に基づき、福祉用具の開発を行う中小企業に対して助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進			B		27	87	105	76	89	71	458	
	52.	自動走行技術を活用した次世代都市交通システム (1事業)							23	116	388	361	1,219	
	212	内閣府【NEDO】戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動走行システム	東京の成長と高齢化社会を見据えた次世代都市交通システム(ART:Advanced Rapid Transit)の開発		B			23	116	388	361	329	1,219	
	53.	先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現 (1事業)					1,693	2,143	2,126	1,588	1,347		8,899	
	213	経済産業省ロボット介護機器開発・導入促進事業	高齢者の自立支援、介護実施者の負担軽減に資するロボット介護機器の開発・導入を促進し、我が国の新しいものづくり産業の創出に貢献		B		1,693	2,143	2,126	1,588	1,347		8,899	
	54.	高精度衛星測位技術を活用した新サービス (1事業)												
	214	内閣府高精度衛星測位技術を活用した新サービス	準天頂衛星を活用したマルチGNSS対応のスポーツ用デバイス(衛星測位トラック)の開発・実証実験		B							103 (内数)		
	55.	義肢装具等の先端技術の発信 (0事業)												
	56.	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進 (2事業)										10		10
	215	環境省レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するために、広く国民への情報発信を行うとともに、市町村の参加促進につながる支援事業の実施や、回収量の拡大やリサイクル効率化に向けた調査・検討等を実施		A/B							142 (内数)	105 (内数)	
	216	環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」促進支援業務	小型家電リサイクル制度に基づく「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取組促進を図るための業務を実施									10		10

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計
		③外国人旅行者の訪日促進	(6事業)			56	45	593	10,621	17,782	11,361	40,460	
		57. 「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興	(5事業)			-	-	499	10,368	17,546	11,180	39,594	
	内閣府(消費者庁)	地方消費者行政推進交付金	「地方消費者行政推進交付金」の活用等により、都道府県及び市区町村で設置されている消費生活センター等における訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制を強化		B	-	-	0	2	2	3	9	
	国土交通省	訪日プロモーション事業	世界的な広告会社の活用等を通じ、日本の観光ブランドイメージを確立し、戦略的に展開 ・海外の著名人やメダリストが各地で日本文化を体験する映像を制作し、海外キー局で配信		B	5,597 (内数)	5,492 (内数)	7,292 (内数)	9,299	16,248	9,842	35,390	
	国土交通省	ビジット・ジャパン地方連携事業	地方運輸局・沖縄総合事務局が、地方(自治体及び観光関係団体等)と広域に連携し、外国人旅行者に魅力のある地域の観光資源等を海外に発信し、外国人旅行者の訪日を促進		B	719 (内数)	728 (内数)	751 (内数)	780 (内数)	643 (内数)	610 (内数)	-	
	国土交通省	広域観光周遊ルート形成促進事業	訪日外国人旅行者の地方への誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、具体的なモデルコースを中心に、ターゲット市場へのプロモーション等、外国人旅行者の周遊促進の取組を支援		B	-	-	499	1,065	1,294	-	2,859	
	国土交通省	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組を支援		-	-	-	-	-	-	1,334	1,334	
		58. 水辺環境の改善	(1事業)			56	45	94	253	236	181	866	
	国土交通省	良好な水辺空間の形成等	河川敷地占用許可準則の緩和措置等を活用しつつ、まちづくりと一体となった水辺整備や水環境の改善を実施		B	56	45	94	253	236	181	866	
		(2) 日本文化の魅力発信	(51事業)			7,239	8,341	12,581	18,329	16,735	19,754	82,981	
		59. 文化を通じた機運醸成	(2事業)			-	-	-	336	291	1,220	1,848	
	内閣府	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち(ア)オリパラ基本方針推進調査(文化を通じた機運醸成)	オリハラ基本方針に盛り込まれた施策の推進に当たり、大会成功に向けた重点分野である文化に関する調査として試行プロジェクトを実施し、その効果と課題を分析し、全国的な横展開を図る。		○ A	-	-	-	336	255	219	812	「No.1」
	外務省	「ロシアにおける日本年」事業	政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流等の幅広い分野において、ロシア国内で日本を紹介する行事を実施		-	-	-	-	-	35	1,000	1,036	
		60. 文化プログラムの推進	(14事業)			7,187	8,119	12,246	16,947	12,482	13,460	70,444	
	内閣府	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち(イ)文化プログラム経費	日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化をいかに、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを作り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、日本全国に展開		○ A	-	-	-	13	31	42	87	「No.1」
	外務省	文化芸術交流事業	多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介することにより、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与		B	1,729	1,475	1,949	6,079	1,377	1,661	14,273	
	外務省	海外日本語事業	各国・地域に日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施		B	3,903	3,818	4,128	4,285	3,627	3,457	23,219	
	外務省	海外日本研究・知的交流事業	・フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用 ・国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成		B	1,331	1,041	1,067	1,083	936	945	6,405	
	外務省	アジア文化交流強化事業	アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を強化・推進		B	11	1,227	3,107	3,364	3,622	3,352	14,685	
	外務省	在外公館文化事業	在外公館が対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催(共催)する日本文化紹介事業		B	189	214	286	246	200	199	1,336	
	外務省	日本ブランド発信事業	日本全体のブランド向上に資するために、日本の強みや価値観、伝統、文化的背景等、日本の多様な魅力を海外に発信		B	21	18	36	34	16	26	154	事業内容による切り分けが難しいことから、その目的にかかわらず、事業の性質上大会に資する内容を含む事業の全体額を計上
	外務省	在外公館人的交流等支援事業	在外公館による事業実施が困難な遠隔地における文化行事・セミナーの開催等を、現地に精通し幅広い人脈を有する友好団体に委託し、より効果的な発信を行うとともに、当該友好団体の活動を支援		B	-	-	30	23	9	14	77	
	文部科学省	戦略的芸術文化創造推進事業	我が国の芸術文化の水準を牽引するトップレベルの芸術団体等に対し、我が国が芸術文化の振興における課題を明示し、それを解決するための取組を公募、実施することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上と優れた実演芸術の鑑賞機会の充実を推進		B	-	324	391	413	732	1,241	3,103	
	文部科学省	文化プログラム経費	国や世代、障害の有無を問わず、日本の文化芸術を楽しむことができる様々な公演・イベント等を開催し、その魅力を国内外に発信するための取組を年間を通じて実施		B	-	-	18	144	119	145	428	
	文部科学省	先進的文化芸術創造拠点形成事業(H30～)国際文化芸術発信拠点形成事業	芸術・産学官連携により持続的な地域経済の発展や社会的包摂の取組を牽引する地方公共団体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援		B	-	-	-	-	479	1,181	1,660	
	文部科学省	地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業(H30～)地域の美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター形成事業	地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援		B	-	-	1,231	1,219	1,066	922	4,439	
	厚生労働省	全国障害者芸術・文化祭開催事業	障害者の芸術文化活動の全国的な発表の場である「全国障害者芸術・文化祭」の開催を契機に、大会で予定されている文化プログラムにつなげるための取組を実施		△ A/B	-	-	-	40	71	113	224	「No.38」オリパラ関係予算は28年度のみで、支出額は14百万円
	厚生労働省	障害者芸術文化活動普及支援事業	芸術活動を通じた障害者の社会参加の一層の促進を図るために、過去実施したモデル事業で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を推進		B	-	-	-	-	191	155	346	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額						備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		計
		61. クールジャパンの効果的なPRの実施 (15事業)				49	217	290	601	336	247	1,743	
	内閣府	クールジャパン拠点連携実証調査	全国に点在するクールジャパン拠点間の連携・ネットワーク化を推進するための施策に係る実証プロジェクトを実施		B	-	-	-	118	-	-	118	
	外務省	ジャパン・ハウス事業	我が国の戦略的対外発信拠点であるジャパン・ハウスを創設・運営し、我が国の多様な魅力や政策・取組の発信を通して親日派・知日派の裾野拡大を推進		C	-	-	1,542 (内数)	4,176 (内数)	4,469 (内数)	2,964 (内数)	-	
	農林水産省	食によるインバウンド対応推進事業のうち地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業	地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化するために、「食と農の景勝地」に認定された地域等における農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、地域特有のストーリーとともに分かりやすく伝えるための映像化等を通じて海外に発信する取組を支援		C	-	-	-	51	52	32	135	
	経済産業省	日本コンテンツ関連イベントネットワーク構築・発信事業(28年度までコアフェスタにおけるネットワーク構築事業)	日本発コンテンツに係るイベントのネットワーク構築を行い、コンテンツを主軸としたオープン・イノベーションの在り方を検討し、国内外に向けて情報を発信		B	49	52	52	46	49	269 (内数)	250	
	経済産業省	ふるさと名物応援事業(インフルエンサー)	ふるさと名物を通して地域活性化の機運醸成に向けて、各地域が主体となって行う海外展開又は訪日外国人に対してPRすべきふるさと名物等の普及・周知を促すために全国の各地域を巻き込んで情報発信事業等を実施		B	-	-	99	-	-	-	99	
	経済産業省	海外情報発信事業(インフルエンサー)	民間団体等が、日本の高品質なサービス等に関する情報を国内及び環太平洋パートナーシップ協定に参加している国を始めとする海外に向けて発信し、国内外のサービス産業事業者や一般消費者等に対して周知すること、日本のサービス産業に関連する事業者の国際競争力を向上		B	-	-	-	30	-	-	30	
	経済産業省	小規模事業者等 JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業補助金(JAPANブランドプロデュース支援事業)	・複数の小規模事業者等が連携し、自らが持つ素材や技術、地場産品・伝統工芸品等の強みを踏まえた戦略を策定し、商品の開発や海外展示会への出展等を支援することにより、海外販路開拓の実現を図る。 ・加えて、クール・ジャパン戦略と連携し、地域が有する魅力の発掘等を行うプロデューサー人材等を派遣		B	-	94	-	-	-	-	94	
	経済産業省	ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド等プロデュース支援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色をいかした商材の開発、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を支援		B	-	-	96	95	99	-	291	
	経済産業省	ふるさと名物応援事業補助金(TPP対策 JAPANブランド等プロデュース支援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材の活用によって、日本の特色をいかした商材の海外展開に向けたブランディング・流通まで一貫したプロデュース活動や海外向け販路開拓、外国人観光客による国内消費の喚起に向けた中小企業者等が行う地域の産品の磨き上げや海外向けPR活動を支援		B	-	-	-	142	-	-	142	
	経済産業省	新興国市場開拓等事業費補助金(テストマーケティング等支援事業)	我が国の生活文化の特色をいかした魅力ある商品・サービスの海外販路開拓を行うおとする事業者が、製造・流通・広告等関係企業と連携した上で、新興国等において販路開拓に至るまでの一貫した取組を行うために必要な経費の一部を補助することにより、現地における継続的な事業展開を円滑に行えるよう支援		B	-	71	43	48	-	-	162	
	経済産業省	中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(中小企業海外見本市事業、中小企業内需依存型産業販路拡大展示事業、中小企業販路開拓対策事業)	海外市場に活路を見いだそうとする中小企業・小規模事業者に対して、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題まで、戦略的に支援を実施		B	-	368 (内数)	441 (内数)	593 (内数)	442 (内数)	505 (内数)	-	
	経済産業省	Joo QUALITY 商品認証事業	織り・編み、染色整理加工、縫製の3工程を日本国内で行っているアパレル商品を対象として、企業から申請のあった商品に対し認証ラベルを付する。		B	-	-	-	-	-	7 (内数)	-	
	経済産業省	ふるさと名物応援事業補助金(専門家招聘型プロデュース支援事業)	海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色をいかした商材の開発、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を支援		-	-	-	-	-	-	94	94	
	国土交通省	テーマ別観光による地方誘客事業	同じテーマで観光振興を図る複数地域によるネットワーク化を促進するために、複数地域のネットワークを構築し、このネットワークで共同プロモーション等の取組を行うとともに、共同シンポジウムの開催や共通マニュアルの作成等を実施		B	-	-	-	67	135	121	324	
	環境省	訪日外国人旅行者の利便性向上のための環境整備	訪日外国人対応のための国立公園施設の多言語化やサインの統一、ユニバーサルデザインの推進のための整備及び自治体への支援		B	7,712 (内数)	5,473 (内数)	5,592 (内数)	4,702 (内数)	9,806 (内数)	5,666 (内数)	-	
		62. 和食・和の文化の発信強化 (20事業)				2	4	44	442	3,625	4,825	8,945	
	農林水産省	オリンピック・パラリンピックアワード安定供給事業	花きの生産流通にとって最も厳しい真夏のオリンピック等の新たな需要に対応し、我が国ならではの香り高い高品質な花きを安定的に供給する上で必要な栽培試験、日持ち試験、各種情報の収集等に取り組み、その結果を取りまとめる。		B	-	-	20	-	-	-	20	
	農林水産省	和食に関連した日本文化(茶、畳、絹製品)PR手法等調査事業	畳、絹製品のPRを効果的・効率的に進めていくための手法等について調査を実施		B	2	-	-	-	-	-	2	
	農林水産省	農山漁村振興推進交付金	「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るために、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した潜在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援		B	-	-	-	-	1,541	2,324	3,866	
	農林水産省	農山漁村振興整備交付金	「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るために、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した潜在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援		B	-	-	-	-	1,741	2,073	3,814	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
						No.								
	農林水産省	農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業	訪日外国人による農林水産物の購入等の新たな需要を創出するための農山漁村における受入体制構築		C	-	-	-	394	189	-	583		
	農林水産省	森林認証材普及促進対策事業	森林認証材の普及促進		B	-	-	23	24	10	9	67		
	農林水産省	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた木材利用の実現可能性調査事業	過去の大会での木材の利用状況を把握するとともに、木材利用の効果、地方公共団体の移設・再利用のニーズについて調査を実施		C	-	4	-	-	-	-	4		
	農林水産省	外食産業における食品リサイクルマニュアル策定・普及事業	外食産業における食品リサイクルマニュアル策定・普及		B	-	-	-	12	-	-	12		
	農林水産省	食品産業リサイクル状況等調査委託事業(スポーツイベントにおける食品ロス削減手法に関する調査)	大規模スポーツイベントにおいて、通常時と食品ロス削減に効果的な啓発資料の活用や、提供手法の工夫を行った上で提供した場合の食品廃棄物量を計測し比較する等で効果的な手法を検証		-	-	-	-	-	-	4	4		
	農林水産省	国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業	我が国発の輸出用GAP(JGAP Advance※)の国際規格化や導入推進のための取組やGAP認証を取得しやすくするための技術マニュアルの策定、生産現場における指導員の育成や国際水準GAPの認証取得のために必要な取組を支援 ※ 現在は「ASIAGAP」		-	-	-	43 (内数)	296 (内数)	-	-	-		
	農林水産省	GAP体制強化・供給拡大事業	国内におけるGAPの取組レベルの底上げに向け、GAPの共通基盤に関するガイドラインに則したGAP(ガイドラインGAP)の取組を広く普及させるための取組や第三者がGAPの取組を認証する仕組みを導入するための取組を支援		-	-	-	-	-	50	-	50		
	農林水産省	国際認証取得拡大緊急支援事業	農産物等の輸出拡大に向け、農業者等によるGLOBAL.G.A.P.認証の取得のために必要な取組や日本発GAP認証(ASIAGAP)の国際規格化に向けた環境整備のための国際情勢等研修の開催、日本発GAP認証の取得、GAP審査員の育成等の取組を支援		-	-	-	-	-	2 (内数)	127 (内数)	-		
	農林水産省	GAP拡大推進加速化事業のうちGAP取組・認証拡大推進交付金	指導員等の育成・充実や活動推進を通じた生産者のレベラップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得のための環境整備や審査費用の補助など、都道府県の取組に対して交付金事業として機動的に支援		-	-	-	-	-	-	253	253		
	農林水産省	GAP拡大推進加速化事業のうち農業生産工程管理推進事業補助金	食品安全、環境保全、労働安全等のGAPの取組内容に関する生産者の理解度向上に向けた研修会開催等の取組や日本発GAP認証(ASIAGAP)の国際承認による国際規格化を促進するために必要な取組を支援		-	-	-	-	-	-	38	38		
	農林水産省	国産畜産物の輸出環境整備事業	日本版畜産GAPの策定、日本版畜産GAP等の認証取得、GAP認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境の構築等を支援		-	-	-	11	64	-	-	75		
	農林水産省	持続可能性配慮型飼養管理推進事業	日本版畜産GAPの認証取得の準備段階となる「GAP取得チャレンジシステム」を普及・啓発するための検討委員会の開催、研修会の開催等を支援		-	-	-	-	-	28	-	28		
	農林水産省	畜産GAP拡大推進加速化事業	日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、GAP認証取得、GAP認証取得の準備段階の取組となるGAP取得チャレンジシステムの普及等を支援		-	-	-	-	-	-	120	120		
	農林水産省	国際的に通用する我が国発の水産エコラベル認証取得推進事業(H28)	我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化に向けて、その認証取得、講習会の開催、普及指導員の育成並びに国内外事業者及び消費者等に向けての水産資源情報の提供体制の整備について支援		-	-	-	-	24 (内数)	-	-	-		
	農林水産省	日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業(H29)	我が国発の水産エコラベル認証の国内外への普及を加速化させるため、認証を取得しやすくするシステムの構築や、講習会・研修会の開催、海外専門家の招へい等について支援		-	-	-	-	-	1 (内数)	244 (内数)	-		
	農林水産省	日本発の水産エコラベル普及推進事業(H30)	我が国の事業者が取り組みやすい水産エコラベル認証規格の国際規格化や加工流通業者等を含めた国内外の認知度向上の取組、認証を取得しやすくなるためのコンサルティング等について支援		-	-	-	-	-	-	69 (内数)	-		
	(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現 (20事業)						498	905	1,309	1,442	1,206	1,239	6,602	
	63. スポーツ基本計画の策定 (0事業)						-	-	-	-	-	-	-	
	64-a. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 (10事業)						498	850	764	772	796	849	4,531	
	文部科学省	学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業	体育・保健体育の授業における現場が抱えている諸課題の解決に向けた先進的な取組を基に、解決プログラムを開発し全国的な普及を促進することによって、質の高い授業の実践が展開されることにより、体育授業での子供の「できる」の実感の拡大、子供の運動・スポーツに対する意欲や関心喚起、継続的な活動につなげ、ひいては、新しい学習指導要領の普及をより円滑に推進		B	-	-	-	-	28	25	54		
	文部科学省	学校における体育活動での事故防止対策推進事業(28年度まで体育活動における課題対策推進事業)	体育活動中の事故防止やスポーツ医・科学を活用した体育授業の効果的な実施等の様々な課題に対応し、安全でより効果的な体育活動を実施するための取組を推進		B	35	43	46	24	21	24	195		
	文部科学省	運動部活動指導の工夫・改善支援事業	スポーツ医・科学等を活用した運動部活動指導体制の構築や、多様な指導内容・方法の工夫改善を推進するとともに、体系的な資質向上のための研究協議や研修等の場の整備を行うことなどにより、体罰根絶や指導体制の充実を図り指導者の資質向上を推進		B	-	244	215	243	-	-	703		
	文部科学省	スポーツキャリアサポート戦略	大会に向けて、国としてアスリートの競技方向上を推進している中、トップアスリートが安心してスポーツに専念できるよう、アスリートのキャリアについて、関係者が協働して効果的な支援を行うための仕組みを構築		B	37	27	40	30	29	37	204		

分野、施策 の区分	府省 等注 (1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算注 (2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
						No.								
	文部 科学 省	スポーツ人口拡大に 向けた官民連携プロ ジェクト	ビジネスパーソン向け国民運動(運動・ス ポーツ習慣づくり)や年齢、性別、運動能 力といった違いを感じずに誰もが生涯を 通じて楽しめる新たなスポーツの開発等に 官民で連携して取り組むことにより、ス ポーツ人口を拡大		B						84	92	177	
	文部 科学 省	子供の運動習慣アッ プ支援事業	・日常的に運動・スポーツを実施する習慣 を身に付け、多様な体の動きを獲得すべ き年代の子供に対し、運動遊びプログラ ムを通じて、楽しみながら多様な動きを身に 付けることができる機会を提供 ・また、その年代の保護者を中心に、この 時期に多様な運動をすることの重要性を 啓発		B						9	7	16	
	文部 科学 省	日本体育協会補助	資質の高いスポーツ指導者を養成する「ス ポーツ指導者養成事業」やアジア地域と のスポーツ交流を推進する「アジア地区ス ポーツ交流事業」等の取組を支援		B	393	502	430	445	502	494	2,770		
	文部 科学 省	生涯スポーツ振興事 業	心身の健全な発達に重要な役割を果たす スポーツに、国民の誰もが生涯を通じてい つても身近に親しまうことができる環境を整 備するために必要な諸施策を実施		B	31	32	30	27	31	30	184		
	文部 科学 省	大学横断的かつ競 技横断的統括組織 (日本版NCAA)創設 事業	適切な組織運営管理や健全な大学ス ポーツビジネスの確立等を旨とする大学横 断的かつ競技横断的統括組織の創設に 向けて、組織の具体的な在り方について 検討する学産官連携の協議会を開催する とともに、大学スポーツの活性化に全学的 体制で取り組む各大学において、専門人 材の育成や先進的モデル事業を展開		B						87	132	219	
	文部 科学 省	スポーツ活動支援事 業	地域の身近な場で、安全・安心に、多様 なスポーツに親しめる環境の整備に向け た地方公共団体やスポーツ団体等の取組 を支援する。具体的には、年齢、性別、障 害の有無にかかわらず、全ての人が関 心や適性等に応じて、気軽にスポーツに 親しめる機会を提供し、ライフステージに 応じたスポーツ活動の推進を図る。		-							4	4	
64-b. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 (5事業)														
	文部 科学 省	スポーツによる地域 活性化推進事業(地 域スポーツコミュニ ティへの活動支援) (130～) スポーツに よる地域活性化推進 事業(スポーツによる まちづくり・地域活 性化活動支援事業)	地方自治体、スポーツ団体、民間企業等 が一体となり、スポーツと地域資源を掛け 合せて地域活性化に取り組む組織であ る「地域スポーツコミュニティ」の活動に対 して支援を行い、スポーツによる地域活 性化を促進		B			39	35	26	30	131		
	文部 科学 省	スポーツによる地域 活性化推進事業(ス ポーツを通じた健康 長寿社会等の創生)	スポーツ無関心層などを対象として、運 動・スポーツへの興味・関心を喚起するた めに、インセンティブ付き運動・スポーツ プログラムなどを実施するとともに、当該取組 の効果やスポーツ活動の継続率の測定・ 分析を行うなどスポーツによる健康増進の 取組を支援		B			239	323				563	
	文部 科学 省	スポーツによる地域 活性化推進事業(運 動・スポーツ習慣化 促進事業)	地方公共団体におけるスポーツを通じた 健康増進に関する施策を持続可能な取 組とするために、域内の体制整備及び運 動・スポーツへの興味・関心を持ち、習慣 化につながる取組を支援		B					78	110	188		
	文部 科学 省	スポーツ医・科学等 を活用した健康増進 プロジェクト	関係者庁と連携を図りながら、最新のス ポーツ医・科学等の知見に基づき、心身 の健康の保持増進を図るための運動・ス ポーツに関するガイドラインの策定及びス ポーツ・レクリエーションを活用した効果 的なプログラム等の検討を実施		B				9	6		16		
	文部 科学 省	スポーツツーリズム・ ムーブメント創出事 業	スポーツツーリズム需要喚起・定着化を 目的とした関連産業と連携、協働したプロ モーション展開や、スポーツと文化芸術を 融合させた希少性・体験価値の高い「ス ポーツ文化ツーリズム」の推進により、ス ポーツによる国内外からの交流人口の拡大 ・関連産業の活性化を促進		B					19	24	43		
64-c. 障害者スポーツの普及促進 (5事業)														
	文部 科学 省	地域における障害者 スポーツ普及促進事 業	・地域において障害者が継続的にスポ ーツに参加できる環境の整備を促進する ために、スポーツ関係者と障害福祉関係 者が連携・協働体制を構築し、相互に一体 となり障害者スポーツを推進するとともに 、実践研究を行う地方公共団体を始め、 障害者スポーツの体制整備等に積極的に取 り組もうとする地方公共団体へ専門家を 派遣して、先進的な事例や専門的なノウハウ の提供等 ・また、地域において障害者が継続的にス ポーツに参加できる環境の整備を促進す るため、スポーツ参加における障壁の調 査分析を実施		B					54	61	46	162	
	文部 科学 省	日本障がい者スポ ーツ協会補助(障害者 スポーツ振興事業)	障害者スポーツに係る普及・啓発、調査 研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指 導者の養成・活用等の総合的な振興事業 を行い、障害者の自主的かつ積極的なス ポーツの実施を実現		B		988 (内数)	129	152	152	104	539		
	文部 科学 省	全国障害者スポ ーツ大会開催事業	障害のある選手が競技等を通じて、ス ポーツの楽しさを体験するとともに、国民 の障害に対する理解を深め、障害者の社 会参加の推進に寄与するために、全国障 害者スポーツ大会を開催		C	55		81	81	81	81	379		
	文部 科学 省	特別支援学校等 を活用した障害児・ 者のスポーツ活動実践 事業	障害児・者が安心して安全にスポーツが できる場と想定される特別支援学校等を 有効に活用するための実践研究を実施す ることにより、地域における障害者スポ ーツの拠点づくりを推進		B					8		8		
	文部 科学 省	障害者スポーツ推進 プロジェクト	各地域において障害者が身近な場所で スポーツを実施できる環境の整備等を図 るとともに、障害者スポーツ団体の体制 強化を図り、他団体や民間企業等と連 携した活動の充実を図る。		-						39	39		
(4)健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現 (45事業)							12,171	12,201	12,134	11,620	14,798	15,094	78,021	
①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止 (0事業)														
65. 健康面等でのレガシーの創出 (0事業)														
66. 受動喫煙対策の推進 (0事業)														



分野、施策の区分	府省等名注(1)	事業名	事業概要	オリパラ関係予算注(2)	ABC分類注(3)	支出額							備考
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
						No.							
		②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー	(45事業)			12,171	12,201	12,134	11,620	14,798	15,094	78,021	
		67. 大会に向けたアクセシビリティの実現	(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
		68. 大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進	(22事業)			4,556	5,760	6,214	7,572	8,410	8,825	41,339	
	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち④心のバリアフリー	大会関係者のみならず、交通、流通、外食、教育などの幅広い関係者による接遇・心のバリアフリーの理解促進のためのムーブメントづくりに係る調査を実施	○	A	-	-	-	11	-	-	11	
	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち⑤ボランティアの推進	大会を契機に、障害者・高齢者等へのサポートの輪が広がる仕組みを創設すべく、先進事例の調査を実施	○	A	-	-	-	-	18	0	18	[No.1]
	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち⑧オリパラ基本方針推進調査(ユニバーサルデザイン)	オリパラ基本方針に盛り込まれた施策の推進に当たり、大会成功に向けた重点分野であるユニバーサルデザインに関する調査として試行プロジェクトを実施し、その効果と課題を分析し、全国的な横展開を図る。	○	A	-	-	-	20	15	-	36	
	内閣府	避難所における特に配慮を要する者等の支援に関する調査業務	全国の市区町村に対して、避難行動要支援者名簿の活用状況、要配慮者等の支援体制、福祉避難所設置に係る課題等を抽出するためのアンケートやヒアリング調査等の実施		C	-	-	-	-	9	-	9	
	内閣府	障害者施策推進経費	障害者への国民の関心・理解促進、障害者差別解消法(平成25年法律第65号)の趣旨及び内容の啓発・広報、これらに関連する調査研究等、障害者施策の推進		C	72	82	90	68	60	53	428	
	総務省	外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進	駅、空港や競技場、旅館・ホテル等の施設について、火災や地震が発生した場合に、これらの施設を利用する障害のある人のニーズ等に配慮して、施設関係者がデジタルサイネージ等の多様な手段を活用した情報伝達や避難誘導を行うときの留意事項等について検討		C	-	-	5	-	2	4	12	
	法務省	「心のバリアフリー」の推進に向けた人権啓発活動	障害者スポーツチームやパラリンピック選手を講師とする小学生・中学生向けの人権教室等、法務局・人権擁護委員による人権啓発活動を各地において実施		B	-	-	-	-	4	14	21	40
	文部科学省	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業	障害者権利条約の批准の趣旨等を踏まえて、障害者理解の推進のために、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要であり、障害者スポーツや文化・芸術の体験学習などを通じた交流及び共同学習を進めることにより、障害者理解(心のバリアフリー)を推進し、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組を実施		B	-	-	29	30	50	48	158	
	厚生労働省	障害者就業・生活支援センター事業	障害者の職業生活における自立を図るために、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を実施		C	4,194	5,158	5,381	6,332	6,902	7,176	35,146	
	厚生労働省	精神科医療機関とハローワークとの連携モデル事業	精神障害者の更なる雇用の推進のために、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進		C	-	-	-	-	87	164	174	426
	厚生労働省【JED】	ジョブコーチの養成・研修の推進	JIEDにおいて、ジョブコーチの養成研修を実施		C	28	27	27	26	1	3	114	
	厚生労働省	精神・発達障害者しごとサポーターの養成	企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進		C	-	-	-	-	9	22	32	
	厚生労働省	障害者雇用安定助成金	雇用する障害者の職場定着に資する障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直しなどの措置について計画を作成し、計画に基づいて一つ以上の措置を講じた場合に助成金を支給		C	143	170	346	487	544	703	2,395	
	厚生労働省	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業	① 差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援 ア 障害者雇用の専門窓口を設置し、窓口の相談や企業訪問により、対応支援を行う。 イ 講習・事例報告会、相談・交流会の実施(各ブロック1回以上) ウ ノウハウ普及・対応支援事例集の作成 ② 「障害者活躍企業(仮称)」認証事業の創設		C	-	11	9	13	53	57	146	
	厚生労働省	障害者テレワーク(在宅勤務)導入のための総合支援事業	① 障害者在宅勤務導入コンサルティング事業 ア 障害者のテレワーク(在宅雇用)導入希望企業の開拓 イ 開拓後に障害者雇用と企業メリットの両立を提示する導入支援 ウ 障害者の在宅雇用導入に関するPR(セミナー等の開催) エ 必要に応じて②の事業の受託企業に対する相談援助 ② 在宅勤務ノウハウ蓄積モデル事業 必要に応じて①の事業所と連携しながら、障害者在宅雇用導入に係る取組を実施し、企業自らがそのノウハウを蓄積		C	-	-	-	25	33	-	59	
	厚生労働省	農福連携による障害者の就業促進プロジェクト	農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支えて地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就業施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マリンエの開催等を支援		B	-	-	-	132	229	285	646	
	厚生労働省	「心のバリアフリー」推進事業	都道府県が行う心のバリアフリー(障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとしてコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。)を広めるための取組を支援		B	-	-	-	-	44	75	119	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考	
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計		
						No.								
	311	厚生労働省	障害者のサテライトオフィス勤務導入推進事業	試行的に障害者のサテライトオフィス勤務を導入するモデル企業を開拓し、モデル企業へのコンサルティング・導入支援を行うとともに、サテライトオフィスで勤務する障害者の定着支援を実施する。その後、モデル企業における取組内容(サテライトオフィスにおいて障害者に担当させた業務の内容、定着のための工夫等)をまとめた取組報告書を作成し、障害者のサテライトオフィス勤務についてのPRセミナーを開催するなどして、広く周知する。		-						14	14	
	312	農林水産省	農山漁村振興交付金(農山漁村共生・対流総合対策交付金)	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進		C	69	156	266	219	246	187	1,146	
	313	農林水産省	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進		C	47	153	-	32	-	-	233	
	314	農林水産省	福祉農園地域支援事業(都市農業機能発揮推進事業)	福祉農園の全国展開のための普及モデルの創出とその普及活動を推進するために①農業分野と福祉分野の双方について専門的な知見を有する職員の育成、②地域に福祉農園を普及するための活動を支援		C	-	-	14	29	16	-	60	
	315	農林水産省	都市農業機能発揮整備事業	福祉農園の整備		C	-	-	44	38	-	-	82	
	69. バリアフリー対策の強化 (23事業)						7,615	6,440	5,920	4,047	6,388	6,268	36,681	
	316	内閣府(警察庁)	大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業	大会における大会関係者や観客等の円滑な輸送の実現及び競技会場周辺等のバリアフリー化の推進に向けた交通安全施設等の整備事業を実施		O	-	-	-	-	-	500	500	[No.10]
	317	国土交通省	地域の公共交通ネットワークの再構築(バス・タクシー)	高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるために、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援		B	886	962	818	233	346	1,696	4,943	
	318	国土交通省	地域の公共交通ネットワークの再構築(旅客ターミナル)	高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるために、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援		B	41	32	18	50	-	-	143	
	319	国土交通省	地域の公共交通ネットワークの再構築(航空旅客ターミナル)	高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるために、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援		B	1	17	11	6	-	-	36	
	320	国土交通省	地域の公共交通ネットワークの再構築(鉄軌道事業者)	高齢者、障害者を始め誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるために、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援		B	6,295	5,136	4,429	2,469	1,159	732	20,222	
	321	国土交通省	バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進	国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図るとともに、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定を受け、大会の円滑な開催等に向けて、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を実施		B	-	-	46 (内数)	46 (内数)	50 (内数)	52 (内数)	-	
	322	国土交通省	道路のユニバーサルデザイン化(直轄)東京都道1、4、6、14、15、17、20、246、254、357号等	国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図るとともに、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定を受け、大会の円滑な開催等に向けて、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を実施		B	2,212,105 (内数)	1,927,469 (内数)	1,737,932 (内数)	1,760,901 (内数)	1,875,061 (内数)	1,829,892 (内数)	-	
	323	国土交通省	国際競争拠点都市整備事業(虎ノ門)	交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発な国際的ビジネスの拠点となる地域を形成し、大都市の国際競争力を強化		B	-	22	54	477	2,355	2,016	4,925	
	324	国土交通省	都市・地域交通戦略推進事業(新宿)	徒歩、自転車、自動車、公共交通等の多様なモードの連携が図られた自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通等から成る都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援		B	344	92	304	350	57	295	1,444	
	325	国土交通省	都内主要ターミナル等における交通結節機能の強化(バリアフリー化)(渋谷・品川)	主要ターミナル等において、交通結節機能の強化に向けた取組を推進		B	8	62	74	228	606	283	1,264	
	326	国土交通省	競技会場周辺エリア等における都市公園のバリアフリーの推進	・競技会場周辺や外国人が多く訪れる主要な観光地周辺の都市公園を優先し、バリアフリー化の実態を調査、基本的に適定した全ての公園で2020年(令和2年)までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。 ・さらに、代表的な公園(競技会場等)について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として整備を図ることを検討		B	6	42	35	44	35	31	194	
	327	国土交通省	新技術の導入による公共交通の利用推進に関する検討調査	利便性の高い新たな公共交通システムを構築するためには、多くの都市で基幹的な公共交通となるバス交通の高度化(BRT導入)など、利用環境の改善を進めることが必要であるため、道路空間の維持管理や既存自動車交通への影響等を加味し、バリアフリー化や大量乗降可能なバス停等の技術的検討を実施		B	-	-	10	17	-	-	28	
	328	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(バス・タクシー)	訪日外国人旅行者数4000万人等の実現に向けて、訪日外国人旅行者のストレスフリーな受入環境を整備するための必要な支援を実施		B	-	-	-	401 (内数)	570	593	1,164	
	329	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(鉄軌道事業者)	エレベーターやスロープによる段差の解消、多機能トイレ、ホームドアの設置等、公共交通のバリアフリー施設の整備に対する支援を実施		B	-	-	-	415 (内数)	1,499 (内数)	5,450 (内数)	-	
	330	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備・加速化事業(バス・タクシー)	訪日外国人旅行者数4000万人等の実現に向けて、訪日外国人旅行者のストレスフリーな受入環境を整備するための必要な支援を実施		B	-	-	-	168 (内数)	1,098	-	1,098	

分野、施策 の区分	府省 等名 注(1)	事業名	事業概要	オリ パラ 関係 予算 注(2)	ABC 分類 注(3)	支出額							備考
						平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計	
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業(鉄軌道事業者)	エレベーターやスロープによる段差の解消、多機能トイレ、ホームドアの設置等、公共交通のバリアフリー施設の整備に対する支援		B	-	-	-	206 (内数)	4,906 (内数)	-	-	
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業(旅客船ターミナル)	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業		B	-	-	-	-	33	-	33	
	国土交通省	バリアフリー施設の整備の推進(地下鉄事業者)	地下高速鉄道の新線建設、耐震補強、浸水対策及び大規模改良工事(バリアフリー化工事、列車運行円滑化工事)に係る費用の一部(補助対象事業費の35%以内)について、予算の範囲内において補助		B	3,984 (内数)	4,910 (内数)	11,552 (内数)	5,811 (内数)	5,194 (内数)	3,699 (内数)	-	
	国土交通省	ユニバーサルツーリズム促進事業	高齢者、障害者、乳幼児連れ旅行者、外国人等を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するために、地方自治体、NPO等の幅広い関係者の協力の下、地域の受入体制の強化を進めるほか、ユニバーサルツーリズムに関連する旅行商品の造成、普及を促進		B	31	33	27	28	17	13	152	
	国土交通省	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発(屋内外の測位情報のシームレス化に関する技術開発)	屋内外の測位環境や、複雑な都市空間(地下街を含む公的屋内空間等)を表現する3次元の地理空間情報(以下「3次元地図」という)の未整備等、高精度測位による新サービスの実現に係る課題を解決するために、ビル街など衛星測位が困難な箇所を含む屋内外の測位環境の改善と相互連携、3次元地図の整備・更新に関する技術開発を実施		B	-	-	10	9	10	-	31	
	国土交通省	高精度測位技術を活用したストレスフリー環境づくりの推進	訪日外国人や障害者・高齢者を含む誰もがストレスを感じることなく、円滑に移動・活動できる社会を実現するために、屋内の電子地図や測位環境等の空間情報インフラの整備・活用促進に向けた検討・実証等を行い、民間事業者による多様な位置情報サービスが生まれやすい環境づくりを推進		B	-	-	92	90	55	49	287	
	国土交通省	歩行者移動支援の普及・活用の推進	民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するために、移動に必要なデータのオープンデータ化等の検討		B	-	38	32	39	42	45	197	
	国土交通省	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(旅客船ターミナル)	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等の実施		-	-	-	-	-	-	10	10	
		70. ICTを活用した行動支援の普及・活用	(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
		71. 大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進	(0事業)			-	-	-	-	-	-	-	
		【A、B両方にまたがる取組であり、その区分が困難なもの】	(2事業)			-	-	-	134	125	178	437	
	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち①推進本部	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営を行うとともに、大会の円滑な準備及び運営に関する総合調整を実施		○ A	-	-	-	133	125	178	437	
	内閣	東京オリンピック・パラリンピック推進本部経費のうち②レガシー	過去のオリンピック・パラリンピックのレガシーに係る知見を深めるとともに、基本方針の実施にいかす。		○ A	-	-	-	0	0	-	0	

注(1) 「事業名」、「事業概要」及び「支出額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調査を基に会計検査院が整理したものである。一部の事業については、平成29年度以前の計数が、事業費の確定に伴う精算等により30年報告における計数と一致しない場合がある。また、各府省等が大会の関連施策として整理している事業を運営費交付金等を財源として実施する独立行政法人における支出額を含む。その場合、「府省等名」に当該独立行政法人の略称を【 】で記載しており、各独立行政法人の略称は次のとおりである。

国立研究開発法人情報通信研究機構：NICT、独立行政法人国際協力機構：JICA、独立行政法人国際交流基金：JF、国立研究開発法人科学技術振興機構：JST、独立行政法人日本芸術文化振興会：JAC、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構：JEED、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構：NEDO、独立行政法人日本貿易振興機構：JETRO

注(2) 「オリパラ関係予算」は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」を示し、同欄における「○」はオリパラ関係予算として全額計上されている事業、「△」は一部計上されているなどの事業、空欄はオリパラ関係予算としての計上がない事業であることをそれぞれ示している。

注(3) 「ABC分類」は、各府省等が大会の関連施策として報告した平成25年度から29年度までの事業について、オリパラ事務局が分類した結果を記載している。そのため、各府省等が大会の関連施策として整理した事業のうち、30年度から支出額がある事業、30年5月以降に公表された政府の取組状況報告に大会の関連施策として記載された事業等については、ABC分類の対象とされていないことから、同欄を「-」としている。

注(4) 事業数は、平成30年度までに支出額がある事業のみを計上しており、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業(「支出額」欄に「(内数)」の記載がある事業)を含む。

注(5) 項目ごとの支出額合計には、事業ごとの支出額を算出することが困難であるなどの事業(「支出額」欄に「(内数)」の記載がある事業)に係る金額は含んでいない。

注(6) 備考欄の「」書きの番号は、別図表2において対応する事業を示している。

注(7) 予算を府省等間で移し替えて実施する事業については、移替元の府省等名を記載している。

別図表2 オリパラ関係予算に係る事業別の執行状況一覧(平成25年度～30年度)

No.	所管	事業名	平成25年度				26年度				27年度					
			登録額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額
1	内閣	東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	内閣府 (警察庁)	東京オリンピック・パラリンピック対策に係る新たな警備手法に関する調査研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	2	-	6
3		海外における情報収集要員の配置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4		海外治安情報機関関係者の招へい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5		オリンピック開催時における交通対策の視察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6		情報の収集・分析に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7		各種部隊の資機材の整備等に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8		警備実施及び要人警護に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		警察庁における指揮機能の強化に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10		大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11		サイバー攻撃の未然防止対策等に要する経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12		総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	競技会場におけるICT活用促進事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた消防・救急体制の構築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15		日本オリンピック委員会補助	2,357	2,356	-	0	2,391	-	2,376	-	15	91	-	77	-	13
16		ハイパフォーマンス・サポート事業 (注4)	2,299	2,084	-	214	2,834	-	2,267	-	566	3,099	-	2,934	-	165
17		ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	589	518	-	70	658	-	578	-	80	883	-	606	-	277
18		女性アスリートの育成・支援プロジェクト	467	71	-	395	412	-	243	-	168	378	-	314	-	63
19		次世代アスリート特別強化推進事業	394	377	-	16	394	-	383	-	10	-	-	-	-	-
20		トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	22	0	-	21	21	-	2	-	19	18	-	16	-	1
21		文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	22,142	22,142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22		戦略的スポーツ国際貢献事業	-	-	-	-	1,144	-	945	-	199	-	-	-	-	-
23		2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト	-	-	-	-	1,369	-	1,024	-	345	-	-	-	-	-
24		パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究	-	-	-	-	22	-	11	-	10	-	-	-	-	-
25		独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	-	-	-	-	17,062	-	17,063	-	-	-	-	-	-	-
26		スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	1,224	-	1,159	-	64	

(単位:百万円)

No.	28年度					29年度					30年度					備考
	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	
1	875	-	533	-	341	576	-	495	-	80	825	-	563	249	13	No.182、183、223、225、294～296、339、340
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.20
3	9	-	19	-	△ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.16
4	2	-	1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.17
5	2	-	3	-	△ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.83
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,448	-	843	-	604	No.21
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,208	-	1,798	340	68	No.23
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,297	-	760	490	45	No.24
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300	-	1,152	-	1,147	No.22
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	510	-	500	-	9	No.316
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	583	-	393	-	189	No.49
12	-	-	-	-	-	240	-	193	-	46	370	-	366	-	3	No.177
13	-	-	-	-	-	199	-	-	199	-	-	199	189	-	10	No.200
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	△ 0	No.40
15	113	-	84	-	28	113	-	112	-	-	113	-	112	-	-	No.135
16	3,528	-	2,974	-	554	1,591	-	1,588	-	2	1,296	-	1,293	-	3	No.139
17	900	-	764	-	135	900	-	853	-	46	912	-	783	-	128	No.142
18	380	-	310	-	69	388	-	350	-	37	230	-	205	-	24	No.140
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.137
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.147
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.154 本図表では国からJSCへの運営費交付金支出額全額、別図表1ではJSCにおける支出額を記載しているため、計数は一致しない。
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.163～165
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.138
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.148
25	12,500	-	12,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.154 本図表では国からJSCへの出資額全額、別図表1ではJSCにおける支出額を記載しているため、計数は一致しない。
26	1,214	-	1,186	-	28	1,167	-	1,110	-	56	1,167	-	1,087	-	79	No.163～167

No.	所管	事業名	平成25年度				26年度				27年度					
			登録額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額
27	文部 科学省	競技力向上事業	-	-	-	-	-	-	-	-	7,400	-	7,400	-	-	
28		スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	95	-	4	
29		ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	-	-	-	-	-	-	-	-	84	-	1	61	22	
30		日本障がい者スポーツ協会補助	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	61	-	1	
31		スポーツ国際展開基盤形成事業(注5)	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	61	-	8	
32		スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
33		ハイパフォーマンスセンター情報システムの基盤整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34		ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35		ドーピング防止活動推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36		東京パラリンピック競技大会開催準備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	厚生 労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
38		障害者芸術・文化祭開催事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
39		外傷外科医養成研修事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40		化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	-	-	-	-	88	-	88	-	-	-	-	-	-	
41	農林 水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
42	国土 交通省	海上警備体制等の強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
43	環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	-	-	-	-	-	-	-	-	330	-	276	-	53	
44		熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	13	-	1	
45		東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	21	-	8	
46		東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	7	-	3	
47		オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
48		2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする3R推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			28,270	27,553	-	719	26,395	-	24,985	-	1,415	13,802	-	13,049	61	696

- 注(1) 「支出額」「翌年度繰越額」「前年度繰越額」及び「差額」の計数は、各府省等から提出された大会の関連施策に係る調書を基に会計検査院が単単位で集計したものである。また、「事業名」及び「登録額」の計数は、内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」から転記(同一年度で当初、補正予算共に計上がある場合は百万円単位の計)したものである。一部の事業については、平成29年度以前の計数が、事業費の確定に伴う精算等により30年報告における計数と一致しない場合がある。
- 注(2) 「登録額」は予算決定時点のものであるため、執行段階で追加の支出の必要が生じ流用等によって対応したことなどにより、「登録額」を「支出額」が上回っているものがある。
- 注(3) 「差額」には、平成25年度は「登録額」から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額、26年度から30年度までは「登録額」と「前年度繰越額」を合算した額から「支出額」及び「翌年度繰越額」を差し引いた額を計上しており、決算上の不用額とは異なる。なお、注(1)のとおり、「登録額」は内閣官房が公表している「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算」からの転記であり、単位未満切捨てとなっていないものがあるため、図表中の数値を集計しても「差額」が一致しないものがある。
- 注(4) 平成27年度以前の事業名は「マルチサポートによるトップアスリートの支援」(25年度)、「メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業」(26年度)及び「マルチサポート戦略事業」(27年度)である。
- 注(5) 平成27、28両年度の事業名は「国際情報戦略強化事業(IF役員増戦略)」である。
- 注(6) 備考欄の番号は別図表1において対応する事業を示している。

(単位:百万円)

No.	28年度					29年度					30年度					備考
	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	登録額	前年度繰越額	支出額	翌年度繰越額	差額	
27	8,700	-	8,700	-	-	9,150	-	9,150	-	-	9,600	-	9,600	-	-	No.134 本図表では国からJSCへの運営費交付金支出額全額、別図表1ではJSCにおける支出額を記載しているため、計数は一致しない。
28	90	-	89	-	0	86	-	85	-	0	81	-	81	-	-	No.146
29	2,606	61	2,648	-	18	5,064	-	707	4,330	26	9,690	4,330	10,330	3,673	16	No.143 本図表の29年度支出額は、別図表1における支出額5,376百万円の内数
30	51	-	51	-	-	51	-	51	-	-	52	-	52	-	-	No.136 オリバラ関係予算としての登録は27年度以降
31	71	-	73	-	△ 2	101	-	88	-	12	130	-	100	-	29	No.141
32	501	-	473	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.169
33	1,054	-	9	1,044	-	-	1,044	998	-	46	-	-	-	-	-	No.144
34	-	-	-	-	-	945	-	814	-	130	945	-	945	-	-	No.145
35	-	-	-	-	-	201	-	196	-	4	296	-	279	-	16	No.152 オリバラ関係予算としての登録は29年度以降
36	-	-	-	-	-	30,000	-	30,000	-	-	-	-	-	-	-	No.179
37	61	-	35	-	24	74	-	44	-	29	72	-	64	-	7	No.176
38	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.237 オリバラ関係予算としての登録は28年度のみ。 また、本図表の28年度支出額は、別図表1における支出額40百万円の内数
39	-	-	-	-	-	11	-	10	-	-	11	-	10	-	-	No.35
40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152	-	131	-	20	No.41
41	17	-	8	-	8	15	-	5	-	10	11	-	4	-	6	No.79
42	162	-	160	-	1	809	-	725	-	83	-	-	-	-	-	No.27～30
43	26	-	2	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	No.111
44	36	-	40	-	△ 3	21	-	24	-	△ 3	7	-	18	-	△ 10	No.108
45	18	-	15	-	2	17	-	-	-	17	-	-	-	-	-	No.107
46	7	-	4	-	1	3	-	1	-	0	-	-	-	-	-	No.110
47	-	-	-	-	-	29	-	28	-	0	30	-	29	-	0	No.109
48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	0	-	3	No.112 オリバラ関係予算としての登録は30年度のみ
	32,937	61	30,705	1,044	1,248	51,751	1,044	47,639	4,529	628	34,345	4,529	31,706	4,754	2,416	